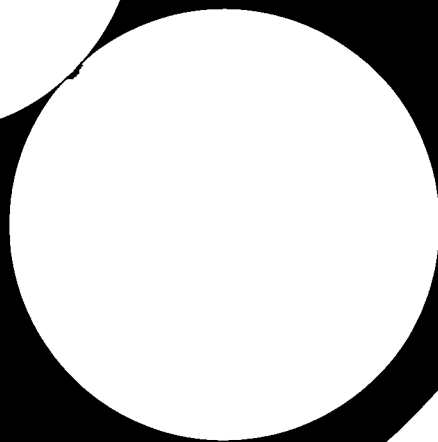
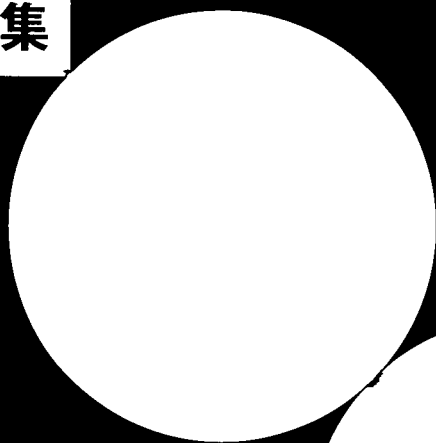


# J.LEAGUE HANDBOOK 2020

Jリーグ規約・規程集



# **J.LEAGUE HANDBOOK 2020**

■公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 規約・規程集■

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒113-0033 東京都文京区本郷3-10-15 JFAハウス9階

# Jリーグ理念

## 1. 日本サッカーの水準向上及び

サッカーの普及促進

## 1. 豊かなスポーツ文化の振興及び

国民の心身の健全な発達への寄与

## 1. 国際社会における交流及び

親善への貢献

## Jリーグ活動方針

1. フェアで魅力的な試合を行うことで、地域の人々に夢と楽しみを提供します。
2. 自治体・ファン・サポーターの理解・協力を仰ぎながら、世界に誇れる、安全で快適なスタジアム環境を確立していきます。
3. 地域の人々にJクラブをより身近に感じていただくため、クラブ施設を開放したり、選手や指導者が地域の人々と交流を深める場や機会をつくっていきます。
4. フットサルを、家族や地域で気軽に楽しめるようなシステムを構築しながら普及していきます。
5. サッカーだけでなく、他のスポーツにも気軽に参加できるような機会も多くつくっていきます。
6. 障がいを持つ人も一緒に楽しめるスポーツのシステムをつくっていきます。

## Jリーグ設立趣旨

1. 「スポーツ文化」としてのサッカーの振興  
日本のサッカーをより広く愛されるスポーツとして普及させることにより、国民の心身の健全な発達を図るとともに、豊かなスポーツ文化を醸成。わが国の国際社会における交流・親善に寄与する。
2. 日本サッカーの強化と発展  
日本のサッカーを活性化し、オリンピック、ワールドカップに常時出場できるレベルにまで実力を高め、日本におけるサッカーのステイタスを向上させる。
3. 選手・指導者の地位の向上  
トップレベルの選手・指導者に、やり甲斐のある場を提供し、その社会的地位を高めていく。
4. 競技場をはじめとするホームタウン環境の整備  
地域に深く根ざすホームタウン制を基本とし、各地域において地元住民が心ゆくまでトップレベルのサッカーとふれあえるよう、スタジアム施設をはじめチーム周辺を整備する。

# Jリーグ (公益社団法人 日本プロサッカーリーグ)

2020年2月1日時点

## 理事会

理事長 村井 満  
(チェアマン)

副理事長 原 博実

専務理事 木村 正明

理事 米田 恵美

理事 小川 佳実

理事 下川 浩之

理事 須原 清貴

理事 関塚 隆

理事 竹原 稔

理事 為末 大

理事 塚野 真樹

理事 並木 裕太

理事 沼田 邦郎

理事 野々村 芳和

理事 藤沢 久美

理事 眞壁 潔

理事 山本 浩

監事 大塚 則子

監事 山崎 忠史

特任理事 小西 孝生

特任理事 馬場 渉

特任理事 佐伯 夕利子

特任理事 福西 崇史

特任理事 外山 晋吾

## 裁定委員会

委員長 堀田 力

委員 小林 正三郎

委員 川瀬 隆弘

委員 佐久間 達哉

## 名誉会員

川淵 三郎

鈴木 昌

鬼武 健二

大東 和美

# J 1 会員

2020年2月1日時点

## 北海道コンサドーレ札幌

法人名 株式会社コンサドーレ  
実行委員名 野々村 芳和  
所在地 〒063-0052 北海道札幌市西区宮の沢2条3丁目4-1

## ベガルタ仙台

法人名 株式会社ベガルタ仙台  
実行委員名 菊池 秀逸  
所在地 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-6-16 漁信基ビル4階

## 鹿島アントラーズ

法人名 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー  
実行委員名 小泉 文明  
所在地 〒314-0021 茨城県鹿嶋市粟生東山2887

## 浦和レッズ

法人名 浦和レッドダイヤモンド株式会社  
実行委員名 立花 洋一  
所在地 〒336-8505 埼玉県さいたま市緑区美園2-1

## 柏レイソル

法人名 株式会社日立柏レイソル  
実行委員名 瀧川 龍一郎  
所在地 〒277-0083 千葉県柏市日立台1-2-50

## FC東京

法人名 東京フットボールクラブ株式会社  
実行委員名 大金 直樹  
所在地 〒182-0034 東京都調布市下石原1-2-3 TSOビル  
電話 042 (444) 2630  
FAX 042 (444) 2657

## 川崎フロンターレ

法人名 株式会社川崎フロンターレ  
実行委員名 藁科 義弘  
所在地 〒213-0013 神奈川県川崎市高津区末長4-8-52

---

## 横浜F・マリノス

法人名 横浜マリノス株式会社  
実行委員名 黒澤 良二  
所在地 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-6-3 DSM 新横浜ビル 5F

---

## 横浜FC

法人名 株式会社横浜フリエスポーツクラブ  
実行委員名 上尾 和大  
所在地 〒244-0801 神奈川県横浜市戸塚区品濃町 549-2 三宅ビル 5階

---

## 湘南ベルマーレ

法人名 株式会社湘南ベルマーレ  
実行委員名 水谷 尚人  
所在地 〒254-0026 神奈川県平塚市中堂 18-8 E棟 3階

---

## 清水エスパルス

法人名 株式会社エスパルス  
実行委員名 山室 晋也  
所在地 〒424-0901 静岡県静岡市清水区三保 2695-1

---

## 名古屋グランパス

法人名 株式会社名古屋グランパスエイト  
実行委員名 小西 工己  
所在地 〒470-0344 愛知県豊田市保見町井ノ向 57-230 トヨタスポーツセンター内

---

## ガンバ大阪

法人名 株式会社ガンバ大阪  
実行委員名 山内 隆司  
所在地 〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園 3-3

---

## セレッソ大阪

法人名 株式会社セレッソ大阪  
実行委員名 森島 寛晃  
所在地 〒546-0034 大阪府大阪市東住吉区長居公園 1-1 (長居球技場)

---

## ヴィッセル神戸

法人名 楽天ヴィッセル神戸株式会社  
実行委員名 立花 陽三  
所在地 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル 4F



---

## サンフレッチェ広島

法人名 株式会社サンフレッチェ広島  
実行委員名 仙田 信吾  
所在地 〒730-0051 広島県広島市中区大手町 1-4-14 上田ビル 2F

---

## サガン鳥栖

法人名 株式会社サガン・ドリームス  
実行委員名 竹原 稔  
所在地 〒841-0034 佐賀県鳥栖市京町 812

---

## 大分トリニータ

法人名 株式会社大分フットボールクラブ  
実行委員名 榎 徹  
所在地 〒870-0126 大分県大分市大字横尾 1629 番地

---

<h1>J 2 会 員</h1>
------------------

2020年2月1日時点

---

## モンテディオ山形

法人名 株式会社モンテディオ山形  
実行委員名 相田 健太郎  
所在地 〒994-0000 山形県天童市山王 1-1

---

## 水戸ホーリーホック

法人名 株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック  
実行委員名 沼田 邦郎  
所在地 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 136-1

---

## 栃木SC

法人名 株式会社栃木サッカークラブ  
実行委員名 橋本 大輔  
所在地 〒320-0813 栃木県宇都宮市二番町 1-7

---

## ザスパクサツ群馬

法人名 株式会社ザスパ  
実行委員名 奈良 知彦  
所在地 〒371-0022 群馬県前橋市千代田町四丁目 12-4

---

---

## 大宮アルディージャ

法人名 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社  
実行委員名 森 正志  
所在地 〒331-8585 埼玉県さいたま市西区西大宮 4-25-3

---

## ジェフユナイテッド千葉

法人名 ジェフユナイテッド株式会社  
実行委員名 森本 航  
所在地 〒260-0835 千葉県千葉市中央区川崎町 1-38

---

## 東京ヴェルディ

法人名 東京ヴェルディ株式会社  
実行委員名 羽生 英之  
所在地 〒206-0812 東京都稲城市矢野口 4015-1

---

## F C町田ゼルビア

法人名 株式会社ゼルビア  
実行委員名 大友 健寿  
所在地 〒195-0062 東京都町田市大蔵町 550

---

## ヴァンフォーレ甲府

法人名 株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ  
実行委員名 佐久間 悟  
所在地 〒400-8545 山梨県甲府市北口 2-6-10

---

## 松本山雅 F C

法人名 株式会社松本山雅  
実行委員名 神田 文之  
所在地 〒390-0825 長野県松本市並柳 1-10-20

---

## アルビレックス新潟

法人名 株式会社アルビレックス新潟  
実行委員名 是永 大輔  
所在地 〒950-0954 新潟県新潟市中央区美咲町 2-1-10

---

## ツエーゲン金沢

法人名 株式会社石川ツエーゲン  
実行委員名 西川 圭史  
所在地 〒920-0059 石川県金沢市示野町西 2 番地

---

---

## ジュビロ磐田

法人名 株式会社ジュビロ  
実行委員名 小野 勝  
所在地 〒438-0025 静岡県磐田市新貝 2500 番地

---

## 京都サンガ F.C.

法人名 株式会社京都パープルサンガ  
実行委員名 伊藤 雅章  
所在地 〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 87 ケイアイ興産京都ビル

---

## ファジアーノ岡山

法人名 株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ  
実行委員名 鈴木 徳彦  
所在地 〒704-8163 岡山県岡山市東区升田 614-11 政田サッカー場

---

## レノファ山口 F.C.

法人名 株式会社レノファ山口  
実行委員名 河村 孝  
所在地 〒753-0067 山口県山口市赤妻町 3-5

---

## 徳島ヴォルティス

法人名 徳島ヴォルティス株式会社  
実行委員名 岸田 一宏  
所在地 〒779-0108 徳島県板野郡板野町犬伏字瓢谷 2-22

---

## 愛媛 F.C.

法人名 株式会社愛媛 F.C.  
実行委員名 村上 忠  
所在地 〒790-0914 愛媛県松山市三町 3-12-14

---

## アビスパ福岡

法人名 アビスパ福岡株式会社  
実行委員名 川森 敬史  
所在地 〒813-0018 福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭 1-2-17

---

## ギラヴァンツ北九州

法人名 株式会社ギラヴァンツ北九州  
実行委員名 玉井 行人  
所在地 〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野 3-1-26 あべりあ浅野ビル 1F

---

## V・ファーレン長崎

法人名 株式会社V・ファーレン長崎  
実行委員名 高田 春奈  
所在地 〒859-0401 長崎県諫早市多良見町化屋 1808-1

---

## F C琉球

法人名 琉球フットボールクラブ株式会社  
実行委員名 三上 昂  
所在地 〒904-0012 沖縄県沖縄市安慶田 5-1-16 グランシャトレ安慶田 2 階

---

<h1>J 3 会員</h1>
-----------------

2020 年 2 月 1 日時点

---

## ヴァンラーレ八戸

法人名 株式会社ヴァンラーレ八戸  
実行委員名 細越 健太郎  
所在地 〒031-0111 青森県八戸市南郷大字市野沢字市野沢 35

---

## いわてグルージャ盛岡

法人名 株式会社いわてアスリートクラブ  
実行委員名 宮野 聡  
所在地 〒020-0852 岩手県盛岡市飯岡新田 6-14-4

---

## ブラウブリッツ秋田

法人名 株式会社ブラウブリッツ秋田  
実行委員名 岩瀬 浩介  
所在地 〒010-0951 秋田県秋田市山王 3-1-7 東カンビル 1F

---

## 福島ユナイテッド F C

法人名 株式会社 A C 福島ユナイテッド  
実行委員名 鈴木 勇人  
所在地 〒960-0201 福島県福島市飯坂町字筑前 7-1

---

## Y. S. C. C. 横浜

法人名 株式会社 Y.S.C.C.  
実行委員名 吉野 次郎  
所在地 〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧埠頭 3 USS インターナショナル内

---

---

## SC相模原

法人名 株式会社スポーツクラブ相模原  
実行委員名 望月 重良  
所在地 〒252-0231 神奈川県相模原市中央区相模原 5-1-19

---

## AC長野パルセイロ

法人名 株式会社長野パルセイロ・アスレチッククラブ  
実行委員名 堀江 三定  
所在地 〒381-0021 長野県長野市屋島 3300

---

## カターレ富山

法人名 株式会社カターレ富山  
実行委員名 山田 彰弘  
所在地 〒939-8234 富山県富山市南中田 368 富山県総合運動公園陸上競技場内

---

## 藤枝MYFC

法人名 株式会社藤枝MYFC  
実行委員名 鎌田 昌治  
所在地 〒426-0041 静岡県藤枝市高柳 2162-1

---

## アスルクラロ沼津

法人名 アスルクラロスルガ株式会社  
実行委員名 渡邊 隆司  
所在地 〒410-0051 静岡県沼津市西熊堂 711-1

---

## FC岐阜

法人名 株式会社岐阜フットボールクラブ  
実行委員名 宮田 博之  
所在地 〒502-0817 岐阜県岐阜市長良福光青穂 2070-7 岐阜県長良川スポーツプラザ 1F

---

## ガイナレ鳥取

法人名 株式会社SC鳥取  
実行委員名 塚野 真樹  
所在地 〒680-0903 鳥取県鳥取市南隈 418

---

## カマタマーレ讃岐

法人名 株式会社カマタマーレ讃岐  
実行委員名 池内 秀樹  
所在地 〒761-8051 香川県高松市西春日町 1059-13

---

## FC今治

法人名 株式会社今治. 夢スポーツ  
実行委員名 矢野 将文  
所在地 〒794-0084 愛媛県今治市延喜甲 604-1

---

## ロアッソ熊本

法人名 株式会社アスリートクラブ熊本  
実行委員名 永田 求  
所在地 〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水 2-10-10 片岡ビル

---

## 鹿児島ユナイテッドFC

法人名 株式会社鹿児島プロスポーツプロジェクト  
実行委員名 徳重 剛  
所在地 〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 39-11

# 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 定 款

## 第 1 章 総 則

第 1 条〔名 称〕	1
第 2 条〔事務所〕	1

## 第 2 章 目的および事業

第 3 条〔目 的〕	1
第 4 条〔事 業〕	1

## 第 3 章 会 員

第 5 条〔法人の構成員〕	2
第 6 条〔会員の資格の取得〕	2
第 7 条〔入会金および会費〕	2
第 8 条〔任意退会〕	2
第 9 条〔除 名〕	3
第 10 条〔会員資格の喪失〕	3
第 11 条〔会費等の不返還〕	3

## 第 4 章 総 会

第 12 条〔構 成〕	3
第 13 条〔権 限〕	4
第 14 条〔開 催〕	4
第 15 条〔招 集〕	4
第 16 条〔議 長〕	4
第 17 条〔議決権〕	4
第 18 条〔決 議〕	4
第 19 条〔決議の省略〕	5
第 20 条〔議事録〕	5

## 第 5 章 役員および特任理事

第 21 条〔役員の設置〕	5
第 21 条の 2〔特任理事〕	5
第 22 条〔役員の選任〕	6
第 23 条〔理事の職務および権限〕	6
第 24 条〔監事の職務および権限〕	6
第 25 条〔役員の任期〕	6
第 26 条〔役員解任〕	7
第 27 条〔役員報酬等〕	7
第 28 条〔取引の制限〕	7

第29条〔責任の免除または限定〕	7
------------------	---

## 第6章 理事会

第30条〔構成〕	7
第31条〔権限〕	7
第32条〔招集〕	8
第33条〔議長〕	8
第34条〔決議〕	8
第35条〔議事録〕	8

## 第7章 実行委員会

第36条〔実行委員会〕	8
-------------	---

## 第8章 資産および会計

第37条〔基本財産〕	8
第38条〔事業年度〕	8
第39条〔事業計画および収支予算〕	8
第40条〔事業報告および決算〕	8
第41条〔公益目的取得財産残額の算定〕	9

## 第9章 定款の変更および解散

第42条〔定款の変更〕	9
第43条〔解散〕	9
第44条〔公益認定の取消し等に伴う贈与〕	9
第45条〔残余財産の帰属〕	9

## 第10章 公告の方法

第46条〔公告の方法〕	10
-------------	----

## 第11章 顧問

第47条〔顧問〕	10
----------	----

## 第12章 法人の組織

第48条〔設置等〕	10
-----------	----

## 第13章 補則

第49条〔委任〕	10
----------	----

## 附 則



# Jリーグ規約

■ 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ規約 ■

## 第1章 総 則

第1条〔Jリーグの目的〕	12
第2条〔本規約の目的〕	12
第3条〔遵守義務〕	12

## 第2章 組 織

第1節 理事会	
第4条〔理事会〕	13
第2節 チェアマン	
第5条〔チェアマン〕	13
第6条〔チェアマンの権限〕	13
第3節 実行委員会	
第7条〔実行委員会〕	13
第4節 その他の委員会	
第8条〔専門委員会〕	14
第9条〔規律委員会〕	14
第10条〔裁定委員会〕	14
第5節 法人組織	
第11条〔法人組織の設置〕	14
第12条〔法人組織の運営〕	14

## 第3章 Jクラブ

第13条〔Jリーグクラブライセンス制度〕	15
第14条〔J1クラブの資格要件〕	15
第15条〔J2クラブの資格要件〕	15
第16条〔J3クラブの資格要件〕	15
第17条〔入 会〕	16
第18条〔百年構想クラブ〕	17
第19条〔J1クラブ・J2クラブの入れ替え〕	17
第20条〔J2クラブ・J3クラブの入れ替え〕	18
第21条〔Jリーグクラブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕	18
第22条〔入会金および会費〕	18
第23条〔退 会〕	18
第24条〔Jクラブのホームタウン（本拠地）〕	19
第25条〔Jクラブの権益〕	19
第26条〔Jクラブの健全経営〕	19
第27条〔リーグ戦安定開催融資制度〕	20
第28条〔大規模災害時補填制度〕	20
第29条〔Jクラブの株主〕	20
第30条〔役職員等の禁止事項〕	21
第31条〔名称および活動区域等〕	21

## 第4章 競 技

第1節 スタジアム	
-----------	--

第32条	〔スタジアムの確保〕	25
第33条	〔スタジアムの維持〕	25
第34条	〔理想のスタジアム〕	25
第35条	〔医療施設〕	25
第36条	〔ピジタークラブのための観客席の確保〕	25
第37条	〔スタジアムの検査〕	25
第38条	〔スタジアムの視察〕	26
第39条	〔削除〕	26
<b>第2節 公式試合</b>		
第40条	〔公式試合〕	26
第41条	〔参加義務等〕	27
第42条	〔最強のチームによる試合参加〕	27
第43条	〔不正行為への関与の禁止〕	27
第44条	〔公式試合の主催等〕	27
第45条	〔主管権の譲渡〕	27
第46条	〔競技規則〕	28
第47条	〔届出義務〕	28
第48条	〔出場資格〕	28
第49条	〔ユニフォーム〕	28
第50条	〔試合球〕	28
第51条	〔Jクラブの責任〕	28
第52条	〔選手の健康管理およびドクター〕	29
第53条	〔負傷した選手の活動再開の制限〕	29
<b>第3節 試合の運営</b>		
第54条	〔公式試合の開催期間〕	30
第55条	〔公式試合の開催〕	30
第56条	〔試合日程の遵守〕	30
第57条	〔試合の日時または場所の変更〕	30
第58条	〔特別の事情による変更〕	30
第59条	〔同日開催の制限〕	30
第60条	〔抱き合わせ開催の禁止〕	30
第61条	〔マッチコミッショナー〕	31
第62条	〔試合の中止の決定〕	31
第63条	〔不可抗力による開催不能または中止〕	31
第64条	〔敗戦とみなす場合〕	32
第65条	〔試合結果の報告〕	32
第66条	〔公式試合の試合実施要項〕	32
第67条	〔削除〕	32
<b>第4節 非公式試合</b>		
第68条	〔非公式試合の開催〕	32
第69条	〔外国チームとの試合等〕	32
第70条	〔興行等への参加禁止〕	32
第71条	〔救済試合〕	32
第72条	〔引退試合〕	33
第73条	〔慈善試合〕	33
第74条	〔非公式試合の試合実施要項〕	33
<b>第5節 試合の収支</b>		
第75条	〔公式試合の費用負担〕	33
第76条	〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕	33
第77条	〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕	34
第78条	〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕	34
第79条	〔協会納付金〕	34

第80条〔収支報告〕	34
第81条〔遠征費用〕	34
第6節 表彰	
第82条〔リーグ表彰〕	34
第83条〔功労者表彰〕	35
第84条〔表彰規程〕	35
第85条〔特別表彰〕	35

## 第5章 選手

第86条〔誠実義務〕	35
第87条〔履行義務〕	35
第88条〔ドーピングの禁止〕	36
第89条〔禁止事項〕	36
第90条〔費用の負担および用具の使用〕	37
第91条〔疾病および傷害〕	37
第92条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕	37
第93条〔選手の報酬等〕	37
第94条〔支度金およびトレーニング費用〕	37
第95条〔選手契約における仲介人等〕	37
第96条〔未成年者〕	38
第97条〔選手の肖像等の使用〕	38
第98条〔契約に関する紛争の解決〕	38

## 第6章 登録および移籍

第1節 登録	
第99条〔協会の登録に関する規定の遵守〕	38
第100条〔Jリーグ登録〕	38
第101条〔審判員の登録〕	39
第102条〔登録の変更・拒否・抹消〕	39
第103条〔未登録の選手〕	39
第2節 移籍	
第104条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕	39
第105条〔移籍に伴う納付金〕	39

## 第7章 監督、コーチおよびアカデミーダイレクター

第106条〔トップチームの監督およびコーチ〕	40
第107条〔トップチーム以外の監督、コーチおよびアカデミーダイレクター〕	40
第108条〔研修への参加義務〕	40
第109条〔選手兼務の禁止〕	40
第110条〔契約等〕	40
第111条〔守秘義務〕	41

## 第8章 審判員

第112条〔資格要件〕	41
第113条〔指名〕	41
第114条〔審判員の服装および用具〕	41
第115条〔審判員証〕	41
第116条〔手当等〕	41

第117条〔保 險〕	41
------------	----

## 第9章 付随事業

第1節 各種の事業	
第118条〔付随事業〕	42
第119条〔公衆送信権〕	42
第120条〔その他の事業〕	42
第121条〔Jリーグパートナー契約〕	42
第122条〔収入の配分〕	42
第2節 商品化に関する基本原則	
第123条〔定 義〕	42
第124条〔Jクラブマーク等の取り扱い〕	43
第125条〔商品化権の帰属〕	43
第126条〔商品化権の運用基準〕	43
第127条〔肖像等〕	43
第128条〔収入の配分〕	43

## 第10章 紛争解決

第129条〔チェアマンの決定を求める申立〕	44
第130条〔裁定委員会の答申〕	44
第131条〔チェアマンの決定〕	44
第132条〔和 解〕	44

## 第11章 懲 罰

第1節 総 則	
第133条〔Jリーグにおける懲罰〕	44
第134条〔懲罰に関する管轄〕	45
第135条〔公 表〕	45
第136条〔懲罰の解除〕	45
第2節 規律委員会による懲罰	
第137条〔規律委員会による懲罰〕	45
第3節 チェアマンによる懲罰	
第138条〔チェアマンによる懲罰〕	46
第139条〔報告義務〕	46
第140条〔事情聴取〕	46
第141条〔懲罰の通知〕	46
第142条〔懲罰の種類〕	46
第143条〔罰金の納付と配分〕	47
第144条〔罰金の合算〕	47
第145条〔他者を利用した違反行為〕	47
第146条〔両罰規定〕	47
第147条〔違反行為の重複による加重〕	48
第148条〔酌量減輕〕	48
第4節 不服申立	
第149条〔不服申立〕	48
第5節 罰 金	
第150条〔1億円以下の罰金〕	48
第151条〔5,000万円以下の罰金〕	48
第152条〔2,000万円以下の罰金〕	48

第153条〔1,000万円以下の罰金〕	49
第154条〔500万円以下の罰金〕	49
第155条〔100万円以下の罰金〕	49
第156条〔第3条第2項または第3項違反の罰金〕	49

## 第12章 最終的拘束力

第157条〔最終的拘束力〕	50
---------------	----

## 第13章 改正

第158条〔改正〕	50
-----------	----

## 第14章 附則

第159条〔施行〕	50
-----------	----

# 倫理規程

第1条〔組織の使命および社会的責任〕	51
第2条〔社会的信用の維持〕	51
第3条〔法令等の遵守〕	51
第4条〔私的利益の禁止〕	51
第5条〔利益相反の防止および開示〕	51
第6条〔反社会的勢力の排除〕	51
第7条〔機密保持および個人情報の保護〕	51
第8条〔研鑽〕	51
第9条〔規程遵守の確保〕	52
第10条〔改正〕	52
第11条〔施行〕	52

# 理事会規程

第1条〔目的〕	53
第2条〔開催〕	53
第3条〔構成〕	53
第4条〔役員を選任・任期等〕	53
第5条〔招集権者〕	53
第6条〔議長〕	54
第7条〔権限〕	54
第8条〔招集通知〕	54
第9条〔定足数および決議要件〕	54
第10条〔決議の省略〕	54
第11条〔報告の省略〕	55
第12条〔監事の出席〕	55
第13条〔特任理事の出席〕	55
第14条〔関係者の出席〕	55
第15条〔議事録〕	55

第16条〔議事録の配布〕	55
第17条〔理事の取引の承認〕	55
第18条〔責任の免除〕	55
第19条〔報告事項〕	56
第20条〔理事会に関する事務〕	56
第21条〔改正〕	56
第22条〔施行〕	56
【理事会規程別表】 決裁権限一覧	57

## 監事監査規程

### 第1章 総 則

第1条〔目的〕	59
第2条〔基本理念〕	59
第3条〔職務〕	59
第4条〔業務・財産調査権〕	59
第5条〔理事等の協力〕	59

### 第2章 監査の実施

第6条〔監査事項〕	59
第7条〔会議への出席〕	59

### 第3章 監事の意見陳述等

第8条〔理事会に対する報告・意見陳述等〕	60
第9条〔差止請求〕	60
第10条〔監事の調査義務〕	60
第11条〔会計方針等に関する意見〕	60
第12条〔総会への報告〕	60
第13条〔総会における説明義務〕	60
第14条〔監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述〕	60
第15条〔監事の選任に関する監事の同意等〕	61

### 第4章 監査の報告

第16条〔計算書類等の監査〕	61
第17条〔監査報告〕	61

### 第5章 雑 則

第18条〔監査補助者〕	61
第19条〔改正〕	61
第20条〔施行〕	61

# 役員報酬並びに費用に関する規程

## 第1章 総 則

第1条〔目的〕	62
第2条〔定義〕	62

## 第2章 役員報酬

第3条〔報酬〕	62
第4条〔費用〕	62
第5条〔報酬等の額の決定〕	62
第6条〔月額報酬〕	63
第7条〔支給日等〕	63
第8条〔費用の支払い〕	63

## 第3章 役員退職慰労金

第9条〔退職慰労金〕	63
第10条〔算出方法〕	63
第11条〔役員在任年数〕	63
第12条〔役位係数〕	64
第13条〔功労加算金〕	64
第14条〔特別減額〕	64
第15条〔支給時期および方法〕	64
第16条〔使用人兼務役員扱い〕	64

## 第4章 補 則

第17条〔公表〕	64
第18条〔改 廃〕	64
第19条〔補 則〕	64
第20条〔施 行〕	65

# 特任理事規程

第1条〔趣 旨〕	66
第2条〔設置・権限等〕	66
第3条〔任期等〕	66
第4条〔報酬等〕	66
第5条〔改 正〕	66
第6条〔施 行〕	66

# 特定費用準備資金等取扱規程

## 第1章 総 則

第1条〔目的〕	67
第2条〔定義〕	67
第3条〔原則〕	67

## 第2章 特定費用準備資金

第4条〔特定費用準備資金の保有〕	67
第5条〔特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き〕	67
第6条〔特定費用準備資金の管理・取崩し等〕	68

## 第3章 特定資産取得・改良資金

第7条〔特定資産取得・改良資金の保有〕	68
第8条〔特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き〕	68
第9条〔特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等〕	68

## 第4章 公表および経理処理

第10条〔特定費用準備資金等の備置き・閲覧〕	69
第11条〔特定費用準備資金等の経理処理〕	69

## 第5章 雑 則

第12条〔改正〕	69
第13条〔細則〕	69
第14条〔施行〕	69

# 寄附金等取扱規程

第1条〔目的〕	70
第2条〔定義等〕	70
第3条〔一般寄附金の募集〕	70
第4条〔特定寄附金の募集〕	70
第5条〔募金目論見書の交付等〕	70
第6条〔受領書等の送付〕	70
第7条〔募金に係る結果の報告〕	71
第8条〔特別寄附金〕	71
第9条〔情報公開〕	71
第10条〔個人情報保護〕	71
第11条〔法令等の読替え〕	71
第12条〔改正〕	71
第13条〔施行〕	72



## 実行委員会規程

第1条〔目的〕	73
第2条〔構成〕	73
第3条〔資格要件〕	73
第4条〔任期〕	73
第5条〔招集〕	74
第6条〔招集権者および議長〕	74
第7条〔権限〕	74
第8条〔定足数および決議要件〕	74
第9条〔オブザーバー出席〕	74
第10条〔関係者の出席〕	74
第11条〔議事録〕	75
第12条〔事務の統括〕	75
第13条〔改正〕	75
第14条〔施行〕	75

## 専門委員会規程

第1条〔趣旨〕	76
第2条〔組織・運営〕	76
第3条〔委員の登録〕	76
第4条〔任期〕	76
第5条〔各専門委員会の所管事項〕	76
第6条〔各専門委員会の職務〕	76
第7条〔議事録〕	77
第8条〔事務局〕	77
第9条〔細則〕	77
第10条〔改正〕	77
第11条〔施行〕	77
別表1〔所管事項〕	78

## 規律委員会規程

第1条〔趣旨〕	79
第2条〔組織および委員〕	79
第3条〔委員の任期〕	79
第4条〔会議および議決〕	79
第5条〔書面等による審議および議決〕	79
第6条〔規律委員会の手続〕	80
第7条〔出場停止処分の消化に関する特別規定〕	80
第8条〔改正〕	80
第9条〔施行〕	80

# 裁定委員会規程

第1節 総 則	
第1条〔趣 旨〕	81
第2条〔組織および委員〕	81
第3条〔委員の任期〕	81
第4条〔会議および議決〕	81
第5条〔審理の非公開〕	81
第6条〔言 語〕	82
第2節 紛争解決	
第7条〔申立手続き〕	82
第8条〔申立の受理および通知〕	82
第9条〔答 弁〕	82
第10条〔提出書類の部数〕	83
第11条〔申立内容の変更〕	83
第12条〔代理人〕	83
第13条〔審理または調査のための権限等〕	83
第14条〔費用の負担〕	83
第15条〔裁 定〕	83
第16条〔和 解〕	83
第3節 諮問手続	
第17条〔諮問手続〕	84
第18条〔事情聴取〕	84
第19条〔答 申〕	84
第4節 附 則	
第20条〔改 正〕	84
第21条〔施 行〕	84

# Jリーグ配分金規程

第1条〔規程の目的〕	85
第2条〔配分金の意義〕	85
第3条〔配分金の種類〕	85
第4条〔配分金の額等の決定〕	86
第5条〔配分金の支給の決定〕	86
第6条〔受領資格不適合〕	86
第7条〔活用実績の審査〕	86
第8条〔審査委員会〕	87
第9条〔審査委員会の決議〕	87
第10条〔議事録〕	88
第11条〔細 則〕	88
第12条〔改 正〕	88
第13条〔施 行〕	88

# リーグ戦安定開催融資規程

第1条〔目的〕	89
第2条〔本融資制度の趣旨〕	89
第3条〔本融資制度の原資〕	89
第4条〔融資限度額〕	89
第5条〔融資可能期間〕	89
第6条〔融資の申請〕	89
第7条〔担保の設定〕	90
第8条〔融資の審査と決定〕	90
第9条〔融資実行にともなう制裁〕	90
第10条〔融資事実の公表〕	90
第11条〔融資審査申請Jクラブの管理〕	90
第12条〔返済できなかった場合の措置〕	90
第13条〔改正〕	90
第14条〔施行〕	90

# 大規模災害時補填規程

第1条〔目的〕	92
第2条〔本補填制度の趣旨〕	92
第3条〔補填の対象となる大規模災害〕	92
第4条〔本補填制度の原資〕	92
第5条〔補填の申請〕	92
第6条〔補填の決定〕	92
第7条〔改正〕	92
第8条〔施行〕	93

# 2020明治安田生命 J 1・J 2・J 3リーグ戦試合実施要項

第1節 スタジアム	
第1条〔スタジアムの確保と維持〕	95
第2条〔旗の掲揚〕	95
第3条〔広告看板等の設置〕	95
第4条〔スタジアムにおける告知等〕	96
第5条〔医事運営〕	96
第2節 試合	
第6条〔試合の概要〕	97
第7条〔大会方式〕	97
第8条〔届出義務〕	97
第9条〔出場資格〕	97
第10条〔出場資格を得るための追加登録期限〕	97
第11条〔出場可能日〕	98
第12条〔メディカルチェック〕	98
第13条〔エントリー〕	98
第14条〔外国籍選手〕	98

第15条〔ユニフォーム〕	98
第16条〔フィールド内のチーム要員〕	98
第17条〔テクニカルエリアの使用〕	99
第18条〔試合の勝敗の決定〕	99
第19条〔年間順位の決定〕	99
第20条〔審判員〕	100
第21条〔アクレディテーションカード（AD証）〕	101
第22条〔入場料および入場券販売〕	101
第23条〔試合球〕	102
第24条〔試合運営に関する義務〕	102
第25条〔日程〕	102
第3節 運 営	
第26条〔試合の運営に関する事項〕	102
第27条〔運営責任〕	102
第28条〔マッチコミッショナー〕	102
第29条〔試合の中止および中断の決定〕	103
第30条〔スタジアムへの到着〕	103
第31条〔キックオフ時刻の厳守〕	103
第32条〔エントリー後の選手変更〕	103
第33条〔選手の交代〕	104
第34条〔開催不能または中止となった試合の記録〕	104
第35条〔入場料金の払い戻し〕	104
第36条〔係員〕	104
第37条〔中継映像制作〕	105
第37条の2〔VARの実施〕	105
第38条〔取材メディア対応〕	105
第39条〔公式記録〕	106
第40条〔試合運営報告〕	106
第41条〔退場処分〕	106
第42条〔退場による出場停止処分の翌シーズンへの繰り越し〕	106
第4節 試合の収支	
第43条〔試合の収支に関する事項〕	107
第44条〔公衆送信権〕	107
第45条〔収支報告〕	107
第46条〔改正〕	107
(別表) 明治安田生命Jリーグ広告看板基本設置図	108
(別表) 明治安田生命J1リーグパートナー広告看板基本掲出図	109

## 2020 Jリーグ YBCルヴァンカップ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕	110
第2条〔大会方式〕	110
第3条〔試合の主権等〕	112
第4条〔外国籍選手〕	112
第5条〔試合出場メンバー〕	112
第6条〔出場資格を得るための登録期限と出場資格〕	112
第7条〔試合の勝敗の決定〕	113
第8条〔順位の決定および表彰〕	114
第9条〔広告看板等の設置〕	114
第10条〔手当等〕	115

第11条〔アクレディテーションカード（AD証）〕	116
第12条〔納付金〕	116
第13条〔遠征経費〕	116
第14条〔改正〕	116

## 2020 J 1 参入プレーオフ試合実施要項

第1条〔趣旨〕	117
第2条〔本大会の目的〕	117
第3条〔出場資格〕	117
第4条〔大会方式〕	117
第5条〔試合の主催等〕	118
第6条〔出場資格を得るための追加登録期限〕	118
第7条〔外国籍選手〕	118
第8条〔試合の勝敗の決定〕	118
第9条〔広告看板等の設置〕	118
第10条〔手当等〕	118
第11条〔納付金〕	119
第12条〔遠征費用〕	120
第13条〔改正〕	120

## FUJI XEROX SUPER CUP2020試合実施要項

第1条〔趣旨〕	121
第2条〔大会方式〕	121
第3条〔試合の主催等〕	121
第4条〔出場資格を得るための追加登録期限〕	121
第5条〔選手の交代〕	121
第6条〔試合の勝敗の決定〕	121
第7条〔順位の決定および表彰〕	122
第8条〔広告看板等の設置〕	122
第9条〔手当等〕	122
第10条〔遠征経費〕	122
第11条〔アクレディテーションカード（AD証）〕	122
第12条〔改正〕	123

## Jリーグ表彰規程

第1条〔趣旨〕	124
第2条〔年間表彰〕	124
第3条〔フェアプレー賞（高円宮杯）〕	124
第4条〔個人表彰〕	125
第5条〔リーグカップ表彰〕	125
第6条〔功労金〕	126

第7条〔功労者表彰〕	126
第8条〔最優秀育成クラブ賞〕	126
第9条〔社会連携活動の表彰〕	127
第10条〔Jリーグアウォーズ〕	127
第11条〔改正〕	127
第12条〔施行〕	127

## 旅費規程

第1条〔目的〕	128
第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕	128
第3条〔審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費〕	128
第4条〔監督・コーチ等の行事参加〕	129
第5条〔選手の行事参加〕	130
第6条〔改正〕	130
第7条〔施行〕	130

## ユニフォーム要項

第1条〔趣旨〕	131
第2条〔ユニフォーム〕	131
第3条〔ユニフォームの色彩〕	131
第4条〔ユニフォームの事前承認〕	131
第5条〔使用義務〕	131
第6条〔選手番号・チーム名・チームエンブレム〕	131
第7条〔アームバンド〕	132
第8条〔指定マーク等〕	132
第9条〔メーカー名の表示〕	133
第10条〔広告の表示〕	133
第11条〔選手名の表示〕	134
第12条〔その他表示できるもの〕	134
第13条〔記念ユニフォーム〕	135
第14条〔大会別ユニフォームの着用〕	135
第15条〔改正〕	135
第16条〔施行〕	135
図 1〔選手番号・チーム名・チームエンブレム/指定マーク等 /ホームタウン・チームシンボル〕	136
図 2〔広告掲出エリア〕	137

## Jリーグスタジアム基準

Jリーグスタジアム基準〔2020年度用〕	138
----------------------	-----

## 主管権譲渡規程

第1条〔趣旨〕	142
第2条〔主管権の譲渡〕	142
第3条〔後援・協力〕	142
第4条〔譲渡の手続き〕	142
第5条〔譲渡金および純益の配分〕	142
第6条〔公衆送信権〕	142
第7条〔試合の運営〕	142
第8条〔改正〕	143
第9条〔施行〕	143
主管権譲渡承認申請書〔様式1〕	144

## J3リーグへ参加するJ1クラブおよびJ2クラブが編成するU-23チームに関する特則

第1条〔目的〕	146
第2条〔定義〕	146
第3条〔U-23チーム編成クラブの地位〕	146
第4条〔諸規程との関係〕	146
第5条〔削除〕	146
第6条〔削除〕	146
第7条〔U-23チームの条件〕	146
第8条〔削除〕	147
第9条〔U-23チームの参加〕	147
第10条〔処分〕	147
第11条〔脱退〕	147
第12条〔U-23チームの名称〕	147
第13条〔U-23チームのチームロゴ、エンブレム〕	147
第14条〔U-23チーム編成クラブの義務〕	147
第15条〔U-23チーム編成クラブの責任〕	148
第16条〔実行委員〕	148
第17条〔U-23チームに関するJリーグ規約等の適用〕	148
第18条〔表彰の取り扱い〕	149
第19条〔J2クラブ・J3クラブの入れ替えに関する取り扱い〕	149
第20条〔登録等〕	149
第21条〔出場時間の取り扱い〕	150
第22条〔同日での試合出場〕	150
第23条〔規律委員会による処分〕	150
第24条〔改正〕	150
第25条〔施行〕	150

## J3クラブライセンス交付規則

第1条〔趣旨〕	151
第2条〔審査の基準〕	151
第3条〔申請〕	151

第4条〔審査〕	151
第5条〔審査方法〕	152
第6条〔有効期間〕	152
第7条〔競技基準〕	152
第8条〔施設基準〕	153
第9条〔人事体制・組織運営基準〕	156
第10条〔法務基準〕	160
第11条〔財務基準〕	162
第12条〔本交付規則に定めのない事項〕	165
第13条〔改正〕	165

## Jリーグ百年構想クラブ規程

第1条〔趣旨〕	166
第2条〔百年構想クラブの条件〕	166
第3条〔百年構想クラブの権利〕	167
第4条〔百年構想クラブの義務〕	167
第5条〔百年構想クラブの申請〕	168
第6条〔審査〕	168
第7条〔資格の停止および失格〕	169
第8条〔百年構想クラブからの脱退〕	169
第9条〔改正〕	169
第10条〔施行〕	169

## 関係資料

別紙1〔Jリーグアマチュア選手 誓約書〕	170
----------------------	-----

## 司法機関組織運営規則

第1節 総則	
第1条〔目的〕	175
第2条〔司法機関〕	175
第2節 規律委員会	
第3条〔規律委員会〕	175
第4条〔規律委員会の組織及び委員〕	175
第5条〔規律委員会の委員の任期〕	175
第6条〔規律委員会の招集及び議長〕	175
第3節 裁定委員会	
第7条〔裁定委員会〕	175
第8条〔裁定委員会の組織及び委員〕	175
第9条〔裁定委員会の委員の任期〕	176
第10条〔裁定委員会の招集・議長〕	176
第4節 不服申立委員会	
第11条〔不服申立委員会〕	176



第12条〔不服申立委員会の組織及び委員〕	176
第13条〔不服申立委員会の委員の任期〕	176
第14条〔不服申立委員会の招集・議長〕	176
第5節 司法機関に関するその他の事項	
第15条〔決定の独立性〕	177
第16条〔事務局〕	177
第16条の2〔理事会等への報告〕	177
第6節 懲 罰	
第18条〔懲罰権〕	177
第19条〔懲罰権の委任〕	177
第20条〔不服申立委員会の権限〕	177
第21条〔懲罰の種類〕	177
第7節 附 則	
第22条〔改 正〕	178
第23条〔施 行〕	178

## サッカー選手の登録と移籍等に関する規則

### 第1章 登録

第1節 総 則	
第1条〔目 的〕	179
第2条〔選手登録〕	179
第3条〔重複登録の禁止〕	179
第4条〔登録区分〕	179
第5条〔アマチュア選手〕	179
第6条〔プロ選手〕	179
第7条〔プロ選手契約の原則〕	179
第8条〔削 除〕	179
第9条〔仲介人等〕	179
第2節 登録手続き	
第10条〔選手登録の方法〕	180
第11条〔登録有効期間〕	180
第12条〔シーズン〕	180
第13条〔登録ウインドー〕	180
第14条〔登録情報の管理（選手パスポート）〕	180
第15条〔登録区分変更〕	180
第16条〔登録区分変更の認定〕	180
第17条〔外国籍の選手〕	180

### 第2章 移籍

第1節 総 則	
第18条〔目 的〕	181
第19条〔移籍の定義〕	181
第20条〔移籍の手続き〕	181
第21条〔公式試合への出場資格〕	181
第2節 移籍の手続き	
第22条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕	181
第23条〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕	181

第24条〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕	181
第25条〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕	181
第26条〔プロ選手の期限付移籍〕	181
第27条〔国際移籍〕	182

## 第3章 違反等

第28条〔規則違反〕	182
第29条〔移籍に関する異議等〕	182
第30条〔改正〕	182
第31条〔施行〕	182

# 懲罰規程

## 第1節 総則

第1条〔目的〕	183
第2条〔対象者〕	183
第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕	183
第4条〔懲罰の種類〕	183
第5条〔懲罰の解除〕	184
第6条〔選手等に対する罰金〕	185
第7条〔共犯等〕	185
第8条〔役員及び監督等の加重〕	185
第9条〔両罰規定〕	185
第10条〔罰金の合算〕	185
第11条〔違反行為の重複による加重〕	185
第12条〔情状による軽減〕	185

## 第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及び審議の手続

第13条〔調査及び審議の手続〕	185
第14条〔所管事項〕	185
第15条〔都道府県協会等の司法機関の手続の開始〕	185
第16条〔本協会の規律委員会の手続の開始〕	186
第16条の2〔本協会の裁定委員会の手続の開始〕	186
第17条〔言語〕	186
第18条〔代理人〕	186
第19条〔手続の非公開〕	186
第20条〔聴聞〕	186
第21条〔証拠の評価〕	186
第22条〔議決〕	186
第23条〔懲罰の通知〕	186
第23条の2〔懲罰の公表〕	187

## 第3節 競技及び競技会における違反行為

第24条〔競技及び競技会における違反行為〕	187
第25条〔公式競技会における懲罰〕	187
第26条〔主審の下す懲罰〕	187
第27条〔警告〕	187
第28条〔退場〕	187
第29条〔その他の懲罰〕	187
第30条〔出場停止処分を繰り返した場合〕	187
第31条〔懲罰基準の運用細則〕	187

第4節 仲介人に関する規則に関連する違反行為	
第32条〔仲介人に関する規則に関連する違反行為〕	187
第5節 その他の違反行為	
第33条〔裁定委員会の調査、審議〕	187
第34条〔違反行為〕	188
第6節 不服申立	
第35条〔総則〕	188
第36条〔不服申立可能な懲罰〕	188
第37条〔不服申立にかかる時間的制限〕	188
第38条〔不服申立の理由〕	189
第39条〔理由書〕	189
第40条〔事情聴取〕	189
第41条〔手数料〕	189
第42条〔不服申立委員会の決定の効力発生日〕	189
第43条〔出場停止処分等における不服申立の効果〕	189
第44条〔その他処分における不服申立の効果〕	189
第45条〔都道府県協会等の義務〕	189
第46条〔追加的調査〕	189
第47条〔証拠の評価〕	190
第48条〔議決〕	190
第7節 附則	
第49条〔改正〕	190
第50条〔施行〕	190
〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準	191
〔別紙2〕競技及び競技会における懲罰基準の運用に関する細則	194
〔参考資料1〕事情聴取での必要な情報	200
〔別紙3〕指導に関連した懲罰基準	201

## プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則

1. プロ契約制度	
1-1 対象	204
1-2 プロ選手	204
1-3 プロA契約・プロB契約	204
1-4 プロC契約	205
1-5 外国籍選手	205
1-6 選手の登録数	206
1-6-2 ホームグロウン制度	206
1-7 他のクラブの育成組織の選手への接触	207
1-8 契約更新	207
1-9 契約更新しない場合の手続き	208
1-10 プロC選手の契約変更	208
1-11 契約変更月の報酬の計算方法	209
1-12 プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続き	209
1-13 プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続き	209
2. 登録	
2-1 本協会への登録	209
2-2 リーグへの届出	211
3. 国内移籍	
3-1 移籍の種類	211

3-2	移籍補償金	212
3-3	国内移籍の手続き	212
4.	国内の期限付移籍	
4-1	期限付移籍の手続き	212
4-2	期限付移籍に関する補償金（期限付移籍補償金）	212
4-3	原契約の更新手続き	213
4-4	期限付移籍中の契約変更手続き	213
5.	国際移籍	
5-1	海外からの国際移籍の手続き	213
5-2	海外への国際移籍の手続き	213
6.	トレーニング費用	
6-1	適用	214
6-2	トレーニング費用の金額	214
6-3	トレーニング費用に関する特記事項	215
6-4	トレーニング費用の請求及び支払い手続き	215
6-5	育成関連費用ルールの悪用の禁止	215
7.	トレーニングコンペンセーション	
7-1	適用	215
7-2	トレーニング期間	215
7-3	トレーニングコンペンセーションの請求権	215
7-4	トレーニングコンペンセーションに関する特記事項	215
7-5	期限付移籍した選手に関するトレーニングコンペンセーション	216
7-6	トレーニングコンペンセーションの金額	216
7-7	トレーニングコンペンセーション算出基準	216
8.	支度金	
8-1	支度金	217
8-2	支度金支給基準規程	217
9.	適用除外	217
10.	改正	217
11.	施行	217
12.	改正	217

## 仲介人に関する規則

第1条	〔適用範囲〕	223
第2条	〔基本原則〕	223
第3条	〔仲介人登録〕	223
第4条	〔個別登録〕	224
第5条	〔個別登録の必要条件〕	224
第6条	〔特記事項〕	224
第7条	〔仲介人契約〕	224
第8条	〔開示と公表〕	225
第9条	〔仲介人に対する支払い〕	225
第10条	〔利益相反〕	226
第11条	〔禁止事項〕	226
第12条	〔監督等との代理契約等に関する特別規定〕	226
第13条	〔懲罰〕	227
第14条	〔改正〕	227
第15条	〔施行〕	227

## 関係資料

日本サッカー協会選手契約書〔プロA契約書〕 .....	228
日本サッカー協会選手契約書〔プロB契約書〕 .....	230
日本サッカー協会選手契約書〔プロC契約書〕 .....	232
期限付移籍契約書 .....	234
書式第1号 選手登録区分申請書 .....	236
書式第6号 国際移籍選手登録申請書 .....	240
書式A 契約更新に関する通知書 .....	242
書式C 最終提示額証明書 .....	243
書式E 契約変更に関する通知書 .....	244
書式G プロA契約25名枠 対象外認定申請書 .....	245
書式H-1 登録ウインドーの適用例外に関する申請書(契約が終了したプロ選手) ..	246
書式H-2 登録ウインドーの適用例外に関する申請書(ゴールキーパー選手の例外) ..	247
書式H-3 登録ウインドーの適用例外に関する申請書(育成型期限付移籍) .....	248
書式I 他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知書 .....	249

# 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条〔名 称〕

この法人は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（略称 Jリーグ）といい、英文では Japan Professional Football League（略称 J.League）と表示する。

### 第 2 条〔事務所〕

- (1) この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。
- (2) この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

## 第 2 章 目的および事業

### 第 3 条〔目 的〕

この法人は、公益財団法人日本サッカー協会の傘下団体として、プロサッカー（この法人の正会員となった団体に所属するサッカーチームが業務として行うサッカーをいう。以下同じ）を通じて日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

### 第 4 条〔事 業〕

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① プロサッカーの試合の主催および公式記録の作成
- ② プロサッカーに関する諸規約の制定
- ③ プロサッカーの選手、監督および審判等の養成、資格認定および登録
- ④ プロサッカーの試合の施設の検定および用具の認定
- ⑤ 放送等を通じたプロサッカーの試合の広報普及
- ⑥ サッカーおよびサッカー技術に関する調査、研究および指導
- ⑦ プロサッカーの選手、監督および関係者の福利厚生事業の実施
- ⑧ サッカーに関する国際的な交流および事業の実施
- ⑨ サッカーをはじめとするスポーツの振興および援助
- ⑩ 機関紙の発行等を通じたプロサッカーに関する広報普及
- ⑪ サッカーをはじめとするスポーツの経営人材の養成および活用
- ⑫ その他目的を達成するために必要な事業

# 第3章 会 員

## 第5条〔法人の構成員〕

(1) この法人を構成する会員は、次のとおりとする。

① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人で下記にあたるもの

(a) J1リーグ会員（以下「J1会員」という）

競争力等において最も優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J1リーグ」という）に属するチームを保有する法人

(b) J2リーグ会員（以下「J2会員」という）

競争力等においてJ1リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J2リーグ」という）に属するチームを保有する法人

(c) J3リーグ会員（以下「J3会員」という）

J1リーグおよびJ2リーグのいずれにも属さず理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J3リーグ」という）に属するチームを保有する法人であって、J1会員およびJ2会員でないもの

② 特別会員 第22条第2項の規定により理事長（チェアマン）に選定された者

③ 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人

④ 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者

(2) 前項の会員のうち正会員および特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

## 第6条〔会員の資格の取得〕

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長（チェアマン）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

## 第7条〔入会金および会費〕

(1) 正会員または賛助会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(2) 正会員または賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(3) 特別会員および名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(4) この法人が特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て会員から臨時会費を徴収することができる。

## 第8条〔任意退会〕

(1) 正会員は、理事会において別に定める退会届（以下「退会届」という）を、9月30日までに提出することにより、翌年のシーズン終了日の翌日から翌々年のシーズン開幕の前日までの間に限り、退会することができる。なお、本項においてシーズンとは、各年において最初の公式試合（Jリーグ規約第40条第1項に定義する）が行われる日から最後

の公式試合が行われる日までの期間をいう。

- (2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、正会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。
- (3) 正会員以外の会員については、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 第9条〔除名〕

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の多数による議決を経て、理事長（チェアマン）が除名することができる。
  - ① この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
  - ② この法人の会員としての義務に違反したとき
  - ③ 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) 理事長（チェアマン）は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

#### 第10条〔会員資格の喪失〕

- (1) 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - ① 総社員が同意したとき
  - ② 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
  - ③ J1会員、J2会員およびJ3会員については、J1リーグ、J2リーグおよびJ3リーグのいずれにも所属しなくなったとき
  - ④ 特別会員については、理事長（チェアマン）を辞任もしくは退任しまたは解職されたとき
- (2) 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

#### 第11条〔会費等の不返還〕

この法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

## 第4章 総 会

#### 第12条〔構成〕

総会は、すべての正会員をもって構成する。総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。



### 第13条〔権 限〕

総会は、次の事項について決議する。

- ① 入会の基準ならびに入会金および会費の額
- ② 会員の除名
- ③ 名誉会員の選任
- ④ 理事および監事の選任または解任
- ⑤ 理事および監事の報酬等の額
- ⑥ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ⑦ 事業計画および収支予算に関する事項の承認
- ⑧ 定款の変更
- ⑨ Jリーグクラブライセンス交付規則制定および改廃
- ⑩ 解散および残余財産の処分
- ⑪ その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

### 第14条〔開 催〕

総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

### 第15条〔招 集〕

- (1) 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長（チェアマン）が招集する。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長（チェアマン）に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### 第16条〔議 長〕

- (1) 総会の議長は理事長（チェアマン）がこれに当たる。
- (2) 理事長（チェアマン）が欠けたとき、または理事長（チェアマン）に事故があるときは、理事長（チェアマン）が予め指名したものがこれに当たる。

### 第17条〔議決権〕

総会における議決権は、1社員につき1個とする。

### 第18条〔決 議〕

- (1) 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - ① 会員の除名
  - ② 監事の解任
  - ③ 定款の変更
  - ④ 解散

⑤ その他法令で定められた事項

- (3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- (4) 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長（チェアマン）に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第1項および第2項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- (5) 理事会において総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第18条第1項および第2項の出席した社員の議決権の数に算入する。

第19条〔決議の省略〕

理事または社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

第20条〔議事録〕

- (1) 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- (2) 議長および出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員および特任理事

第21条〔役員の設置〕

- (1) この法人に、次の役員を置く。
  - ① 理事 15名以上20名以内
  - ② 監事 2名以内
- (2) 理事のうち1名を理事長（チェアマン）、1名以内を副理事長、2名以内を専務理事、2名以内を常務理事とする。
- (3) 前項の理事長（チェアマン）をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事その他理事会の決議によってこの法人の業務を執行する理事として選定された者をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第21条の2〔特任理事〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を5名以内で置くことができる。
- (2) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

- (3) 前2項のほか、特任理事に関する事項は、理事会が制定する「特任理事規程」の定めるところによる。

## 第22条〔役員を選任〕

- (1) 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- (2) 理事長（チェアマン）、副理事長、専務理事および常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (3) この法人の各理事について、当該理事およびその配偶者または三親等内の親族（当該理事および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「政令」という）で定める特別の関係がある者を含む）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- (4) この法人の監事には、この法人の理事（親族その他政令で定める特別の関係がある者を含む）、会員（親族その他政令で定める特別の関係がある者を含む）およびこの法人の使用人が含まれてはならない。また、複数の監事を置く場合、各監事は、相互に親族その他政令で定める特別の関係があってはならない。

## 第23条〔理事の職務および権限〕

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 理事長（チェアマン）は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事、常務理事その他の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- (3) 理事長（チェアマン）、副理事長、専務理事、常務理事その他の業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## 第24条〔監事の職務および権限〕

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

## 第25条〔役員任期〕

- (1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- (4) 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- (5) 理事または監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

## 第 26 条〔役員解任〕

理事および監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

## 第 27 条〔役員報酬等〕

理事および監事は、無報酬とする。ただし、業務執行理事ならびに常勤の理事および監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 28 条〔取引の制限〕

- (1) 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
  - ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引
  - ③ この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- (2) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第 29 条〔責任の免除または限定〕

- (1) この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- (2) この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

# 第 6 章 理事会

## 第 30 条〔構成〕

- (1) この法人に理事会を設置する。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (3) 理事会に関する事項は、第 6 章に定めるほか、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。

## 第 31 条〔権限〕

理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長（チェアマン）および業務執行理事の選定および解職

#### 第 32 条〔招 集〕

理事会は、理事長（チェアマン）が招集する。

#### 第 33 条〔議 長〕

理事会の議長は、理事長（チェアマン）がこれに当たる。

#### 第 34 条〔決 議〕

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### 第 35 条〔議事録〕

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- (2) 出席した理事長（チェアマン）および監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 実行委員会

#### 第 36 条〔実行委員会〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の議決に基づき実行委員会を置く。
- (2) 実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

## 第 8 章 資産および会計

#### 第 37 条〔基本財産〕

この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産はこの法人の基本財産とする。

#### 第 38 条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

#### 第 39 条〔事業計画および収支予算〕

- (1) この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（チェアマン）が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (2) 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### 第 40 条〔事業報告および決算〕

- (1) この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長（チェアマン）が

次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
  - ② 事業報告の附属明細書
  - ③ 貸借対照表
  - ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - ⑤ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - ⑥ 財産目録
- (2) 前項の承認を受けた書類のうち、第1号は定時社員総会で報告し、第3号、第4号および第6号の書類については、定時社員総会で承認を受けなければならない。
- (3) 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- ① 監査報告
  - ② 理事および監事の名簿
  - ③ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - ④ 運営組織および事業活動の状況の概要、およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 第41条〔公益目的取得財産残額の算定〕

理事長（チェアマン）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更および解散

#### 第42条〔定款の変更〕

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### 第43条〔解散〕

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

#### 第44条〔公益認定の取消し等に伴う贈与〕

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第45条〔残余財産の帰属〕

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

### 第 46 条〔公告の方法〕

- (1) この法人の公告は、電子公告により行う。
- (2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 第 11 章 顧問

### 第 47 条〔顧問〕

- (1) この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- (2) 顧問は、この法人の理事であった者の中から総会の推薦により理事長（チェアマン）が委嘱する。
- (3) 顧問は、重要事項について理事長（チェアマン）または理事会の諮問に応じる。

## 第 12 章 法人の組織

### 第 48 条〔設置等〕

- (1) この法人の業務を実行するため、必要な職員を置く。
- (2) この法人の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

## 第 13 章 補則

### 第 49 条〔委任〕

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長（チェアマン）が定める。

## 附 則

- (1) この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の

開始日とする。

- (3) この法人の最初の理事長（チェアマン）は大東 和美とする。

別表 基本財産（第 37 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	20,000,000 円（三菱 UFJ 銀行虎ノ門支店）

〔改 正〕

平成 25 年 1 月 22 日

平成 26 年 1 月 1 日

平成 27 年 1 月 1 日

平成 28 年 1 月 1 日

平成 29 年 1 月 1 日

平成 30 年 3 月 27 日

平成 31 年 1 月 1 日



# Jリーグ規約

## 第1章 総 則

### 第1条〔Jリーグの目的〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

### 第2条〔本規約の目的〕

本規約は、「公益社団法人日本プロサッカーリーグ定款」（以下「Jリーグ定款」という）に基づき、Jリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Jリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

### 第3条〔遵守義務〕

- (1) Jリーグの役職員、Jリーグの正会員たるクラブ（Jリーグ定款第5条第1項第1号に定める各法人をいう。以下総称して「Jクラブ」という）およびその役職員、Jクラブに所属する選手、監督およびコーチ、Jリーグ担当審判員その他の関係者（以下総称して「Jリーグ関係者」という）は、本規約および公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の定款ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) Jリーグ関係者は、第1条のJリーグの目的達成を妨げる行為および公序良俗に反する行為を行ってはならない。
- (3) Jリーグ関係者は、法律、命令、条例等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。
- (4) Jリーグ関係者は、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属する者（以下「暴力団員等」という）であってはならない。また、Jリーグ関係者は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしまたは交際してはならない。
- (5) Jリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。
- (6) Jリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。
- (7) Jリーグ関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、Jリーグ、Jクラブその他のJ

リーグ関係者に関連する一切の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

## 第2章 組 織

### 第1節 理 事 会

#### 第4条〔理事会〕

- (1) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (2) 理事会の組織、権限および運営等に関する事項は、Ｊリーグ定款および理事会が定める「理事会規程」によるものとする。

### 第2節 チェアマン

#### 第5条〔チェアマン〕

理事長（以下「チェアマン」という）は、Ｊリーグを代表するとともに、Ｊリーグの業務を管理統括する。

#### 第6条〔チェアマンの権限〕

チェアマンは、Ｊリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- ① Ｊリーグ全体の利益を確保するためのＪリーグ所属の団体および個人に対する指導
- ② Ｊリーグ所属の団体および個人の紛争解決および懲罰に関する決定
- ③ 実行委員会の招集および主宰
- ④ その他Ｊリーグ定款、本規約および関連する諸規程に定める事項

### 第3節 実行委員会

#### 第7条〔実行委員会〕

- (1) Ｊ1リーグ（Ｊリーグ定款第5条第1項第1号(a)に定義する。以下「Ｊ1」という）、Ｊ2リーグ（Ｊリーグ定款第5条第1項第1号(b)に定義する。以下「Ｊ2」という）およびＪ3リーグ（Ｊリーグ定款第5条第1項第1号(c)に定義する。以下「Ｊ3」という）にそれぞれ実行委員会を設置する。また、Ｊ1、Ｊ2およびＪ3は合同で実行委員会を設置する。
- (2) 各実行委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、Ｊリーグ定款および理事会が定める「実行委員会規程」によるものとする。

## 第4節 その他の委員会

### 第8条〔専門委員会〕

- (1) Jリーグは、チェアマンの下に次の専門委員会を設置することができる。各専門委員会は、チェアマンがこれを直轄する。
  - ① 法務委員会
  - ② マッチコミッショナー委員会
  - ③ マーケティング委員会
  - ④ その他理事会で定める委員会
- (2) 前項の各専門委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、理事会が定める「専門委員会規程」によるものとする。

### 第9条〔規律委員会〕

- (1) Jリーグは、協会の懲罰規程（以下「JFA懲罰規程」という）に基づく懲罰の決定機関として、規律委員会を設置する。
- (2) 規律委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、JFA懲罰規程、本規約および関連する諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「規律委員会規程」によるものとする。

### 第10条〔裁定委員会〕

- (1) Jリーグは、チェアマンによる本規約に関連する紛争の解決ならびにJFA懲罰規程、本規約および関連する諸規程に基づくチェアマンによる懲罰決定の諮問機関として、裁定委員会を設置する。
- (2) 裁定委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、JFA懲罰規程、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「裁定委員会規程」によるものとする。

## 第5節 法人組織

### 第11条〔法人組織の設置〕

Jリーグの総会、理事会、実行委員会および各委員会の事務を処理し、チェアマンの職務の執行を補佐するとともに、Jリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される法人組織を置く。

### 第12条〔法人組織の運営〕

- (1) 法人組織の人事等に関する事項は、Jリーグ定款、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、チェアマンが定める。
- (2) 法人組織の組織、権限および運営等に関する事項は、Jリーグ定款、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、チェアマンが定める「法人組織細則」によるもの

とする。

## 第3章 Jクラブ

### 第13条〔Jリーグクラブライセンス制度〕

- (1) Jリーグは、アジアサッカー連盟（以下「AFC」という）の定めるAFCクラブライセンス交付規則の定めに基づき、協会から日本におけるクラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことにより、日本におけるクラブライセンス交付機関（ライセンスー）として、日本におけるJ1クラブライセンスおよびJ2クラブライセンスに関するクラブライセンス制度の制定および運用を行う。
- (2) Jリーグは、前項の定めに基づき、「Jリーグクラブライセンス交付規則」を定める。なお、当該規則の目的、趣旨については、Jリーグクラブライセンス交付規則に定めるものとする。
- (3) Jリーグは、前2項に定めるほか、J3の参加資格であるJ3クラブライセンス制度の制定および運用を行うものとし、J3クラブライセンスの要件、申請手続、審査手続等に関する「J3クラブライセンス交付規則」を定める。なお、当該規則の目的、趣旨については、J3クラブライセンス交付規則に定めるものとする。

### 第14条〔J1クラブの資格要件〕

J1に属するチームを保有するJクラブ（以下「J1クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J1クラブの数は18以下とする。

- ① J1クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること

### 第15条〔J2クラブの資格要件〕

J2に属するチームを保有するJクラブ（以下「J2クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J2クラブの数は22以下とする。

- ① J1クラブライセンスまたはJ2クラブライセンス（以下、両ライセンスを総称して「Jリーグクラブライセンス」という）の交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること

### 第16条〔J3クラブの資格要件〕

J3に属するチームを保有するJクラブ（以下「J3クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。

- ① JリーグクラブライセンスまたはJ3クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社、公益社団法人または特定非営利活動法人であること

## 第17条〔入会〕

- (1) Jリーグは、次条にいう「Jリーグ百年構想クラブ」（以下「百年構想クラブ」という）のうち、日本フットボールリーグ（以下「JFL」という）所属であり、毎年9月30日までにJリーグに対し所定の入会申請を行ったクラブを審査し、J3会員として入会させることができる。
- (2) Jリーグへの入会を希望する百年構想クラブは、以下の審査および調査を受けなければならない。
  - ① J3クラブライセンス交付規則に基づく審査
  - ② 前号の審査に合格することを前提として実施される以下の調査
    - イ、クラブ代表者（百年構想クラブが株式会社の場合は、これに加えクラブの総株主の議決権の3分の1以上を保有する株主も対象とする）、行政当局責任者およびその他の関係者からの聴聞
    - ロ、地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する調査
    - ハ、クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) Jリーグへの入会を希望する百年構想クラブは、以下に掲げる要件をひとつでも充足していない場合には、入会することができない。
  - ① 前項第1号の審査に合格していること
  - ② 百年構想クラブとしての活動実績において、理事会からJ3会員としての適性が認められたこと
  - ③ 前条各号の要件を具備していること
  - ④ 入会直前年度までに、ファンクラブや後援会などの安定的な支援組織を整備すること
  - ⑤ 入会直前年度のJFLのリーグ戦におけるホームゲームの1試合平均入場者数が2,000人を超えており、かつ、3,000人に到達することを目指して努力していると認められること。なお、入場者数の算定は「2020 明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」第39条第3項および第4項に基づいて行う
  - ⑥ 入会直前年度における年間事業収入が1.5億円以上になると、合理的に見込まれること
  - ⑦ 入会直前年度の期末決算において、債務超過ではないことが合理的に見込まれること
  - ⑧ 入会直前年度のJFLのリーグ戦における最終順位が4位以内であり、かつ、JFLに属する百年構想クラブのうち、上位2クラブに入っていること
  - ⑨ 百年構想クラブが株式会社の場合、第1項に定める入会申請締切時点においてすでに存在する総株主の議決権（潜在株式に係る議決権を除く）に占める議決権比率が3分の1を超える株主またはかかる株主が存在しない場合その時点での筆頭株主に対し、Jリーグとの直接の面談機会を設定するほか、別途Jリーグが定める宣言書に署名させ、Jリーグに提出すること
- (4) Jリーグは、11月に開催される理事会において、第2項に定める審査および調査ならびに前項に定める要件のうち第5号および第8号を除く各号に関する調査等の結果を踏まえて入会の可否を審議のうえ、その結果を原則として11月30日までに、当該百年構想クラブに書面または電磁的方法により通知する。なお、当該審議により入会を承認された場合であっても、前項第5号および第8号の要件を満たさないことが明らかになった

ときは、Ｊリーグへの入会は認められない。

- (5) 前項により、Ｊ３会員としての入会を承認された百年構想クラブは、Ｊリーグに対し、承認日から１か月以内に、第 22 条第 1 項第 3 号に定める入会金を納入しなければならない。この場合におけるＪ３会員としての資格は、入会金の納入完了を条件として、承認日の属する年の翌年の 1 月 1 日から認められるものとする。

#### 第 18 条〔百年構想クラブ〕

- (1) Ｊリーグは、ＪＦＬ、９地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟するクラブのうち、理事会が定める「Ｊリーグ百年構想クラブ規程」の内容を満たすクラブを百年構想クラブとして認定することができる。なお、2013 年 12 月 31 日までにＪリーグ準加盟クラブとして認定されているクラブは、当然に百年構想クラブと呼称し、当該クラブとして取り扱われるものとする。
- (2) 前条に定める入会審査を受ける百年構想クラブは、同条第 1 項に定める入会申請の日の前年の 11 月 30 日までにＪリーグに百年構想クラブとなるための認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。

#### 第 19 条〔Ｊ１クラブ・Ｊ２クラブの入れ替え〕

- (1) Ｊ１における年間順位の下位 2 クラブがＪ２に降格し、Ｊ２における年間順位の上位 2 クラブがＪ１に昇格する。
- (2) Ｊ１における年間順位 16 位のＪ１クラブとＪ２における年間順位 3 位から 6 位のＪ２クラブが参加するＪ１参入プレーオフに優勝したＪクラブがＪ１に残留または昇格する。
- (3) 前 2 項の定めにかかわらず、Ｊ２における年間順位 1 位から 6 位のＪ２クラブの中でＪ１クラブライセンスの交付判定を受けられなかったＪ２クラブがあった場合は、次のとおりとする。
- ① 当該Ｊ２クラブが第 1 項に該当しても、Ｊ１に昇格できない
  - ② 当該Ｊ２クラブは、Ｊ１参入プレーオフに参加できない
  - ③ 第 1 項に該当するＪ２クラブのうち、Ｊ１クラブライセンスの交付判定を受けたＪ２クラブが 1 クラブの場合、当該Ｊ２クラブがＪ１に昇格し、Ｊ１における年間順位の最下位（18 位）のＪ１クラブがＪ２に降格する。また、その場合のＪ１参入プレーオフにはＪ１における年間順位 17 位のＪ１クラブが参加する
  - ④ 第 1 項に該当するＪ２クラブのうち、Ｊ１クラブライセンスの交付判定を受けたＪ２クラブがない場合は、同項によるＪ１・Ｊ２間の入れ替えは行わない。また、その場合のＪ１参入プレーオフにはＪ１における年間順位の最下位（18 位）のＪ１クラブが参加する
- (4) 前 2 項に基づきＪ１参入プレーオフに参加する、Ｊ１における年間順位 16 位、17 位または 18 位のＪ１クラブがＪ１ライセンスの交付判定を受けられなかった場合、当該Ｊ１クラブはＪ１参入プレーオフには参加できない。
- (5) 前項によりＪ１参入プレーオフの出場資格を満たさないＪ１クラブがあった場合でも、Ｊ１リーグ戦年間順位 15 位以上のＪ１クラブが繰り下がってＪ１参入プレーオフに出場することはなく、また、Ｊ２リーグ戦年間順位 7 位以下のＪ２クラブが繰り上がってＪ１参入プレーオフに出場することもない。

- (6) 前各項に定めるほか、Ｊ１参入プレーオフの詳細については理事会が定める「２０２０Ｊ１参入プレーオフ試合実施要項」によるものとする。

#### 第 20 条〔Ｊ２クラブ・Ｊ３クラブの入れ替え〕

- (1) Ｊ２における年間順位の低位２クラブがＪ３に降格し、Ｊ３における年間順位の上位２クラブがＪ２に昇格する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、Ｊ３における年間順位の上位２クラブのうちＪリーグクラブライセンスの交付判定を受けていないＪ３クラブがあった場合は、当該Ｊ３クラブはＪ２に昇格できない。この場合において、Ｊ３における年間順位３位以下のＪ３クラブがＪ２に昇格することはない。
- (3) Ｊ３における年間順位の上位２クラブのうち１クラブのみが前項に該当した場合は、第１項の定めにかかわらず、Ｊ２における年間順位の最下位のＪ２クラブのみがＪ３に降格する。
- (4) Ｊ３における年間順位の上位２クラブのいずれもが第２項に該当した場合には、第１項の定めにかかわらず、Ｊ２・Ｊ３間の入れ替えは行わない。
- (5) Ｊ１およびＪ２クラブが編成するＵ－２３チームがＪ３リーグに参加している場合における本条の取り扱いについては、「Ｊ３リーグへ参加するＪ１およびＪ２クラブが編成するＵ－２３チームに関する特則」によるものとする。

#### 第 21 条〔Ｊリーグクラブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕

ＪリーグクラブライセンスまたはＪ３クラブライセンスの不交付または取消しが決定したＪクラブが発生した場合、当該Ｊクラブに対する補欠等の処置については、理事会で審議決定する。

#### 第 22 条〔入会金および会費〕

- (1) Ｊクラブまたは百年構想クラブは、以下の各号のいずれかに該当する場合に限り、Ｊリーグに対し入会金を納入しなければならない。
- ① Ｊ２クラブがはじめてＪ１クラブとなる場合 金 6,000 万円
  - ② Ｊ３クラブがはじめてＪ２クラブとなる場合 金 2,000 万円
  - ③ 百年構想クラブがはじめてＪ３クラブとなる場合 金 500 万円
- (2) 前項に定める入会金は、前項各号のいずれかに該当することが確定した日の属する月の翌月末日までに、Ｊリーグに対して納入するものとする。
- (3) Ｊクラブは、毎年４月末日までに、Ｊリーグに対し次に定める会費（毎年１月１日から１２月３１日までの期間分の年会費をいう。以下単に「会費」という）を納入しなければならない。
- ① Ｊ１クラブ 金 4,000 万円
  - ② Ｊ２クラブ 金 2,000 万円
  - ③ Ｊ３クラブ 金 1,000 万円

#### 第 23 条〔退 会〕

ＪクラブがＪリーグ定款第 10 条第 3 号によらずに退会しようとする場合は、理事会の承

認を得なければならない。ただし、各年において最初の公式試合（第 40 条第 1 項に定義する）が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの間（以下かかる期間を「シーズン」という）の退会は認められず、また、次シーズン終了をもって退会しようとする場合は、その前年のシーズンの 9 月 30 日までに申請しなければならない。

#### 第 24 条〔Jクラブのホームタウン（本拠地）〕

- (1) Jクラブは、理事会の承認を得て特定の市町村をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、理事会の承認を得た場合には、複数の市町村または都道府県をホームタウンとすることができる。
  - ① 自治体および都道府県サッカー協会から全面的な支援が得られること
  - ② 支援の中核をなし、市町村の取りまとめ役となる自治体を定めること
  - ③ 活動拠点となる市町村を定めること
- (2) Jクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作り（社会貢献活動を含む）を行い、サッカーをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。
- (3) Jクラブは活動区域（第 31 条に定義する）内でホームゲームを開催するにあたり、活動区域内の協会加盟団体等と他大会の日程およびキックオフ時刻等の調整を行い、多くのサッカーファンがホームゲームを観戦できる環境の整備に努めなければならない。
- (4) Jクラブのホームタウンは、原則として変更することができない。
- (5) やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要性が生じた場合には、変更の日の 1 年以上前までに理由を記載した書面により理事会に申請し、その承認を得なければならない。ただし、第 54 条に定める開催期間の途中における申請は原則として認められない。

#### 第 25 条〔Jクラブの権益〕

- (1) Jクラブは、原則としてそのホームタウンを含む都道府県を活動区域とする。
- (2) Jクラブは、Jリーグが行う付随事業等に基づく収入につき、第 122 条の定めにより配分を受けることができる。

#### 第 26 条〔Jクラブの健全経営〕

- (1) Jクラブは、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならない。違反した場合、第 142 条に定める懲罰が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Jクラブはそれらに従わなければならない。
- (2) JクラブはJリーグに対し、Jリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。
- (3) Jクラブは、前項の書類に虚偽の記載をしてはならない。
- (4) Jリーグは、Jクラブの事前の同意がない限り、第 2 項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、JリーグおよびJクラブの状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別のJクラブの運営に支障を来さない限りにおいて開示することができる。



## 第 27 条〔リーグ戦安定開催融資制度〕

- (1) Jリーグは、Jクラブの財政難等の事情により公式試合の運営に支障を来す事態の発生を未然に防止するため、リーグ戦安定開催融資制度を設ける。
- (2) リーグ戦安定開催融資制度の管理・運営等に関する事項は理事会が定める「リーグ戦安定開催融資規程」によるものとする。

## 第 28 条〔大規模災害時補填制度〕

- (1) Jリーグは、大規模災害により、公式試合の運営に支障を来す場合やJクラブが使用するスタジアム等の各種施設に損害が発生した場合に、大会（第 40 条第 1 項各号に定める各公式試合をそれぞれ称する場合、本規約において「大会」という）を無事に終了させるためまたはJクラブの活動を通常に戻すため、大規模災害時補填制度を設ける。
- (2) 大規模災害時補填制度の管理・運営等に関する事項は理事会が定める「大規模災害時補填規程」によるものとする。

## 第 29 条〔Jクラブの株主〕

- (1) Jクラブは、「Jリーグクラブライセンス交付規則」もしくは「J3クラブライセンス交付規則」の定めまたはJリーグからの指示に基づき、Jリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（Jクラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。
- (2) Jクラブは、その発行する株式の譲渡（合併等の組織再編に伴い株式が移転される場合を含む。以下、本項および次項において同じ）を行いまは株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前にJリーグに書面または電磁的方法にて届け出を行わなければならない。本項において、株式とは、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利を含むものとする。また、公益社団法人または特定非営利活動法人であるJクラブが、社員を変更しまたは新たに社員を追加する場合には、変更後の社員または新たな社員を決定する前にJリーグに書面または電磁的方法にて届け出を行わなければならない。
- (3) Jクラブは、以下のような株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会の承認を得なければならない。本項において、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（以下当該権利により将来発行され得る株式を「潜在株式」という）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式にかかる議決権を含むものとする。また、公益社団法人または特定非営利活動法人であるJクラブについては、社員たる地位について同様の取扱いとする。
  - ① 株式の新規発行または株式の譲渡により総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の 15%以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合
  - ② 株式の新規発行または株式の譲渡により、すでに存在する株主の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において 3 分の 1 を超える場合
  - ③ 株式の新規発行または株式の譲渡により、すでに存在する株主の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において

50%を超える場合

- (4) 前項第2号または第3号に該当する場合、Jクラブは、その株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者およびその法人の意思決定に大きな影響を与える者の出資意向等の確認のため、Jリーグとの直接の面談機会を設定するほか、別途Jリーグが定める宣言書に署名させ、Jリーグに提出しなければならない。
- (5) Jクラブは、他のJクラブの株式（公益社団法人または特定非営利活動法人にあっては社員たる地位）を保有してはならない。なお、当該他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（公益社団法人または特定非営利活動法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。
- (6) Jクラブは、暴力団員等にJクラブの株式を保有させてはならない。なお、当該Jクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（公益社団法人または特定非営利活動法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。

### 第30条〔役職員等の禁止事項〕

- (1) Jクラブの役職員は、直接たると間接たるとを問わず、次の事項を行ってはならない。
  - ① 他のJクラブ、他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人または他のJクラブに重大な影響を与える法人の役員または職員を兼務すること
  - ② 他のJクラブの株式（公益社団法人または特定非営利活動法人にあっては社員たる地位）を保有すること
  - ③ 他のJクラブまたは他のJクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれらに類する契約を締結すること
- (2) Jクラブに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者（以下総称して「Jクラブ関係者」という）は、公の場において、協会（審判を含む）、Jリーグまたは自他のJクラブを中傷または誹謗してはならない。

### 第31条〔名称および活動区域等〕

- (1) Jクラブの法人名、チーム名および呼称（以下総称して「名称」という。ただしチーム名および呼称には地域名が含まれているものとする）ならびにホームタウンおよび活動区域は次のとおりとする。

#### 〔J1会員〕

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン	活動区域
㈱コンサドーレ	北海道コンサドーレ札幌	北海道コンサドーレ札幌	札幌市を中心とする全道	北海道
㈱ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	仙台市	宮城県
㈱鹿島アントラーズ・エフ・シー	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	茨城県
浦和レッドダイヤモンズ㈱	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッズ	さいたま市	埼玉県
㈱日立柏レイソル	柏レイソル	柏レイソル	柏市	千葉県
東京フットボールクラブ㈱	FC東京	FC東京	東京都	東京都
㈱川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎市	神奈川県

横浜マリノス(株)	横浜 F・マリノス	横浜 F・マリノス	横浜市、横須賀市、大和市	神奈川県
(株)横浜フリースポーツクラブ	横浜 F C	横浜 F C	横浜市	神奈川県
(株)湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	厚木市、伊勢原市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、平塚市、藤沢市、大磯町、寒川町、二宮町、鎌倉市、南足柄市、大井町、開成町、中井町、箱根町、松田町、真鶴町、山北町、湯河原町	神奈川県
(株)エスパルス	清水エスパルス	清水エスパルス	静岡市	静岡県
(株)名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパス	名古屋市、豊田市、みよし市を中心とする全県	愛知県
(株)ガンバ大阪	ガンバ大阪	ガンバ大阪	吹田市、茨木市、高槻市、豊中市、池田市、摂津市、箕面市	大阪府
(株)セレッソ大阪	セレッソ大阪	セレッソ大阪	大阪市、堺市	大阪府
楽天ヴィッセル神戸(株)	ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	神戸市	兵庫県
(株)サンフレッチェ広島	サンフレッチェ広島 F C	サンフレッチェ広島	広島市	広島県
(株)サガン・ドリームス	サガン鳥栖	サガン鳥栖	鳥栖市	佐賀県
(株)大分フットボールクラブ	大分トリニータ	大分トリニータ	大分市、別府市、佐伯市を中心とする全県	大分県

【 J 2 会 員 】

法 人 名	チ ャーム名	呼 称	ホ ー ム タ ウ ン	活 動 区 域
(株)モンテディオ山形	モンテディオ山形	モンテディオ山形	山形市、天童市、鶴岡市を中心とする全県	山形県
(株)フットボールクラブ水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸市、ひたちなか市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村	茨城県
(株)栃木サッカークラブ	栃木サッカークラブ	栃木 S C	宇都宮市	栃木県
(株)ザスパ (令和2年2月1日付にて 変更予定)	ザスパクサツ群馬	ザスパクサツ群馬	草津町、前橋市を中心とする全県	群馬県
エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ(株)	大宮アルディージャ	大宮アルディージャ	さいたま市	埼玉県
ジェフユナイテッド(株)	ジェフユナイテッド市原・千葉	ジェフユナイテッド千葉	市原市、千葉市	千葉県
東京ヴェルディ(株)	東京ヴェルディ 1969	東京ヴェルディ	東京都	東京都
(株)ゼルビア	F C 町田ゼルビア	F C 町田ゼルビア	町田市	東京都
(株)ヴァンフォーレ山梨 スポーツクラブ	ヴァンフォーレ甲府	ヴァンフォーレ甲府	甲府市、韮崎市を中心とする全県	山梨県
(株)松本山雅	松本山雅フットボールクラブ	松本山雅 F C	松本市、塩尻市、山形村、安曇野市、大町市、池田町、生坂村、箕輪町、朝日村	長野県

㈱アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	新潟市、聖籠町、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村【新潟県全県】	新潟県
㈱石川ツエーゲン	ツエーゲン金沢	ツエーゲン金沢	金沢市、白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町を中心とする全県	石川県
㈱ジュピロ	ジュピロ磐田	ジュピロ磐田	磐田市	静岡県
㈱京都パープルサンガ	京都サンガ F.C.	京都サンガ F.C.	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、京田辺市、木津川市、亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府
㈱ファジアーノ岡山 スポーツクラブ	ファジアーノ岡山FC	ファジアーノ岡山	岡山市、倉敷市、津山市を中心とする全県	岡山県
㈱レノファ山口	レノファ山口FC	レノファ山口FC	山口市、下関市、山陽小野田市、宇部市、防府市、周南市、美祢市、萩市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町【山口県全県】	山口県
徳島ヴォルティス㈱	徳島ヴォルティス	徳島ヴォルティス	鳴門市、徳島市、吉野川市、美馬市、板野町、松茂町、藍住町、北島町を中心とする全県	徳島県
㈱愛媛FC	愛媛FC	愛媛FC	松山市を中心とする全県	愛媛県
アビスパ福岡㈱	アビスパ福岡	アビスパ福岡	福岡市	福岡県
㈱ギラヴァンツ北九州	ギラヴァンツ北九州	ギラヴァンツ北九州	北九州市	福岡県
㈱V・ファーレン長崎	V・ファーレン長崎	V・ファーレン長崎	長崎市、諫早市を中心とする全県	長崎県
琉球フットボールクラブ㈱	FC琉球	FC琉球	沖縄市を中心とする全県	沖縄県

[ J 3 会 員 ]

法 人 名	チ ャ ム 名	呼 称	ホ ー ム タ ウ ン	活 動 区 域
㈱ヴァンラーレ八戸	ヴァンラーレ八戸 フットボールクラ ブ	ヴァンラーレ八戸	八戸市、十和田市、五戸町、三戸町、階上町、田子町、南部町、おいらせ町、新郷村、三沢市、七戸町、六戸町、東北町、横浜町、野辺地町、六ヶ所村	青森県

㈱いわてアスリートクラブ	いわてグルージャ盛岡	いわてグルージャ盛岡	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町【岩手県全県】	岩手県
㈱ブラウブリッツ秋田	ブラウブリッツ秋田	ブラウブリッツ秋田	秋田市、由利本荘市、にかほ市、男鹿市を中心とする全県	秋田県
㈱A C福島ユナイテッド	福島ユナイテッドフットボールクラブ	福島ユナイテッドFC	福島市、会津若松市を中心とする全県	福島県
㈱Y. S. C. C. (令和2年2月1日付にて変更予定)	横浜スポーツ&カルチャークラブ	Y. S. C. C.横浜	横浜市	神奈川県
㈱スポーツクラブ相模原	S C相模原	S C相模原	相模原市、座間市、綾瀬市、愛川町	神奈川県
㈱長野パルセイロ・アスレチッククラブ	A C長野パルセイロ	A C長野パルセイロ	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村、栄村、佐久市	長野県
㈱カターレ富山	カターレ富山	カターレ富山	富山市を中心とする全県	富山県
㈱藤枝MYFC	藤枝MYFC	藤枝MYFC	藤枝市、島田市、焼津市、牧之原市、吉田町、川根本町	静岡県
アスクラロスルガ㈱	アスクラロ沼津	アスクラロ沼津	沼津市	静岡県
㈱岐阜フットボールクラブ	FC岐阜	FC岐阜	岐阜市を中心とする全県	岐阜県
㈱SC鳥取	ガイナレ鳥取	ガイナレ鳥取	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市を中心とする全県	鳥取県
㈱カマタマーレ讃岐	カマタマーレ讃岐	カマタマーレ讃岐	高松市、丸亀市を中心とする全県	香川県
㈱今治・夢スポーツ	FC今治	FC今治	今治市	愛媛県
㈱アスリートクラブ熊本	ロアッソ熊本	ロアッソ熊本	熊本市	熊本県
㈱鹿児島プロスポーツプロジェクト	鹿児島ユナイテッドFC	鹿児島ユナイテッドFC	鹿児島市	鹿児島県

- (2) Jクラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得るものとする。
- (3) Jクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、理事会の承認を得たときはこの限りではない。

# 第4章 競 技

## 第1節 スタジアム

### 第32条〔スタジアムの確保〕

Jクラブは、ホームタウン内に、Jリーグが別途定めるJリーグスタジアム基準を充足するスタジアム（以下「ホームスタジアム」という）を確保しているものとする。

### 第33条〔スタジアムの維持〕

Jクラブは、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、スタジアムを維持管理する責任を負うものとし、降雪または降雨等の悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、そのスタジアムでの試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

### 第34条〔理想のスタジアム〕

- (1) 公式試合で使用するスタジアムは、Jリーグスタジアム基準を充足することに加え、アクセス性に優れ、すべての観客席が屋根で覆われ、複数のビジネスラウンジやスカイボックス、大容量高速通信設備（高密度Wi-Fi等）を備えた、フットボールスタジアムであることが望ましい。
- (2) 前項の「アクセス性に優れる」とは、次の各号のいずれかを充足していることをいう。
  - ① ホームタウンの中心市街地より概ね20分以内で、スタジアムから徒歩圏内にある電車の駅、バス（臨時運行を除く）の停留所または大型駐車場のいずれかに到達可能または近い将来に到達可能となる具体的計画があること
  - ② 交流人口の多い施設（大型商業施設等）に隣接していること
  - ③ 前各号のほか、観客の観点からアクセス性に優れていると認められること

### 第35条〔医療施設〕

Jクラブは、公式試合開催時には原則として観客等のための医師および看護師を各1名以上待機させなければならない。

### 第36条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕

Jクラブは、対戦チームの所属するJクラブ（以下「ビジタークラブ」という）を応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。

### 第37条〔スタジアムの検査〕

- (1) Jリーグは、必要に応じて、Jリーグスタジアム基準に基づきスタジアム（付帯設備含む）を検査し、理事会に報告する。

- (2) 理事会は、前項に基づく報告内容を検討し、検査対象とした各スタジアムにおける公式試合開催の可否を決定する。

#### 第 38 条〔スタジアムの視察〕

- (1) Jリーグは、試合開催の可否を確認するためスタジアムを視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。
- (2) チェアマンは、前項の報告を受けたときは、そのスタジアムでの試合の実施を中止する決定を下すことができる。
- (3) 前項の中止の決定およびその通知は、原則として試合開催日の2か月前までにホームゲームを実施するJクラブ（以下「ホームクラブ」という）に対して行わなければならない。

#### 第 39 条〔削除〕

## 第 2 節 公式試合

#### 第 40 条〔公式試合〕

- (1) Jリーグにおける公式試合（本規約において「公式試合」という）とは、以下各号に定める大会を構成する試合その他理事会が指定した試合をいう。
- ① J1リーグ戦
  - ② J2リーグ戦
  - ③ J3リーグ戦
  - ④ リーグカップ戦
  - ⑤ J1参入プレーオフ
  - ⑥ スーパーカップ
- (2) Jクラブは、前項第1号、第2号または第3号（以下これらを総称する場合は「リーグ戦」という）のホームゲームの80%以上をホームスタジアムで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 第1項第1号から第6号までの公式試合は、各Jクラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」という）に限り参加できるものとする。
- (4) 前項にいうトップチームは、以下の要件を満たすものとする。
- ① J1クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロ選手（Jクラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう）を20名以上保有し、うち15名以上はプロA契約選手（協会が定める「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に定義する。なお、プロA契約選手として扱われる外国籍選手を含む。以下同じ）であること
  - ② J2クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロA契約選手を5名以上保有していること
  - ③ J3クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロ選手を3名以上保有していること

#### 第 41 条〔参加義務等〕

- (1) Jクラブは、公式試合および協会が開催する天皇杯全日本サッカー選手権大会（以下「天皇杯」という）の本大会または本大会の出場権を得るための予選大会に参加しなければならない。
- (2) 以下に該当するJクラブは翌シーズンにAFCが開催するAFCチャンピオンズリーグに参加しなければならない。
  - ① J1リーグ戦優勝クラブ
  - ② 天皇杯優勝クラブ
  - ③ J1リーグ戦年間順位2位クラブ
  - ④ J1リーグ戦年間順位3位クラブ
  - ⑤ J1リーグ戦年間順位4位クラブ（天皇杯優勝クラブとJ1リーグ戦優勝、2位または3位クラブのいずれかが重複した場合のみ）
- (3) Jクラブは、所属選手が代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

#### 第 42 条〔最強のチームによる試合参加〕

Jクラブは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって前条の試合に臨まなければならない。

#### 第 43 条〔不正行為への関与の禁止〕

JクラブおよびJクラブ関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

#### 第 44 条〔公式試合の主催等〕

- (1) 公式試合は、すべて協会およびJリーグが主催（自己の名義において試合を開催すること。以下同じ）し、Jリーグが主管（自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ）する。
- (2) Jリーグは、公式試合のホームゲームの主管をホームクラブに委譲する。
- (3) 前項の定めにかかわらず、Jリーグは、当該ホームクラブの活動区域外のスタジアムで実施する公式試合その他理事会が定める公式試合を自ら主管することができる。
- (4) 活動区域外で開催される試合については、事前にチェアマンの承認を得た場合に限りその地方のメディアが共催することを認める。なお、試合開催が複数回に及ぶ場合であっても、その都度申請し承認を得るものとする。

#### 第 45 条〔主管権の譲渡〕

- (1) JクラブはJリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Jクラブは、本規約上の義務を免れるものではない。
- (2) 主管権の譲渡に関する手続きその他の詳細は、理事会が定める「主管権譲渡規程」によるものとする。



#### 第 46 条〔競技規則〕

公式試合は、すべて国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）および協会の競技規則に従って実施される。

#### 第 47 条〔届出義務〕

Jクラブは、次の事項を所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。

- ① 選手
- ② 実行委員、運営担当および広報担当等
- ③ 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー（原則として公益財団法人日本スポーツ協会公認）等（以下「チームスタッフ」という）

#### 第 48 条〔出場資格〕

- (1) 協会の「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に基づき協会への選手登録を完了し、かつ第 100 条に定めるJリーグ登録を行った選手のみが、公式試合における出場資格を有する。
- (2) 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行した電子選手証を印刷したものまたは協会の発行した電子選手証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。

#### 第 49 条〔ユニフォーム〕

- (1) 公式試合においては、Jリーグが定める「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用しなければならない。
- (2) 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。
- (3) 前各項の定めのほか、ユニフォームに関する事項は、理事会が定める「ユニフォーム要項」によるものとする。

#### 第 50 条〔試合球〕

公式試合の試合球は、Jリーグが、協会検定球の中から認定する。

#### 第 51 条〔Jクラブの責任〕

- (1) ホームクラブは、公式試合の運営において、以下各号の義務を負う。
  - ① 試合の前後および試合中において、Jクラブ関係者、観客その他ホームスタジアムに存在するすべての者の安全を確保する義務
  - ② 試合の前後および試合中において、観客にホームスタジアムおよびその周辺において秩序ある適切な態度を保持させる義務
  - ③ 前 2 号の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限しまたは即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務
- (2) ビジタークラブは、ホームクラブによる公式試合の運営に関し、以下各号の義務を負う。
  - ① 実行委員、運営担当（正）およびセキュリティ担当（運営担当（正）とセキュリティ担

当は兼務可)をアウェイゲームに帯同し、前項第2号に基づくホームクラブの義務の履行に協力する義務。なお、やむを得ない場合には、実行委員についてはJクラブがその責務にあたることができると判断した者を、運営担当(正)については運営担当(副)を、それぞれ代理人として帯同することができる。ただし、同じ者が実行委員の代理人と運営担当(正)の代理人を兼ねることはできない。また、代理人が帯同する場合は、本規約に定める実行委員または運営担当(正)の義務は当該代理人が履行するものとする。

- ② 試合の前後および試合中において、ビジタークラブのサポーターに秩序ある適切な態度を保持させる義務
- (3) ホームクラブおよびビジタークラブは、試合が開催されるスタジアムに、暴力団員等を入場させないよう、努めるものとする。
- (4) Jリーグが主管する試合においては、Jリーグが本条に定めるホームクラブの義務を負い、当該試合に出場する両チームが本条に定めるビジタークラブの義務を負う。

#### 第52条〔選手の健康管理およびドクター〕

- (1) Jクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該Jクラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。
- (2) 前項の健康管理における医学的検査の項目は、協会の医学委員会が定める次のメディカルチェック項目とする。
  - ① 内科検査(心電図、心エコー検査含む)
  - ② 整形外科的検査
  - ③ 血液検査
  - ④ 尿検査
  - ⑤ レントゲン検査
  - ⑥ 運動負荷検査
  - ⑦ 体力検査
- (3) Jクラブは、すべての試合に、ドクターを同行させ、原則としてベンチ入りさせなければならない。

#### 第53条〔負傷した選手の活動再開の制限〕

- (1) Jクラブは、選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。
- (2) 前項の傷害が練習中に生じた場合においても同様とする。
- (3) 脳振盪と診断あるいはその疑いのある選手の活動再開に関する前2項の医師の承認は、協会の医学委員会が定める「サッカーにおける脳振盪の指針」に基づき判断されなければならない。

## 第3節 試合の運営

### 第54条〔公式試合の開催期間〕

公式試合は、原則として毎年2月から12月までの間に実施する。

### 第55条〔公式試合の開催〕

公式試合の試合日程は、次の事項を考慮した実行委員会の審議を経て、理事会が決定する。

- ① 前シーズンのJ1リーグ戦の1位（年間優勝）チームにJ1リーグ戦の開幕戦をホームスタジアムで開催するか否かの選択権が与えられること
- ② 試合開催が特定の地域に集中しないこと
- ③ やむを得ない事情がある場合を除き、同一大会でアウェイゲームが3試合以上連続しないこと
- ④ リーグ戦は、原則として土曜日、日曜日または水曜日に開催すること

### 第56条〔試合日程の遵守〕

Jクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、キックオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

### 第57条〔試合の日時または場所の変更〕

- (1) 公式試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
  - ① ホームクラブがJリーグに対し、変更しようとする開催日の30日前までに「試合開催に関する変更申請書」により申請する
  - ② チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する
- (2) 前項の手続きが行われられない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- (3) 国際大会、スタジアムの大規模改修、大規模災害等のやむを得ない特別の事情がある場合において、チェアマンは、前2項の定めにかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

### 第58条〔特別の事情による変更〕

Jクラブは、協会またはJリーグにおいて、国際大会、スタジアムの大規模改修、大規模災害等の特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

### 第59条〔同日開催の制限〕

公式試合は、原則として、同一日に同一スタジアムで2試合以上行ってはならない。

### 第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、Jクラブが主催する地域振興のための試合・イベント、選手育成のための試合等であって、荒天時には中止で

きるもの限り、実施することができる。また、日本女子サッカーリーグとの共催は別途定める「Ｊリーグ公式戦におけるなでしこリーグ公式戦開催に関するガイドライン」に則り開催することができる。

#### 第 61 条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任命し、公式試合に派遣される。
- (2) マッチコミッショナーは、原則として協会が定めるＪＦＡマッチコミッショナーに登録しなければならない。
- (3) マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
  - ① キックオフ時刻の 150 分前までにスタジアムに到着すること
  - ② キックオフ時刻の 70 分前に双方のＪクラブの監督、実行委員および運営担当（正）ならびに主審、副審、追加副審、第 4 の審判員、ビデオアシスタントレフェリー（以下「VAR」という）およびアシスタントVAR（以下、総称して「審判員」という）を集め、マッチ・コーディネーション・ミーティングを開催すること
  - ③ リーグカップ戦の延長戦終了後に行うPKにおいて、試合終了後、使用したゴールを決定した理由を主審に確認すること
  - ④ 試合終了後 24 時間以内にＪリーグに「Ｊリーグマッチコミッショナー報告書」を発信すること
  - ⑤ 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「Ｊリーグマッチコミッショナー緊急報告書」をすみやかにチェアマンに提出すること
  - ⑥ 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
  - ⑦ 前各号のほか、別途チェアマンの定める事項を行うこと

#### 第 62 条〔試合の中止の決定〕

試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビジタークラブの実行委員（またはＪリーグ規約第 51 条第 2 項第 1 号に基づくその代理人）の意見を参考のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。

#### 第 63 条〔不可抗力による開催不能または中止〕

公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により開催不能または中止となった場合には、当該試合の取り扱いについては、次の各号からチェアマンが決定する。

- ① 90 分間の再試合
- ② 中止時点からの再開試合
- ③ 中止時点での試合成立

#### 第 64 条〔敗戦とみなす場合〕

公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは、原則として 0 対 3 で敗戦したものとみなす。

#### 第 65 条〔試合結果の報告〕

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および必要に応じて試合運営報告書を Jリーグに提出しなければならない。

#### 第 66 条〔公式試合の試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、理事会が大会毎に定める試合実施要項によるものとする。

#### 第 67 条〔削 除〕

## 第 4 節 非公式試合

#### 第 68 条〔非公式試合の開催〕

- (1) 公式試合以外のすべての有料試合（以下「非公式試合」という）は、事前に Jリーグに所定の申請書を提出し、Jリーグおよび協会の承認を得なければ開催することができない。
- (2) 非公式試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。
- (3) 第 1 項の開催申請書の提出期限は、試合開催日の 2 か月前の日の属する月の末日までとする。

#### 第 69 条〔外国チームとの試合等〕

Jクラブが外国のサッカーチームと試合を行う場合は、試合の場所が国内であるか国外であるかにかかわらず、事前に Jリーグおよび協会の承認を得なければならない。また、必要に応じて協会を経由し F I F A または A F C に報告しなければならない。

#### 第 70 条〔興行等への参加禁止〕

Jクラブ、選手、監督およびコーチは、事前に Jリーグの承認を得ない限り、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合または興行等に参加してはならない。

#### 第 71 条〔救済試合〕

- (1) 救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。
- (2) 救済試合は、当該選手の現在所属する Jクラブまたは過去に所属した Jクラブが、事前に、Jリーグに所定の申請書を提出し、実行委員会の審議を経て理事会に承認されなければならない。
- (3) 救済試合の開催地は、原則として当該試合を開催する Jクラブのホームタウンとする。

- (4) 救済試合は、選手1名につき1回に限り開催することができる。

#### 第72条〔引退試合〕

- (1) 引退試合は、選手が引退するにあたり当該選手の功績を称えることを目的として開催する。
- (2) 引退試合は、当該選手の現在所属するJクラブまたは過去に所属したJクラブが、事前に、Jリーグに所定の申請書を提出して承認されなければ、開催することができない。
- (3) 引退試合の開催地は、原則として当該試合を開催するJクラブのホームタウンとする。
- (4) 引退試合は、選手1名につき1回に限り開催することができる。

#### 第73条〔慈善試合〕

- (1) Jクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人道の見地に基づき、慈善試合を開催することができる。
- (2) 慈善試合は、当該試合を開催するJクラブが、事前に、Jリーグに所定の申請書を提出し、実行委員会の審議を経て理事会に承認されなければ、開催することができない。
- (3) 慈善試合の開催地は、原則として当該試合を開催するJクラブのホームタウンとする。

#### 第74条〔非公式試合の試合実施要項〕

非公式試合の運営に関する事項は、Jリーグが必要に応じて都度定める試合実施要項によるものとする。

## 第5節 試合の収支

#### 第75条〔公式試合の費用負担〕

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用（以下総称して「必要経費」という）を負担する。

- ① 運営人件費
- ② スタジアム使用料（付帯設備使用料を含む）
- ③ スタジアム仮設設備設置費用（テント設営料等）
- ④ 入場券・招待券の印刷費
- ⑤ 入場券販売手数料
- ⑥ 広告宣伝費
- ⑦ クラブパートナーの看板等の費用（スタジアムへの掲出料を含む）
- ⑧ その他運営に係わる費用

#### 第76条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕

- (1) 救済試合および引退試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催Jクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。
- (2) 慈善試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合を開催するJクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の

目的である救済事業等のために使用されなければならない。

#### 第 77 条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費が発生している公式試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第 75 条第 1 号から第 4 号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第 2 条の範囲に限る）の増額分は、Ｊリーグが負担する。ただし、第 63 条第 3 号の規定により、中止時点で試合が成立した場合は除く。

#### 第 78 条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- (1) ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブは、ビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- (2) ビジタークラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ビジタークラブは、ホームクラブに発生した必要経費および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

#### 第 79 条〔協会納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の 3 %相当額をその試合の属する大会が終了した後、別に定める方法にてＪリーグへ報告し、請求書発行日から 60 日以内に協会に納付しなければならない。

#### 第 80 条〔収支報告〕

Ｊクラブは、Ｊリーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、Ｊリーグが定めた期限までに提出しなければならない。

#### 第 81 条〔遠征費用〕

- (1) チームの遠征に要する交通費および宿泊費をＪリーグにおいて支出する場合、その支出の詳細は、理事会が定める「旅費規程」によるものとする。
- (2) ホームクラブの都合によりホームタウン以外のスタジアムで試合を実施したことにより発生したビジターチームの交通費および宿泊費の増額分はホームクラブが負担する。なお、当該負担額は、「旅費規程」第 2 条に基づいて算出する。
- (3) 公式試合を無事に終了したが、不可抗力により帰路に影響が出たために交通費および宿泊費の増額を余儀なくされた場合、当該増額分はＪリーグが負担する。なお、当該負担額は、「旅費規程」第 2 条に基づいて算出する。

## 第 6 節 表 彰

#### 第 82 条〔リーグ表彰〕

Ｊリーグは、リーグ戦およびリーグカップ戦等に関し、チーム、選手、監督および審判員等の表彰を行う。

#### 第 83 条〔功労者表彰〕

- (1) Jリーグは、Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、Jクラブから推薦された者の中からチェアマンが推薦し、理事会が決定する。

#### 第 84 条〔表彰規程〕

前 2 条を含む、Jリーグの表彰に関する事項は、理事会が定める「Jリーグ表彰規程」によるものとする。

#### 第 85 条〔特別表彰〕

第 82 条および第 83 条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、理事会の定めるところによる。

## 第 5 章 選 手

#### 第 86 条〔誠実義務〕

- (1) 選手は、協会の定款および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともに Jクラブの諸規則を遵守し、Jクラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。
- (2) 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

#### 第 87 条〔履行義務〕

- (1) プロ契約選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
  - ① Jクラブの指定するすべての試合への出場
  - ② Jクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
  - ③ Jクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
  - ④ Jクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
  - ⑤ Jクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
  - ⑥ Jクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
  - ⑦ 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
  - ⑧ 協会・Jリーグ等の指定するドーピングテストの受検
  - ⑨ 合宿、遠征等に際してのJクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
  - ⑩ 居住場所に関するJクラブの事前同意の取得
  - ⑪ 副業に関するJクラブの事前同意の取得
  - ⑫ その他Jクラブが必要と認めた事項



(2) アマチュア選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- ① Jクラブの指定するすべての試合への出場
- ② Jクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- ③ Jクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- ④ Jクラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- ⑤ Jクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
- ⑥ Jクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- ⑦ 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- ⑧ 協会、Jリーグ等の指定するドーピングテストの受検
- ⑨ 合宿、遠征等に際してのJクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- ⑩ 就業に関する事前のJクラブへの報告
- ⑪ その他Jクラブが必要と認めた事項

#### 第 88 条〔ドーピングの禁止〕

- (1) 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
- (2) 選手は、協会の「アンチ・ドーピング規程」に則り、世界アンチ・ドーピング規程および日本アンチ・ドーピング規程を遵守する。
- (3) 選手は、ドーピング検査の対象として指名された場合、これを拒否することはできない。
- (4) ドーピング検査については協会のアンチ・ドーピング部会と日本アンチ・ドーピング機構とで定める「Jリーグドーピング検査実施の検査手順」に則り実施する。
- (5) 第 100 条に定めるJリーグ登録時に選手が 18 歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を提出しなければならない。

#### 第 89 条〔禁止事項〕

- (1) プロ契約選手は、次の各行為を行ってはならない。
  - ① Jクラブ、協会およびJリーグの内部事情の部外者への開示
  - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
  - ③ 前条（ドーピングの禁止）第 2 項または第 3 項に違反する行為
  - ④ Jクラブ、協会およびJリーグの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
  - ⑤ Jクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
  - ⑥ Jクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合への参加
  - ⑦ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
  - ⑧ その他Jクラブ、協会およびJリーグにとって不利益となる行為
- (2) アマチュア選手は、次の各行為を行ってはならない。
  - ① Jクラブ、協会およびJリーグ等の内部事情の部外者への開示
  - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
  - ③ 前条（ドーピングの禁止）第 2 項または第 3 項に違反する行為

- ④ サッカー活動の対価としての報酬（利益）等の受領
- ⑤ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- ⑥ その他Ｊクラブ、協会およびＪリーグにとって不利益となる行為

#### 第 90 条〔費用の負担および用具の使用〕

- (1) 選手がＪクラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、Ｊクラブが負担する。
- (2) 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、Ｊクラブが支給したものを使用しなければならない。

#### 第 91 条〔疾病および傷害〕

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにＪクラブに通知し、Ｊクラブの指示に従わなければならない。

#### 第 92 条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕

- (1) Ｊクラブと「日本サッカー協会選手契約書」を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該Ｊクラブに帰属する。
- (2) Ｊクラブは、選手と締結したすべての契約書の写しをＪリーグに提出しなければならない。
- (3) Ｊクラブは、アマチュア選手が署名した誓約書（別紙 1）および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写しすべてをＪリーグに提出しなければならない。
- (4) Ｊリーグは、特段の定めがある場合を除き、Ｊクラブの事前の同意がない限り、前 2 項に記載された書式の写しを第三者に開示しないものとする。

#### 第 93 条〔選手の報酬等〕

- (1) Ｊクラブは選手に対し、前条第 2 項に基づきＪリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- (2) Ｊクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。

#### 第 94 条〔支度金およびトレーニング費用〕

- (1) Ｊクラブは、新規契約した選手または移籍した選手に対し、理事会が定める「支度金支給基準規程」の金額を上限として、支度金を支払うことができる。
- (2) Ｊクラブは、選手の新規契約に際し、その選手を育成した法人、学校等に対し、協会が定める「トレーニング費用請求基準」に基づき、トレーニング費用を支払う。
- (3) Ｊクラブは、選手の新規契約に際し、前 2 項以外の金銭を支払ってはならず、また、いかなる物品・便益等も供与してはならない。

#### 第 95 条〔選手契約における仲介人等〕

Ｊクラブおよび選手は、取引（選手契約または移籍合意）に仲介人が関与する場合、協会が定める「仲介人に関する規則」を遵守しなければならない。

## 第 96 条〔未成年者〕

選手が契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

## 第 97 条〔選手の肖像等の使用〕

- (1) 選手は、第 87 条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、公衆送信されることおよび当該報道、公衆送信に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- (2) 選手は、ＪリーグおよびＪクラブから指名を受けた場合、Ｊクラブ、協会およびＪリーグの広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。
- (3) 選手は、次の各号について事前にＪクラブの書面による承諾を得なければならない。
  - ① テレビ・ラジオ番組およびインターネットを通じて送信される番組等への出演
  - ② イベントへの出演
  - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
  - ④ 第三者の広告宣伝等への関与
- (4) 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、Ｊクラブと選手が協議して定める。

## 第 98 条〔契約に関する紛争の解決〕

Ｊクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Ｊクラブと選手との間に紛争が生じたときは、Ｊクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

# 第 6 章 登録および移籍

## 第 1 節 登 録

### 第 99 条〔協会の登録に関する規定の遵守〕

Ｊクラブは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への選手登録を行わなければならない。

### 第 100 条〔Ｊリーグ登録〕

- (1) Ｊリーグは、第 47 条に基づきＪクラブから届出された事項により、「Ｊリーグ登録システム」にて、選手、監督、コーチその他Ｊリーグが指定した者に関する登録（以下「Ｊリーグ登録」という）を行う。
- (2) Ｊリーグ登録のために必要となる事項は、次の各号のとおりとする。
  - ① 氏名

- ② 生年月日
- ③ 所属するＪクラブの正式名称
- ④ 前各号のほか、Ｊリーグが定める事項

#### 第 101 条〔審判員の登録〕

- (1) Ｊリーグは、第 113 条第 1 項により協会が指名した者をＪリーグ担当審判員として登録する。
- (2) Ｊリーグ担当審判員に関する登録のために必要となる事項は、次の各号のとおりとする。
  - ① 氏名
  - ② 生年月日
  - ③ 審判員の級別
  - ④ 前各号のほか、Ｊリーグが定める事項

#### 第 102 条〔登録の変更・拒否・抹消〕

- (1) Ｊリーグは、ＪクラブからＪリーグ登録の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従いＪリーグ登録の変更を行う。
- (2) Ｊリーグは、協会から審判員のＪリーグ登録の変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い登録の変更を行う。
- (3) Ｊリーグは、試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者またはＪリーグにとって著しい不利益となる行為を行った者のＪリーグ登録を行わない。当該登録において虚偽の記載がある場合も同様とする。
- (4) Ｊリーグは、Ｊリーグ登録を行った選手、監督、コーチおよびその他Ｊリーグが指定した者ならびに審判員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に関する登録を抹消する。
  - ① 前項に該当するとき
  - ② ＪクラブがＪリーグ登録の抹消に関する届け出を行ったとき
  - ③ 死亡または失踪宣告を受けたとき

#### 第 103 条〔未登録の選手〕

Ｊクラブは、Ｊリーグ登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

## 第 2 節 移 籍

#### 第 104 条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕

選手の移籍は、協会が定める「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に従って行わなければならない。

#### 第 105 条〔移籍に伴う納付金〕

Ｊクラブは、日本国内で育成された日本国籍を有するプロ選手の日本国内の移籍に伴う移籍補償金（期限付移籍補償金を含む）収入の 4 %相当額を、受領後 60 日以内にＪリーグ

に納付しなければならない。

## 第7章 監督、コーチおよびアカデミーダイレクター

### 第106条〔トップチームの監督およびコーチ〕

- (1) Jクラブのトップチームの監督およびアシスタントコーチの資格要件は、「Jリーグクラブライセンス交付規則」(J3クラブは理事会が別途定める「J3クラブライセンス交付規則」)によるものとする。
- (2) Jクラブは、トップチームの監督との契約を締結する前に、所定の手続きにより当該トップチームの監督候補者の保有資格が前項の資格要件を満たすことをJリーグを通じて協会に確認しなければならない。
- (3) Jクラブは、第1項の資格要件を満たすトップチームの監督およびアシスタントコーチ各1名をシーズン中は常時登録しなければならない。

### 第107条〔トップチーム以外の監督、コーチおよびアカデミーダイレクター〕

- (1) Jクラブのトップチーム以外のチームにおける監督およびコーチの資格要件は、Jリーグクラブライセンス交付規則(J3クラブは理事会が別途定める「J3クラブライセンス交付規則」)によるものとする。
- (2) Jクラブのアカデミーダイレクターの資格要件は、Jリーグクラブライセンス交付規則(J3クラブは理事会が別途定める「J3クラブライセンス交付規則」)によるものとする。

### 第108条〔研修への参加義務〕

すべての監督、コーチおよびアカデミーダイレクターは、協会またはJリーグが指定する研修会に参加しなければならない。

### 第109条〔選手兼務の禁止〕

トップチームの監督およびコーチは、選手として登録することはできない。

### 第110条〔契約等〕

- (1) Jクラブは、監督およびコーチと書面による契約を締結した場合は、その写しをJリーグに提出しなければならない。
- (2) 監督およびコーチは、同一期間に複数のクラブと契約を締結することはできない。
- (3) Jクラブと書面による契約を締結している監督またはコーチに対し、その契約期間中に他のJクラブが将来の契約を結ぶ目的で接触する場合、あらかじめ当該監督またはコーチが現在契約を締結しているJクラブに書面で通知しなければならない。
- (4) 第97条第1項から第4項までの規定は、監督およびコーチについて、これを準用する。

第 111 条〔守秘義務〕

監督、コーチおよびアカデミーダイレクターは、第 3 条第 7 項に定める守秘義務を遵守するものとする。

## 第 8 章 審 判 員

第 112 条〔資格要件〕

- (1) 公式試合の審判員は、協会の定める「審判員及び審判指導者等に関する規則」に基づき認定する審判資格を有する者でなければならない。
- (2) 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判員となり得る。

第 113 条〔指 名〕

- (1) Jリーグは、協会の審判委員会に対し、J1、J2 および J3 の主審および副審の指名を要請するものとする。
- (2) 前項の指名は、1 年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中の追加および変更を妨げない。

第 114 条〔審判員の服装および用具〕

審判員は、Jリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

第 115 条〔審判員証〕

審判員は、協会が発行する電子審判員証を印刷したものまたは協会が発行した電子審判員証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。

第 116 条〔手当等〕

審判員に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ「試合実施要項」および「旅費規程」によるものとする。

第 117 条〔保 険〕

Jリーグは、審判員の、試合中および試合の前後（試合のための移動途中を含む）における事故に備えるため、Jリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。

# 第9章 付随事業

## 第1節 各種の事業

### 第118条〔付随事業〕

Jリーグは、サッカーの普及および振興を促進するため、サッカーの試合の開催に加え、各種の付随的事業を行うものとし、Jクラブはこれに積極的に協力するものとする。

### 第119条〔公衆送信権〕

- (1) 公式試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）は、すべてJリーグに帰属する。
- (2) 前項の公衆送信権の取扱いについては、理事会において定める。

### 第120条〔その他の事業〕

Jリーグは、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。

- ① サッカー用具の認定および検定に関する事業
- ② 広報・出版に関する事業
- ③ 商品化に関する事業
- ④ その他理事会において定める事業

### 第121条〔Jリーグパートナー契約〕

Jリーグのパートナー契約に関する事項については、理事会において定める。

### 第122条〔収入の配分〕

前4条の事業に基づく収入は、理事会が別途定める「Jリーグ配分金規程」により、Jクラブに配分する。

## 第2節 商品化に関する基本原則

### 第123条〔定義〕

本節における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- ① Jリーグマーク等 Jリーグの名称、Jリーグマーク、J3リーグマーク、Jリーグロゴ、Jリーグマスコット、Jリーグフラッグ、Jリーグ大会名称、Jリーグ関連イベント名称、Jリーグ公式記録、Jリーグに関連する表彰の名称および表彰物その他Jリーグに関連する意匠、商標等であって、Jリーグを表示するもの

- ② Jクラブマーク等 Jクラブのチーム名、呼称、クラブエンブレム、クラブロゴ、クラブマスコット、クラブフラッグその他Jクラブに関連する意匠、商標等であって、Jクラブを表示するもの
- ③ 商品化権 Jリーグマーク等およびJクラブマーク等を使用して商品を製造・販売する権利

#### 第 124 条〔Jクラブマーク等の取り扱い〕

- (1) Jクラブは、自己のJクラブマーク等を新たに使用開始する前に、理事会の承認を得なければならない。
- (2) Jクラブは、自己のJクラブマーク等をJリーグが定める基準に従い、管理しなければならない。
- (3) Jクラブは、自己のJクラブマーク等の変更を希望する場合、変更使用開始日の13か月前までに理事会の承認を得なければならない。ただし、Jリーグの理事会は、Jクラブの法人名の変更の場合であって、当該変更が商品化に悪影響を及ぼさないと判断するときは、当該期間を短縮できるものとする。
- (4) Jクラブは、自己のJクラブマーク等を他種目のチームや団体に使用許諾することを希望する場合、事前にJリーグに所定の書面を提出し、承認を得なければならない。

#### 第 125 条〔商品化権の帰属〕

商品化権の帰属は、次のとおりとする。

- ① Jリーグマーク等およびJクラブマーク等を使用した商品化権はJリーグに帰属する
- ② Jクラブマーク等のみを使用した商品化権は、当該Jクラブマーク等を保有するJクラブに帰属する。ただし、次条に定める商品化細則において指定する場合は、事前にJリーグの承諾を得なければならない

#### 第 126 条〔商品化権の運用基準〕

商品化権の運用については、Jリーグが定める「商品化細則」に基づき行うものとする。

#### 第 127 条〔肖像等〕

- (1) Jリーグは、Jクラブ所属の選手、監督およびコーチ（以下総称して「選手等」という）の肖像、氏名、略歴等（以下「肖像等」という）を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができるものとする。ただし、特定の選手等（選手の場合はプロ契約選手に限る。）の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にJクラブと協議し、その承認を得るものとする。
- (2) Jリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

#### 第 128 条〔収入の配分〕

商品化権の行使によるJリーグの収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。



# 第10章 紛争解決

## 第129条〔チェアマンの決定を求める申立〕

- (1) Jリーグ関係者は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。
- ① 選手の契約に関するJクラブと選手との間の紛争
  - ② 選手の移籍に関するJクラブ相互間またはJクラブと選手との間の紛争
  - ③ 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争
- (2) 前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定委員会規程」の定めるところにより、裁定委員会に対し申立書を提出しなければならない。

## 第130条〔裁定委員会の答申〕

前条第2項による申立があったときは、当該申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、裁定委員会の判断を書面により答申するものとする。

## 第131条〔チェアマンの決定〕

チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Jリーグ全体の利益を考慮した上、申立に対する決定を下すものとする。

## 第132条〔和解〕

第129条第2項による申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

# 第11章 懲 罰

## 第1節 総 則

### 第133条〔Jリーグにおける懲罰〕

Jリーグは、JクラブまたはJクラブ関係者による本規約、JFA懲罰規程その他の諸規程の違反行為について、次の各号の定めに従い懲罰を科すものとする。

- ① 競技および競技会に関する違反行為に対しては、JFA懲罰規程に基づき懲罰を科す
- ② 競技および競技会に関するもの以外の違反行為については、本規約に基づき懲罰を科す

#### 第 134 条〔懲罰に関する管轄〕

- (1) 前条第 1 号に定める違反行為については、規律委員会が調査、審議し、懲罰を決定する。
- (2) 前条第 2 号に定める違反行為については、チェアマンが調査、審議し、懲罰を決定する。
- (3) 前 2 項の定めにかかわらず、JFA 懲罰規程別紙 1「競技及び競技会における懲罰基準」3-5（差別）に該当する違反行為および 3-6（八百長）に該当する違反行為ならびに 3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）に該当する違反行為であって同規程第 3 条第 2 項各号のいずれかの懲罰を科すことが相当である違反行為については、規律委員会はチェアマンに懲罰の決定を委ねるものとする。
- (4) 規律委員会は、前項に定める違反行為に該当すると判断した場合、当該事案をチェアマンに移管するものとする。なお、当該違反行為に対する懲罰の内容については JFA 懲罰規程に基づくものとし、懲罰の決定に関する手続きについては本規約第 3 節の規定を適用する。

#### 第 135 条〔公表〕

Jリーグは、原則として Jリーグが決定した懲罰を公表する。ただし、Jクラブまたは Jクラブ関係者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利を侵害する恐れがあるなど特段の事情がある場合、公表を差し控えることができるものとする。

#### 第 136 条〔懲罰の解除〕

- (1) JFA 懲罰規程第 4 条第 1 項第 9 号から第 11 号、第 2 項第 12 号および第 13 号ならびに本規約第 142 条第 2 項第 3 号および第 4 号の懲罰のうち、3 年を超える懲罰または無期限の懲罰を受けた Jクラブまたは Jクラブ関係者は、処分開始日から 3 年が経過した後、以下の手続により解除の申請を行うことができる。
  - ① 処分を受けた Jクラブまたは Jクラブ関係者は、解除の嘆願書、活動状況報告書および反省文（以下「申請書類」という）を、処分の決定主体である規律委員会またはチェアマンに提出する。
  - ② 前号に基づく申請を受けた規律委員会またはチェアマンは、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、原則として申請書類を提出した Jクラブまたは Jクラブ関係者から事情を聞いたうえで、解除の是非について審議・決定する。なお、チェアマンは、決定に先立ち、本章第 3 節および裁定委員会規程の定めに従い、裁定委員会への諮問手続を経なければならない。
- (2) 前項に従い解除が認められた Jクラブまたは Jクラブ関係者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、規律委員会またはチェアマンが解除を留保した場合、Jクラブまたは Jクラブ関係者は、留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行うことができる。

## 第 2 節 規律委員会による懲罰

#### 第 137 条〔規律委員会による懲罰〕

- (1) 規律委員会は、第 134 条に定める管轄に従い、Jクラブまたは Jクラブ関係者に対して

懲罰を科すことができる。

- (2) 規律委員会の懲罰決定に関する手続きは、JFA懲罰規程および本規約に定めるものを除き、規律委員会規程に定めるところによる。

## 第3節 チェアマンによる懲罰

### 第138条〔チェアマンによる懲罰〕

- (1) チェアマンは、第134条に定める管轄に従い、JクラブまたはJクラブ関係者に対して懲罰を科すことができる。
- (2) チェアマンは、懲罰の種類および内容を決定するにあたり、原則として裁定委員会に諮問し、その答申を十分に尊重しなければならない。ただし、第133条第2号に定める違反行為に対し、けん責または100万円以下の罰金を科す場合については、裁定委員会の諮問を経ることなく懲罰を決定することができる。
- (3) チェアマンは、懲罰の種類および内容を決定するにあたり、自らまたは裁定委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。
- (4) 前項の調査の対象となったJクラブまたはJクラブ関係者は、当該調査に協力しなければならない。

### 第139条〔報告義務〕

Jクラブは、第134条第2項または第3項に定める違反行為にあたり得る行為を認識した場合、ただちにチェアマンに報告しなければならない。

### 第140条〔事情聴取〕

チェアマンは、原則として懲罰の対象となるJクラブまたはJクラブ関係者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、JクラブもしくはJクラブ関係者の同意がある場合、裁定委員会において事情聴取が行われた場合またはJクラブもしくはJクラブ関係者が事情聴取を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

### 第141条〔懲罰の通知〕

- (1) チェアマンは、決定した懲罰を、JクラブまたはJクラブ関係者に書面または電磁的方法にて通知するものとする。
- (2) 前項の通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
  - ① JクラブまたはJクラブ関係者の名称
  - ② 懲罰の内容
  - ③ 判断の理由
  - ④ 作成年月日
  - ⑤ 不服申立手続の可否およびその手続きの期限（JFA懲罰規程第37条に定める）

### 第142条〔懲罰の種類〕

- (1) チェアマンが、第133条第2号に定める違反行為をしたJクラブに対して科すことがで

きる懲罰の種類は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。

- |              |   |
|--------------|---|
| ① けん責        | 始末書を取り、将来を戒める                                 |
| ② 罰金         | 本章第5節の定めに従い1件につき1億円以下の罰金を科す                   |
| ③ 中立地での試合の開催 | 試合を中立地で開催させる                                  |
| ④ 一部観客席の閉鎖   | 一部の観客席を閉鎖し、そこには観客を入場させない                      |
| ⑤ 無観客試合の開催   | 入場者のいない試合を開催させる                               |
| ⑥ 試合の没収      | 得点を0対3の敗戦として、試合を没収する                          |
| ⑦ 勝点減        | リーグ戦の勝点を1件につき15点を限度として減ずる                     |
| ⑧ 出場権剥奪      | リーグカップ戦における違反行為に対する懲罰として次年度のリーグカップ戦への出場権を剥奪する |
| ⑨ 下位リーグへの降格  | 所属するリーグより1つ以上下位のリーグに降格させる                     |
| ⑩ 除名         | Jリーグから除名する（ただし、Jリーグ定款第9条の手続きを経るものとする）         |
- (2) チェアマンが、第133条第2号に定める違反行為をしたJクラブ関係者に対して科すことができる懲罰の種類は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。
- |                 |   |
|-----------------|---|
| ① けん責           | 始末書を取り、将来を戒める                             |
| ② 罰金            | 本章第5節の定めに従い1件につき5,000万円以下の罰金を科す           |
| ③ 出場の資格停止       | 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する |
| ④ 公式試合に関わる職務の停止 | 一定期間、無期限または永久的に公式試合に関わる職務の全部または一部を停止する    |

#### 第143条〔罰金の納付と配分〕

- (1) 罰金は、チェアマンによる罰金の通知後30日以内に、Jリーグの指定する方法により納付しなければならない。
- (2) 納付された罰金は、理事会が決定する方法により、原則として懲罰の対象となったJクラブ以外のJクラブに配分される。

#### 第144条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となったときは、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

#### 第145条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして、違反行為を行わせたJクラブまたはJクラブ関係者には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科するものとする。

#### 第146条〔両罰規定〕

Jクラブ関係者が違反行為を行った場合には、当該Jクラブ関係者に対して懲罰を科す

ほか、当該Jクラブ関係者が所属するJクラブに対しても懲罰を科することができる。ただし、当該Jクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

#### 第147条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた罰金の金額の2倍以下の範囲内において、罰金の金額を加重することができる。

#### 第148条〔酌量減輕〕

- (1) 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その罰金の金額を減額することができる。
- (2) 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

## 第4節 不服申立

#### 第149条〔不服申立〕

本章の定めに従い懲罰を科されたJクラブまたはJクラブ関係者は、JFA懲罰規程の定めに従い、協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。

## 第5節 罰 金

#### 第150条〔1億円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、1億円以下の罰金を科す。

- ① 第43条〔不正行為への関与の禁止〕に、Jクラブが違反した場合
- ② 第51条〔Jクラブの責任〕第1項または第2項の義務を怠り、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員または観客等を死傷させた場合

#### 第151条〔5,000万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、5,000万円以下の罰金を科す。

- ① 第41条〔参加義務等〕第1項に違反した場合
- ② 第43条〔不正行為への関与の禁止〕に、個人が違反した場合
- ③ 第48条〔出場資格〕第1項に違反した場合
- ④ 第89条〔禁止事項〕各号に違反した場合
- ⑤ 第94条〔支度金およびトレーニング費用〕第3項に違反した場合
- ⑥ 第103条〔未登録の選手〕に違反した場合
- ⑦ 第104条〔選手の移籍に関する規定の遵守〕に違反した場合

#### 第152条〔2,000万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の罰金を科す。

- ① 第3条〔遵守義務〕第4項に違反した場合

- ② 第 26 条〔Jクラブの健全経営〕第 1 項に違反した場合
- ③ 第 29 条〔Jクラブの株主〕第 2 項、第 3 項、第 5 項または第 6 項に違反した場合
- ④ 第 30 条〔役職員等の禁止事項〕第 2 項に違反した場合
- ⑤ 第 33 条〔スタジアムの維持〕に違反した場合
- ⑥ 第 35 条〔医療施設〕に違反した場合
- ⑦ 第 41 条〔参加義務等〕第 2 項に違反した場合
- ⑧ 第 51 条〔Jクラブの責任〕第 1 項、第 2 項、第 3 項または第 4 項に違反した場合
- ⑨ 第 56 条〔試合日程の遵守〕に違反した場合
- ⑩ 第 60 条〔抱き合わせ開催の禁止〕に違反した場合
- ⑪ 第 68 条〔非公式試合の開催〕各項に違反した場合
- ⑫ 第 69 条〔外国チームとの試合等〕に違反した場合
- ⑬ 第 70 条〔興行等への参加禁止〕に違反した場合
- ⑭ 第 92 条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕第 2 項に違反した場合
- ⑮ 第 95 条〔選手契約における仲介人等〕に違反した場合
- ⑯ 第 110 条〔契約等〕第 2 項に違反した場合
- ⑰ 第 138 条〔チェアマンによる懲罰〕第 4 項に違反した場合

#### 第 153 条〔1,000 万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、1,000 万円以下の罰金を科す。

- ① 第 3 条〔遵守義務〕第 5 項、第 6 項または第 7 項に違反した場合
- ② 第 26 条〔Jクラブの健全経営〕第 3 項に違反した場合
- ③ 第 30 条〔役職員等の禁止事項〕第 1 項に違反した場合
- ④ 第 49 条〔ユニフォーム〕第 1 項、第 2 項または第 3 項に違反した場合
- ⑤ 第 110 条〔契約等〕第 3 項に違反した場合

#### 第 154 条〔500 万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、500 万円以下の罰金を科す。

- ① 第 26 条〔Jクラブの健全経営〕第 2 項に違反した場合
- ② 第 48 条〔出場資格〕第 2 項に違反した場合
- ③ 第 110 条〔契約等〕第 1 項に違反した場合

#### 第 155 条〔100 万円以下の罰金〕

次の号に該当する場合は、100 万円以下の罰金を科す。

- ① 第 29 条〔Jクラブの株主〕第 1 項または第 4 項に違反した場合

#### 第 156 条〔第 3 条第 2 項または第 3 項違反の罰金〕

第 3 条〔遵守義務〕第 2 項または第 3 項に違反した場合の罰金は、その行為の態様に応じ、次の各号のとおりとする。

- ① 生命・身体に対する行為 5,000 万円以下
- ② 公益に対する行為 3,000 万円以下
- ③ 名誉・財産に対する行為 2,000 万円以下

## 第 12 章 最終的拘束力

### 第 157 条〔最終的拘束力〕

チェアマンの下す決定は、Jリーグにおいて最終のものであり、当事者およびJリーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、本規約に特段の定めのある場合を除き、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

## 第 13 章 改 正

### 第 158 条〔改 正〕

本規約の改正は、実行委員会および理事会の承認により、これを行う。

## 第 14 章 附 則

### 第 159 条〔施 行〕

本規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 〔改 正〕

平成 25 年 1 月 22 日

平成 26 年 1 月 21 日

平成 27 年 1 月 20 日

平成 28 年 1 月 19 日

平成 29 年 1 月 25 日

平成 30 年 1 月 30 日

平成 31 年 1 月 24 日

令和 2 年 1 月 30 日

# 倫理規程

## 第1条〔組織の使命および社会的責任〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）の役職員は、この法人が、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

## 第2条〔社会的信用の維持〕

この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

## 第3条〔法令等の遵守〕

この法人の役職員は、Jリーグ理念を共有し、関連法令ならびにこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規およびJリーグ活動方針を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

## 第4条〔私的利益の禁止〕

この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

## 第5条〔利益相反の防止および開示〕

この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

## 第6条〔反社会的勢力の排除〕

この法人の役職員は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

## 第7条〔機密保持および個人情報の保護〕

この法人の役職員は、業務上知り得た非公開の情報を厳に秘密として保持し、第三者に漏洩してはならず、業務上取得した個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

## 第8条〔研 鑽〕

この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。



第9条〔規程遵守の確保〕

この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第10条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成25年1月22日

# 理事会規程

## 第1条〔目的〕

本規程は、Jリーグ規約第4条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）理事会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

## 第2条〔開催〕

- (1) 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
- (2) 通常理事会は、原則として毎月1回開催する。
- (3) 臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。
- (4) 理事会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

## 第3条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

## 第4条〔役員を選任・任期等〕

- (1) 理事および監事を役員といい、役員は総会において選任する。なお、役員候補者の選考手続きは、理事会が別途定める「役員候補者選考委員会規程」によるものとする。
- (2) 理事会が理事の選任議案を総会に付議するにあたり、理事長（以下「チェアマン」という。）の候補者を指定した場合には、招集通知にその旨を記載する。
- (3) 役員は、就任する年の4月1日現在で、満65歳未満でなければならない。
- (4) 役員の任期は、定款第25条に定めるとおりとし、再任を妨げない。ただし、チェアマンの任期は通算4期までとする。
- (5) 第21条の規定にかかわらず、前4項の変更は、理事会の決議のほか、総会の承認に基づきこれを行うものとする。

## 第5条〔招集権者〕

- (1) 理事会はチェアマンが招集する。ただし、チェアマンが欠けたときまたはチェアマンに事故があるときは、副理事長・専務理事・常務理事の順にその任にあたり、さらに副理事長・専務理事および常務理事がこれにあたるできないときは、各理事が招集することができる。
- (2) 前項により現に招集権を持たない理事は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした理事は、理事会を招

集することができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- (4) 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第100条に規定する場合において、必要があると認めるときは、第1項により現に招集権を持つ者に対して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができる。

#### 第6条〔議長〕

- (1) 理事会の議長は、チェアマンがこれに当たる。ただし、チェアマンが欠けたときまたはチェアマンに事故があるときは、副理事長・専務理事・常務理事の順にその任にあたり、さらに副理事長・専務理事および常務理事がこれにあたることのできないときは、出席した理事の互選により議長を定める。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定める。

#### 第7条〔権限〕

- (1) 理事会は、本規程別表に定める、この法人の重要な業務執行に関する事項を決議する。
- (2) 理事会は、理事の職務の執行を監督するとともにチェアマンおよび業務執行理事の選定および解職を行う。

#### 第8条〔招集通知〕

- (1) 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事および各監事に対して通知を発しなければならない。
- (2) 理事会を招集する者は、前項の書面による通知に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### 第9条〔定足数および決議要件〕

理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第10条〔決議の省略〕

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### 第 11 条〔報告の省略〕

- (1) 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- (2) 前項の規定は、第 19 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

#### 第 12 条〔監事の出席〕

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

#### 第 13 条〔特任理事の出席〕

特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

#### 第 14 条〔関係者の出席〕

議長は、必要に応じて議案に関係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

#### 第 15 条〔議事録〕

法令で定めるところにより作成された理事会の議事録には、出席した代表理事および監事が記名押印する。

#### 第 16 条〔議事録の配布〕

議長は、欠席した理事および監事に対し、遅滞なく、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を報告するものとする。

#### 第 17 条〔理事の取引の承認〕

- (1) 理事が定款第 28 条に規定するいずれかの取引をしようとする場合は、当該理事は当該取引につき次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
  - ① 取引をする理由
  - ② 取引の内容
  - ③ 取引の相手方・金額・時期・場所
  - ④ 取引がこの法人の利益を害するものではないことを示す参考資料
  - ⑤ その他必要事項
- (2) 当該理事は、前項に規定する事項について変更しようとする場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

#### 第 18 条〔責任の免除〕

- (1) 理事会は、役員が法人法第 111 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- (2) 理事が前項の規定に基づき理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。

- (3) 理事会が第1項の規定に基づき同項の責任を免除する旨の決議を行ったときは、チェアマンは、遅滞なく法人法第113条第2項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。
- (4) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員が、前項の期間内に前項に規定する異議を述べたときは、理事会は第1項の定めに基づく免除をすることができない。
- (5) この法人は、理事会の決議によって、非業務執行理事等との間で、法令に定める要件に該当する場合には第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

#### 第19条〔報告事項〕

- (1) チェアマン、副理事長、専務理事および常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、理事が不正の行為をしもしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。
- (3) 理事が第17条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### 第20条〔理事会に関する事務〕

理事会に関する事務は、チェアマンの指定するこの法人の担当部門の責任者が統括する。

#### 第21条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

#### 第22条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 〔改正〕

平成25年1月22日  
平成26年1月21日  
平成27年1月20日  
平成28年1月19日  
平成29年1月25日  
平成29年8月10日  
平成30年1月30日  
平成31年1月24日  
令和2年1月30日

●：決議、○：審議、△：報告

項目	社員総会	理事会	実行委員会
<b>I. 間接部門</b>			
<b>I-1. 経営</b>			
I-1-(1) 経営基本方針の決定、変更		●	○
I-1-(2) 中期経営計画の決定、変更		●	○
I-1-(3) 年度予算、修正予算、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類の承認	●	●	○
I-1-(4) 決算（貸借対照表、損益計算書、財産目録）の承認	●	●	○
I-1-(5)-① 事業計画の承認	●	●	○
I-1-(5)-② 事業報告書の承認	△	●	○
I-1-(6) 特定費用準備資金等の保有、管理、取崩し	△	●	○
I-1-(7) 新規事業に関する事項		●	○
I-1-(8) 出資、資本参加の決定		●	○
I-1-(9) 事業の譲り受けおよび譲渡の決定		●	○
I-1-(10) 重要な契約の締結および解約（本決裁権限一覧の類型に該当しないもの）		●	○
I-1-(11) 他団体との業務提携		●	○
I-1-(12) 解散および残余財産の処分	●	●	○
I-1-(13) 理事の脱業、利益相反取引の承認		●	○
I-1-(14) 他法人の株主としての権利（議決権等）に関する事項		●	○
I-1-(15) 社員総会の招集		●	○
<b>I-2. 組織</b>			
I-2-(1) 会員			
I-2-(1)-① 入会の基準ならびに入会金および会費の額	●	●	○
I-2-(1)-② 正会員、特別会員または賛助会員の入会		●	○
I-2-(1)-③ 会員の除名	●	●	○
I-2-(1)-④ 名誉会員の選任	●	●	○
I-2-(2) 重要な組織（本部、各種専門委員会）の設置、変更および廃止		●	○
I-2-(3) 定款、規約等で定められた役職の選任および解任			
I-2-(3)-① 理事、監事の選任および解任	●	●	○
I-2-(3)-② 代表理事（チェアマン）選定および解職		●	○
I-2-(3)-③ 業務執行理事の選定および解職		●	○
I-2-(3)-④ 特任理事の選任および解任		●	○
I-2-(3)-⑤ 実行委員の選任および変更		●	○
I-2-(4) 重要な使用人等の選任および解任			
I-2-(4)-① 顧問	●	●	○
I-2-(4)-② 鑑定委員		●	○
I-2-(4)-③ 参与		●	○
I-2-(4)-④ Jリーグアドバイザー		●	○
I-2-(4)-⑤ 本部長		●	○
I-2-(4)-⑥ その他の重要な使用人		●	○
I-2-(5) 業務執行理事の担当業務の決定、変更		●	○
<b>I-3. 人事・労務</b>			
I-3-(1) 報酬、給与、退職金、賞与に関する事項			
I-3-(1)-① 役員の報酬総額	●	●	○
I-3-(1)-② 常勤理事および常勤ではない業務執行理事の月額報酬		●	○
I-3-(1)-③ 常勤理事の退職慰労金	●	●	○
<b>I-4. 経理・財務</b>			
I-4-(1) 重要な会計方針の変更		●	
I-4-(2) 借入（担保差入を含む）		●	
I-4-(3) 有価証券（MMF等の元本割れリスクが低い商品を除く）の運用		●	
I-4-(4) 滞留債権の処理		●	
<b>I-5. 総務</b>			
I-5-(1) 共催、後援、協力、協賛、寄付、助成（金品、物品）		●	△
I-5-(2) 諸規程の制定、改廃			
I-5-(2)-① 定款、役員報酬および費用に関する規程	●	●	○
I-5-(2)-② 規約		●	○
I-5-(2)-③ 規程、細則、内規、ガイドライン（明文規定が存在するものは当該規定に従う）		●	○
I-5-(3) 議決権を有する諸団体への加入、脱退		●	○
I-5-(4) 他団体からの表彰に対するJリーグからの推薦		●	○
I-5-(5) 贈調査、鑑定		●	
I-5-(6) 業務委託、コンサルティング契約		●	
I-5-(7) 保守、メンテナンス契約		●	
I-5-(5) 支払先1件当たり5,000万円以上		●	
I-5-(6) 支払先1件当たり5,000万円以上		●	
I-5-(7) 支払先1件当たり5,000万円以上		●	
<b>I-6. 資産の得喪等</b>			
I-6-(1) 有形固定資産の購入、売却、交換（リース契約を含む）		●	
I-6-(2) 有形固定資産の増改築、補修		●	
I-6-(3) 無形固定資産の得喪		●	
I-6-(4) 固定資産の廃棄		●	
I-6-(5) 固定資産の質借（事業所等、重要な資産の質借）		●	
I-6-(1) 1件当たり3,000万円以上		●	
I-6-(2) 1件当たり3,000万円以上		●	
I-6-(3) 1件当たり3,000万円以上		●	
I-6-(4) 1件当たり3,000万円以上		●	
I-6-(5) 1件当たり3,000万円以上		●	
<b>I-7. 情報システム</b>			
I-7-(1) 基本構造計画および基本運営方針の決定、変更		●	
I-7-(2) 開発費用の支出（拡張開発仕様変更を含む）		●	
I-7-(3) 業務委託費用の支出		●	
I-7-(4) 運用（利用料含む）、保守費用の支出		●	
I-7-(5) クラブの運営、事業に係る情報システムに関する事項		●	○
I-7-(2) 1件当たり3,000万円以上		●	
I-7-(3) 1件当たり3,000万円以上		●	
I-7-(4) 1件当たり3,000万円以上		●	
<b>I-8. 経費</b>			
I-8-(1) 出張旅費		●	
I-8-(2) 文房費、会議費		●	
I-8-(3) 一般経費（消耗品、文具）		●	
I-8-(4) 予算外経費（予備費）の支出		●	
I-8-(1) 同一目的、支払先1件当たり1,000万円以上		●	
I-8-(2) 同一目的、支払先1件当たり1,000万円以上		●	
I-8-(3) 同一目的、支払先1件当たり1,000万円以上		●	
I-8-(4) 同一目的、支払先1件当たり1,000万円以上		●	

【理事会規程別表】 決裁権限一覧

2020年1月30日版

項目	●：決議、○：審議、△：報告		
	社員総会	理事会	実行委員会
<b>I-0. 法務</b>			
I-9-(1) 重要な訴訟に関する事項		●	
<b>I-10. 広報/ブランディング/プロモーション</b>			
I-10-(1) 知的財産（意匠、商標）の新規作成、変更、登録			
I-10-(1)-① 意匠（ロゴ、マーク等）の新規制作、変更		●	○
I-10-(1)-② 商標の新規制作、変更		●	○
I-10-(2) プロモーション、イベント、番組、番宣、販促物等の実施、制作			
I-10-(2)-① 年間計画		●	○
I-10-(2)-② 各種実施に伴う支出 支払先1件当たり5,000万円以上		●	○
I-10-(2)-③ 実施報告		△	△
<b>II. 直接部門（フットボール・クラブライセンス）</b>			
<b>II-1. クラブライセンス制度</b>			
II-1-(1) クラブライセンス交付規則、規程の制定および改廃			
II-1-(1)-① Jリーグクラブライセンス交付規則	●	●	○
II-1-(1)-② Jリーグクラブライセンス運用細則、制度関連規定		●	○
II-1-(1)-③ J3クラブライセンス交付規則		●	○
II-1-(1)-④ Jリーグ百年構想クラブ規程		●	○
II-1-(2) ライセンスの交付判定			
II-1-(2)-① J3クラブライセンス交付の決定、取消し（J1J2におけるJリーグクラブライセンスはFIB/ABが判定する）		●	○
II-1-(2)-①② ライセンス交付、取消しに関する特例措置		●	○
II-1-(2)-②③ Jリーグ百年構想クラブの認定		●	○
II-1-(3) ライセンス不交付、取消しが発生した場合の当該クラブへの措置		●	○
II-1-(4) ライセンス審査機関、審査員（ライセンサー）の任命および解任		●	○
II-1-(4)-① クラブライセンス交付第一審機関（FIB）の議長および構成員		●	○
II-1-(4)-② クラブライセンス交付上訴機関（AB）の議長および構成員		●	○
II-1-(4)-③ ライセンス評価チーム		●	○
<b>II-2. クラブ</b>			
II-2-(1) クラブへの融資、災害時補填に関する事項			
II-2-(1)-① リーグ脱安定開催融資の決定		●	○
II-2-(1)-② リーグ脱安定開催融資時の当該クラブに対する管理内容の決定		●	○
II-2-(1)-③ 大規模災害時補填実行の可否、金額の決定		●	○
II-2-(2) クラブ法人名の変更		●	○
II-2-(3) クラブのマーク等（ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標他）プロパティの変更		●	○
II-2-(4) ホームタウンの追加、変更		●	○
II-2-(5) クラブによる株式譲渡、株式の新規発行の承認			
II-2-(5)-① 総株主の議決権の15%以上の議決権を有する株主が新たに発生する場合		●	△
II-2-(5)-② 既に存在する総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が1/3を超える場合		●	△
II-2-(5)-③ 既に存在する総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が50%を超える場合		●	△
<b>II-3. 競技・運営</b>			
II-3-(1) 大会方式の決定、変更			
II-3-(1)-① 公式試合		●	○
II-3-(1)-② その他リーグ主管試合		●	○
II-3-(2) 試合実施要項の決定、変更		●	○
II-3-(3) 開催スタジアムの決定		●	○
II-3-(4) 公式試合の日程の決定		●	○
II-3-(5) マッチコミッショナーの選任		●	○
II-3-(6) 救済試合、引退試合、慈善試合の開催		●	○
II-3-(7) 表彰			
II-3-(7)-① 功労者表彰		●	○
II-3-(7)-② 特別表彰		●	○
II-3-(7)-③ 功労金受領資格者		●	○
<b>II-4. 選手および指導者育成・強化</b>			
II-4-(1) 育成、強化に関する重要な方針等の決定、変更		●	○
II-4-(2) 選手会、選手08会、労使協議会に関する重要な方針等の決定、変更		●	○
<b>II-5. リーグ運営強化</b>			
II-5-(1) リーグ構造（カテゴリー、クラブ数）に関する事項		●	○
II-5-(2) 昇降格枠の変更		●	○
II-5-(3) シーズン制に関する事項		●	○
II-5-(4) 海外リーグとの提携に関する事項		●	○
<b>III. 直接部門（付随事業）</b>			
<b>III-1. 付随事業全般</b>			
III-1-(1) 事業単位もしくは事業の主要機能についての業務委託の決定および変更		●	○
III-1-(2) 新規付随事業実施の決定		●	○
III-1-(3) Jリーグ配分金に関する事項			
III-1-(3)-① 各事業に基づく収入の配分割合の作成、変更		●	○
III-1-(3)-② 配分金の種類、金額の策定		●	○
III-1-(3)-③ 配分金受領資格要件の審査と配分金支給の承認		●	○
III-1-(3)-④ 配分金支給金額、支給方法、時期、受領資格の決定		●	○
III-1-(3)-⑤ 理念強化配分金審査委員の選任		●	○
III-1-(3)-⑥ 理念強化配分金活用実績の審査		●	○
<b>III-2. 各事業</b>			
III-2-(1) 各事業の戦略、方針の決定、変更		●	○
III-2-(2) 重要な事業に関する契約（パートナー契約、放映権契約）の締結		●	○
<b>IV. その他</b>			
IV-1-(1) 総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項	●		○
IV-1-(2) 定款、Jリーグ規約その他の諸規程に定められた事項およびこの法人の重要な業務執行に関する事項		●	○

# 監事監査規程

## 第1章 総 則

### 第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令および定款に定めるもののほかは本規程による。

### 第2条〔基本理念〕

監事は、この法人の機関として、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

### 第3条〔職務〕

監事は、法令、定款および本規程に定めるところに従って、理事の職務執行を監査し、また、監査報告を作成するものとする。

### 第4条〔業務・財産調査権〕

監事は、いつでも、理事およびこの法人の使用人に対し事業の報告を求めまたはこの法人の業務および財産の状況を調査することができる。

### 第5条〔理事等の協力〕

監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事およびこの法人の使用人はこれに協力するものとする。

## 第2章 監査の実施

### 第6条〔監査事項〕

監事は、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

### 第7条〔会議への出席〕

- (1) 監事は、理事会および総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。
- (2) 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受けまたは議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- (3) 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。



## 第3章 監事の意見陳述等

### 第8条〔理事会に対する報告・意見陳述等〕

- (1) 監事は、理事が不正の行為をしもしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令の定めるところに従い、理事に対し理事会の招集を請求することができる。なお、その請求後5日以内に招集の手続きが行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。
- (3) 監事は、業務の執行に当たりこの法人の業務の適正な運営・合理化等またはこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べるができる。

### 第9条〔差止請求〕

監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をしまたはこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

### 第10条〔監事の調査義務〕

監事は、理事からこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合は、必要に応じて調査を行い、助言または勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

### 第11条〔会計方針等に関する意見〕

- (1) 監事は、理事が会計方針および計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。
- (2) 監事は、会計方針および計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べるができる。

### 第12条〔総会への報告〕

監事は、総会に提出される議案および書類について調査し、法令もしくは定款に違反しまたは著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

### 第13条〔総会における説明義務〕

監事は、総会において社員が質問した事項については、議長の議事運営および法令に従い説明しなければならない。

### 第14条〔監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述〕

監事は、監事の選任、解任、辞任または報酬等について、総会において意見を述べることができる。

#### 第 15 条〔監事の選任に関する監事の同意等〕

- (1) 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。
- (2) 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

## 第 4 章 監査の報告

#### 第 16 条〔計算書類等の監査〕

監事は、理事から事業報告およびその附属明細書、貸借対照表および損益計算書およびこれらの附属明細書ならびに財産目録を受領し、これらの書類について監査を実施する。

#### 第 17 条〔監査報告〕

- (1) 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。
- (2) 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印をするものとする。
- (3) 監事は前項の監査報告を、理事長（チェアマン）に提出する。

## 第 5 章 雑 則

#### 第 18 条〔監査補助者〕

- (1) 監事は、監事の職務執行の補助機関として、この法人の関係部署を指定することができる。
- (2) 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

#### 第 19 条〔改 正〕

本規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

#### 第 20 条〔施 行〕

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 〔改 正〕

平成 25 年 1 月 22 日

平成 31 年 1 月 24 日

# 役員報酬並びに費用に関する規程

## 第1章 総 則

### 第1条〔目 的〕

この規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、役員報酬等ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年6月2日法律第48号）ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年6月2日法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### 第2条〔定 義〕

- (1) この規程において、役員とは理事および監事をいう。
- (2) 業務執行理事とは、定款第21条第3項に定める者をいい、常勤理事であるか否かを問わない。
- (3) 常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 常勤監事とは、監事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 常勤役員とは、常勤理事および常勤監事をいう。

## 第2章 役員報酬

### 第3条〔報 酬〕

この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- ① 常勤役員に支給する月額報酬および退職慰労金
- ② 業務執行理事に支給する月額報酬
- ③ 前2号に定める役員以外の非常勤役員に対し、別に定める会議への出席の都度支給する日当
- ④ この法人から役員に対して出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

### 第4条〔費 用〕

役員職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）および手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区別しなければならない。

### 第5条〔報酬等の額の決定〕

- (1) この法人の業務執行理事および常勤理事の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとお

りとし、理事会の承認を経て理事長（チェアマン）が決定する。

- (2) この法人の常勤監事の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、監事の協議により決定する。

#### 第6条〔月額報酬〕

月額報酬を毎月支給する。支給日、支給方法ならびに本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

#### 第7条〔支給日等〕

- (1) 月額報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その前勤務日とする。
- (2) 月の初日以外および月の末日以外の日において就任または退任した業務執行理事および常勤役員の報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した業務執行理事および常勤役員に対する当該月分の月額報酬は第6条の規定する額の全額を支給する。

#### 第8条〔費用の支払い〕

- (1) この法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。
- (2) 通勤手当については、この法人の職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

## 第3章 役員退職慰労金

#### 第9条〔退職慰労金〕

常勤役員が退職した場合に、この法人は退職慰労金を支払う。

#### 第10条〔算出方法〕

- (1) この法人の常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。  
(第6条に定める月額報酬) × (第11条に定める役員在任年数) × (第12条に定める役位係数) = 退職慰労金
- (2) 支給額に10万円未満の端数が生じた場合は、10万円に切り上げるものとする。

#### 第11条〔役員在任年数〕

- (1) 役員在任年数は、1か年を単位として、端数は月割とする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- (2) 役員が在任中に死亡し、またはやむを得ない事由により辞任したときは、残存期間を在任年数に加算することができる。
- (3) 役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除く。ただし、特段の事情がある場合は、総会が別途決めることができる。

## 第 12 条〔役位係数〕

役位係数は退任時の役職により次のとおりとする。

- ① 理事長（チェアマン）・・・1.5
- ② 副理事長　・・・・・・・・1.4
- ③ 専務理事　・・・・・・・・1.3
- ④ 常務理事　・・・・・・・・1.2
- ⑤ 理事　　・・・・・・・・1.1
- ⑥ 監事　　・・・・・・・・1.1

## 第 13 条〔功劳加算金〕

この法人は、在任中に特に功劳のあった者に対しては、第 10 条により算定した金額に、その 30 パーセントを超えない範囲で加算することができる。

## 第 14 条〔特別減額〕

この法人は、在任中に特に重大な損害をこの法人に与えた者に対しては、第 10 条により算定した金額を減額することができる。

## 第 15 条〔支給時期および方法〕

- (1) 退職慰労金は、総会の決議後 2 ヶ月以内にその金額を支給する。
- (2) 経済界の景況、この法人の業績などにより、当該役員と協議のうえ、支給時期、分割支給回数、支給方法などについて別に定めることができる。

## 第 16 条〔使用人兼務役員の扱い〕

この規程により支給する退職慰労金は、使用人兼務役員に使用人として支給すべき退職金を含まない。

# 第 4 章 補 則

## 第 17 条〔公 表〕

この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

## 第 18 条〔改 廃〕

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

## 第 19 条〔補 則〕

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長（チェアマン）が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第 20 条〔施 行〕

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

平成 26 年 1 月 31 日

平成 30 年 3 月 27 日

令和 2 年 1 月 30 日

別表：役員報酬表（単位：円）

号俸	月額	号俸	月額
1	200,000	25	1,400,000
2	250,000	26	1,450,000
3	300,000	27	1,500,000
4	350,000	28	1,550,000
5	400,000	29	1,600,000
6	450,000	30	1,650,000
7	500,000	31	1,700,000
8	550,000	32	1,750,000
9	600,000	33	1,800,000
10	650,000	34	1,850,000
11	700,000	35	1,900,000
12	750,000	36	1,950,000
13	800,000	37	2,000,000
14	850,000	38	2,050,000
15	900,000	39	2,100,000
16	950,000	40	2,150,000
17	1,000,000	41	2,200,000
18	1,050,000	42	2,250,000
19	1,100,000	43	2,300,000
20	1,150,000	44	2,350,000
21	1,200,000	45	2,400,000
22	1,250,000	46	2,450,000
23	1,300,000	47	2,500,000
24	1,350,000		

# 特任理事規程

## 第1条〔趣 旨〕

本規程は、定款第21条の2に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）特任理事に関する事項について定める。

## 第2条〔設置・権限等〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を5名以内で置くことができる。
- (2) 特任理事は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事には該当せず、この法人の業務を執行しまたはこの法人を代表する権限を有しない。
- (3) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- (4) 常勤の特任理事を置く場合は、その任務について別途理事会で定めるものとする。

## 第3条〔任期等〕

- (1) 特任理事は、いつでも、理事会の決議により選任し、解任することができる。
- (2) 特任理事は、就任する年の4月1日現在で、満65歳未満でなければならない。
- (3) 特任理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

## 第4条〔報酬等〕

- (1) 特任理事は、無報酬とし、会議への出席の都度別に定める日当を支払う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、常勤の特任理事に対しては、この法人における勤務状況を勘案した上で、「役員の報酬並びに費用に関する規程」の別表の役員報酬表の範囲内でチャエマンが決定した額を報酬等として支給することができる。
- (3) この法人は、特任理事がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。

## 第5条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

## 第6条〔施 行〕

本規程は、平成26年1月1日から施行する。

〔改 正〕

平成30年2月27日

# 特定費用準備資金等取扱規程

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条〔目 的〕

本規程は、特定費用準備資金および特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 条〔定 義〕

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

#### ① 特定費用準備資金

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」（以下「認定法施行規則」という）第 18 条第 1 項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費または管理費として計上されることとなるものに限る）に係る支出に充てるための資金をいう

#### ② 特定資産取得・改良資金

認定法施行規則第 22 条第 3 項第 3 号に定める特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金をいう

#### ③ 特定費用準備資金等

上記①および②を総称する

### 第 3 条〔原 則〕

本規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

## 第 2 章 特定費用準備資金

### 第 4 条〔特定費用準備資金の保有〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）は、特定費用準備資金を保有することができる。

### 第 5 条〔特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き〕

この法人が前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長（以下「チェアマン」という）は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額およびその算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。



- ① その資金の目的である活動を行うことが見込まれること
- ② 積立限度額が合理的に算定されていること

#### 第6条〔特定費用準備資金の管理・取崩し等〕

- (1) 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。
- (2) 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合には、チェアマンは、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止ならびに積立限度額および積立期間の変更についても同様とする。

## 第3章 特定資産取得・改良資金

#### 第7条〔特定資産取得・改良資金の保有〕

この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

#### 第8条〔特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き〕

この法人が前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、チェアマンは、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良等（以下「資産取得等」という）の予定時期、資産取得等に必要な最低額およびその算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- ① その資金の目的である資産を取得しまたは改良することが見込まれること
- ② その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること

#### 第9条〔特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等〕

- (1) 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。
- (2) 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合には、チェアマンは、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止ならびに資産取得等に必要な最低額および積立期間の変更についても同様とする。

## 第4章 公表および経理処理

### 第10条〔特定費用準備資金等の備置き・閲覧〕

この法人は、資金の取崩しに係る手続きとともに、特定費用準備資金については積立限度額およびその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額およびその算定根拠を、定款第40条第3項に基づき事務所において書類を備え置き、かつ一般の閲覧に供する。

### 第11条〔特定費用準備資金等の経理処理〕

- (1) 特定費用準備資金については、認定法施行規則第18条第1項、第2項および第4項ないし第6項に基づき、経理処理を行う。
- (2) 特定資産取得・改良資金については、認定法施行規則第22条第4項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

## 第5章 雑 則

### 第12条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

### 第13条〔細 則〕

本規程の実施に必要な細則は、チェアマンが定めるものとする。

### 第14条〔施 行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 〔改 正〕

平成25年1月22日

平成31年1月24日

# 寄附金等取扱規程

## 第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条〔定義等〕

(1) 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金 広く一般社会にこの法人が用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほか、募金活動を行うことなく個人または団体から受領する寄附金

(2) 本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

## 第3条〔一般寄附金の募集〕

(1) この法人は、常時一般寄附金を募ることができる。

(2) 一般寄附金は、公益目的事業のほか、合理的な範囲内でそれ以外の事業（以下「収益事業等」という。）および法人会計に使用することができる。ただし、収益事業等および法人会計に使用するときは、それぞれ一般寄附金の5割以下を限度とする。

## 第4条〔特定寄附金の募集〕

(1) 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途その他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

(2) 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。ただし、募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

## 第5条〔募金目論見書の交付等〕

(1) 特定寄附金を募集するときは、これに応募した者に対し、募金目論見書を事前に交付しなければならない。

(2) 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開した場合には、これに賛同して寄附した者に対し、募金目録見書を事後に交付することをもって足りる。

## 第6条〔受領書等の送付〕

(1) 一般寄附金または特定寄附金を受領したときは、寄附者に対し、遅滞なく受領書を送付するものとする。

- (2) 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

#### 第7条〔募金に係る結果の報告〕

- (1) この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに、寄附者に対し、受領した寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を交付するものとする。ただし、これらをホームページ上で公開することをもって代えることができる。
- (2) この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書および当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、上記決算書および報告書をホームページ上で公開することをもって代えることができる。

#### 第8条〔特別寄附金〕

- (1) この法人は、個人または団体より特別寄附金を受領することができる。
- (2) 前項の寄附金について寄附者から資金使途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているときまたは前項の寄附金を受領することによりこの法人が何らかの負担を負うことになるときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- (3) 寄附金が下記各号に該当する場合またはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
- ① 国、地方公共団体、公益法人および「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に規定する者以外の個人または団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合
  - ② 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
  - ③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
  - ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるものおよびこの法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

#### 第9条〔情報公開〕

この法人が受領する寄附金については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」施行規則第22条第5項各号に定める事項について、(平成18年6月2日法律第49号)事務所への備置きおよび閲覧等の措置を講じるものとする。

#### 第10条〔個人情報保護〕

寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

#### 第11条〔法令等の読替え〕

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

#### 第12条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 13 条〔施行〕

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

〔改正〕

平成 25 年 1 月 22 日

令和 2 年 1 月 30 日

# 実行委員会規程

## 第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第7条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

## 第2条〔構成〕

- (1) Ｊ1、Ｊ2およびＪ3にそれぞれ実行委員会を設置する。また、Ｊ1、Ｊ2およびＪ3は、合同で実行委員会を設置する。
- (2) Ｊ1に設置する実行委員会を「Ｊ1実行委員会」、Ｊ2に設置する実行委員会を「Ｊ2実行委員会」、Ｊ3に設置する実行委員会を「Ｊ3実行委員会」といい、Ｊ1、Ｊ2およびＪ3が合同で設置する実行委員会を「合同実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してＪ1実行委員会、Ｊ2実行委員会、Ｊ3実行委員会または合同実行委員会を意味する。
- (3) 各実行委員会を構成する委員は次のとおりとする。
  - ① Ｊ1実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ1クラブから1名ずつ選任された実行委員
  - ② Ｊ2実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ2クラブから1名ずつ選任された実行委員
  - ③ Ｊ3実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ3クラブから1名ずつ選任された実行委員
  - ④ 合同実行委員会 チェアマン、常勤理事ならびにＪ1クラブ、Ｊ2クラブおよびＪ3クラブから1名ずつ選任された実行委員

## 第3条〔資格要件〕

Ｊクラブが選任する実行委員は、Ｊクラブの代表取締役または理事長（原則としていづれも常勤）であることを要する。

## 第4条〔任期〕

- (1) 実行委員は理事会の承認を経てＪクラブが選任するものとし、その任期は選任後1年経過後最初に開催される理事会の終結時までとする。
- (2) 実行委員は、再任されることができる。
- (3) 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 実行委員は、選任後1年経過後最初に開催される理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該理事会において再任されたものとみなす。

## 第5条〔招 集〕

- (1) チェアマンは、次条の定めに従い、J1実行委員会、J2実行委員会およびJ3実行委員会を、原則として毎月1回招集し、その他必要があるごとに随時招集するものとする。
- (2) チェアマンは、前項に基づくJ1実行委員会、J2実行委員会およびJ3実行委員会の各招集に代えて、合同実行委員会を招集することができる。
- (3) 実行委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

## 第6条〔招集権者および議長〕

- (1) 実行委員会は、チェアマンが招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故があるときは、理事会が予め指定した理事がこれにあたる。
- (2) 各実行委員会を構成する委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された実行委員会を招集しなければならない。
- (3) 実行委員会の招集は、予め各実行委員会において定めた期日の場合を除き、各委員に対し、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

## 第7条〔権 限〕

- (1) 実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- (2) 実行委員会は、理事会規程別表の定めに従い、理事会による決定に先立って、関係する実行委員会の審議を経るものとする。

## 第8条〔定足数および決議要件〕

- (1) 実行委員会は、各実行委員会における委員総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- (2) 実行委員会における議決権は1委員につき1個とする。
- (3) 実行委員会の決議は、各実行委員会の出席委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第9条〔オブザーバー出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会に出席することができる。

## 第10条〔関係者の出席〕

- (1) 公益財団法人日本サッカー協会の役付理事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 実行委員会の議長は、必要に応じて議案に関係ある者を実行委員会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第 11 条〔議事録〕

実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをＪリーグに保存する。

第 12 条〔事務の統括〕

実行委員会に関する事務は、チェアマンの指定するＪリーグの担当部門の責任者が統括する。

第 13 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 14 条〔施 行〕

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

平成 25 年 1 月 22 日

平成 26 年 1 月 21 日

平成 28 年 1 月 19 日

平成 29 年 1 月 25 日

平成 30 年 1 月 30 日

平成 31 年 1 月 24 日

令和 2 年 1 月 30 日



# 専門委員会規程

## 第1条〔趣 旨〕

本規程は、Ｊリーグ規約第8条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

## 第2条〔組織・運営〕

- (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、サッカーに関する知識を有しまたは学識経験者の中から、チェアマンが任命する。
- (3) 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

## 第3条〔委員の登録〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員に関する次の事項は、Ｊリーグが管理する「専門委員会名簿」に登録する。
  - ① 氏名および住所（連絡先）
  - ② 任 期
  - ③ 職業および勤務先
  - ④ その他の必要事項
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合には、遅滞なくＪリーグに届け出なければならない。

## 第4条〔任 期〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

## 第5条〔各専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

## 第6条〔各専門委員会の職務〕

- (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
  - ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
  - ② その他チェアマンから特に指示された事項
- (2) 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、チェアマンがこれを調整する。

第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成25年1月22日

平成31年1月24日

令和2年1月30日

# 〔別表1〕 所管事項

専門委員会の名称	所管事項
1. 法務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 定款、Jリーグ規約、Jリーグクラブライセンス交付規則および諸規程の制定・改廃に関する検討・立案ならびに法的解釈・運用に関する事項</li> <li>② 選手契約の法的解釈・運用に関する事項</li> <li>③ リーグ戦安定開催融資規程の運用に関する事項</li> <li>④ サッカーに関する外国の制度、規程等の調査・検討</li> <li>⑤ その他法務関連事項に関する検討・立案</li> </ul>
2. マッチコミッショナー委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マッチコミッショナー業務内容の企画・立案</li> <li>② マッチコミッショナー選考基準の企画・立案</li> <li>③ マッチコミッショナー候補者の推薦・選考</li> <li>④ マッチコミッショナー研修会の企画・立案</li> <li>⑤ マッチコミッショナー報告書、緊急報告書の管理</li> <li>⑥ マッチコミッショナーの割当て</li> <li>⑦ 各種通達事項作成</li> </ul>
3. マーケティング委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① リーグマーケティングに関する制度の検討・立案</li> <li>② パートナー契約に関する事項の検討・立案</li> <li>③ テレビ・ラジオ等放送権に関する事項の検討・立案</li> <li>④ 商品化事業に関する事項の検討・立案</li> <li>⑤ その他権利ビジネスに関する事項の検討・立案</li> </ul>

# 規律委員会規程

## 第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第9条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）規律委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

## 第2条〔組織および委員〕

- (1) 規律委員会は、委員長および4名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、規律委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- (3) 委員長および委員は、サッカーに関する経験と知識を有しまたは学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- (4) 委員長および委員は、Jリーグの役職員、裁定委員会の委員長もしくは委員またはJクラブの役職員を兼ねることができない。
- (5) 委員長および委員は、チェアマンが、理事会の同意を得て任命する。
- (6) 委員長および委員は、非常勤とする。

## 第3条〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は2年とし、再任することができる。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4条〔会議および議決〕

- (1) 規律委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 規律委員会は、委員長および2名以上の委員の出席がなければ、会議を開きまたは議決をすることができない。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- (3) 規律委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

## 第5条〔書面等による審議および議決〕

- (1) 前条の定めにかかわらず、規律委員会の審議は、書面、電磁的方法その他の手段を使用した、会議以外の形式により行うことができる。本項による場合、委員長および2名以上の委員が審議に参加する旨の意思を示さなければ、審議を行うことができない。
- (2) 本条に基づく規律委員会の議事は、委員長および参加の意思を表示した委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (3) 1人以上の委員が会議の開催を要求した場合、委員長は、すみやかに前条の会議を招集

しなければならない。

#### 第6条〔規律委員会の手続〕

規律委員会の審議、調査の手続きは、本規程およびＪリーグ規約に特に定めるものを除き、公益財団法人日本サッカー協会の懲罰規程（以下「ＪＦＡ懲罰規程」という）に定めるところによる。

#### 第7条〔出場停止処分の消化に関する特別規定〕

規律委員会は、理事会の承認を得て、ＪＦＡ懲罰規程別紙２「懲罰基準の運用に関する細則」第8条（出場停止処分の消化に関する特別規定）に定める、Ｊリーグにおける出場停止処分に関する取扱いについての細則を定めることができる。

#### 第8条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

#### 第9条〔施行〕

本規程は、令和2年1月30日から施行する。

# 裁定委員会規程

## 第1節 総 則

### 第1条〔趣 旨〕

本規程は、Jリーグ規約第10条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）裁定委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

### 第2条〔組織および委員〕

- (1) 裁定委員会は、委員長および4名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰するものとし、法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授またはそれに準ずる者）でなければならない。
- (3) 委員は、サッカーに関する経験と知識を有しまたは学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- (4) 委員長および委員は、Jリーグの役職員、規律委員会の委員長もしくは委員またはJクラブの役職員を兼ねることができない。
- (5) 委員長および委員は、チェアマンが、理事会の同意を得て任命する。
- (6) 委員長および委員は、非常勤とする。

### 第3条〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は2年とし、再任することができる。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4条〔会議および議決〕

- (1) 裁定委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 裁定委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議を開きまたは議決をすることができない。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- (3) 裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

### 第5条〔審理の非公開〕

裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定委員会は、審理の公正が害されるお

それがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

#### 第6条〔言語〕

- (1) 裁定委員会の手続および書面における言語は、日本語を使用するものとする。
- (2) 当事者等が外国語を使用する場合、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については、日本語の訳文を添付しなければならない。

## 第2節 紛争解決

#### 第7条〔申立手続き〕

- (1) Jリーグ規約第129条の定めに従い、チェアマンの決定を求めるJリーグ関係者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。
  - ① 裁定申立書
  - ② 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
  - ③ 代理人により申立を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。
  - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
  - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
  - ③ 裁定の申立の趣旨
  - ④ 裁定の申立の理由および立証方法
- (3) 申立の手数料は1件につき金10万円とし、申立人は申立と同時にJリーグに当該手数料を納付しなければならない。

#### 第8条〔申立の受理および通知〕

- (1) 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、すみやかにその旨を通知する。
- (2) 前項の通知には、裁定申立書1部および前条第1項第2号に定める書証がある場合はその写しを添付しなければならない。

#### 第9条〔答弁〕

- (1) 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。
  - ① 答弁書
  - ② 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し
  - ③ 代理人により答弁を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
  - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
  - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
  - ③ 答弁の趣旨
  - ④ 答弁の理由および立証方法

- (3) 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、すみやかにその旨を通知する。
- (4) 前項の通知には、答弁書1部および前項第2号に定める書証がある場合はその写しを添付しなければならない。
- (5) 裁定委員会は、第1項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

#### 第10条〔提出書類の部数〕

本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き3部（原本を提出するときは、その写しを含めて3部）とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

#### 第11条〔申立内容の変更〕

申立人は、裁定委員会から被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

#### 第12条〔代理人〕

弁護士および裁定委員会が承認した者以外の者は、申立人または被申立人の代理人となることができない。

#### 第13条〔審理または調査のための権限等〕

裁定委員会は、申立の審理のために必要と認めるときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求めまたは資料の提出を命じることができる。

#### 第14条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

#### 第15条〔裁 定〕

- (1) 裁定委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これをチェアマンに提出しなければならない。
  - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
  - ② 代理人があるときは、その氏名および住所
  - ③ 主文（裁定委員会の判断の結論）
  - ④ 判断の理由
  - ⑤ 裁定書の作成年月日
- (2) 前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

#### 第16条〔和 解〕

- (1) 申立後当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたと



きは、その和解の内容を裁定書に記載する。

- (2) 前項の書面には、前条第1項第1号、第2号および第5号ならびに第2項に定める事項を記載するものとする。

## 第3節 諮問手続

### 第17条〔諮問手続〕

- (1) 裁定委員会は、Jリーグ規約第138条第2項により諮問を受けたときは、すみやかに審議を行い、答申をする。
- (2) 前項の審議は、第4条の定めにかかわらず、委員長および全ての委員による書面、電磁的方法その他会議以外の方法により行うことができるものとする。また、緊急を要する場合その他特別な事情が存する場合、委員長の決定により、審議を省略し、委員長が単独で答申を行うことができるものとする。

### 第18条〔事情聴取〕

裁定委員会は、諮問手続に際し委員長が必要と判断した場合、自らまたは裁定委員会の指定する者により、当事者等に対して事情聴取を行うことができる。

### 第19条〔答申〕

裁定委員会は、チェアマンからの懲罰案に関する審議の結果について、書面または電磁的方法により答申書を作成し、チェアマンに通知する。なお、答申書には、懲罰の内容および判断の理由が含まれているものとする。

## 第4節 附 則

### 第20条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

### 第21条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成31年1月24日

令和2年1月30日

# Jリーグ配分金規程

## 第1条〔規程の目的〕

本規程は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第122条に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）における公益目的事業の一環としてなされるJリーグからJリーグの各正会員（以下「Jクラブ」という）に対する配分金等の取扱いについて定める。

## 第2条〔配分金の意義〕

本規程において配分金とは、規約第118条ないし第121条に定める事業収入等を原資として、JリーグからJクラブに支給される金銭であって次条に定めるものをいう。

## 第3条〔配分金の種類〕

配分金は、以下の各号に定める通り分類される。

### ① 事業協力配分金

第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件として、全てのJクラブに対して支給されるもの

### ② 理念強化配分金

第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件として、支給開始年度（「年度」とは、毎年1月1日から12月31日までの期間をいう。以下同じ）の前シーズン（各年において最初の公式試合が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの期間をいう。以下同じ）のJ1リーグ戦の年間順位1位から4位のJクラブに対して最長3年間にわたって支給されるもの。ただし、支給年度毎に次条第1項第4号に定める受領資格要件の充足状況について審査を行う

### ③ 降格救済配分金

第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件として、支給年度の前シーズンの競技成績に応じて規約第19条に基づきJ1からJ2におよび規約第20条に基づきJ2からJ3にそれぞれ降格した各Jクラブに対して支給されるもの

### ④ ACLサポート配分金

第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件として、支給年度のアジアサッカー連盟主催のAFCチャンピオンズリーグ（ACL）に参加した各Jクラブに対してその遠征費等について一定割合を補助するもの

### ⑤ toto交付金

第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第4条に基づくスポーツ振興投票の対象試合の計画的かつ安定的な開催の確保に資するため、独立行政法人日本スポーツ振興センターからJリーグに支払われる支援経費を原資として、全てのJクラブに対して支給されるもの

#### 第4条〔配分金の額等の決定〕

- (1) 各配分金については、支給年度のシーズンの始まる日の前日までに、Ｊリーグの理事会において以下の各号に定める事項を決定しなければならない。
  - ① 配分金の種類ごとの総額
  - ② 配分金の支給対象となるＪクラブへの配分金の額または計算方法
  - ③ 配分金の支給方法および支給時期
  - ④ 配分金の受領資格要件
- (2) 前項第4号で定める受領資格要件は以下を含むが、これらに限らない。
  - ① 支給対象となるＪクラブが、支給年度にかかるシーズンについてＪリーグクラブライセンスまたはＪ３クラブライセンスの交付を受け、次条第1項の理事会決議時に現に維持していること
  - ② 支給対象となるＪクラブが、支給年度のＪ１、Ｊ２またはＪ３のいずれかのリーグ戦に参加していること
  - ③ 理念強化配分金に関しては、支給対象候補のＪクラブから提出された理念強化配分金活用計画書における理念強化配分金の活用計画が第8条第1項各号に定める目的に合致していること

#### 第5条〔配分金の支給の決定〕

- (1) Ｊリーグは、前条第1項の理事会より後に開催される理事会において、各配分金の支給対象Ｊクラブが当該配分金毎に受領資格要件を充足しているかについて審査するものとし、審査に合格したＪクラブに対してのみ当該配分金を支給することを承認するものとする。
- (2) 理事会が理念強化配分金について前項の審査を行う場合は、それに先行して、審査委員会（第8条に定める。以下同じ）がＪクラブからＪリーグに対し提出された理念強化配分金活用計画書に基づき、理念強化配分金の活用計画が第8条第1項各号に定める目的に合致するかについて審査を行い、審査委員会はその審査結果を理事会に答申するものとする。
- (3) Ｊリーグは、理事会が各配分金について第1項の承認をした場合は、当該配分金の支給対象として決定したＪクラブに対しすみやかに支給通知書を交付するものとする。

#### 第6条〔受領資格不適合〕

Ｊリーグは、各配分金について前条第1項に定める理事会の承認を得られなかったＪクラブに対しては、当該支給年度について、当該配分金の支給を行わない。

#### 第7条〔活用実績の審査〕

- (1) 理念強化配分金の支給対象となったＪクラブは、理念強化配分金の活用実績について、理念強化配分金を受領した年の翌年3月末日までに、Ｊリーグに対し、理念強化配分金活用実績報告書を提出する。
- (2) 審査委員会は、前項によりＪクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書に基づき、当該Ｊクラブが理念強化配分金を前年度に提出された理念強化配分金活用計画書または次条第1項各号に定める目的に則って活用したか否かについて審査を行い、その

審査結果を理事会に答申するものとする。

- (3) Jリーグの理事会は、第1項に基づきJクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書および前項の審査委員会の審査結果の答申を踏まえて、Jクラブの理念強化配分金の活用実績を承認する。
- (4) 前項の理事会の承認が得られなかった場合、Jリーグは、理事会の決議に基づきJクラブに対して、その審査結果に応じて、前年度に支給した理念強化配分金の全部または一部の返還を請求することができるものとする。

## 第8条〔審査委員会〕

- (1) 審査委員会は、外部委員2名を含む合計5名の審査委員で構成され、以下の各号に定める理念強化配分金の目的に照らして、第2項に定める事項を審査することを目的として組織する。
  - ① 日本サッカーの水準向上およびサッカーの普及促進
  - ② 若年層からの一貫した選手育成
  - ③ フットボール環境整備
  - ④ 選手や指導者の地域交流および国際交流の推進ならびにスポーツ文化の振興
- (2) 審査委員会の審査事項は、以下の各号に定める通りとする。
  - ① 理念強化配分金支給対象候補のJクラブから提出された理念強化配分金活用計画書における理念強化配分金の活用計画が、前項各号に定める目的に合致するか否か
  - ② 理念強化配分金支給対象のJクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書における理念強化配分金の活用実績が、前年度に提出された理念強化配分金活用計画書または前項各号に定める目的に則って活用されたか否か
- (3) 審査委員の選任は理事会の決議事項とし、任期は2年とする。なお、外部委員については、以下の各号の要件を満たす者とする。
  - ① 過去5年間、Jリーグおよびその関連会社における役職員でなかった者
  - ② 過去5年間、Jクラブおよびその関連会社における役職員でなかった者
  - ③ 弁護士、公認会計士または税理士の資格を有する者

## 第9条〔審査委員会の決議〕

- (1) 審査委員会は、外部委員1名以上を含む過半数の委員の出席で成立し、出席委員の過半数の同意により決議する。ただし、理念強化配分金支給対象候補または理念強化配分金支給対象のJクラブと利害関係を有する出席委員は議決権を有せず、当該委員は定足数の算定にあたっては除外するものとする。
- (2) 第5条第2項の審査にあたっては、理念強化配分金活用計画書の内容等を検討するものとする。
- (3) 第7条第2項の審査にあたっては、理念強化配分金活用実績報告書の内容等を検討するものとする。
- (4) 審査委員は、前2項の審査に必要な情報をJリーグおよびJクラブに要求することができ、JリーグおよびJクラブは正当な理由がある場合を除き、審査委員の要求に応えなければならない。

第 10 条〔議事録〕

審査委員会の議事録は、出席審査委員全員の記名・捺印を要するものとする。

第 11 条〔細 則〕

本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

第 12 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 13 条〔施 行〕

本規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

平成 31 年 1 月 24 日

令和 2 年 1 月 30 日

# リーグ戦安定開催融資規程

## 第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第24条に基づき、リーグ戦安定開催融資制度（以下「本融資制度」という）の運営について定める。

## 第2条〔本融資制度の趣旨〕

本融資制度は、Ｊクラブの財政難によってＪリーグ規約第40条第1項に定める公式試合の開催が危ぶまれる事態となった場合に、当該公式試合が属するＪリーグ規約第40条第1項各号に定める各大会の終了までの間、大会を無事に終了させる目的で、ＪリーグがＪクラブに融資（以下「制度融資」という）を行うものである。

## 第3条〔本融資制度の原資〕

制度融資の原資は、原則として一般会計における繰越収支差額とする。

## 第4条〔融資限度額〕

制度融資の金額は、原則として1クラブあたり3億円を上限とする。

## 第5条〔融資可能期間〕

- (1) 本融資制度に基づきＪリーグが融資できる期間の開始日は、1月1日とする。
- (2) 本融資制度における返済期日は、Ｊ1クラブおよびＪ2クラブの場合はＪ1参入プレーオフの最終日、Ｊ3クラブの場合はＪ3リーグ戦の最終節の日とし、当該期日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日とする。
- (3) 前項に定める返済期日から12月31日までの間は、制度融資は行わない。

## 第6条〔融資の申請〕

制度融資を希望するＪクラブは、以下の資料を提出のうえ、Ｊリーグに融資の審査を申し込む。

- ① Ｊクラブが作成した「融資申込書」
- ② 制度融資を申請することおよび融資後の返済計画について審議・決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、申請するＪクラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする）
- ③ ホームタウンの首長名で作成された「Ｊクラブの融資申請にかかる同意書」（当該同意書がホームタウンから提出されない場合は、Ｊリーグは「Ｊクラブに対する融資実行通知」をホームタウンに送付することで代えることができる）
- ④ Ｊリーグが個別に指定する、融資申請Ｊクラブの財務状況を説明する資料

## 第7条〔担保の設定〕

Jリーグは、制度融資を申請したJクラブに対し、担保を差し出すことを融資の条件とすることができる。その場合において、Jリーグは、当該Jクラブが上記担保として適当な財産か否か、その価額その他必要事項について調査することができる。

## 第8条〔融資の審査と決定〕

- (1) 制度融資を申請したJクラブへの融資実行の可否は、Jリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。
- (2) 前項に定める調査の過程において、Jリーグは、法務委員会に調査協力を依頼し、法務委員会は必要な助言・指導を行うことができる。

## 第9条〔融資実行にともなう制裁〕

制度融資を受けるJクラブに対する制裁として、融資の決定と同時に、原則としてリーグ戦における勝点を10点減ずる。

## 第10条〔融資事実の公表〕

Jリーグは、制度融資の決定と同時に、以下の内容を公表する。

- ① 融資を受けたJクラブおよび当該Jクラブが融資を申請した理由
- ② 融資金額・返済期日・期日までに返済できなかった場合の措置
- ③ 当該Jクラブに対する制裁の内容

## 第11条〔融資審査申請Jクラブの管理〕

- (1) Jリーグは、第6条に基づき融資の審査を申し込んだJクラブを、当該申込日から「予算管理団体」に指定し、返済期日までの間、当該Jクラブを一定の管理下に置く。
- (2) 当該Jクラブに対する管理の内容は、Jリーグが別途決定する。

## 第12条〔返済できなかった場合の措置〕

- (1) 制度融資を受けたJクラブは、第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済するものとする。返済期日は、天変地異、戦争、その他これに類するやむを得ない事由がある場合のほか延長しないものとする。
- (2) 制度融資を受けたJクラブが第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済できなかった場合、当該Jクラブに対しては、返済期日の属するシーズンの翌シーズンのJリーグクラブライセンスまたはJ3クラブライセンスを原則として交付しないまたは取消すものとする。

## 第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

## 第14条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改 正〕

平成 26 年 1 月 21 日

平成 28 年 1 月 19 日

平成 29 年 1 月 25 日

平成 31 年 1 月 24 日



# 大規模災害時補填規程

## 第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第28条第2項に基づき、大規模災害時補填制度（以下「本補填制度」という）の運営について定める。

## 第2条〔本補填制度の趣旨〕

本補填制度は、大規模災害によってＪリーグ規約第40条第1項に定める公式試合について予定日程どおりの開催が不可能な事態となった場合やＪクラブが使用するスタジアム等の各種施設に損害が発生した場合に、代替地や代替日程によって大会を無事に終了させることまたはＪクラブの活動を通常に戻すことを目的にＪリーグがＪクラブに資金補填を行うものである。

## 第3条〔補填の対象となる大規模災害〕

補填の対象となる大規模災害とは、激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定もしくは指定される見込みの災害またはこれに準じる災害をいう。

## 第4条〔本補填制度の原資〕

Ｊリーグが本補填制度によってＪクラブに補填する資金の原資は、原則として一般会計における繰越収支差額とする。

## 第5条〔補填の申請〕

本補填制度に基づく補填を希望するＪクラブは、以下の資料を提出の上、Ｊリーグに補填の審査を申し込む。

- ① Ｊクラブが作成した「補填申込書」
- ② 本補填制度に基づく補填を申請することおよび補填後の収支計画について審議・決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、申請するＪクラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする。）
- ③ Ｊリーグが個別に指定する、補填申請Ｊクラブの財務状況を説明する資料

## 第6条〔補填の決定〕

本補填制度に基づく補填を申請したＪクラブへの補填実行の可否、補填金額等は、Ｊリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。

## 第7条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第8条〔施行〕

本規程は、平成29年1月25日から施行する。

〔改正〕

平成31年1月24日

令和2年1月30日

# 試合実施時における Jリーグ安全理念

Jクラブは、試合を通じ観客に本当の満足と快適さを提供するために、以下の安全に関する理念に基づき行動するものとする。

1. 観客の安全を何よりも優先する。
2. 選手およびチームスタッフは、かけがえのない財産であり、また審判は競技進行の要であって、その安全性は確保されなくてはならない。
3. マッチコミッショナーおよび競技スタッフは、試合運営に欠かせぬ存在であり、その安全性は確保されなくてはならない。
4. 選手にフェアプレーを徹底し、観客にはフェアプレー精神に則った応援・観戦を心から願う。
5. スタジアムの安全性の充実を目指す。

## スローガン

試合実施時におけるセキュリティは、究極の観客サービスである。

# 2020 明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第1号から第3号に定める公式試合として、2020年の明治安田生命J1リーグ（以下「J1」という）、明治安田生命J2リーグ（以下「J2」という）および明治安田生命J3リーグ（以下「J3」といい、J1、J2およびJ3を総称する場合は「リーグ戦」という）の実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項によるものとする。

## 第1節 スタジアム

### 第1条〔スタジアムの確保と維持〕

- (1) Jクラブは、Jリーグ規約第4章第1節に定められた内容に従い、当該要件を具備するスタジアムを確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを整備し、維持管理する責任を負う。
- (2) Jリーグ、理事会またはチェアマンは、Jリーグ規約において定められた内容に従い、スタジアムを検査し、当該スタジアムでの試合開催の可否等について決定することができる。

### 第2条〔旗の掲揚〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗を次の各号の通り掲揚しなければならない。
  - ① リーグ旗：ホームクラブ旗とビジタークラブ旗の中央
  - ② ホームクラブ旗：ホームクラブベンチ側
  - ③ ビジタークラブ旗：ビジタークラブベンチ側
  - ④ フェアプレー旗：リーグ旗の下または横
- (2) リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗の大きさはいずれも天地1,800 mm、左右2,700 mmとする。

### 第3条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、Jリーグが指定した位置にJリーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。
- (2) Jクラブが回転式看板、電光看板その他の掲出物を掲出することを希望する場合は、原則としてシーズン開始前までに当該掲出物の内容について、Jリーグ所定の「広告掲出申請書」によりJリーグに申請し、その承認を得なければならない。

#### 第4条〔スタジアムにおける告知等〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するときは、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。ただし、第4号については得点直後に、また、第7号については後半30分を目安に、それぞれ告知するものとする。
  - ① 選手、審判員およびマッチコミッショナー
  - ② 試合方式
  - ③ 選手および審判員の交代
  - ④ 得点者および得点時間
  - ⑤ アディショナルタイム
  - ⑥ 他の試合の途中経過および結果
  - ⑦ 入場者数（第39条第3項および第4項に基づいて算定されたもの）
  - ⑧ 警告を受けた者および退場を命じられた者
  - ⑨ 前各号のほか、Jリーグの指定する事項
- (2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を含む広告宣伝、告知またはイベント等を行うことができる。
  - ① 次の試合の予定の告知
  - ② クラブパートナーの広告宣伝
  - ③ チームまたは選手に関する情報の告知

#### 第5条〔医事運営〕

- (1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。
  - ① 医務室には、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の医学委員会が定めた救急用機器および医薬品を備えること
  - ② 試合の開催時には、スタジアムの観客等の事故に対処する為、医師および看護師各1名以上を開門時から閉門時まで待機させること。なお、医師か看護師のいずれかが開門1時間前から待機していることが望ましい
  - ③ 試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと。なお、スタジアムには救急車が待機していることが望ましい
  - ④ 第2号の医師に、試合の開催時にスタジアムで生じた外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、Jリーグへ可及的すみやかに提出すること
  - ⑤ AEDを医務室に1台および救護室または観客エリアに2台以上（J3は1台以上）備えること
  - ⑥ すべての試合において第4の審判員ベンチにAEDを備えなければならない
  - ⑦ ピッチサイドに通常の担架2台および頭部・頸部固定可能な担架を2台（J3は1台）備えること
- (2) Jクラブは、試合終了後可及的すみやかに「Jリーグ傷害報告書」をJリーグに提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見を得、チームドクターの署名あるものを提出するものとする。
- (3) 前項第2号の医師および看護師の手当等は、以下の金額を標準とする。

手当て：医師 30,000 円（日給）  
看護師 10,000 円（日給）  
交通費：Ｊリーグの「旅費規程」による

## 第 2 節 試 合

### 第 6 条〔試合の概要〕

試合の主催や出場等に関する事項は、Ｊリーグ規約第 4 章第 2 節に定める。

### 第 7 条〔大会方式〕

リーグ戦の大会方式は、ホーム&アウェイ方式による 2 回戦総当たりとする。

### 第 8 条〔届出義務〕

- (1) Ｊクラブは、Ｊリーグ規約第 47 条に定めた事項につき、2020 年 1 月 31 日までに、所定の方法によりＪリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。
- (3) Ｊリーグは毎週金曜日（ただし、その日がＪリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の 11:00 までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。ただし、金曜日開催の試合の場合、木曜日（ただし、その日がＪリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の 11:00 までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、翌金曜日に協会への選手登録が完了することを条件として、同日中にその承認の是非を決定する。

### 第 9 条〔出場資格〕

- (1) 協会への選手登録を完了し、かつＪリーグ登録（Ｊリーグ規約第 100 条に定める。以下同じ）を行った選手のみが、試合における出場資格をもつ。
- (2) Ｊクラブの 2 種チームに所属し、次の各号の条件を満たした選手には、所属するＪクラブが参加する試合への出場資格が与えられる。
  - ① 当該 2 種チームが、協会にクラブ申請されていること
  - ② 第 12 条の定めに従いＪリーグに「Ｊリーグメディカルチェック報告書」が提出されていること
  - ③ 選手が 18 歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されていること
  - ④ 「第 2 種トップ可」選手としてＪリーグ登録されていること

### 第 10 条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2020 年 9 月 18 日までに協会への選手登録およびＪリーグ登録を完了した選手のみが、試合への出場資格を有する。

## 第 11 条〔出場可能日〕

前 2 条により登録を完了した選手は、Ｊリーグ登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

## 第 12 条〔メディカルチェック〕

- (1) ＪクラブはＪリーグが別途定める日までに、選手に関する「Ｊリーグメディカルチェック報告書」をＪリーグに提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録の都度提出するものとする。
- (2) 協会のスポーツ医学委員会は、「Ｊリーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

## 第 13 条〔エントリー〕

- (1) 双方のチームは、各試合において、キックオフの 150 分前までに「Ｊリーグメンバー提出用紙」に必要事項を記入し、ホームクラブの運営担当に提出（以下「エントリー」という）しなければならない。
- (2) 各試合にエントリーできる者は第 8 条の定めに従い届け出られた選手およびチームスタッフ（Ｊリーグ規約第 47 条第 3 号に定める。以下同じ）に限られるものとする。なお、選手については 18 名、チームスタッフについては 7 名を 1 チームあたりのエントリー可能数の上限とする。

## 第 14 条〔外国籍選手〕

- (1) Ｊリーグ登録することができる外国籍選手の人数には、制限を設けないものとする。
- (2) 試合にエントリーすることができる外国籍選手の 1 チームあたりの上限は、以下の通りとする。  
Ｊ 1 : 5 名    Ｊ 2・Ｊ 3 : 4 名
- (3) 以下に定める国の国籍を有する選手は、Ｊリーグ提携国枠の選手として、前 2 項に定める外国籍選手ではないものとみなす。  
タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア・シンガポール・インドネシア・マレーシア

## 第 15 条〔ユニフォーム〕

Ｊクラブがリーグ戦において使用するユニフォームは、理事会が別途定める「ユニフォーム要項」によるものとする。

## 第 16 条〔フィールド内のチーム要員〕

- (1) フィールド（ピッチおよびその周辺部分をいう）上に用意されたベンチには、エントリーされた者だけが着席できる。
- (2) ベンチ内での喫煙は禁止する。
- (3) 交代要員は、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上からフィールドプレーヤーと異なる色のビブスを着用しなければならない。
- (4) ベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレーヤーと異なる色のウェアを着用しなければならない。

- (5) Jクラブは、協会およびJリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者および出場停止処分を受けた者ならびに試合中に主審により退場を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (6) 前項に定める者のうち、ベンチ入りを停止されたチームスタッフは、フィールド周辺および第 21 条に基づき A D 証で規制される通行可能エリアに立ち入ってはならない。
- (7) 第 5 項に定める者のうち、試合中に主審により退場を命じられたチームスタッフは、テクニカルエリア、ベンチを含むフィールド周辺に留まってはならない。なお、試合の前半に退場処分が科された場合、当該チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム更衣室にも入室してはならない。
- (8) 前 2 項のチームスタッフは、選手等への対面による直接の指示を出してはならない。
- (9) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは 2 名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、当該チームスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえでピッチ外に退去しなければならない。
- (10) 本条第 1 項から第 5 項、第 7 項および前項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた協会または J リーグにより処分を決定される。

#### 第 17 条〔テクニカルエリアの使用〕

「J リーグメンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフのうち、その都度ただ 1 名のスタッフのみが、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。

#### 第 18 条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、90 分間（前後半各 45 分）で勝敗が決しない場合、引き分けとする。

#### 第 19 条〔年間順位の決定〕

- (1) リーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 点）の合計が多い J クラブを上位とし、J 1 リーグ戦、J 2 リーグ戦および J 3 リーグ戦それぞれ年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。
  - ① 全試合の得失点差
  - ② 全試合の総得点数
  - ③ 該当する J クラブ間の対戦成績（イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数）
  - ④ 全試合の反則ポイント
  - ⑤ 抽選
- (2) 前項第 4 号の反則ポイントの計算は以下の通りとする。
  - ① 退場 1 回につき 3 ポイント（同一試合における警告 2 回による退場およびチームスタッフの退場も同様とする）、警告 1 回につき 1 ポイント、出場停止試合 1 試合につき 3 ポイントとして加算し、警告および退場がなかった試合 1 試合につき 3 ポイントを減ずる
  - ② 前号にかかわらず、異議または遅延行為による警告の場合には、前号に定めるポイントのほか警告 1 回につき 1 ポイントを別途加算するものとし、同一試合における警告 2



回による退場の場合であってもそれぞれ加算を行うものとする

- ③ 第1号にかかわらず、試合の前後半それぞれにおいてキックオフ時刻に遅れた場合には、遅れたことについて帰責性のあるJクラブ（双方に帰責性のある場合はそれぞれのJクラブ）について、第1号に定めるポイントのほかキックオフ遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする
- ④ 前号の反則ポイントについては、マッチコミッショナー報告書に基づき算出する。なお、遅れた理由および分数について該当Jクラブから異議の申立があった場合はチェアマンの決定を最終とする
- (3) 第1項第5号の抽選は、昇降格の決定に関わる等の場合であって、順位の優劣を確定させる必要があると理事会が判断したときに限り実施される。
- (4) 同一順位のJクラブが複数あった場合、該当賞金額を合算の上均等配分する。
- (5) J1で複数のJクラブが同順位となった場合、AFCチャンピオンズリーグ等へ出場するJクラブは、理事会で決定する。

## 第20条〔審判員〕

- (1) Jリーグは、リーグ戦の審判員について、協会の審判委員会に対し、協会登録の審判員で、かつJリーグ規約第101条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。
- (2) 審判員は、キックオフ時刻の90分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) 主審および副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の審判員が主審または副審を務める。なお、審判員の補充等に関しては、Jリーグと協会の審判委員会が協議の上対応を決定する。
- (4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。

手当て：

	主審	副審・追加副審	第4の審判	VAR	AVAR
J1	120,000円	60,000円	20,000円	60,000円	30,000円
J2	60,000円	30,000円	10,000円	—	—
J3	30,000円	10,000円	8,000円	—	—

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- (5) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。
  - ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない
  - ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする
- イ. 試合途中から責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当

てを支払う  
手当て：

	主審	副審・追加副審	第4の審判	V A R	A V A R
J 1	70,000 円	35,000 円	10,000 円	35,000 円	20,000 円
J 2	35,000 円	20,000 円	6,000 円	—	—
J 3	18,000 円	6,000 円	5,000 円	—	—

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000 円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000 円

ロ. 試合途中から責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

- ③ 前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Jリーグの「旅費規程」に基づいて支払う

#### 第21条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

Jリーグは、次の各号のアクレディテーションカード（AD証）を発行し、AD証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- ① OFFICIAL（紫）：オールエリア通行可
- ② OFFICIAL（青）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、記者室、記者席、TVクルー撮影エリア（スタンド）、観客ゾーン、その他運営ゾーン
- ③ TEAM（ピンク）：オールエリア通行可  
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ④ TEAM（赤）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、更衣室、練習場、その他運営ゾーン  
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ⑤ PRESS（緑および黄緑）：記者室、記者席、カメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室、その他ホームクラブが許諾するエリア
- ⑥ HB STAFF（オレンジ）・RH STAFF/TV STAFF（茶）・RADIO STAFF（黄）：フィールド（ピッチを除く）、その他ホームクラブが許諾するエリア
- ⑦ カメラマンピブス（オフィシャル・紫、PRESS・黄、ノンライツ〔NRH〕/TV-PRESS・赤、ホストブロードキャスト〔HB〕・黒、ライツホルダー〔RH〕/TV・グレー、スカウティング・青、大型映像装置・ピンク、Jリーグオフィシャルメディア・緑）：エリアについてはJリーグが別途定める2020 Jリーグメディアガイドに準ずる

#### 第22条〔入場料および入場券販売〕

- (1) ホームゲームの入場料金は、ホームクラブがその裁量により設定することができる。
- (2) 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の未就学児童の入場料金は、大人の有料入場者1名につき1名に限り、無料とする。
- (3) 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半15分経過時まで行う。

### 第 23 条〔試合球〕

ホームクラブは、キックオフ時刻の 120 分前までに Jリーグの指定する試合球を 7 個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

### 第 24 条〔試合運営に関する義務〕

Jクラブは、Jリーグ規約第 51 条の定めに従い、安全かつ適切に試合を運営しなければならない。

### 第 25 条〔日 程〕

Jクラブは、Jリーグ規約第 56 条の定めに従い、試合日程を遵守しなければならない。

## 第 3 節 運 営

### 第 26 条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、Jリーグ規約第 4 章第 3 節に定める。

### 第 27 条〔運営責任〕

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの実行委員は、キックオフ時刻の 150 分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) あらかじめチェアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

### 第 28 条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、Jリーグ規約第 61 条第 3 項に定める事項を遵守しなければならない。
- (2) ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
- (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
  - 手当て：30,000 円
  - 交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
  - ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合
    - 手当て：なし
    - 交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）
  - ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
    - 手当て：20,000 円
    - 交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
  - ③ 試合途中で中止が決定した場合

手当て：30,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

#### 第29条〔試合の中止および中断の決定〕

- (1) 試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビジタークラブの実行委員（またはJリーグ規約第51条第2項第1号に基づくその代理人）の意見を参考のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。
- (2) 主審が試合の中断を決定した場合、マッチコミッショナー、ホームクラブおよびビジタークラブの両実行委員は試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

#### 第30条〔スタジアムへの到着〕

原則として双方のチームはバスを使用し、キックオフ時刻の70分前までにスタジアムに到着しなければならない。

#### 第31条〔キックオフ時刻の厳守〕

- (1) いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。ただし、テレビまたはラジオの放送の都合による遅延は、5分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない場合、相手チームはキックオフ時刻から45分間、待機する義務を負う。
- (4) ハーフタイムは原則として前半終了時刻から15分間を確保するものとする。ただし、テレビ中継の関係等で前半終了時刻から15分間を確保できない場合は、ホームクラブがJリーグに事前に申請し、承認を得るものとする。
- (5) 後半のキックオフ時刻は以下のとおりとする。
  - ① ハーフタイム15分確保対象試合の場合  
前半終了時刻の15分後を後半のキックオフ時刻とする（主審が指定しマッチコミッショナーが最終確認した時刻とする）
  - ② ハーフタイム15分適用外試合の場合  
前半のキックオフ時刻（主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻をいう）の60分後とする。ただし、アディショナルタイム等により、前半終了時刻がキックオフ時刻から50分を超えた場合は、前半終了時刻の10分後を後半のキックオフ時刻とする

#### 第32条〔エントリー後の選手変更〕

- (1) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。なお、本項によって認められる選手の変更は次の各号のと

おりとする。

① 先発予定選手を変更する場合

控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、当初の先発予定選手がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる

② 控え選手を変更する場合

新たな選手を控え選手とすることができる

(2) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。

(3) 前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。

### 第 33 条〔選手の交代〕

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

① 選手の交代は、3名以内とする

② 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない

### 第 34 条〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となり、Jリーグ規約第 63 条に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

① 90 分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該開催不能または中止試合において、Jリーグ規約第 133 条第 1 号に定める違反行為が行われた疑いがある場合、同第 134 条に従って当該行為に対する調査、審議および懲罰の決定が行われる

② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で公式記録として記録される

③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が公式記録として記録される

### 第 35 条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合

② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

### 第 36 条〔係員〕

(1) ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。

① 場内外の警備・案内要員

② 場内放送要員

③ ボールパーソン

- ④ 担架要員（8名、担架を2台用意しておくこと）
  - ⑤ 記録員（原則4名以上）
- (2) ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおかなければならない。

### 第37条〔中継映像制作〕

Jクラブは、Jリーグによる公式映像制作および公衆送信権を保有する事業者による中継映像制作に関し、試合中および前後に制作事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、別途定めるガイドラインに基づき、協力しなければならない。

- ① Jリーグスタジアム基準第三項〔諸室・スペース〕第1項第3号、第4項および第5項に定める箇所を含むスタジアムへの撮影機材の搬入搬出、設営撤去および撮影中における安全の確保
- ② 撮影上立ち入りが必要な競技関連エリア（ピッチ、チーム更衣室、室内ウォーミングアップエリア等）への立入許可
- ③ 試合中および試合前後の選手、監督、チームスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための十分な撮影スペースの確保
- ④ 試合メンバー表、ハーフタイムコメント、公式記録等の配付など試合情報の速やかな伝達
- ⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関する速やかな情報共有

### 第37条の2〔VARの実施〕

VARを採用する試合のホームゲームを主管するJクラブは、VAR実施のため、試合中および前後にJリーグまたはJリーグが指定する事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、協力しなければならない。

- ① Jリーグスタジアム基準第三項〔諸室・スペース〕第1項第6号に定めるVAR用カメラ設置スペースおよび第四項〔アクセス関係〕第2項第11号に定める駐車場を含む、スタジアムへの機材の搬入搬出、設営および撤去における安全の確保
- ② 業務上立ち入りが必要な競技関連エリア（ピッチ周辺、審判控室等）への立入許可
- ③ 試合メンバー表の配布など試合情報の速やかな伝達
- ④ 荒天時等の試合開催可否判断に関する速やかな情報共有

### 第38条〔取材メディア対応〕

- (1) 取材メディア関係者は、原則として試合開始60分前から試合終了時までには試合メンバー表に記載された選手およびチームスタッフの取材（インタビュー含む）は行わないものとする。
- (2) 試合におけるJクラブの取材メディア対応は次のとおりとする。
  - ① ホームクラブは、フォトグラファー、TVクルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する
  - ② ホームクラブは、記者室およびカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室を設ける
  - ③ ホームクラブは、「試合メンバー表」をキックオフ時刻の110分前までに配付する

- ④ 両クラブは、ハーフタイム時に監督等のコメントを聴取し、ホームクラブはこれを所定の書式にまとめ取材メディア関係者に配布する
- ⑤ 試合終了後、双方のチームの監督はホームクラブが設けた場所で記者会見を行わなければならない
- ⑥ 試合終了後、双方のチームの選手はホームクラブが設けた場所（ミックスゾーン）で取材対応を行わなければならない

#### 第 39 条〔公式記録〕

- (1) 記録員は、所定の公式記録用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当（正）の署名を受けたのち、すみやかに取材メディア関係者等に配布する。
- (2) ホームクラブの運営担当（正）は、公式記録の原紙の写しをすみやかにＪリーグに提出しなければならない。
- (3) 入場者数とは、以下の各号に該当する者の合計をいう。
  - ① 入場口から来場した観客で、以下に該当する者
    - イ. 入場券を保有している者
    - ロ. 入場券を保有していない未就学児童
  - ② 入場口以外から来場した観客で、以下に該当する者
    - イ. 車いす観戦者およびその付添人
    - ロ. VIP席の観客なお、入場者数には選手、審判員、Ｊクラブの役職員、その他試合運営に関わる者、スタジアム管理者、売店関係者、取材メディア関係者およびフォトグラファーは含めない。
- (4) 入場者数は、原則として入場時にカウンター等を用いて算定するものとし、入場券の販売枚数や半券の数によって算定してはならない。

#### 第 40 条〔試合運営報告〕

ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」に必要事項を記載し、Ｊリーグに提出しなければならない。

#### 第 41 条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手およびチームスタッフは、規律委員会の決定があるまで試合への出場を停止される。

#### 第 42 条〔退場による出場停止処分の翌シーズンへの繰り越し〕

退場による出場停止処分の未消化分がシーズン終了時に２試合以上に及ぶ場合には、次シーズンに持ち越すものとし、未消化分が１試合の場合には当該シーズン終了をもって失効するものとする。

## 第4節 試合の収支

### 第43条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、Ｊリーグ規約第4章第5節に定める。

### 第44条〔公衆送信権〕

- (1) Ｊリーグ公式試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）はすべてＪリーグに帰属する。
- (2) Ｊリーグ公式試合の公衆送信権料は、別途Ｊリーグが定めるところによる。
- (3) 前項の公衆送信権料は、別途定める基準によりすべてのＪクラブにそれぞれ配分するものとする。

### 第45条〔収支報告〕

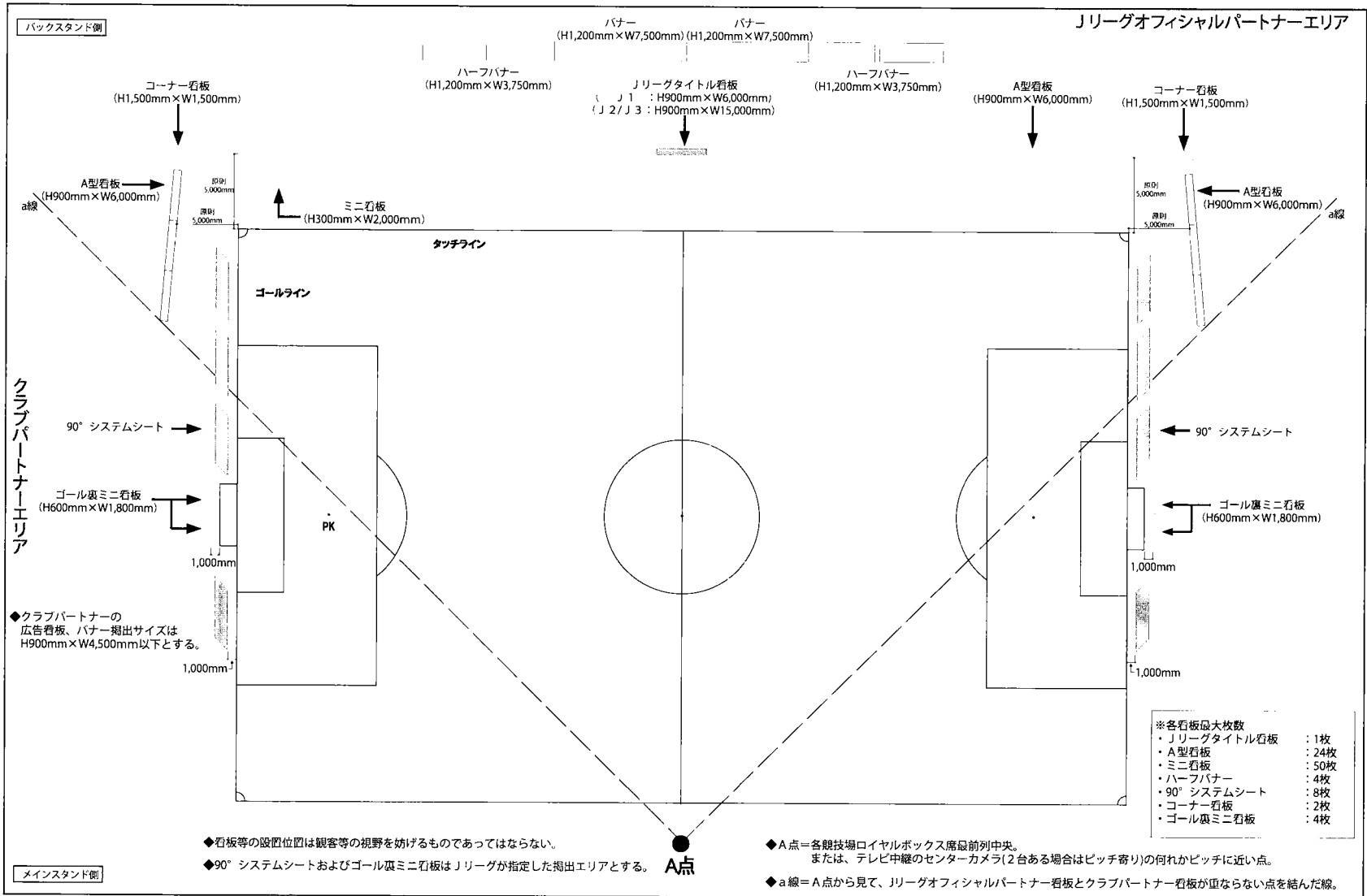
Ｊクラブは、Ｊリーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、Ｊリーグが定めた期限までに提出しなければならない。

### 第46条〔改正〕

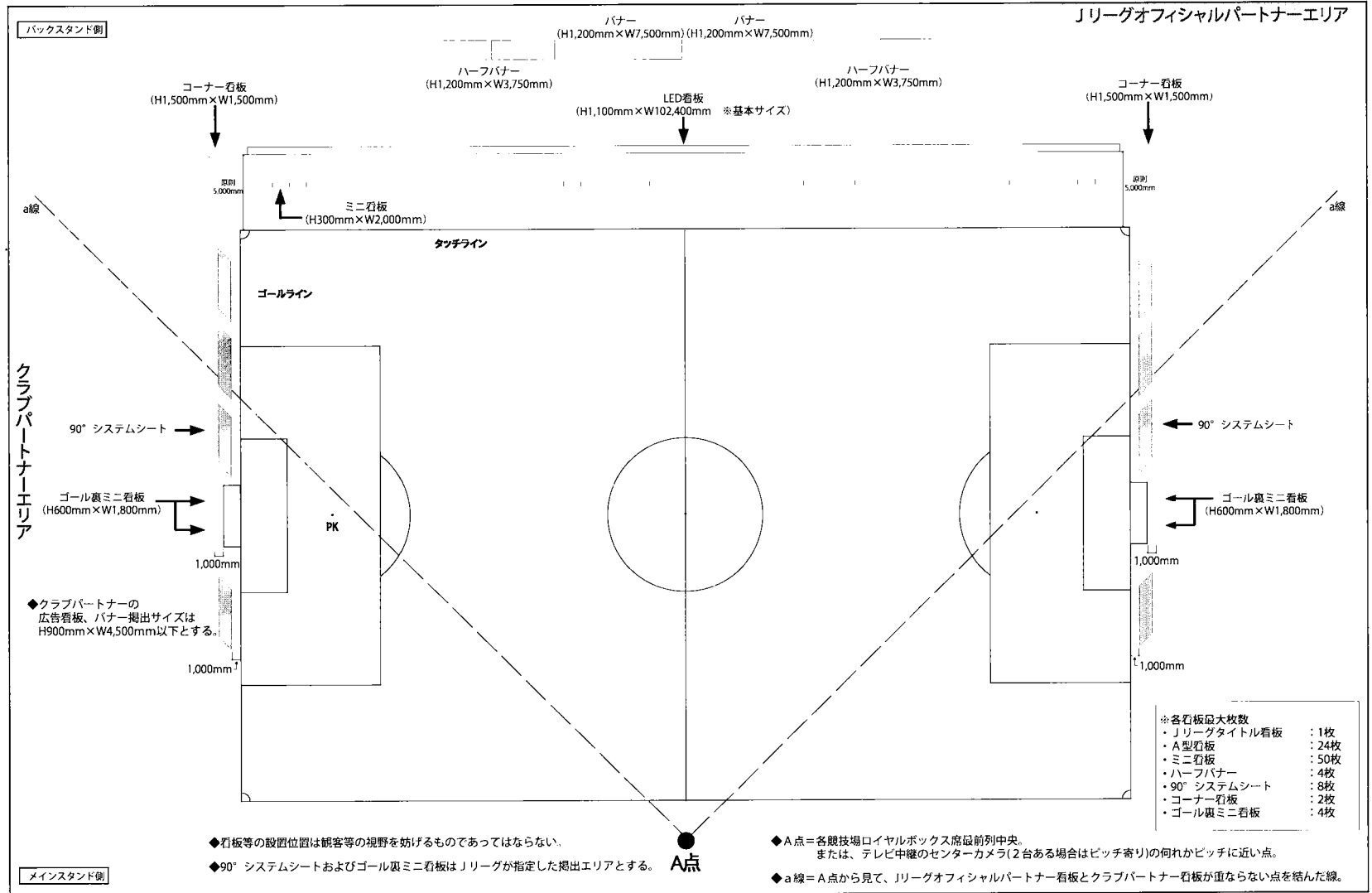
本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。



# 明治安田生命リーグパートナー広告看板基本掲出図



明治安田生命 J1リーグパートナー広告看板基本掲出図 ※LED看板実施時 (J1リーグ戦のうち各節2試合)



# 2020 Jリーグ YBC ルヴァンカップ 試合実施要項

## 第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第4号に定める公式試合として、2020 Jリーグ YBC ルヴァンカップ（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2020 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

## 第2条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、グループステージ、プレーオフステージおよびプライムステージから構成される。
- (2) 本大会には、すべての J1 クラブと、第4項第1号または第5項第1号に該当する J2 クラブが参加する。ただし、AFCチャンピオンズリーググループステージ（以下「ACLG S」という）に参加する J1 クラブは、グループステージおよびプレーオフステージの参加を免除され、プライムステージから参加する。
- (3) グループステージおよびプレーオフステージは、AFCチャンピオンズリーグプレーオフ（以下「ACLPO」という）に参加する2クラブの試合結果に応じて、次項から第6項の規定に従う。
- (4) ACLG Sに参加するチーム数が4クラブである場合、以下の定めに従う。
  - ① 本大会に参加する J2 クラブは、以下の場合毎に以下に定めるクラブとする

前シーズンの結果 J1 から J2 に降格となったクラブ数	本大会に参加する J2 クラブ
3 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 16 位と 17 位の J2 クラブ
2 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 17 位と 18 位の J2 クラブ
1 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 18 位の J2 クラブと J1 に昇格しなかった J2 クラブで年間順位最高位の J2 クラブ
0 クラブ	前シーズンの J2 年間順位 1 位および 2 位の J2 クラブ

- ② グループステージは参加クラブを A～D の 4 つのグループ（1 グループ 4 クラブ）に分け、各グループ内でホーム&アウェイ方式（計 2 試合）2 回戦（ホーム&アウェイ）総当たりとする。グループステージのグループ分けは、以下の表の 1 から 3 に定める優先順位および適用条件に従い、参加クラブを A、B、C、D、D、C、B、A、A、B、C、D、D、C、B、A の順に各グループに振り分けて決定するものとする

優先順位	適用クラブ	適用条件
1	A C L G Sに参加するクラブおよび前シーズンの結果J 2からJ 1に昇格したクラブを除く、当該シーズンのJ 1クラブ	前シーズンのJ 1年間順位 の上位から下位の順
2	前シーズンの結果J 2からJ 1に昇格したJ 1クラブ	前シーズンのJ 2年間順位 の上位から下位の順
3	前シーズンの結果J 1からJ 2に降格したJ 2クラブ	前シーズンのJ 1年間順位 の上位から下位の順
4	前シーズンも当該シーズンもJ 2に所属するクラブ	前シーズンのJ 2年間順位 の上位から下位の順

- ③ グループステージについては、各グループの上位2チームの合計8チームがプレーオフステージに進出するものとする
- ④ プレーオフステージは、以下の試合をホーム&アウェイ方式(計2試合)で行い、それぞれの勝者(計4チーム)がプライムステージに進出するものとする
- Aグループ1位 対 Dグループ2位  
Bグループ1位 対 Cグループ2位  
Cグループ1位 対 Bグループ2位  
Dグループ1位 対 Aグループ2位

(5) A C L G Sに参加するチーム数が3クラブである場合、以下の定めに従う。

- ① 本大会に参加するJ 2クラブは、以下の場合毎に以下に定めるクラブとする

前シーズンの結果J 1から J 2に降格となったクラブ数	本大会に参加するJ 2クラブ
3クラブ	前シーズンのJ 1年間順位 16位のJ 2クラブ
2クラブ	前シーズンのJ 1年間順位 17位のJ 2クラブ
1クラブ	前シーズンのJ 1年間順位 18位のJ 2クラブ
0クラブ	前シーズンのJ 2年間順位 1位のJ 2クラブ

- ② グループステージのグループ分けと対戦方式は、前項第2号の定めに従う
- ③ グループステージについては、各グループの1位チームおよび2位チームの全てならびに各グループの3位チームのうち上位2チームの合計10チームがプレーオフステージに進出するものとする
- ④ プレーオフステージについては、以下の試合をホーム&アウェイ方式(計2試合)で行い、それぞれの勝者(計5チーム)がプライムステージに進出するものとする
- グループステージ1位チーム中1位 対 グループステージ3位チーム中2位  
グループステージ1位チーム中2位 対 グループステージ3位チーム中1位  
グループステージ1位チーム中3位 対 グループステージ2位チーム中4位  
グループステージ1位チーム中4位 対 グループステージ2位チーム中3位  
グループステージ2位チーム中1位 対 グループステージ2位チーム中2位
- (6) A C L G Sに参加するチーム数が2クラブである場合、以下の定めに従う。
- ① 本大会にJ 2クラブは参加しない

- ② グループステージのグループ分けと対戦方式は第4項第2号の定めに従う
- ③ グループステージについては、各グループの上位2チームの合計8チームがプレーオフステージに進出するものとする
- ④ プレーオフステージについては、以下の試合をホーム&アウェイ方式（計2試合）で行い、それぞれの勝者（計6チーム）がプライムステージに進出するものとする
 

グループステージ1位チーム中1位	対	グループステージ3位チーム中4位
グループステージ1位チーム中2位	対	グループステージ3位チーム中3位
グループステージ1位チーム中3位	対	グループステージ3位チーム中2位
グループステージ1位チーム中4位	対	グループステージ3位チーム中1位
グループステージ2位チーム中1位	対	グループステージ2位チーム中4位
グループステージ2位チーム中2位	対	グループステージ2位チーム中3位
- (7) プライムステージは、準々決勝および準決勝をホーム&アウェイ方式（計2試合）、決勝を1試合で行う。なお、組み合わせについてはプレーオフ終了後に抽選を行い決定する。
- (8) 本条において想定されていない事態が発生した場合の処置は、理事会で審議決定する。

### 第3条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、本大会のグループステージから準決勝までの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

### 第4条〔外国籍選手〕

本大会において、J1クラブとJ2クラブが対戦することとなる場合における外国籍選手のエントリー可能数は、リーグ戦実施要項第14条第2項に定めるそれぞれの所属リーグの上限数に従う。

### 第5条〔試合出場メンバー〕

- (1) 本大会のすべての試合において、2020年12月31日において満年齢21歳以下の日本国籍選手（以下、本条において、「対象選手」という）を1名以上先発出場させなければならない。
- (2) 前項の定めにかかわらず、以下各号に該当する場合は前項の出場義務を免れるものとする。
  - ① 次条に基づき出場資格を有する対象選手1名以上が、試合日において日本代表試合または日本代表の合宿その他の活動（A代表またはU-19以上のカテゴリーの日本代表に限る）に招集されている場合。ただし、本大会の各試合開始前に、中2日以上の間間をもって帰国した場合、当該各試合については出場義務を負うものとする
  - ② 先発選手として試合エントリーされた対象選手がその後の怪我等のやむを得ない理由により出場ができなくなった場合

### 第6条〔出場資格を得るための登録期限と出場資格〕

- (1) 2020年10月2日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが試

合への出場資格を有する。

- (2) Jクラブは、グループステージまたはプレーオフステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、グループステージおよびプレーオフステージの試合に出場させてはならない。また、Jクラブは、プライムステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、プライムステージの試合に出場させてはならない。なお、グループステージまたはプレーオフステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、プライムステージに出場させることは妨げない。

#### 第7条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) グループステージの試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。
- (2) グループステージが終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は、次の第1号から第4号の順序により順位を決定する。
  - ① 勝点数が同一のチーム間で行った試合の勝点数
  - ② 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得失点差
  - ③ 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得点数
  - ④ 勝点数が同一のチーム間で行った試合のアウェイゴール数上記第1号から第4号を適用してもなお、複数のチーム間で順位を決定することができない場合、第1号から第4号を当該チーム間に限り再度適用し、順位を決定する。この手順を繰り返してもなお順位を決定することができない場合、次の第5号から第9号の順序により順位を決定する。
  - ⑤ グループ内の全試合の得失点差
  - ⑥ グループ内の全試合の得点数
  - ⑦ 順位決定に関わるチームが2チームのみで、その両チームがフィールド上にいる場合はペナルティーキック（以下「PK」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで行うものとする。以下同じ）
  - ⑧ グループ内の全試合の反則ポイント
  - ⑨ 抽選
- (3) 第2条第5項第3号、同項第4号および同条6項第4号において、各グループの同順位チーム間の上位チームを決定するにあたっては、勝点の合計が多いチームを上位とする。ただし、勝点数が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
  - ① 得失点差
  - ② 得点数
  - ③ 反則ポイント
  - ④ 抽選
- (4) プレーオフステージは90分間（前後半各45分）の試合をホーム&アウェイ方式で2試合行い、第2戦が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。
- (5) プレーオフステージの第2戦が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
  - ① 2試合における得失点差

- ② アウェイゴール数
  - ③ 第2戦終了時に、30分間（前後半各15分）の延長戦
  - ④ PK
- (6) 前項第3号の延長戦に出場する者は、プレーオフステージの第2戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、プレーオフステージの第2戦と合わせて最大4名までの交代を行うことができる。また、延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審により退場を命じられた者を除く。
- (7) 準々決勝および準決勝についても、プレーオフステージと同様前3項の定めに従って行い、決勝進出チームを決定する。
- (8) 決勝は、90分間（前後半各45分）の試合を行う。90分間で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝者を決定する。
- ① 30分間（前後半各15分）の延長戦
  - ② PK
- (9) 前項第1号の延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、その直前の90分間の交代人数と合わせて、最大4名までの選手交代を行うことができる。
- (10) 第5項第4号および第8項第2号におけるPKに参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が4名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (11) 第5項第4号および第8項第2号におけるPKにおいて使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

## 第8条〔順位の設定および表彰〕

Jリーグは、決勝における勝者を優勝、敗者を2位、準決勝における敗者を3位として、別途理事会が定める「表彰規程」により表彰する。

## 第9条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に本大会のタイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
- サイズ：天地 900mm×左右 15,000mm  
枚数：1枚
- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に冠パートナーおよびサブスポンサーが、広告看板またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなければならない。
- サイズ：天地 900mm×左右 6,000mm  
枚数：冠パートナーおよびサブスポンサー合計最大 16枚

- (3) 決勝については、前項の掲出物に加え、電光看板、90°システムシート等を使用する。  
 なお、電光看板および90°システムシートのサイズおよび最大枚数は、リーグ戦実施要項に従うものとする。

第10条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	AVAR
120,000円	60,000円	20,000円	60,000円	30,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合手当ては支払わない  
 ② 試合途中の負傷等により交代した場合、または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする

イ. 試合途中から責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	AVAR
70,000円	35,000円	10,000円	35,000円	20,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000円

ロ. 試合途中から、責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

- ③ 前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Jリーグの「旅費規程」に基づいて支払う

- (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：30,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。



- ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合  
手当：なし  
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）
- ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合  
手当：20,000 円  
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による
- ③ 試合途中で中止が決定した場合  
手当：30,000 円  
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による

#### 第 11 条〔アクレディテーションカード（ＡＤ証）〕

- (1) グループステージから準決勝までの試合については、リーグ戦実施要項に定めるアクレディテーションカード（ＡＤ証）およびホームクラブの発行するＡＤ証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) 決勝の試合については、Ｊリーグが別途発行するＡＤ証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

#### 第 12 条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の 3%相当額を本大会終了後、別に定める方法にてＪリーグへ報告し、請求書発行日から 60 日以内に協会に納付しなければならない。
- (2) 準々決勝および準決勝のホームクラブは、それらの試合のうち主管した試合の入場料収入のうちの 10%相当額をＪリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する）を加えて入場料収入を算定するものとする。

#### 第 13 条〔遠征経費〕

本大会に出場する際のチームの遠征に要する交通費および宿泊費は以下のとおりとする。

- ① グループステージから準決勝までの試合については、出場するＪクラブがそれぞれ負担する
- ② 決勝についてはＪリーグの「旅費規程」に基づきＪリーグが負担する

#### 第 14 条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

# 2020 J1 参入プレーオフ試合実施要項

## 第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第5号に定める公式試合として、2020明治安田生命J1リーグ（以下「J1」という）のJクラブ（以下「J1クラブ」という）との入れ替えを行う2020明治安田生命J2リーグ（以下「J2」という）のJクラブ（以下「J2クラブ」という）を決定するための「2020 J1 参入プレーオフ」（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2020明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

## 第2条〔本大会の目的〕

- (1) 本大会はJリーグ規約第19条に定める出場資格を満たすJクラブが参加して行う。
- (2) 本大会に優勝したJクラブは、Jリーグ規約第19条第2項の定めに従い、J1に残留または昇格することができる。

## 第3条〔出場資格〕

本大会の出場資格はJリーグ規約第19条第2項から第5項によるものとする。

## 第4条〔大会方式〕

- (1) 本大会はトーナメント方式により、1回戦、2回戦および決定戦をそれぞれ1試合で行うものとし、その詳細は以下の定めに従う。
  - ① 1回戦の組み合わせはJ2年間順位3位クラブ対同6位クラブ、同4位クラブ対同5位クラブとし、1回戦の勝者同士が2回戦を行い、2回戦の勝者がJ1クラブと決定戦を行う
  - ② 各試合のホームゲームは以下のとおりとする  
1回戦および2回戦：J2年間順位が上位のクラブのホームゲーム  
決定戦：J1クラブのホームゲーム
  - ③ 決定戦の勝者が本大会優勝クラブとなる
- (2) J2年間順位3位から6位のJ2クラブのうち、前条の出場資格を満たすのが3クラブのみである場合、前項に定める1回戦の組み合わせは、当該3クラブのうち、J2年間順位の下位2クラブとし、残った1クラブは1回戦を行わず、2回戦から参加する。
- (3) J2年間順位3位から6位のうち、前条の出場資格を満たすのが2クラブのみである場合、1回戦は行わず、出場するJ2クラブは2回戦から参加する。
- (4) J2年間順位3位から6位のうち、前条の出場資格を満たすのが1クラブのみである場合、1回戦および2回戦は行わず、出場するJ2クラブは決定戦から参加する。
- (5) J2年間順位3位から6位のうち、前条の出場資格を満たしたJ2クラブがない場合は、J1クラブが自動的に本大会優勝クラブとなる。

- (6) J1クラブが前条の出場資格を満たさない場合は、決定戦に出場資格を得たJ2クラブが本大会優勝クラブとなる。

#### 第5条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、本大会のすべての試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

#### 第6条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2020年9月18日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了していない選手は、試合への出場資格を有しない。

#### 第7条〔外国籍選手〕

本大会における外国籍選手のエントリー可能数は、リーグ戦実施要項第14条第2項の定めにかかわらず、4人を上限とする。

#### 第8条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 本大会のすべての試合は90分間（前後半各45分）とする。
- (2) 90分間で勝敗が決定しなかった場合は、1回戦および2回戦はJ2年間順位が上位のJ2クラブを勝者とする。また、決定戦はJ1クラブを勝者とする。

#### 第9条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。  
サイズ：天地900mm × 左右15,000mm  
枚数：1枚
- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグが指定した位置に冠パートナー等が広告看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。  
サイズ：天地900mm × 左右6,000mm  
枚数：最大6枚
- (3) 決定戦については、電光看板、90°システムシート等を使用するものとし、そのサイズおよび最大枚数は、リーグ戦実施要項に従う。なお、電光看板を使用しない場合は、1回戦、2回戦の大会タイトル看板および冠パートナー等の看板と同様の運用となる場合がある。

#### 第10条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：

	主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	AVAR
1、2回戦	60,000円	30,000円	10,000円	—	—
決定戦	120,000円	60,000円	20,000円	60,000円	30,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

(2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする

イ. 試合途中から責任の軽い職務についての場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

	主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	AVAR
1、2回戦	35,000円	20,000円	6,000円	—	—
決定戦	70,000円	35,000円	10,000円	35,000円	20,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000円

ロ. 試合途中から責任の重い職務についての場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

- ③ 前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Jリーグの「旅費規程」に基づいて支払う

## 第11条【納付金】

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会の終了後別に定める方法にてJリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に、協会に納付しなければならない。
- (2) ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが收受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当該シーズンチケットの対象試合数で按

分して算出する)を加えて入場料収入を算定するものとする。

#### 第12条〔遠征費用〕

ビジタークラブのチーム遠征に要する交通費および宿泊費は、Jリーグの「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。

#### 第13条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

# FUJI XEROX SUPER CUP 2020 試合実施要項

## 第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Ｊリーグ規約第40条第1項第6号に定める公式試合として、FUJI XEROX SUPER CUP 2020（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2020明治安田生命Ｊ１・Ｊ２・Ｊ３リーグ戦試合実施要項」を準用する。

## 第2条〔大会方式〕

本大会は、2019明治安田生命Ｊ１リーグ優勝クラブと天皇杯ＪＦＡ第99回全日本サッカー選手権大会優勝クラブが対戦する。

## 第3条〔試合の主催等〕

試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびＪリーグが主催し、Ｊリーグが主管する。

## 第4条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2020年2月7日までに協会への選手登録およびＪリーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。

## 第5条〔選手の交代〕

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

- ① 選手の交代は、5名以内（交代回数はハーフタイムを除き3回まで）とする
- ② 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない

## 第6条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合、ペナルティーキック（以下「PK」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで勝敗が決定するまで行うものとする）により勝者を決定する。
- (2) 前項におけるPKに参加できる者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ後半戦終了までに選手交代が5名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (3) 第1項におけるPKにおいて使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

## 第7条〔順位の設定および表彰〕

本大会における勝者を優勝、敗者を2位として、以下の通り賞金および記念品を授与する。

- ① 優勝：賞金30,000,000円、スーパーカップ、メダル
- ② 2位：賞金20,000,000円、メダル

## 第8条〔広告看板等の設置〕

試合においては、電光看板、90°システムシート等を使用する。なお、電光看板および90°システムシートのサイズおよび最大枚数は、リーグ戦実施要項に従うものとする。

## 第9条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	AVAR
120,000円	60,000円	20,000円	60,000円	30,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による。

- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない。
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	AVAR
70,000円	35,000円	10,000円	35,000円	20,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000円

## 第10条〔遠征経費〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、「旅費規程」第2条に基づきJリーグが負担する。

## 第11条〔ア krediyteeshyonyokard (AD証)〕

本大会の試合については、Jリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける

通行可能エリアを指定する。

第12条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。



# Jリーグ表彰規程

## 第1条〔趣 旨〕

本規程は、Jリーグ規約第84条に基づき、Jリーグにおけるチーム、選手、監督、コーチおよび審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者等に対する表彰に関し定める。

## 第2条〔年間表彰〕

- (1) J1リーグ戦における年間順位より、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
  - ① 優勝：賞金 300,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）、日本サッカー協会会長杯、メダル、チャンピオンフラッグ
  - ② 2位：賞金 120,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
  - ③ 3位：賞金 60,000,000円
- (2) J2リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
  - ① 優勝：賞金 20,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）
  - ② 2位：賞金 10,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
  - ③ 3位：賞金 5,000,000円
- (3) J3リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
  - ① 優勝：賞金 5,000,000円、Jリーグ杯
  - ② 2位：賞金 2,500,000円

## 第3条〔フェアプレー賞（高円宮杯）〕

- (1) J1リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下の反則ポイント数最少チームに対し、高円宮杯を授与する。
- (2) J1リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイントが少ない上位3チームに対しそれぞれ金5,000,000円の賞金を授与する。
- (3) J2リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が42ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイント数最少チームに対し金2,500,000円の賞金を授与する。
- (4) J3リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が32ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイント数最少チームに対し金1,000,000円の賞金を授与する。
- (5) 前4項にいう反則ポイントの計算は、「2020明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」第19条第2項に定める計算方法に基づいて行う。
- (6) 第2項に定める反則ポイントが少ない上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、上位のチームから順に金5,000,000円ずつ配分するものとする。ただし、上位から数えたチーム数の合計が4以上となる順位のチームについては、賞金額の残額を同順位

のチームで均等配分する。

- (7) 第3項および第4項に定める反則ポイント数最少チームが複数ある場合、それぞれ該当賞金を均等配分する。

#### 第4条〔個人表彰〕

- (1) J1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 最優秀選手賞：賞金 2,000,000 円、記念品
- ② 優秀選手賞：メダル
- ③ ベストイレブン：賞金 1,000,000 円、記念品
- ④ 得点王：賞金 1,000,000 円、記念品
- ⑤ 最優秀ゴール賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑥ ベストヤングプレーヤー賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑦ フェアプレー個人賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑧ 優勝監督賞：賞金 1,000,000 円、記念品
- ⑨ 優秀監督賞：賞金 500,000 円、記念品
- ⑩ 最優秀主審賞：記念品
- ⑪ 最優秀副審賞：記念品

- (2) J2リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金および記念品を授与する。

- ① 最多得点者：記念品
- ② 優勝監督賞：賞金 500,000 円、記念品
- ③ 優秀監督賞：賞金 250,000 円、記念品

- (3) J3リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金または記念品を授与する。

- ① 最多得点者：記念品
- ② 優勝監督賞：賞金 200,000 円、記念品
- ③ 優秀監督賞：賞金 100,000 円、記念品

- (4) 前3項の各賞の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。なお、以下各号に定める賞の決定にあたっては、以下各号の定めに従うものとする。

- ① 第1項第10号および第11号の各賞：審判アセッサー、マッチコミッショナーおよびJ1クラブによる評価を総合的に考慮して決定する
- ② 各リーグ戦における優秀監督賞：チェアマンが指名した者により構成される優秀監督推薦委員会の推薦を受けた者の中から決定する。ただし、優勝監督賞と優秀監督賞の受賞者は原則として重複しないものとする

- (5) 審判員に対し、リーグ戦通算担当試合記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。

#### 第5条〔リーグカップ表彰〕

- (1) リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 優勝：賞金 150,000,000 円、Jリーグカップ、メダル
- ② 2位：賞金 50,000,000 円、楯、メダル
- ③ 3位：1チームにつき賞金 20,000,000 円、楯

- (2) リーグカップ戦における最優秀選手およびニューヒーロー賞の受賞選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

#### 第6条〔功労金〕

- (1) Jリーグにおける通算出場試合数が一定以上であって、かつ理事会が承認した者に対し、功労金を支払う。
- (2) 前項の通算出場試合の対象となるのは、Jリーグの公式試合として定義される一切の試合（現在定義されるもののみならず、過去または将来において定義される一切の試合を含む）とする。
- (3) 功労金の受領資格を有する者（以下「受領資格保有者」という）は、以下各号に定める要件をすべて満たす者とする。
  - ① 2018年シーズン中または2019年シーズン中にJリーグ登録（Jリーグ規約第100条に定める。以下同じ）がされていること
  - ② 2020年シーズン開始から、2020 Jリーグ YBC ルヴァンカップ試合実施要項第6条に定める登録期限までに、Jリーグ登録がされていないこと（ただし、Jクラブとプロ選手契約を締結している選手が、Jクラブ以外のクラブに期限付移籍しているためにJリーグ登録がされなかった場合を除く）
  - ③ 前号に定める期間中、国外のプロサッカーリーグに所属するクラブとプロ選手契約を締結していないこと
- (4) Jリーグは、本条第1項に基づき、受領資格保有者に対して、通算出場試合相当数に応じて定める以下の区分に従い、功労金を支払う。なお、功労金は、各受領資格保有者あたり1回のみ支払われるものとする。ただし、一度Jリーグ登録を喪失した者がその後のシーズンにおいて再度Jリーグ登録された場合、通算出場試合相当数の算定は継続するものとし、通算出場試合相当数が新たな区分に該当することとなった受領資格保有者に対しては、それまでの区分と新たに該当する区分の差額相当額を支払うものとする。
  - ① 300試合相当数未満：支払対象外
  - ② 300試合相当数以上400試合相当数未満：金1,000,000円
  - ③ 400試合相当数以上500試合相当数未満：金2,000,000円
  - ④ 500試合相当数以上：金3,000,000円
- (5) 前項の通算出場試合相当数は、功労金支払対象者がJ2クラブまたはJ3クラブに所属していた場合、出場試合にそれぞれ以下の係数を乗じて算定するものとする。
  - ① J2クラブでの出場試合：0.9
  - ② J3クラブでの出場試合：0.8

#### 第7条〔功労者表彰〕

- (1) Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、Jクラブから推薦された者の中からチェアマンが推薦し、理事会が決定する。

#### 第8条〔最優秀育成クラブ賞〕

- (1) Jクラブにおける選手育成の実績と、選手育成に携わる指導者の功績を讃え、記念品を

授与する。

- (2) 前項の表彰を受ける者は、第4条第4項に定める選考委員会が決定する。

#### 第9条〔社会連携活動の表彰〕

- (1) Jクラブの行う社会連携活動における実績を讃え、記念品等を授与する。
- (2) 前項の表彰を受けるJクラブ等は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。

#### 第10条〔Jリーグアウォーズ〕

- (1) 個人表彰およびフェアプレー賞等を表彰するJリーグアウォーズは、原則としてリーグ戦終了後に行う。
- (2) Jリーグアウォーズには、次の者が出席する。
- ① Jリーグ役員、実行委員等
  - ② 受賞対象チームの役員および選手
  - ③ 個人表彰の受賞者
  - ④ その他の表彰対象者
- (3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグの「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりJリーグが負担する。
- ① 国外から国内および国内から国外への移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
  - ② 国内での移動にかかる交通費（Jリーグの「旅費規程」に基づく）
  - ③ 国内での宿泊費（Jリーグの「旅費規程」に基づく）。ただし、3泊分を上限とする
- (4) Jリーグアウォーズには、Jリーグの指定する関係者を招待する。

#### 第11条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

#### 第12条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 〔改正〕

平成26年1月21日

平成27年1月20日

平成28年1月19日

平成29年1月25日

平成30年1月30日

平成31年1月24日

令和2年1月30日

# 旅 費 規 程

## 第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約に基づき、選手、監督、コーチ、審判員およびマッチコミッショナー等の交通費・宿泊費について定める。

## 第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

- (1) Ｊ３を除く公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
  - ① 人員数は27名（役員およびチームスタッフ9名、選手18名）を上限とする
  - ② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする  
ただし、
    - イ. 在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
    - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
  - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金20,000円以下とする  
ただし、
    - イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときを除く
    - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊を認めることがある
- (2) Ｊ３におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
  - ① 人員数は27名（役員およびチームスタッフ9名、選手18名）を上限とする
  - ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする  
ただし、
    - イ. 在来線による場合は普通車の特急またはＢ寝台とする
    - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
  - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金12,000円とする  
ただし、
    - イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときを除く
    - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
- (3) 前2項の交通費・宿泊費は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するＪクラブが負担する。
- (4) 前項の規定にかかわらず、第1項または第2項に基づき計算した各チームの移動距離（スタジアム間の直線距離）に著しい差異が生じた場合、Ｊリーグは実行委員会の定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。

## 第3条〔審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費〕

- (1) Ｊ３を除く公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりＪリーグが支給する。
  - ① 宿泊費は、1泊につき金17,000円以下とし、別途宿泊手当として1泊につき金3,000円を支給する  
ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、

特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車のグリーン車および寝台列車のグリーン寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。ただし、主審については新幹線のグリーン車の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(2) J3 の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。

① 宿泊費は、1泊につき金 10,000 円とし、別途宿泊手当として 1泊につき金 2,000 円を支給する

ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車の B 寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(3) Jリーグ規約第 4 章第 4 節における非公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、前 2 項に定める基準により、主管者が支給する。

(4) 公式試合のマッチコミッショナーの交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。

① 宿泊費は、1泊につき金 20,000 円以下とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車および寝台列車ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

#### 第 4 条〔監督・コーチ等の行事参加〕

(1) J1 クラブおよび J2 クラブの監督およびコーチ等が、Jリーグの指示に基づき行事

に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりＪリーグが支給する。

- ① 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
  - ② 宿泊費は、１泊につき金 20,000 円とする
- (2) Ｊ３クラブの監督およびコーチ等が、Ｊリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により Ｊリーグが支給する。
- ① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする
  - ② 宿泊費は、１泊につき金 12,000 円とする

#### 第 5 条〔選手の行事参加〕

選手が、Ｊリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第 2 条第 1 項または第 2 項に定める基準により、Ｊリーグが支給する。

#### 第 6 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

#### 第 7 条〔施 行〕

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 〔改 正〕

平成 26 年 1 月 21 日

平成 28 年 1 月 19 日

平成 29 年 1 月 25 日

平成 30 年 1 月 30 日

平成 31 年 1 月 24 日

令和 2 年 1 月 30 日

# ユニフォーム要項

## 第1条〔趣 旨〕

本要項は、サッカー競技規則およびJリーグ規約第49条第3項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

## 第2条〔ユニフォーム〕

本要項においてユニフォームとは、公式試合中に選手が着用するシャツ、ショーツおよびソックスをいう。なお、シャツには袖がなければならない。

## 第3条〔ユニフォームの色彩〕

ユニフォームの色彩は以下の要件を満たすものでなければならない。

- ① ユニフォームの前面と背面の主たる色彩が同じであること
- ② 審判員が着用するシャツと明確に判別し得る色彩であること
- ③ アンダーシャツは、シャツの各袖の主たる色と同じ色で1色とすること。またはシャツの各袖とまったく同じ色の柄にすること
- ④ アンダーショーツまたはタイツを着用する場合は、その色はショーツの主たる色またはショーツの裾の部分と同じ色であること
- ⑤ それぞれのゴールキーパーのユニフォームは、他のフィールドプレーヤーおよび審判員と区別し得る色彩であること

## 第4条〔ユニフォームの事前承認〕

Jクラブは、使用するユニフォームに関し、Jリーグの承認を得なければならない。

## 第5条〔使用義務〕

Jクラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用させなければならない。

## 第6条〔選手番号・チーム名・チームエンブレム〕

(1) ユニフォームには選手番号が以下のように表示されていなければならない。

- ① 選手番号は、服地と明確に判別することができる色のものとし、服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには台地をつけるものとする
- ② 選手番号の表示場所およびサイズは、次のとおりとする

### イ. シャツ

(a) 場 所：前面1か所（任意）

サイズ：高さ10～15cmの間

(b) 場 所：背中1か所（必須）

サイズ：高さ25～35cmの間



ロ. ショーツ（必須）

場 所：前面右下 1 か所

サイズ：高さ 8～15cm の間

- (2) 選手番号は、0 は不可とし、1 をゴールキーパー、2～11 をフィールドプレーヤーとする。12 以降はポジションと無関係とし、50 までは欠番を認める。ただし、51 からは連番で番号をつけることとし、欠番は認めない。
- (3) 選手番号には、チームエンブレムまたはチーム名を、各数字の 1 か所に入れることができる。ただし、選手番号の視認性を妨げるものであってはならない。
- (4) シャツには、次のものを表示することができる。
- ① チーム名  
場 所：任意の場所に 1 か所  
サイズ：300cm<sup>2</sup> 以下
  - ② チームエンブレム  
場 所：胸部分に 1 点  
サイズ：100cm<sup>2</sup> 以下
- (5) ショーツには、次のいずれかのものを 1 か所表示することができる。
- ① チーム名  
場 所：任意の場所に 1 か所  
サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下
  - ② チームエンブレム  
場 所：任意の場所に 1 か所  
サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下
- (6) ソックスには、次のいずれかのものを表示することができる。
- ① 選手番号  
場 所：任意の場所に左右各 1 か所  
サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下
  - ② チーム名  
場 所：任意の場所に左右各 1 か所  
サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下
  - ③ チームエンブレム  
場 所：任意の場所に左右各 2 か所まで  
サイズ：片方につき合計で 50cm<sup>2</sup> 以下

第 7 条〔アームバンド〕

チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。

第 8 条〔指定マーク等〕

- (1) シャツの右袖上腕部には、Jリーグが大会に応じて指定するマークを 1 点つけなければならない。なお、当該マークのサイズは以下の通りとする。
- サイズ：縦 8.4 cm × 横 6 cm 以下

- (2) J1リーグ年間優勝チームは、優勝の翌シーズンの間は、前項の指定するマークに代えて、Jリーグ指定の「J1リーグチャンピオンマーク」をつけなければならない。

#### 第9条〔メーカー名の表示〕

- (1) ユニフォームのメーカー名またはメーカーマークの表示場所およびサイズは、それぞれ以下のとおりとする。
- ① シャツ  
場 所：胸1か所  
サイズ：20cm<sup>2</sup>以下
  - ② ショーツ  
場 所：任意の場所に1か所  
サイズ：20cm<sup>2</sup>以下
  - ③ ソックス  
場 所：左右各2か所まで  
サイズ：各1か所ずつ表示する場合は、それぞれ20cm<sup>2</sup>以下  
各2か所ずつ表示する場合は、1点につき10cm<sup>2</sup>以下
- (2) ユニフォームには、Jリーグの事前の承認により、メーカー名またはメーカーマークの入ったラインテープをつけることおよびメーカー名またはメーカーマークの透かしを入れることができるものとし、その表示場所およびサイズは、それぞれ以下の通りとする。
- ① シャツ  
場 所：任意の場所  
サイズ：8cm<sup>2</sup>以下
  - ② ショーツ  
場 所：任意の場所  
サイズ：8cm<sup>2</sup>以下
  - ③ ソックス  
場 所：任意の場所  
サイズ：5cm<sup>2</sup>以下

#### 第10条〔広告の表示〕

- (1) ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」によりJリーグに届け出をし、承認を得なければならない。
- (2) 前項に基づく広告は、第4項の定めに従い、シャツに6か所まで、ショーツに1か所のみ表示することができる。ただし、1か所につき1社に限るものとする。なお、1st ユニフォーム、2nd ユニフォーム、3rd ユニフォーム、記念ユニフォーム、大会別ユニフォーム等のユニフォームの種類毎に、異なる広告を表示することができる。
- (3) 1st ユニフォーム、2nd ユニフォームおよび3rd ユニフォームの広告のシーズン途中の変更は、事前に所定の「広告掲出申請書」によりJリーグに届け出をし、承認を得た上で行うことができる。
- (4) 前項の広告を表示する場所およびサイズは、次のとおりとする。

① シャツ

イ. 場 所：前面の選手番号上部または下部 1 か所

サイズ：300cm<sup>2</sup>以下

ロ. 場 所：前面の鎖骨部分左右 2 か所

サイズ：各 50cm<sup>2</sup>以下

ハ. 場 所：背面の選手番号上部または下部 1 か所

サイズ：200cm<sup>2</sup>以下

ニ. 場 所：裾 1 か所（背面の選手番号の下から裾までを 3 等分した下部 2/3 のスペース内とする）

サイズ：150cm<sup>2</sup>以下

ホ. 場 所：左袖の任意の場所に 1 か所

サイズ：50cm<sup>2</sup>以下

② ショーツ

場 所：前面左側の任意の場所に 1 か所

サイズ：80cm<sup>2</sup>以下

- (5) ユニフォームに公益財団法人日本サッカー協会またはＪリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項の場所およびサイズによるものとする。

第 11 条〔選手名の表示〕

- (1) シャツおよびショーツには、選手名、登録名またはそれらの一部を表示することができる。
- (2) 前項の表示をする場所、サイズ等および文字の種類は、次のとおりとする。

① シャツ

場 所：背面の選手番号上部または下部

サイズ：1 文字の高さを 7.5 cm 以下

② ショーツ

場 所：前面右下の選手番号上部または下部

サイズ：50cm<sup>2</sup>以下

第 12 条〔その他表示できるもの〕

第 6 条および前 4 条に定めるものの他、シャツには以下のものを表示することができる。

① ホームタウン名または活動区域名

場 所：右袖 1 か所

サイズ：50cm<sup>2</sup>以下

② チームシンボル（クラブの紋章やロゴ、サッカーの試合におけるリスペクトおよび高潔性（インテグリティ）の促進を首唱するクラブのスローガンおよびエンブレム（ただし、政治的、宗教的または個人的なスローガンは不可とする））

場所：前面または左袖のうち 2 か所

サイズ：50cm<sup>2</sup>以下

③ 優勝回数に相当する個数の星印

④ 試合に関連する以下の情報

- イ. 開催日
- ロ. 対戦カード
- ハ. スタジアム名
- ニ. その他Ｊリーグの事前承認を得た事項

⑤ 前年度天皇杯優勝チームが天皇杯出場時に表示を義務付けられる、天皇杯優勝チームマーク

第 13 条〔記念ユニフォーム〕

Ｊクラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なるユニフォームの着用申請によりＪリーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なる記念ユニフォームを使用することができる。ただし、当該記念ユニフォームは本要項に従ったものに限る。

第 14 条〔大会別ユニフォームの着用〕

Ｊクラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なるユニフォームの着用申請によりＪリーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なる大会別ユニフォームを使用することができる。

第 15 条〔改 正〕

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 16 条〔施 行〕

本要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

平成 29 年 1 月 25 日

平成 30 年 1 月 30 日

平成 31 年 1 月 24 日

令和 2 年 1 月 30 日

図1 〈選手番号・チーム名・チームエンブレム/指定マーク等/ホームタウン・チームシンボル

(本要項 第6条、第8条および第12条第1号から第4号)



図2 〈広告掲出エリア（本要項 第10条 第4項）〉











必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準
1.入場券売場 【共通】	入場ゲート付近に窓口を設置すること	◎	◎
	販売するチケットの座種、料金を掲示できること	◎	◎
2.入場待機スペース	複数の窓口を設置すること	◎	★
	入場券購入者のための座(ひさし)があり、雨に濡れないこと	◎	★
3.入場ゲート	階段でき、セキュリティが確保されていること	★	★
	外周全体は夜間でも安全が確保できる照明を設置すること	◎	◎
4.案内サイン	ホーム用、ビジター用に分けて待機列が設けられる十分な広さを確保すること	★★★	★
	待機列が、関係者入口、搬入口と交差しないで設けられるようにすること	★★★	★
5.試合案内所 【共通】	雨に濡れないこと、日差しが避けられること	★	★
	スタジアム基本原則を定め、それらを観客が読めるように掲示すること。最低でも以下の情報を含まなければならない ①入場する権利、②試合の中止または延期、③禁止事項(自責事項)、④座席のルール、⑤スタジアムから退散される事由、⑥緊急避難経路	◎	◎
6.救護室 ※【共通】	観戦エリアに成じた入場ゲートを設置すること(ビジターサポーターの分離)	◎	◎
	屋根、電源、照明を設置すること	◎	◎
7.AED	手荷物検査、ビン、缶を移し替える設備があること	◎	◎
	ファンタッチパスが設置できるスペースがあること	◎	◎
8.授乳室 【共通】	車椅子用の入場ゲートがあり、スロープ等で車椅子座にアクセスできること	★★★	★★★
	手荷物預かり所を設置すること(ベビーカー、ヘルメット等)	★★★	★★★
9.トイレ	できるだけ高い位置に、相英で表記し、夜間でも確認できること	★★★	★★★
	観客用ゲートなど、分かりやすい場所に設置すること	◎	◎
10.コンコース	運営本部室と連携が取り、選子、落し物対応ができること	◎	◎
	どの席からもアクセス可能な場所に複数設置し(仮設でも可)、応急セットを備えること	◎	◎
11.通路、階段	7.AED 設置室に1台および、救護室もしくは観客エリアに2台以上(J3は1台以上)備えること	◎	◎
	どの席からも勝手で、アクセス可能な場所に設置すること	◎	◎
12.飲食売店	どの席からもアクセスが容易な場所に、男女別のトイレ設備を十分に設置すること	◎	◎
	1,000人の観客に対し、少なくとも洋式トイレ4台、男性用小便器8台を備えること(リーグクラブライセンス交付規則 施設基準 日等級)	★★★	★★★
13.グッズ売店	洗面台が設置されていること	★★★	★★★
	ハンドドライヤー、おむつ換えベッドを設置すること	★★★	★★★
14.観客席	(2)多目的トイレ 車椅子席の近くに、座敷に応じた数を設置すること	◎	◎
	(3)増外のトイレ 開門前に使用できるトイレが観客用ゲート付近にあること	★★★	★★★
15.緊急避難経路	緊急避難用の動線を確保すること	◎	◎
	十分な広さがあり、過度な明るさが保たれていること	★★★	★★★
16.観客席	トイレ、飲食売店、グッズ売店、救護室、授乳室が設置されていること	★★★	★★★
	屋根で覆われていること	★★★	★
17.観客席	必要に応じて公衆電話を設置すること	★	★
	観客エリア内のすべての一般用通路、階段、扉およびゲートは、明るい色で塗装すること。観客席からフィールドへ移動するためのゲートも含まれる	★	★
18.観客席	スタジアム内のすべての出口、ゲートおよび観客席からフィールドへ移動するためのゲートは観客席からみて外側に開くよう設置し、施設設置が取り付けられていること	★	★
	どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること	◎	◎
19.観客席	売店外壁に企業名・ロゴ、メニュー、料金表示できること	◎	◎
	温かい飲食物が提供できること	◎	★★★
20.観客席	電源、照明が確保されること(スタジアム外周、コンコースを含む)	◎	★★★
	観客席以外でも飲食が可能なテーブルやカウンターを設けること	◎	★★★
21.観客席	待機動線がトイレと近くないよう設置場所に配慮すること	◎	★★★
	どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること	◎	◎
22.観客席	電源、照明を設置すること	◎	★★★

※入場可能数：ホームゲーム開催時に使用可能な数を指し、下記(1)、(2)、(3)の合計数とする。

(1) 入場券が発券できる座席の数

- イ 見切り席、常設の記者席、突設放送室等の座席は含まない。
- ロ 常設の飛び降り防止エリアの座席は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は観に含む。
- ハ ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない。
- ニ 立ち見エリアは施設管理者と協議の上入場可能な数とするが、新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、観客席数の立ち見席は1段床あたり1人とし、1席の幅は45cm以上、段床の奥行は80cm以上とする。

(2) 前号以外の座席の数

- イ 常設のVIP席。
- ロ 個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の座席数は含まない。

(3) 車椅子席の数

- イ 車椅子観戦エリアは座席がないが、車椅子1台分につき1席と数える。
- ロ 車椅子のヘルパー席は、常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている場合のみ数に含める。

※ハイブリッド芝：ピッチ全体が天然芝と人工芝を組み合わせたもの

- (1) 導入前に、ピッチ外でハイブリッド芝の実証実験を実施すること
- (2) 実証実験の結果をもとに、導入に関して理事会の承認を得ること

※運営本部室：以下の機能を満たし、警備・消防指令室と常に連携できる状態であること

- (1) 試合運営を統括できること(記録室、場内放送室、大型映像装置操作室関連を含む)
- (2) 警備員、係員、ボランティアスタッフ等の自主警備による場内外コントロールを統括できること
- (3) チケットコントロールができること
- (4) 交通アクセスのコントロールができること
- (5) 天候等、試合運営に関する情報を集約できること

※警備・消防指令室：以下の機能を満たし、運営本部室と常に連携できる状態であること

- (1) 警備・消防による監視司令ができること
- (2) 緊急部隊、緊急車両の発動が指示できること

※医療室：場内外の医療運営を統括でき、救護室と常に連携できる状態であること

※救護室：主として場内の観客を対象とした応急措置ができ、医療室と常に連携できる状態であること

※【共通】：「各種室・スペースにおける共通項目」適用箇所

※※スタジアムの名称については、正式名：漢字全角30文字以内・英字半角35文字以内、略称：漢字全角4文字以内・英字半角15文字以内で定めること

# 主管権譲渡規程

## 第1条〔趣 旨〕

本規程は、Ｊリーグ規約第 45 条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

## 第2条〔主管権の譲渡〕

- (1) Ｊクラブは、Ｊリーグの事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、公益財団法人日本サッカー協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。
- (2) 主管権譲渡の対象となった試合（以下「譲渡試合」という）の運営に関する一切の費用（協会納付金等を含む）は、主管権の譲渡を受けた都道府県サッカー協会が負担する。
- (3) Ｊクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Ｊリーグ規約」に定めるＪクラブの義務を免れるものではない。

## 第3条〔後援・協力〕

主管権の譲渡を受ける都道府県サッカー協会は、Ｊリーグの事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

## 第4条〔譲渡の手続き〕

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

- ① 主管権を譲渡しようとするＪクラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の3か月前までに、主管権を譲渡する都道府県サッカー協会との連名にて、Ｊリーグに対し所定の申請書（様式1または様式2）により申請する
- ② Ｊリーグは、申請を受理した後14日以内に、承認の可否を、申請元のＪクラブに通知する

## 第5条〔譲渡金および純益の配分〕

本規程に基づくＪ1、Ｊ2の主管権の譲渡の対価は、金2,000万円（消費税を含まない）以上とし、Ｊ3の主管権の譲渡の対価は、金500万円（消費税を含まない）以上とする。

## 第6条〔公衆送信権〕

譲渡試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む、以下「公衆送信権」という）は、すべてＪリーグに帰属する。

## 第7条〔試合の運営〕

譲渡試合の運営については、「Ｊリーグ規約」および「試合実施要項」によるものとする。

第8条〔改 正〕

本規定の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条〔施 行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改 正〕

平成26年1月21日

平成31年1月24日

年 月 日

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ  
チェアマン 村井 満 殿

(住所)  
甲〔譲渡するJクラブ〕 (名称)  
(代表者)

(印)

(住所)  
乙〔譲受ける都道府県 (名称)  
サッカー協会〕 (代表者)

(印)

## 主管権譲渡承認申請書〔様式1〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Jリーグ規約」第45条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

記

1	譲渡試合	①日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
		②場 所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Jリーグの試合実施要項に準拠する。	
3	経 費	①必要経費	乙が、Jリーグ規約第75条の必要経費を負担する。
		②遠征費用	乙は、「旅費規程」に定める基準に従い、出場チーム双方に対し試合当日までに支払う。
		③その他	(1) マッチコミッショナーならびに主審および副審2名の旅費等はJリーグが負担する。 (2) 第4の審判員の旅費等は乙が負担する。 (3) 試合使用球7個は甲が準備する。
4	入場料および入場券等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からJリーグに報告する。
		③招待券	乙は、Jリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてJリーグに提供する。

		④協会納付金	乙は、協会納付金を、甲を経由して協会に納付する。
		⑤事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を経由してＪリーグの承認を得る。
5	公衆送信権	公衆送信権はＪリーグに帰属する。	
6	ポスター等	ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。	
7	広告掲載等	乙は、スタジアムに提出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等については、事前に甲を経由してＪリーグの承認を得る。	
8	譲渡の対価	①金額	主管権譲渡の対価は金_____円 (ただし、消費税を含まない)とする。
		②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。
		③支払方法	Ｊリーグの指定する方法による。
9	後援または協力 (団体名)	①後援	
		②協力	
10	収支報告	乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲を経由してＪリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。	
11	協議	本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Ｊリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびＪリーグが誠意をもって協議の上決定する。	

以上

〔注〕：本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

## 承認書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

年 月 日

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ  
 チェアマン 村井 満 (印)

承認番号	年・第	号
------	-----	---

# J3リーグへ参加するJ1クラブおよびJ2クラブが編成するU-23チームに関する特別

## 第1条〔目的〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）は、日本サッカーの将来を担う若手選手により多くの実戦経験を積む機会を提供し、もって若手選手の育成強化および日本サッカーの発展に資することおよびJ3リーグの競技力および価値を向上させ、もってJ3リーグの発展に寄与することを目的として、U-23チームのJ3リーグへの参加に関する特例的措置を講ずることとし、本特則において、U-23チーム編成クラブのJリーグ規約および関連する諸規定における権利義務等について定めることとする。

## 第2条〔定義〕

- (1) U-23チームとは、Jリーグの理事会によりJ3リーグに参加を承認された、J1クラブまたはJ2クラブがその登録する選手を用いて編成するトップチームとは別の2つ目のチームをいう。
- (2) U-23チーム編成クラブとは、前項によりU-23チームを編成するJ1クラブまたはJ2クラブをいう。

## 第3条〔U-23チーム編成クラブの地位〕

U-23チーム編成クラブは、U-23チームに関して別途のJリーグの会員たる資格を有するものではない。

## 第4条〔諸規程との関係〕

本特則において定められた事項が、Jリーグ規約および関連する諸規程の内容に抵触する場合、本特則の内容が優先する。

## 第5条〔削除〕

## 第6条〔削除〕

## 第7条〔U-23チームの条件〕

J3リーグへU-23チームを参加させるJ1クラブまたはJ2クラブは、次の条件を満たしていなければならない。

- ① ホームタウンまたは活動区域内のJ3基準を満たすスタジアムで原則としてホームゲームの80%以上が実施可能であることが確約されていること
- ② U-23チームの運営にあたり、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態であること
- ③ U-23チームを運営できる人事、組織体制が整えられていること

## 第8条〔削除〕

## 第9条〔U-23チームの参加〕

J3リーグへのU-23チームの参加は2020年シーズンをもって終了し、2021年以降の参加は認められない。

## 第10条〔処分〕

- (1) U-23チーム編成クラブが、その編成するU-23チームに関連して、次の各号いずれかに該当するときは、Jリーグの理事会はU-23チーム編成クラブに対し、当該U-23チームのJ3リーグへの参加資格の停止処分その他必要と認める処分を行うことができる。
  - ① Jリーグの名誉を傷つけまたはJリーグの目的に反する行為があったとき
  - ② 第7条に定める条件を満たさなくなったとき
  - ③ 第14条に定める義務に違反したとき
- (2) 前項の規定に基づき処分をした場合は、Jリーグはその事実と理由を公表する。
- (3) 第1項の規定によりU-23チームのJ3リーグへの参加資格の停止処分を行う場合は、その決議を行う理事会以前に、U-23チーム編成クラブに弁明の機会を与えなければならない。

## 第11条〔脱退〕

U-23チーム編成クラブがその編成するU-23チームをJ3リーグから脱退させようとする場合は理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン途中の脱退は認められない。

## 第12条〔U-23チームの名称〕

U-23チームの名称は、トップチーム名に「U-23」をつけることを原則とする。また、チーム名称については商標登録済みであるかまたは商標出願してなければならない。

## 第13条〔U-23チームのチームロゴ、エンブレム〕

U-23チームのチームロゴおよびエンブレムは、原則としてトップチームのデザインと同じとする。ただし、理事会の承認を得て、トップチームのチームロゴおよびエンブレムを踏襲しつつ、「U-23」表記を付加するなど、差別可能なデザインを使用することができる。また、当該チームロゴおよびエンブレムについては商標登録済みであるかまたは商標出願していなければならない。

## 第14条〔U-23チーム編成クラブの義務〕

- (1) U-23チーム編成クラブに関わる者は、Jリーグ規約第3条第1項に定めるJリーグ関係者として、Jリーグ規約の適用を受ける。
- (2) U-23チーム編成クラブは、保有するU-23チームに関してJリーグ規約第19条第1項に定める入会金および同条第2項に定める会費の支払いを要しないが、J3リーグ戦への参加料（対象年の1月1日～12月31日）として、金1,000万円を、当年の4



月末までにＪリーグに納入しなければならない。

- (3) Ｕ－２３チーム編成クラブは、Ｕ－１８年代の大会とＵ－２３チームの試合日程が重複した場合、各選手にとってより良い出場機会を創出しなければならない。
- (4) Ｕ－２３チーム編成クラブは、ＡＦＣチャンピオンズリーグ出場やＪ２への降格等があった場合でも、継続的にＵ－２３チームを編成してＪ３リーグに参加しなければならない。

#### 第 15 条〔Ｕ－２３チーム編成クラブの責任〕

- (1) Ｕ－２３チーム編成クラブは、Ｕ－２３チームに関して、Ｊリーグ規約第 51 条〔Ｊクラブの責任〕に定める責任をはじめ、トップチームに関するのと同等の責任を有する。
- (2) Ｕ－２３チーム編成クラブは、Ｊ３リーグ参加により、その後万が一、Ｊリーグクラブライセンスの各基準を満たさない状況となった場合、クラブライセンスが取り消されるかまたは制裁が科される可能性があることを理解しているものとする。

#### 第 16 条〔実行委員〕

- (1) Ｕ－２３チーム編成クラブは、トップチームの実行委員とは別に、Ｕ－２３チームの実行委員を選任しなければならない。ただし、当該実行委員については、実行委員会規程第 3 条の規定は適用されない。また、やむを得ない場合、トップチームの実行委員と同じ者が兼ねることを妨げない。
- (2) Ｕ－２３チームの実行委員は実行委員会規程第 2 条第 2 項に定めるＪ３実行委員会に出席するものとし、Ｊ３実行委員会においては実行委員会規程第 8 条に定める定足数に数えられ、議決権を保有する。
- (3) 前項の定めにかかわらず、Ｕ－２３チームの実行委員は実行委員会規程第 2 条第 2 項に定める合同実行委員会においては実行委員会規程第 8 条の定足数に数えられず、議決権も保有しない。ただし、実行委員会規程第 9 条の定めに従いオブザーバーとして出席することを妨げない。
- (4) Ｕ－２３チームの実行委員は、保有するＵ－２３チームに関し、Ｊリーグ規約その他の関連諸規程に定める実行委員の義務を負うものとする。

#### 第 17 条〔Ｕ－２３チームに関するＪリーグ規約等の適用〕

- (1) Ｕ－２３チーム編成クラブは、保有するＵ－２３チームに関して、Ｊリーグ規約その他の関連諸規程に定める遵守義務について、Ｊ３リーグに所属するＪクラブと同等の範囲において、その適用を受けるものとする。ただし、下記条項に関しては適用を受けないものとする。
  - ① Ｊリーグ規約第 3 章 Ｊクラブ
  - ② Ｊリーグ規約第 41 条〔参加義務等〕第 1 項
  - ③ Ｊリーグ規約第 107 条〔トップチーム以外の監督、コーチおよびアカデミーダイレクター〕第 2 項
  - ④ Ｊリーグ規約第 122 条〔収入の配分〕。ただし、公衆送信権料についてはホームゲームにてローカル放送局で放送されたホーム分のみ配分する
- (2) Ｕ－２３チームのチームスタッフは、トップチームのチームスタッフとの兼務を認める。

- (3) U-23チームはJリーグ規約第42条に則り、「最強のチームによる試合参加」とする。

#### 第18条〔表彰の取り扱い〕

- (1) U-23チームが残した成績はJリーグ規約第82条に定める表彰の対象となり、賞金も支払われる。
- (2) U-23チームで試合に出場した選手は、当該チームで残した成績がJリーグ規約第82条に定める表彰の対象となり、選手への記念品も贈呈される。

#### 第19条〔J2クラブ・J3クラブの入れ替えに関する取り扱い〕

U-23チームがJ3リーグ戦において2位以内となった場合、Jリーグ規約第20条に定めるJ2クラブ・J3クラブの入れ替えについては、以下の通り取り扱う。

- ① J2における年間順位の下位2クラブがJ3に降格し、J3におけるすべてのU-23チームを除いた年間順位の上位2クラブがJ2に昇格する
- ② 前号について、当該クラブの昇格要件に関わる事項は、Jリーグ規約第20条第2項、第3項および第4項に定める条項を適用する

#### 第20条〔登録等〕

##### (1) チーム登録

トップチームとU-23チームは、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の定める加盟チーム規則第4条に則り加盟登録された同一のチームとする。

##### (2) 選手登録

U-23チームの選手登録は、Jリーグ規約第100条のJリーグ登録に際して、当該シーズンの12月31日において満年齢23歳以下の者に、その旨の付記登録をすることにより行う。外国籍選手も同様とする。

##### (3) 試合エントリーメンバー

U-23チームの試合エントリーメンバーは、前項のU-23チームの選手登録がなされた選手によって構成されなければならない。ただし、試合エントリーメンバーの内、3名は、U-23チーム編成クラブに選手登録された選手のうち、U-23チーム選手登録がなされていない選手（以下「オーバーエイジ」という）の出場を認めることとする。また、ゴールキーパーに限り、追加で1名のオーバーエイジを認めることとする。

##### (4) 選手番号

オーバーエイジとして出場する選手を含め、U-23チームにおける選手番号を、トップチームにおける選手番号と異なった番号で登録することも可能とし、トップチームにおける選手番号と異なる選手番号をU-23チームにおいて登録する場合には、Jリーグ規約第100条のJリーグ登録において、U-23チームにおける選手番号を付記登録することにより行う。

##### (5) 監督の登録

- ① U-23チームの監督はトップチームの監督と兼任できない。ただし、トップチーム、アカデミーのコーチとの兼任はできる
- ② U-23チームの監督の資格は協会の定める有効なS級指導者資格またはそれに相当すると協会が認定した指導者としての実績のある者とする

(6) コーチ、チームスタッフ等の登録

- ① コーチはトップチームとの兼任を認める
- ② チームスタッフ、運営担当および広報担当はトップチームとの兼任を認める

(7) ユニフォーム

U-23チームのユニフォームはトップチームと別のデザインを認める。ただし、色使い等においてトップチームのデザインを踏襲し、関連性を維持しなければならない。また、ユニフォーム要項の定めに従わなければならない。

第21条〔出場時間の取り扱い〕

U-23チームの選手としての公式試合への出場時間は、「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」の「1-3 プロA契約・プロB契約」に定める出場時間に算入される。

第22条〔同日での試合出場〕

トップチームまたはU-23チームの公式試合にて試合エントリーのみで出場していない選手は、同日開催される別の大会（J1もしくはJ2またはJ3）の試合に出場することができる。

第23条〔規律委員会による処分〕

各リーグは別大会として扱うため、警告累積、退場、出場停止は別のリーグには影響しない。

第24条〔改正〕

本特則の改正は、Jリーグ理事会の承認により、これを行うものとする。

第25条〔施行〕

本特則は、平成28年1月19日から施行する。

〔改正〕

平成29年1月25日

平成30年1月30日

平成31年1月24日

令和2年1月30日

# J 3 クラブライセンス交付規則

## 第 1 条〔趣 旨〕

本交付規則は、J 3 の参加資格である J 3 クラブライセンス（以下「J 3 ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるものである。

## 第 2 条〔審査の基準〕

J 3 ライセンスの審査は、以下の 5 つの基準について行われる。

- ① 競技基準（第 7 条）
- ② 施設基準（第 8 条）
- ③ 人事体制・組織運営基準（第 9 条）
- ④ 法務基準（第 10 条）
- ⑤ 財務基準（第 11 条）

## 第 3 条〔申 請〕

- (1) J 3 ライセンスの審査の申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、J 3 ライセンスの申請者（以下「J 3 ライセンス申請クラブ」という）となり得る。
  - ① J 1 クラブ
  - ② J 2 クラブ
  - ③ J 3 クラブ
  - ④ 日本フットボールリーグ（JFL）に所属する J リーグ百年構想クラブ。ただし、J 3 ライセンスの審査の申請日の前年の 11 月 30 日までに、J リーグ百年構想クラブ規程第 5 条第 1 項に定める申請を行っている百年構想クラブに限る
- (2) J 3 ライセンスの交付を受けようとするクラブは、所定の手続きにより、原則として J 3 ライセンスの対象となるシーズン（以下「対象シーズン」という）の前年 6 月 30 日までに J 3 ライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。
- (3) 前項の規定にかかわらず、J リーグクラブライセンス交付規則に基づき、そのライセンス申請締切日までに J 1 または J 2 のクラブライセンスの申請を行ったものの、いずれのクラブライセンスについても F I B（クラブライセンス交付第一審機関）または A B（クラブライセンス交付上訴機関）から交付決定を受けられなかったクラブは、対象シーズンについて前項の申請を行っていたものとみなす。ただし、J リーグクラブライセンス事務局から、追加で J 3 ライセンスに関する申請書類の提出を求められる場合がある。

## 第 4 条〔審 査〕

- (1) 前条第 2 項の規定に基づく申請がなされたときは、クラブライセンス事務局が審査を実施し、必要に応じて J 3 ライセンス申請クラブに対して追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施するものとする。

- (2) クラブライセンス事務局は前項に基づく審査結果をまとめた書面を理事会に提出し、理事会が次条に定める可否を審議し、決定するものとする。
- (3) 前項の決定は、対象シーズンの前年の11月末までに行われるものとする。

第5条〔審査方法〕

- (1) 審査は第7条から第11条までに定める各基準をすべて充足した場合に合格したものとす。審査に合格したJ3ライセンス申請クラブには、対象シーズンのJ3ライセンスが交付される。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事会は、第7条から第11条までに定める基準のいずれかを充足しない場合であっても、対象シーズンのJ3リーグの安定開催に支障を及ぼさないと認められる場合には、J3ライセンスを交付することができる。かかる場合、理事会は、Jリーグ規約第142条第1項に定める懲罰を合わせて審議決定するものとする。ただし、財務基準F.01第3項および財務基準F.06第3項に定める基準が未充足であったJ3ライセンス申請クラブに対する懲罰は、原則として、対象シーズンの勝点減（最大10点）とする。
- (3) 審査の過程で、又は審査の結果を踏まえて、Jリーグは、第7条から第11条に定める基準に関して、クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。

第6条〔有効期間〕

J3ライセンスの有効期間は、対象シーズンの満了までとする。

第7条〔競技基準〕

競技基準を以下の各項目のとおり定める。

番号	項目およびその内容
S.01	<p>アカデミーチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンスの審査の申請日時時点で、普及活動（サッカースクールまたはクリニック）を定期的実施している実績がなければならない。</li> <li>(2) J3ライセンス申請クラブは、下記のアカデミーチームのうちいずれか1つ以上を保有しているか、J3ライセンス申請クラブと関連する法人内に置いていなければならない。ただし、第3号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、J3ライセンス申請クラブは、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① U-18チーム</li> <li>② U-15チーム</li> <li>③ U-12チーム</li> </ul> </li> <li>(3) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18チームおよびU-15チームはJFAにチームおよび所属選手の登録を行わなければならない、U-1</li> </ul>

	2チームについては、JFAにチーム登録した場合には、JFAに当該チームの所属選手を登録しなければならない。
S.02	<p>アカデミープログラム</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、下記項目を記載した「アカデミー申請書」（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。</p> <p>① 育成・普及の理念および方針</p> <p>② J3ライセンス申請クラブのアカデミー組織図</p> <p>③ アカデミーの指導者に関する情報（資格、指導歴等）</p> <p>④ アカデミーのトレーニング施設に関する情報</p>
S.03	<p>選手の医療面でのケア（メディカルチェック）</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させ、「J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」第12条の定めに基づく「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をJリーグに提出しなければならない。</p>
S.04	<p>教育プログラム</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、JFA審判委員会が説明する、レフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会、ならびにスポーツ・インテグリティ、ドーピング管理およびその他AFCが求めるテーマに関するイベントやセッションに、選手、監督、コーチ、強化責任者を出席させ、出席者の一覧をJリーグが指定した期日までに提出しなければならない。</p>

#### 第8条〔施設基準〕

- (1) 施設基準は、「Jリーグスタジアム基準」に定められた内容を充足していなければならない。
- (2) 前項の定めのほか、施設基準を以下のように定める。

番号	項目およびその内容
I.01	<p>公認スタジアム（ホームスタジアム）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを、ホームスタジアムとして確保しなければならない。</p> <p>① J3ライセンス申請クラブがスタジアムを所有していること</p> <p>② J3ライセンス申請クラブと使用するスタジアムの所有者（複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者）との間で、Jリーグ公式試合にお</p>

	<p>いてスタジアムを使用できることが、書面（Ｊリーグ指定書式）にて合意されていること。なお、Ｊリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の 80%以上を原則として当該スタジアムで開催することを指す。なお、公式試合で使用するスタジアムが複数ある場合は各会場で開催される公式試合の合計数を対象とする</p> <p>(2) 前項のスタジアムは、第 8 条第 1 項に定める要件を満たしていなければならない。</p> <p>(3) 前項に関わらず、「Ｊリーグスタジアム基準」に明示した項目のみ、以下のとおり例外を設ける。</p> <p>① ライセンス申請者が、ライセンス申請時に、以下のいずれかに該当するものとして「例外適用申請書」を提出し、施設基準 I.01 の例外適用がＪリーグ理事会で承認された場合は、施設基準 I.01 を満たしているものとする</p> <p>イ. 要件を満たすための工事が着工されており、かつ、当該ライセンス申請時から 4 年以内に到来する最終のシーズンの開幕前日までに竣工し、工事期間中も試合開催に支障をきたさないと合理的に認められる場合</p> <p>ロ. Ｊリーグ規約第 34 条第 1 項の要件を満たすスタジアムを将来的に整備することをライセンス申請者が文書で約束した場合</p> <p>② 前号口の例外に基づきライセンス申請者がＪ３に入会したときは、ライセンス申請者は、当該入会決定後 3 年以内に到来する最終のライセンス申請時まで、場所・予算・整備内容を備えた具体的なスタジアム整備計画を提出しなければならない。また、入会決定後 5 年以内に到来する最終のライセンス申請時まで、工事完了し、供用開始が行われなければならない。ただし、工事完了・供用開始までの期限については、ライセンス申請者が当該期限内に到来する最終のライセンス申請時に前号イに基づく例外申請を行い、これが認められたときは、4 年以内に到来する最終のシーズンの開幕の前日まで延長される。なお、想定外の事象が発生しやむを得ないと認められる場合は理事会にて例外規定の適用の有無を決定する</p> <p>③ 前項の例外規定に基づきライセンス申請者がＪ３に入会したときは、以後のライセンス申請においては、当該例外規定を用いることはできない</p> <p>(4) ホームスタジアム確認書は、当該書類の提出日から 2 年以内に発行されたものでなければならない。</p> <p>(5) 第 1 項のホームスタジアムが、ライセンス申請締切日の時点において完成していない場合、対象シーズンのＪリーグ開幕の前日までに工事完了し、供用開始が行われなければならない。</p>
I.02	<p>スタジアムの認可（安全性と警備計画）</p> <p>(1) ホームスタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に</p>

	<p>関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、スタジアムの安全と治安の維持についての計画を網羅的に記載した警備計画書を作成のうえ、Jリーグに提出しなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに提出するものとする。</p> <p>(3) 前項にいう計画には、チケット発行・販売の方法、観客の中から特定の個人や集団を選別する方法やふるい分けの方法、隔離すべき事態が起こった場合の計画、群衆を分散させるための計画、医療サービス、火事や停電等の緊急事態が発生した場合の対策など、試合の運営について全般的に網羅するように努めなければならない。</p>
I.03	<p>スタジアム：避難計画の策定</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、緊急時にホームスタジアム内のすべての人が避難できる内容であると地元の警察や消防に承認された避難計画を、施設基準I.02にいう警備計画書に盛り込まなければならない。</p>
I.04	<p>トレーニング施設</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてトップチームが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。</p>
I.05	<p>スタジアム：安全性</p> <p>(1) ホームスタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならない。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブはホームスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。</p> <p>① ホームスタジアムには雷保護設備を設置すること</p> <p>② クラブ、および警察・消防司令が、場内放送システム等を使用して、ホームスタジアム内外にいる観客との連絡および指示に対応できること</p>
I.06	<p>アカデミーのトレーニング施設</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてアカデミーが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。</p>
I.07	<p>(基準番号変更に伴い欠番)</p>



I. 08	<p>身体障がいのある観客</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。</p> <p>① 観戦の際の安全が確保され、かつアクセスが容易な場所に車椅子の入場者のための席（車椅子席）を設置すること</p> <p>② 車椅子の入場者の付添人用の椅子を備えること</p>
I. 09 ～ I. 11	(基準番号変更に伴い欠番)

#### 第9条〔人事体制・組織運営基準〕

人事体制・組織運営基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
P. 01	<p>クラブ事務局</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、以下の各号の情報を所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。</p> <p>① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する）</p> <p>② 当該事務所の所有、賃貸の区分</p> <p>③ 役員・社員・従業員の一覧</p> <p>④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス</p>
P. 02	<p>代表取締役または代表理事</p> <p>J3ライセンス申請クラブには、適用法令に従って適切に選任された代表取締役または代表理事がいなければならない。</p>
P. 03	<p>財務担当（ファイナンスオフィサー）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、経理・財務を担当する取締役または理事を置き、かつ、経理・財務分野に関する1年以上の実務経験を有する常勤の経理・財務担当を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会后に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう財務担当は、コンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>
P. 04	<p>人事担当（ヒューマンオフィサー）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、労務管理・ハラスメント管理・人事・社員教育に関する事項について責任を有する常勤の人事担当（ヒューマンオフィ</p>

	<p>サー)を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう人事担当は、代表取締役または代表理事およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>
P.05	<p>運営担当(オペレーションオフィサー)</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、試合運営に関する事項について責任を有する常勤の運営担当(オペレーションオフィサー)を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう運営担当は、セキュリティ担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>
P.06	<p>セキュリティ担当(セキュリティオフィサー)</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、安全および治安に関する事項について責任を有する常勤のセキュリティ担当(セキュリティオフィサー)を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうセキュリティ担当は、運営担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>
P.07	<p>広報担当(メディアオフィサー)</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、メディアに関する事項について責任を有する常勤の広報担当(メディアオフィサー)を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう広報担当は、事業担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>
P.08	<p>事業担当(マーケティングオフィサー)</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、マーケティングに関する事項について責任を有する常勤の事業担当(マーケティングオフィサー)を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう事業担当は、広報担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>
P.09	<p>(基準番号変更に伴い欠番)</p>

P. 10	<p>コンプライアンス・オフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、コンプライアンスに関する事項について責任を有するコンプライアンス・オフィサーを1名以上置かなければならない。また、コンプライアンス・オフィサーは常勤の取締役または理事でなくてはならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコンプライアンス・オフィサーは、人事体制・組織運営基準 P.02 から人事体制・組織運営基準 P.08 の各役職と兼務することができる。</p>
P. 11	<p>医師（メディカルドクター）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。なお、Jリーグ規約第52条第3項の定めにより、すべての試合に医師を同行させ、原則としてベンチ入りさせる必要がある。</p> <p>(2) 前項にいう医師は日本国医師免許を保有しているものとする。</p>
P. 12	<p>メディカルスタッフ</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうメディカルスタッフは、以下のいずれかの国家資格等を保有している者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 理学療法士</li> <li>② 柔道整復師</li> <li>③ あん摩マッサージ指圧師</li> <li>④ はり師</li> <li>⑤ きゅう師</li> <li>⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー</li> </ul>
P. 13	<p>トップチーム監督</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、JFAの定める有効な「S級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者をトップチームの監督に置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p>

P. 14	<p>トップチームのコーチ</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、トップチームのコーチを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコーチは、JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者であることが望ましい。</p>
P. 15	<p>アカデミーダイレクター</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、育成部門の責任者であるアカデミーダイレクターを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうダイレクターは他の役職と兼務することが可能で、育成部門での指導経験があることおよびJFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者であることが望ましい。</p>
P. 16	<p>アカデミーチーム監督</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者を、当該チームを担当する監督として置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう監督は他の役職と兼務することが可能であるが、専任で置くことが望ましい。</p>
P. 17	<p>アカデミーチームコーチ</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、JFAの定める有効な「C級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者1名以上を、当該チームを担当するコーチとして置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコーチは他の役職と兼務することができる。</p>
P. 18	<p>安全・警備組織：警備員</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保するため、警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結</p>

	<p>しなければならない。ただし、新たにＪリーグ入会を希望するクラブについては、Ｊリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに契約を締結するものとする。</p> <p>(2) Ｊリーグ公式試合においては、ホームゲームの際、前項の警備会社から派遣された警備員を、必要に応じて配置させなければならない。</p>
P. 19	<p><b>権利と義務</b></p> <p>人事体制・組織運営基準 P. 02 から人事体制・組織運営基準 P. 18 までに記された人員の職務にあたり、Ｊ３ライセンス申請クラブと当該人員が個別に契約を締結している場合には、付帯する覚書等の書類と合わせ、当該契約に関する書式の写しをＪリーグに提出しなければならない。</p>
P. 20	<p><b>ライセンス申請書類提出後の変更通知義務</b></p> <p>Ｊ３ライセンス申請書類をＪリーグに提出後、人事体制・組織運営基準 P. 01 から人事体制・組織運営基準 P. 18 に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から 10 日以内にその詳細を所定の方法にてＪリーグに通知しなければならない。</p>
P. 21	<p><b>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</b></p> <p>(1) 人事体制・組織運営基準 P. 02 から人事体制・組織運営基準 P. 18 に規定される人員について、シーズン途中に、クラブの支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合は、クラブは当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はＪ３ライセンス交付シーズンの末日までとする。</p> <p>(2) 前項に規定される人員について、クラブの決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、クラブは、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員をただちに補充しなければならない。</p> <p>(3) クラブは、前 2 項に定める人員交代につき、交代を決定した日から 7 日以内に、所定の方法にてＪリーグに通知しなければならない。</p>

## 第 10 条〔法務基準〕

法務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
L. 01	<p><b>Ｊリーグ正会員としての宣言書</b></p> <p>Ｊ３ライセンス申請クラブは、以下の内容を遵守する旨の宣言書（Ｊリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Ｊリーグへの提出期限前 3 か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印した</p>

	<p>ものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① F I F A、A F Cおよび国内協会、ならびに国内リーグの、規約、規程、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること</li> <li>② 国際的な次元の紛争、とりわけF I F AまたはA F Cが関与している紛争について、C A S（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること</li> <li>③ F I F AおよびA F C規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること</li> <li>④ J F Aに公認されている競技会で競技すること</li> <li>⑤ 出場が認められた場合には、A F Cに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない）</li> <li>⑥ Jリーグ規約および関連または付随する諸規程の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること</li> <li>⑦ 「クラブライセンス申請システム」等により提出済みのすべての文書、資料、および情報は完全かつ正確であること</li> <li>⑧ JリーグおよびJ F Aに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること</li> <li>⑨ Jリーグに対し、事前の通知なくJ3ライセンス申請クラブを調査する権限があることを認めること</li> <li>⑩ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、Jリーグに通知すること</li> </ol>
L. 02	<p>クラブの登記情報</p> <p>J3ライセンス申請クラブは以下の文書を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① J3ライセンス申請クラブの定款原本の写し</li> <li>② J3ライセンス申請クラブの履歴事項全部証明書の写し （Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること）</li> <li>③ J3ライセンス申請クラブの印鑑登録証明書の写し （Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること）</li> </ol>
L. 03	<p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の文書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響</li> </ol>

	<p>を与える割合で保有するかまたは取引すること</p> <p>② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること</p> <p>③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること</p> <p>④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること</p> <p>⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること</p> <p>⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること</p> <p>⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権限を有していること</p>
L. 04	<p>選手との書面による契約</p> <p>Ｊ３ライセンス申請クラブは、すべてのプロ選手と書面による契約を締結しなければならない。登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべての写しを、登録選手全員分提出しなければならない。また、アマチュア選手については、アマチュア選手が署名した誓約書および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写し全てを提出しなければならない。</p>
L. 05	<p>就業に関する規則の整備</p> <p>Ｊ３ライセンス申請クラブは、国内法令に適合した就業規則またはそれに類する文書を提出しなければならない。</p>

第 11 条〔財務基準〕

財務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
F. 01	<p>年次財務諸表（監査済み）</p> <p>(1) Ｊ３ライセンス申請クラブは、Ｊ３ライセンス申請クラブの有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Ｊリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されているものとする。</p> <p>(2) Ｊ３ライセンス申請クラブが何らかの関連する会社等を有している場合には、Ｊ３ライセンス申請クラブの個別財務諸表のほか、当該関連する会社の個別財務諸表および作成を行っている場合には連結財務諸表をＪリーグに提出しなければならない。また、Ｊ３ライセンス申請クラブの個別財務諸表</p>

	<p>のみで判定を行うと著しく不公平になるとＪリーグが判断した場合には、当該関連する会社等を含めて審査を行うものとする。</p> <p>(3) Ｊ３ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準 F.01 は満たさないものとする。</p> <p>① 3期連続で当期純損失を計上した場合</p> <p>② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである(債務超過である)場合</p> <p>③ Ｊリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号に示す事態となった場合</p>
F.02	(基準番号変更に伴い欠番)
F.03	<p>選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の皆無</p> <p>Ｊ３ライセンス申請クラブは、Ｊ３ライセンスが対象シーズンの前年の6月30日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式(Ｊリーグ指定書式)を提出しなければならない。ただし、対象シーズンの前年の8月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F.04	<p>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無</p> <p>(1) Ｊ３ライセンス申請クラブは、Ｊ３ライセンスの対象となるシーズンの前年の6月30日の時点で、現在および過去の従業員(「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、および人事体制・組織運営基準のP.02から人事体制・組織運営基準P.18までに示す人員を含む)との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式(Ｊリーグ指定書式)を提出しなければならない。ただし、Ｊ３ライセンスの対象となるシーズンの前年の8月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p> <p>(2) 従業員に対する期限経過未払金が発生しないための、就業規則と賃金規程の作成、従業員との時間外・休日労働に関する協定(36協定)の締結および勤怠の管理、に関し不足があってはならない。ただし、2か月以内に改善が行われた場合にはこの限りではない。</p>
F.05	<p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>(1) Ｊ３ライセンス交付の決定が下される期間(当該期間はＪリーグから通知</p>



	<p>をする)の開始前7日以内に、J3ライセンス申請クラブはJリーグに対し、当該申請クラブがJ3ライセンスの審査の申請日が属する事業年度の前年度の末日以降、J3ライセンス申請クラブの財務状況に(好影響か悪影響かを問わず)影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象または状況が生じたか否かを表明する書式(Jリーグ指定書式)を提出しなければならない。</p> <p>(2) 前項に関わらず、J3ライセンス申請クラブの財務状況に(好影響か悪影響かを問わず)影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、J3ライセンス申請クラブは当該事象の詳細をJリーグに説明しなければならない。</p>
F.06	<p>予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンスの審査の申請日が属するJ3ライセンス申請クラブの事業年度の年次の損益予算を、科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。ただし、提出期日以降にJリーグ百年構想クラブに認定されたクラブについては、当該資料の提出期日をJリーグが別途指定するものとする。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会(取締役会設置会社でない場合は株主総会)で承認されたものとする。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグが指定する期日までに、対象シーズンを含む決算期におけるJ3ライセンス申請クラブの財務状況の見通しを説明する資料を提出しなければならない。なお、Jリーグはこの資料に基づき、当該クラブの財務状況について詳細な調査を行うことがある。</p> <p>(3) J3ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準F.06は満たさないものとする。</p> <p>① 審査の結果、ライセンス申請日の属する事業年度または翌事業年度において、資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性が高いと判断される場合</p> <p>② 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況がすでに基準F.01を充足する内容でないと判断される場合</p>
F.07	<p>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>J3ライセンスの交付を受けた後、対象シーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、J3ライセンスの交付を受けたクラブはJリーグに対し、その出来事の内容、および当該クラブの事業に与える影響をJリーグに説明しなければならない。</p>
F.08	<p>財務状況の見通しの修正義務</p> <p>J3ライセンス申請クラブが財務状況の見通しの説明に誤りがあり、修正すべきであると認められる場合には、当該クラブはJリーグの指示に従い、財務状</p>

況の見通しを修正のうえ、Ｊリーグに提出しなければならない。
-------------------------------

第12条〔本交付規則に定めのない事項〕

本交付規則に規定されていない事項については、Ｊリーグ理事会がこれを決定する。

第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

〔改正〕

平成27年4月28日

平成28年1月19日

平成29年1月25日

平成30年1月30日

平成31年1月24日

令和2年1月30日

# Jリーグ百年構想クラブ規程

## 第1条〔趣 旨〕

本規程は、Jリーグ規約第18条第1項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）が、将来Jリーグへの入会を目指すクラブを、Jリーグ百年構想クラブ（以下「百年構想クラブ」という）として認定する際の事項について定める。

## 第2条〔百年構想クラブの条件〕

(1) 百年構想クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、法人として次の条件を満たしていなければならない。なお、第8号および第9号に関しては、申請クラブの関連する法人にて条件を満たすことをもって足りるものとする。

- ① Jリーグ規約第1条〔Jリーグの目的〕に賛同していること
- ② 定款が適法かつ適正に整備されていること
- ③ 日本法に基づき設立された株式会社、公益社団法人または特定非営利活動法人であり、1年以上の運営実績があること
- ④ 将来のJリーグ入会を目指し、Jリーグクラブライセンスの取得を念頭に置いた各種基準の体制整備に対して、Jリーグの指導を受けながら、準備を行うこと
- ⑤ Jリーグ入会までに、Jリーグ規約第24条に定めるホームタウンを予定または決定していること
- ⑥ サッカークラブ運営が主たる業務とされていること
- ⑦ 現に日本フットボールリーグ（JFL）、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟し、活動している実績があること
- ⑧ 天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること（屋内か屋外かを問わない）
- ⑨ 公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）に対し2種または3種のいずれかで登録したチームがあり、1年以上活動した実績があること。なお、これに当てはまらない場合は、第5条第1項に定める申請を行った日の属するシーズンの翌シーズンの最終日までに当該チームを協会に登録し、活動を開始することを申請クラブが文書にて確約することをもって足りる
- ⑩ 普及活動（サッカースクールまたはクリニック）を1年以上継続して実施していること
- ⑪ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態であること
- ⑫ 取締役（理事）に、本項第5号にいうホームタウンに居住または勤務している者が1名以上含まれていること
- ⑬ 常勤役員（常勤理事）が1名以上、その他常勤社員（常勤職員）が4名以上いること。なお、常勤社員（常勤職員）のうち1名は経理・財務分野に関する実務経験を有する財務担当者とする。また、常勤役員（常勤理事）は複数で、そのうち1名以上は代表取締役（代表理事）であることが望ましい

- ⑭ 申請クラブの名称、ロゴ、エンブレムについて、Ｊリーグが指定する商標が取得済みもしくは出願中であることまたは商標登録出願のための準備がすみやかに始められる状態であること
- (2) 申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。
- ① Ｊリーグ入会を目指すことを、申請クラブの所属する都道府県サッカー協会が承認し、支援していることが、当該サッカー協会により文書で具体的に示されていること
- ② 前項第５号において予定または決定したホームタウンが、申請クラブのＪリーグ入会を応援するとともに、Ｊリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に示していること
- (3) 申請クラブは、Ｊリーグ規約第 32 条に定めるスタジアム（ホームスタジアム）について、以下の第 1 号ないし第 3 号のいずれか、第 4 号および第 5 号の条件を満たしていなければならない。
- ① ホームスタジアムを決定しており、当該スタジアムについて協会および第 1 項第 4 号にいうホームタウンがホームスタジアムであることを承認していること
- ② ホームスタジアムは、理事会が別途定めるＪ３クラブライセンス交付規則もしくはＪリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすものであるかまたは将来当該基準に適合すべく改修可能であり、改修に向けた計画を策定していることをホームスタジアムの所有者が文書で示していること
- ③ 協会および第 1 項第 4 号にいうホームタウンが、申請クラブがＪリーグに入会するためには、理事会が別途定めるＪ３クラブライセンス交付規則またはＪリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすホームスタジアムの整備が必要であることを認識し、整備に向けて取り組む意向があることを文書で示していること
- ④ 加盟するリーグ戦のホーム試合を、第 1 項第 5 号にいうホームタウン内の特定スタジアムで相当数開催できること
- ⑤ ホームスタジアムをＪリーグ規約第 34 条に定める理想のスタジアムの要件を満たすスタジアムとするために、第三者を交えた具体的検討を開始していること

### 第 3 条〔百年構想クラブの権利〕

百年構想クラブは、「Ｊリーグ百年構想クラブ」の表記を用い、広報活動を行うことができる。ただし、Ｊリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。

### 第 4 条〔百年構想クラブの義務〕

- (1) Ｊリーグは百年構想クラブをＪリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、百年構想クラブは、Ｊリーグ規約第 3 条に定める遵守義務の適用を受けるものとする。
- (2) 百年構想クラブは、Ｊリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Ｊリーグが指定する会議、研修等への出席を通じて、Ｊリーグの指示に従いながらＪリーグ入会に向けた着実な準備を行わなければならない。
- (3) 百年構想クラブは、一度予定または決定したホームタウンを、原則としてＪリーグ入会までの間に変更することはできない。
- (4) 百年構想クラブは、Ｊリーグが定めた期日までに、当該クラブの法人格に対応する法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Ｊリーグに提出しなければならない。なお、当

該年次財務諸表一式は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されていなければならない。また、百年構想クラブが関連する会社等を有している場合、当該関連する会社等の個別財務諸表および連結財務諸表を作成している場合は当該連結財務諸表をＪリーグに提出しなければならない。また、Ｊリーグが活動報告等の書類の提出を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。

- (5) 百年構想クラブは、Ｊリーグが当該クラブに対して調査が必要と認める場合には、調査に協力しなければならない。ただしＪリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。
- (6) 百年構想クラブは、Ｊリーグからの指示に基づき、Ｊリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（当該クラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。
- (7) 百年構想クラブは、その発行する株式の譲渡（合併等の組織再編に伴い株式が移転される場合を含む。）を行いまたは株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前にＪリーグに書面にて届け出を行わなければならない。本項において、株式とは、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利を含むものとする。また、公益社団法人または特定非営利活動法人である百年構想クラブが、社員を変更または新たに社員を追加する場合には、変更後の社員または新たな社員を決定する前にＪリーグに書面にて届け出を行わなければならない。
- (8) 百年構想クラブは、1月1日からの1年間を対象とする年会費として、当年の4月末日までに120万円をＪリーグに納入しなければならない。なお、年の途中で百年構想クラブに認定された場合の当年分の年会費は、資格認定日の属する月から12月までの月数に10万円を乗じた金額とし、資格認定日から1ヶ月以内に納入するものとする。
- (9) 前項の年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

#### 第5条〔百年構想クラブの申請〕

- (1) 申請クラブは、Ｊリーグが別に指定する書類の提出をもって、随時申請を行うことができる。
- (2) Ｊリーグ規約第17条第2項に定める入会審査を受けようとする百年構想クラブは、同条第1項に定める入会申込の日の前年の11月30日までに前項に定める申請を行い、理事会の承認を受けていなければならない。

#### 第6条〔審査〕

- (1) 前条第1項に基づき申請クラブが提出した書類は、Ｊリーグが内容の確認を行い、書類を受理した場合には、Ｊリーグはさらに以下の審査を行う。
  - ① 申請クラブの責任者および第2条第1項第5号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞
  - ② 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する調査
  - ③ 申請クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Ｊリーグが必要と認める事項に関する調査
- (2) 理事会は、前項の審査の結果を踏まえ、百年構想クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の90日後までに、申請クラブに書面で通知する。

## 第7条〔資格の停止および失格〕

- (1) 百年構想クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該クラブの百年構想クラブとしての資格を最大1年間停止させまたは失格させることができる。
  - ① Jリーグの名誉を傷つけまたはJリーグの目的に反する行為があったとき
  - ② 第2条に定める条件を満たさなくなったとき
  - ③ 第4条に定める義務に違反したとき
- (2) 前項の規定により百年構想クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 第1項の規定により百年構想クラブの資格を停止させまたは失格させる場合は、Jリーグはその事実と理由を公表する。

## 第8条〔百年構想クラブからの脱退〕

- (1) 百年構想クラブは、チェアマンに書面で届け出ることにより、いつでも百年構想クラブから脱退することができる。
- (2) 前項の脱退が年の途中である場合、第4条第9項の定めにかかわらず、Jリーグは受領済みの年会費について、脱退日の属する月の翌月から12月までの月数に10万円を乗じた金額を当該脱退クラブに返金するものとする。
- (3) 百年構想クラブが脱退する場合、Jリーグはその事実を公表する。また、当該クラブは脱退した日から2年間は百年構想クラブに申請することができない。

## 第9条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

## 第10条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 〔改正〕

平成24年9月1日

平成26年1月21日

平成28年1月19日

平成29年1月25日

平成31年1月24日

令和2年1月30日

## 別紙 1

〇〇〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 殿

# Jリーグアマチュア選手 誓約書

私は、〇〇〇〇〇〇所属のアマチュア選手として以下の事項を厳守することを、ここに誓約いたします。

## 記

### 第1条【誠実義務】

〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「クラブ」という）、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）および公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）の諸規則を遵守することを誓約いたします。

### 第2条【履行義務】

次の各事項を履行します。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、Jリーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 就業に関する事前のクラブへの報告
- (11) その他クラブが必要と認めた事項

### 第3条【禁止事項】

次の各事項を行いません。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容の部外者への開示）
- (3) 協会のドーピング防止規程に抵触する行為
- (4) サッカー活動の対価としての報酬（利益）等の受取
- (5) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (6) クラブ、協会、Jリーグにとって不利益となる行為

### 第4条【手当】

下記の手当の内、クラブからアマチュア選手に支払われる手当を受取ることができる。

- (1) 交通費（トレーニング、試合、研修）
- (2) 宿泊費（合宿、試合、研修）
- (3) 備品手当
- (4) 食事手当

- (5) 保険料
- (6) その他クラブが必要と認めた手当

上記各手当の金額は当該経費として適正、常識的な水準でなければならないこと、また各手当には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとするを承諾します。

#### 第5条【肖像等の使用】

次の各事項を承諾します。

- (1) 本誓約書の義務履行に関する私の肖像、映像、氏名等（以下「肖像等」という）を報道・放送において無償使用すること
- (2) クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびJリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力すること
- (3) クラブが私の肖像等を包括的に利用してマーチャンダイジング（商品化）を行う権利を有し、また協会、Jリーグ等に対して、その権利を許諾することができること
- (4) 次の各号について、事前にクラブへの書面による承諾を得ること
  - ① テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
  - ② 私の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）
  - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
  - ④ 第三者の広告宣伝等への関与

#### 第6条【有効期限】

- (1) 本誓約書の有効期限は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。
- (2) クラブは、選手に移籍を求められた場合は、移籍を承諾しなければならず、本誓約書はこれをもって終了する。

以上

年 月 日

住所

氏名

※選手が未成年者の場合、親権者または後見人の署名

年 月 日

住所

氏名



〇〇〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 殿

## Ｊリーグアマチュア選手 誓約書

(Ｊクラブ アカデミー所属選手用)

私は、〇〇〇〇〇〇所属のアマチュア選手として以下の事項を厳守することを、ここに誓約いたします。

記

### 第1条【誠実義務】

〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「クラブ」という）、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）および公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）の諸規則を遵守することを誓約いたします。

### 第2条【履行義務】

次の各事項を履行します。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、Ｊリーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 就業に関する事前のクラブへの報告
- (11) その他クラブが必要と認めた事項

### 第3条【禁止事項】

次の各事項を行ないません。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- (3) 協会のドーピング防止規程に抵触する行為
- (4) サッカー活動の対価としての報酬（利益）等の受取
- (5) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (6) クラブ、協会、Ｊリーグにとって不利益となる行為

### 第4条【手当】

下記の手当の内、クラブからアマチュア選手に支払われる手当を受取ることができる。

- (1) 交通費（トレーニング、試合、合宿、研修、ミーティング等）
- (2) 宿泊費（合宿、試合、研修等）
- (3) 備品手当

- (4) 食事手当
- (5) 保険料
- (6) その他クラブが必要と認めた手当

上記各手当の金額は当該経費として適正、常識的な水準でなければならないこと、また各手当には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとするを承諾します。

#### 第5条【肖像等の使用】

次の各事項を承諾します。下記(1)から(3)号に関して、私は何らの対価も受領する権利を有しないことを併せて確認します。

- (1) 本誓約書の義務履行に関する私の肖像、映像、氏名等(以下「肖像等」という)を報道・放送において使用すること
- (2) クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびJリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に協力すること
- (3) クラブが私の肖像等を包括的に利用してマーチャンダイジング(商品化)を行う権利を有し、また協会、Jリーグ等に対して、その権利を許諾することができること
- (4) 次の各号について、事前にクラブへの書面による承諾を得ること
  - ① テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
  - ② 私の肖像等の使用およびその許諾(インターネットを含む)
  - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
  - ④ 第三者の広告宣伝等への関与

#### 第6条【有効期限】

- (1) 本誓約書の有効期限は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。

以上

年 月 日

住所

氏名

※選手が未成年者の場合、親権者または後見人の署名

年 月 日

住所

氏名



# 司法機関組織運営規則

## 第1節 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第41条第2項の規定に基づき、司法機関の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(司法機関)

第2条 本協会の諸規程（以下、単に「本規則等」という。）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

- (1) 規律委員会
- (2) 裁定委員会
- (3) 不服申立委員会

## 第2節 規律委員会

(規律委員会)

第3条 規律委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。

(規律委員会の組織及び委員)

第4条 規律委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
- 3 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 4 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
- 5 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、裁定委員会若しくは不服申立委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
- 6 委員長及び委員は非常勤とする。

(規律委員会の委員の任期)

第5条 規律委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(規律委員会の招集及び議長)

第6条 規律委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 規律委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 規律委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

## 第3節 裁定委員会

(裁定委員会)

第7条 裁定委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、調査、審議し、懲罰を決定する。

- 2 前項にかかわらず、本規則等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定する。

(裁定委員会の組織及び委員)

第8条 裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければな

らない。

- 3 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 4 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
- 5 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは不服申立委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
- 6 委員長及び委員は非常勤とする。

(裁定委員会の委員の任期)

- 第9条 裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(裁定委員会の招集・議長)

- 第10条 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 裁定委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

#### 第4節 不服申立委員会

(不服申立委員会)

- 第11条 不服申立委員会は、本協会の規律委員会、裁定委員会又は都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、「都道府県協会等」という。）の規律委員会、裁定委員会及びそれらに類する機関（以下、「都道府県協会等の司法機関」という。）において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立に基づき、これを再審議し、新たに決定を下す。

(不服申立委員会の組織及び委員)

- 第12条 不服申立委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって構成する。
- 2 委員長及び副委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
- 3 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができるものとする。
- 4 委員長、副委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
- 5 委員長、副委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは裁定委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
- 6 委員長、副委員長及び委員は非常勤とする。

(不服申立委員会の委員の任期)

- 第13条 不服申立委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(不服申立委員会の招集・議長)

- 第14条 不服申立委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 不服申立委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 不服申立委員会は、不服申立の理由がないことが明らかな不服申立について、委員長、副委員長及び委員の全員が書面又は電磁的記録によりその旨の同意の意思表示をした場合には、会議を開かずに書面にて議決することができる。

## 第5節 司法機関に関するその他の事項

### (決定の独立性)

- 第15条 本協会の司法機関は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなく、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。
- 2 各司法機関は、その決定に関して相互に干渉してはならず、他の司法機関から影響を受けることなく単独でその決定を行うことができる。
  - 3 各司法機関の間に管轄に関して争いのある事案が生じた場合、本協会の専務理事がこれを決定する。

### (事務局)

第16条 司法機関の事務を処理させるため、各委員会に事務局を置く。

### (理事会等への報告)

第16条の2 本協会の司法機関は、決定事項及びその理由について、理事会及び評議員会に報告することができる。

### (裁定委員会に関する特別規定(裁定委員会による和解あつせん))

第17条 裁定委員会は、第7条に定める所管事項に加え、『和解あつせんに関する規則』に従い、和解をあつせんすることができる。

## 第6節 懲罰

### (懲罰権)

- 第18条 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規則に定める仲介人に対し、懲罰規程及びこれに付随する諸規程に従い、懲罰を科すことができる。ただし、Jリーグにおける懲罰問題のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為については、Jリーグが懲罰権を有し、Jリーグ規約及びこれに付随する諸規定の定めるところにより懲罰を科すものとする。
- 2 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟団体、加盟チーム並びに登録している選手等及び仲介人については、その後本協会を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会の規律委員会及び裁定委員会は懲罰を科すことができる。

### (懲罰権の委任)

- 第19条 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の司法機関に対して、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。
- 2 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、司法機関を設置する。
  - 3 都道府県協会等の司法機関は、決定した全ての懲罰を記録しなければならない。要請に応じてこれを本協会の規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。
  - 4 第1項にかかわらず、懲罰規程第3条第2項に該当する懲罰を科す場合には、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

### (不服申立委員会の権限)

- 第20条 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、都道府県協会等の司法機関により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。なお、本規則第18条第2項は、不服申立委員会が科す懲罰にも適用されるものとする。
- 2 前項の懲罰のうち、懲罰規程第3条第3項に基づきJリーグにより科された懲罰については、不服申立委員会は、Jリーグ規約等に基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。
  - 3 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。
  - 4 不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。

### (懲罰の種類)

第21条 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 警告
- (2) 退場

- (3) 戒 告
  - (4) 譴 責
  - (5) 罰 金
  - (6) 社会奉仕活動
  - (7) 没 収
  - (8) 賞の返還
  - (9) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
  - (10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
  - (11) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
  - (12) 除 名
- 2 加盟団体及び加盟チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (1) 戒 告
  - (2) 譴 責
  - (3) 罰 金
  - (4) 没 収
  - (5) 賞の返還
  - (6) 再試合
  - (7) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
  - (8) 得点又は勝ち点の減点又は無効
  - (9) 得点を3対0として試合を没収
  - (10) 観衆のいない試合の開催
  - (11) 中立地における試合の開催
  - (12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
  - (13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
  - (14) 下位ディビジョンへの降格
  - (15) 競技会への参加資格の剥奪
  - (16) 新たな選手の登録禁止
  - (17) 除 名
- 3 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (1) 戒 告
  - (2) 譴 責
  - (3) 没 収
  - (4) 賞の返還
  - (5) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
  - (6) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
  - (7) 除 名

## 第7節 附則

(改正)

第22条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第23条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

[改正]

2018年12月13日

2020年1月16日（2020年1月30日施行）

# サッカー選手の登録と移籍等に関する規則

## 第1章 登録

### 第1節 総則

#### 第1条 【目的】

本規則は、定款第50条に基づき、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）のサッカー加盟チーム及びその選手の登録と移籍等に関する事項について定める。

#### 第2条 【選手登録】

1. 加盟チームは、本規則第10条〔選手登録の方法〕の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。
2. 本協会に登録されている選手に限り公式試合に出場することができ、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。
3. 未登録の選手であっても、当該選手が最後に登録されたチームが本協会の加盟チームである場合、当該選手の籍は、少なくとも当該選手の最後の公式試合日より30ヶ月の間は、本協会に属し続けるものとする。

#### 第3条 【重複登録の禁止】

選手は、2つ以上の加盟チームに同時に登録することはできない。ただし、サッカー加盟チームとフットサル加盟チームに同時に登録することはできる。

#### 第4条 【登録区分】

1. 本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。
  - (1) アマチュア選手
  - (2) プロ選手
2. 選手は、前項に従いプロ選手又はアマチュア選手のいずれかとして本協会に登録しなければならない。なお、登録した選手は、本協会、FIFA、AFC及びEAFFの諸規則に従う。なお、プロ選手の契約、登録及び移籍等に関しては、「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に従うものとする。

#### 第5条 【アマチュア選手】

アマチュア選手とは、報酬又は利益を目的とすることなく、プレーする者をいう。

#### 第6条 【プロ選手】

プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。

#### 第7条 【プロ選手契約の原則】

プロ選手及び当該選手と契約を締結するチームは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

- (1) 契約は尊重されなければならない。
- (2) 契約は正当事由がある場合には、解除することができる。
- (3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。
- (4) 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。
- (5) 正当事由のない契約の解除の場合、違当事者に対して、懲罰を科すことができるものとする。

#### 第8条 （削除）

#### 第9条 【仲介人等】

仲介人の活動及びその役務の利用については、別に定める「日本サッカー協会 仲介人に関する規則」に従うものとする。



## 第2節 登録手続き

### 第10条 〔選手登録の方法〕

1. 本協会への登録は、アマチュア選手、プロ選手のいずれも加盟チームが登録申請をもって行う。
2. プロ選手の登録には、前項の登録申請に加盟チームと選手間の契約書の写し及び「選手登録区分申請書」《書式第1号》を添付するものとする。なお、当該契約に関して、本協会に提出されていない別途の契約関連書類については、紛争処理に際して当該書類を考慮するか否かは、本協会その他紛争処理機関の自由裁量とする。
3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会及び加盟リーグ等に送付する。
4. 第2項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める。

### 第11条 〔登録有効期間〕

1. 前条に基づく登録の有効期間は、毎年Jリーグ・JFLの第1種チーム及び所属選手は2月1日より翌年1月31日までの1年間、それ以外のチーム及び所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。
2. 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
3. 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

### 第12条 〔シーズン〕

1. シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。
2. 選手は、1つのシーズン期間中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
3. 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

### 第13条 〔登録ウインドー〕

1. 選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）にのみ登録されることができる。
2. 前項にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約期間が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする。
3. 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、FIFAに報告するものとする。
  - (1) 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。
  - (2) 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない。
4. 選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り登録されることができる。
5. 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

### 第14条 〔登録情報の管理（選手パスポート）〕

本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報（当該選手が、過去に登録された全てのチーム名とその期間などの情報）を管理するものとする。これらの情報は「選手パスポート」として、必要に応じて、当該選手が登録される移籍先チーム（本規則第19条に定義される）に対し発行される。

### 第15条 〔登録区分変更〕

選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請し、承認を得るものとする。

### 第16条 〔登録区分変更の認定〕

選手登録区分変更の認定は、本協会において行う。

### 第17条 〔外国籍の選手〕

外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）が、本協会に登録する場合、本規則の適用を受けるものとし、「外国籍選手登録申請書」《書式第7号》に在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写しを添付のうえ提出し、その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ（チーム）に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合は、本規則第27条〔国際移籍〕による。

## 第2章 移籍

### 第1節 総則

#### 第18条 〔目的〕

本章の規定は、本協会の「加盟チーム及び登録選手」（過去に登録していたもの及び現在登録しているもの並びに将来登録を希望するものの全てを含むものとし、以下総称して「加盟者」という）相互間並びに加盟者と外国のクラブ（チーム）との間の選手移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、加盟者の全てを拘束する。

#### 第19条 〔移籍の定義〕

移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という）を脱退し、別のチーム（以下「移籍先チーム」という）に所属変更することをいう。

#### 第20条 〔移籍の手続き〕

1. 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍先チームが登録申請をし、本協会の承認を得なければならない。
2. 本規則の定めにより移籍元チームが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

#### 第21条 〔公式試合への出場資格〕

1. 本規則に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日から公式試合に出場することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、選手の公式試合への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。
3. プロ選手は、プロ選手として出場した最後の公式試合から30日間は、アマチュア選手として登録することはできない。

### 第2節 移籍の手続き

#### 第22条 〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。

#### 第23条 〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、如何なる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本協会の規則に従いトレーニング費用等を支払うものとする。

#### 第24条 〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、プロ選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

#### 第25条 〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕

1. プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとするチームは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手のその時点で在籍するチームに通知しなければならない。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のチームとの契約が満了したか、又は満了前6ヶ月間に限り、他のチームと契約を締結することができるものとする。
2. プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが移籍に伴う補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

#### 第26条 〔プロ選手の期限付移籍〕

1. プロ選手は、選手と関連するチームとの間の書面による合意により他のチームに期限付移籍されることが出来る。
2. 期限付移籍の最短期間は、本規則に定める2つの登録ウインドー間の期間とする。
3. 期限付移籍に際して、移籍元チーム及び選手自身の書面による同意なしに、移籍先チームは選手を第三のチームに移籍させる権利を有しない。

#### 第27条 〔国際移籍〕

1. 選手が外国のチームへ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。
2. 外国のクラブ（チーム）に登録されていた選手が新たに本協会加盟チームに移籍する場合、本協会は移籍先チームからの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」の発行を依頼するものとする。
3. 前2項に定める手続きは、関連するFIFA規則に基づいて行われるものとする。
4. 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。
  - (1) 本人が日本国内に入国し居住していること
  - (2) 本協会の請求に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること
  - (3) 次の各書類を添付すること
    - ① 旅券の写し
    - ② 入国査証の写し（日本国籍を有する選手を除く）
    - ③ 在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写し

### 第3章 違反等

#### 第28条 〔規則違反〕

選手又は加盟チームが本規則に違反した場合の処分は、司法機関組織運営規則及び懲罰規程に従う。

#### 第29条 〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、和解あっせんに関する規則に従い、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

#### 第30条 〔改正〕

本規則の改定は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

#### 第31条 〔施行〕

本規則は、2014年4月1日から施行する。

#### 〔改正〕

2015年12月17日

2017年4月13日

2018年12月13日

2019年11月14日

# 懲罰規程

## 第1節 総則

### 第1条 〔目的〕

本規程は、定款第50条に基づき、以下の各号について定める。

- (1) 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに司法機関組織運営規則第19条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、「都道府県協会等」という。）の規律委員会、裁定委員会及びそれらに類する機関（以下、「都道府県協会等の司法機関」という。）における懲罰に関する事項
- (2) 本協会の不服申立委員会における不服申立に関する事項

### 第2条 〔対象者〕

本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規則に定める仲介人及びその所属する法人とする。

### 第3条 〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕

1. 司法機関組織運営規則第19条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の司法機関に、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰（以下、「6ヶ月以上等の重罰」という。）を科す場合、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。
  - (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
  - (2) 罰金
  - (3) 没収
  - (4) 下位ディビジョンへの降格
  - (5) 除名
  - (6) 競技会への参加資格の剥奪
  - (7) 新たな選手の登録禁止
  - (8) 観客のいない試合の開催
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分
3. 前2項の定めにかかわらず、Jリーグにおける懲罰問題のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為については、Jリーグが懲罰権を有し、JリーグがJリーグ規約及びこれに付随する諸規程（以下、「Jリーグ規約等」という。）に定めるところにより懲罰を科すものとする。

### 第4条 〔懲罰の種類〕

1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
  - (1) 警告  
主審が試合中に選手等に対し、競技規則に基づきイエローカードを示す
  - (2) 退場  
主審が試合中に選手等に対し、試合中にフィールド及びその周辺から立ち去るように命じる
  - (3) 戒告  
口頭をもって戒める
  - (4) 譴責  
始末書を取り、将来を戒める
  - (5) 罰金  
一定の金額を本協会に納付させる
  - (6) 社会奉仕活動
  - (7) 没収  
取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
  - (8) 賞の返還  
賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる

- (9) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止  
一定数、一定期間、無期限又は永久的に、公式試合について、フィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する
  - (10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任  
本協会、加盟団体及び加盟チームにおける一切の公的職務を一定期間、無期限又は永久的に停止し、禁止し、又は解任する
  - (11) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止  
サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁止する
  - (12) 除名  
本協会の登録を抹消する
2. 加盟団体及び加盟チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (1) 戒告
  - (2) 譴責
  - (3) 罰金
  - (4) 没収
  - (5) 賞の返還
  - (6) 再試合
  - (7) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
  - (8) 得点又は勝ち点の減点又は無効
  - (9) 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）
  - (10) 観衆のいない試合の開催
  - (11) 中立地における試合の開催
  - (12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
  - (13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
  - (14) 下位ディビジョンへの降格
  - (15) 競技会への参加資格の剥奪
  - (16) 新たな選手の登録禁止
  - (17) 除名
3. 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (1) 戒告
  - (2) 譴責
  - (3) 罰金
  - (4) 没収
  - (5) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
  - (6) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
  - (7) 除名
4. 前3項各号の懲罰は、併科することができる。

## 第5条 〔懲罰の解除〕

1. 前条第1項第9号から第11号並びに前条第2項第12号及び第13号の懲罰のうち、3年を超える懲罰、又は無期限の懲罰を受けた個人又は団体（以下、個人、団体ともに「当事者」という。）は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続により解除の申請を行うことができる。
  - (1) 当事者（団体の場合はその代表者）は、解除の嘆願書、活動状況報告書及び反省文（以下、「当事者申請書類」という。）を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受けたときに所属した組織（複数に属する場合はそのいずれか）に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。
    - ① 都道府県サッカー協会
    - ② 地域サッカー協会
    - ③ 各種の連盟
  - (2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申請する。
  - (3) 本協会事務局は、当該懲罰を決定した委員会（規律委員会又は裁定委員会のいずれか。以下、「担当委員会」という。）に前号の書類一式を回付する。
  - (4) 担当委員会の委員長又は委員長から委嘱を受けた者は、当事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはかり、担当委員会にて解除について審議・決定する。

2. 前項に従い、解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、担当委員会において解除が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行うことができる。
3. Jリーグにより決定された懲罰の解除については、前2項の規定は適用されず、Jリーグ規約等に基づくものとする。

#### 第6条 〔選手等に対する罰金〕

特段の定めのない限り、アマチュア選手等に対しては、罰金を科さないものとする。

#### 第7条 〔共犯等〕

他の者を教唆若しくは幫助し、又は他の者と共謀して若しくは他の者を利用して違反行為を行わせた加盟団体、加盟チーム又は選手等には、自ら違反行為を行った場合に準じて懲罰を科するものとする。

#### 第8条 〔役員及び監督等の加重〕

役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

#### 第9条 〔両罰規定〕

1. 加盟団体又は加盟チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体又は加盟チームに対しても懲罰を科することができる。ただし、その加盟団体又は加盟チームに過失がなかったときは、この限りではない。
2. 仲介人がその所属する法人の業務に関して違反行為を行った場合には、同人に対して懲罰を科するほか、同人が所属する法人に対しても懲罰を科することができる。ただし、その法人に過失がなかったときは、この限りではない。

#### 第10条 〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって、罰金の金額とする。

#### 第11条 〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

#### 第12条 〔情状による軽減〕

1. 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。
2. 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

### 第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及び審議の手続

#### 第13条 〔調査及び審議の手続〕

本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに都道府県協会等の司法機関における懲罰の調査、審議及び懲罰の決定の手続は、本節に定めるところによる。都道府県協会等は、本規程の目的の範囲で、これらの手続に関して本規程を補完するための規則を別に定めることができる。

#### 第14条 〔所管事項〕

1. 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより本協会の規律委員会又は所管の都道府県協会等の司法機関が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
2. 仲介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰については、第4節の定めるところにより本協会の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
3. 競技及び競技会に関連するもの以外の違反行為に対する懲罰については、第5節の定めるところにより本協会の裁定委員会又は所管の都道府県協会等の司法機関が調査、審議及び懲罰の決定を行う。

#### 第15条 〔都道府県協会等の司法機関の手続の開始〕

都道府県協会等の司法機関は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 審判報告書又はマッチコミッショナー報告書により、違反行為について報告された場合
- (2) 当該都道府県協会等の司法機関の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

#### 第16条 〔本協会の規律委員会の手続の開始〕

本協会の規律委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条及び第14条第1項に従い都道府県協会等の司法機関より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会の規律委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合
- (3) 仲介人に関する規則に定める場合

#### 第16条の2 〔本協会の裁定委員会の手続の開始〕

本協会の裁定委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条及び第14条第3項に従い都道府県協会等の司法機関より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会の裁定委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

#### 第17条 〔言語〕

1. 司法機関（都道府県協会等の司法機関を含む。以下同じ）の手続及び書面における言語は日本語を使用するものとする。
2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

#### 第18条 〔代理人〕

司法機関における手続に関して、以下の者を除いては当事者の代理人になることはできない。

- (1) 当事者が所属する団体に属する者の中から当事者が指定した者
- (2) 弁護士
- (3) 法定代理人（当事者が未成年の場合）
- (4) その他規律委員会、裁定委員会又は不服申立委員会が承認した者

#### 第19条 〔手続の非公開〕

司法機関における懲罰の手続及び記録は非公開とする。ただし、当該司法機関は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

#### 第20条 〔聴聞〕

規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

#### 第21条 〔証拠の評価〕

1. 懲罰の審議においては、主審・副審・第4の審判員・マッチコミッショナー及び審判インストラクターの報告、当事者及び目撃者の供述及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。
2. 審判及びマッチコミッショナーの報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。

#### 第22条 〔議決〕

規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

#### 第23条 〔懲罰の通知〕

1. 規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は決定した懲罰を当事者又は同人が所属する団体（選手が当事者の場合は同人が登録された加盟チーム）に書面にて通知するものとする。
2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
  - (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）
  - (2) 代理人があるときは、その氏名及び所属
  - (3) 懲罰の内容（判断の結論、効力発生日を含む）
  - (4) 判断の理由（必ず、根拠となる条文を記載すること）
  - (5) 作成年月日
  - (6) 不服申立手続の可否及びその手続きの期限（第37条参照）
3. 前2項に定める通知は、郵送、FAX又は電子メール等の手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、本協会、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレスに発信され

た時点で有効に通知されたものとみなされる。

#### 第23条の2 【懲罰の公表】

本協会は、本協会の規律委員会及び裁定委員会が決定した懲罰を公表する。ただし、公表にあたり、被処分者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとする。また、本協会は、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。

### 第3節 競技及び競技会における違反行為

#### 第24条 【競技及び競技会における違反行為】

加盟団体、加盟チーム又は選手等の違反行為のうち、本協会又は都道府県協会等が主催する公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

#### 第25条 【公式競技会における懲罰】

本協会及び都道府県協会等は、主催する公式競技会に規律委員会を設置し、懲罰権を委任又は再委任することができる。この場合、第3条〔都道府県協会等における懲罰〕を準用する。

#### 第26条 【主審の下す懲罰】

試合中は主審が懲罰の決定を下すものとし、その決定は最終的なものとする。

#### 第27条 【警告】

主審による警告処分に関連する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第1項のとおりとする。

#### 第28条 【退場】

主審による退場処分の対象となる違反行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第2項のとおりとする。

#### 第29条 【その他の懲罰】

競技及び競技会における違反行為のうち前2条に定めるものを除く行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第3項以下のとおりとする。

#### 第30条 【出場停止処分を繰り返した場合】

同一競技会において繰り返し出場停止処分に相当する違反行為を行った場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件数に応じて出場停止試合数を加算し、罰金を科すことができる。

#### 第31条 【懲罰基準の運用細則】

本協会の規律委員会は、理事会の承認を得て、懲罰基準の運用に関する細則を定めることができる。

### 第4節 仲介人に関する規則に関連する違反行為

#### 第32条 【仲介人に関する規則に関連する違反行為】

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、仲介人に関する規則に関連する違反行為については、第3条に定める都道府県協会等の司法機関への懲罰権の委任は適用されず、当該規則の定めるところにより、本協会規律委員会が直接かつ専属的に懲罰権を有するものとし、調査、審議し、懲罰を決定する。

### 第5節 その他の違反行為

#### 第33条 【裁定委員会の調査、審議】

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前2節に定めるもの（競技及び競技会における違反行為並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県協会等における懲罰〕所定の都道府県協会等の司法機関が、調査、審議し、懲罰を決定する。



#### 第34条 〔違反行為〕

1. 加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条（第1項第1号及び第2号を除く）の懲罰を科す。
  - （1）本協会の各種規程・規則に違反したとき
  - （2）本協会の指示命令に従わなかったとき
  - （3）本協会、加盟団体、加盟チーム又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
  - （4）本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
  - （5）刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
  - （6）加盟団体、加盟チーム又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
  - （7）加盟団体、加盟チーム又は選手等が、その職務に関して脱税その他不正な経理を行った場合
2. 前項にかかわらず、指導者（指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役員として登録されている者）及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、〔別紙3〕『指導に関連した懲罰基準』に従うものとする。

#### 第6節 不服申立

#### 第35条 〔総則〕

1. 本協会の規律委員会若しくは裁定委員会又は都道府県協会等の司法機関（以下、本節においては「第一審機関」という。）によって科された懲罰（以下、「原懲罰」という。）について、当該懲罰を科された個人又は団体は、本節の定めに従い、本協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。
2. Jリーグが第3条第3項に基づき科した懲罰については、不服申立委員会は、Jリーグ規約等を根拠として再審議を行い、新たに決定を下すものとする。

#### 第36条 〔不服申立可能な懲罰〕

1. 不服申立委員会への不服申立は、原懲罰が以下のいずれかに該当する場合に限り可能なものとする。
  - （1）3試合以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
  - （2）2ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
  - （3）100万円以上の罰金
  - （4）下位ディビジョンへの降格
  - （5）2点以上の勝点の減点
  - （6）没収
  - （7）賞の返還
  - （8）観衆のいない試合の開催
  - （9）中立地における試合の開催
  - （10）競技会への参加資格の剥奪
  - （11）新たな選手の登録禁止
  - （12）除名
  - （13）前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分
2. 原懲罰が前項各号に満たない場合、原懲罰は確定するものとする。
3. 前2項にかかわらず、第3条第3項に基づきJリーグにより科された懲罰については、第1項は適用されず、全ての事案について不服申立委員会への不服申立が可能なものとする。

#### 第37条 〔不服申立にかかる時間的制限〕

1. 不服申立委員会に不服申立を行おうとする個人又は団体（以下、「申立人」という。）は、原懲罰の伝達を受けた日から3日以内（通知を受けた日を含む）に、不服申立を行う意思を書面（以下、「不服申立書」という。）により、本協会不服申立委員会事務局（以下、「事務局」という。）まで通知しなければならない。
2. 申立人は、原懲罰の伝達を受けた日から10日以内に（通知を受けた日を含む）不服申立の理由を書面（以下、「理由書」という。）により、事務局まで通知しなければならない。
3. 前2項にかかる不服申立書及び理由書は、FAX又は郵送にて提出されなければならない。
4. 前3項に定める手続きが満たされない場合、当該申立は無効となり、原懲罰が確定する。
5. 不服申立委員会の委員長は、緊急性を要する場合、第1項及び第2項に定める期間を短縮する決定を行うことができる。

### 第38条 〔不服申立の理由〕

1. 申立人は、原懲罰が懲罰の決定に影響を与え得る重大な事実認定の誤りに基づくものである場合又は原懲罰の決定において規程の適用に誤りがある場合に、不服申立を行うことができるものとする。
2. 不服申立委員会の委員長は、前項に定める理由をいずれも満たしていないことが明らかな不服申立については、会議を招集することなく、書面にてこれを棄却することができる。
3. 事務局は、不服申立が本規則に定める各種の手続き要件を満たさない場合、当該不服申立を却下する。

### 第39条 〔理由書〕

1. 第37条第2項に定める理由書は、書面によるものとする。
2. 理由書の内容には、不服申立の意思とその理由を含むものとする。

### 第40条 〔事情聴取〕

不服申立委員会の手続きは、原則として、書面のみによってなされ、当事者等に対する事情聴取は行わないものとする。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではなく、事情聴取を行うことができるものとする。

- (1) 不服申立委員会の委員長が必要と判断した場合
- (2) 第3条第2項各号に該当する場合で、当事者が事情聴取の実施を希望した場合

### 第41条 〔手数料〕

1. 申立人は、不服申立にかかる手数料として、第37条第2項に定める期日内に1万円を本協会に納付しなければならない。
2. 不服申立の結果として、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定を行った場合は、当該手数料は申立人に返還され、当該手数料は第一審機関の団体（本協会又は都道府県協会等）によって負担されるものとする。

### 第42条 〔不服申立委員会の決定の通知〕

1. 不服申立委員会の通知は、郵送、FAX又は電子メール等の手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、本協会、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。
2. 不服申立委員会の決定の通知は書面にてこれが当事者に到達したときから有効となる。

### 第43条 〔出場停止処分等における不服申立の効果〕

1. 原懲罰が出場停止処分等（第36条第1項第1号及び第2号）の場合、不服申立は当該原懲罰の適用を中断する効果を持たないものとする。
2. 前項の場合、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合であっても、不服申立委員会の当該決定は前条に定める効力発生日から将来にわたって有効となるものであり、その効力発生日までに既に適用された原懲罰は回復されないものとする。

### 第44条 〔その他処分における不服申立の効果〕

1. 原懲罰が前条第1項に該当するもの以外の懲罰の場合、原懲罰の適用は、第42条に定める不服申立委員会の決定の効力発生日までの期間、中断されるものとする。
2. 前項の規定にもかかわらず、前項に該当する懲罰が不服申立委員会の決定に先立って適用された場合に、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合は、第一審機関の団体（本協会又は都道府県協会等）は、原懲罰の既に適用された部分について原状回復義務を負うものとする。

### 第45条 〔都道府県協会等の義務〕

1. 第37条第1項に基づき、不服申立書が当事者から本協会事務局に通知された場合、本協会は速やかに第一審機関にこれを通知するものとする。
2. 前項の本協会からの通知を受けた第一審機関は、通知を受けた日から7日以内（通知を受けた日を含む）に原懲罰の決定にかかる全ての資料を本協会事務局に提出しなければならない。
3. 前項に定める期日を過ぎて第一審機関より提出された資料は、原則として不服申立委員会における審査において考慮されないものとする。

### 第46条 〔追加的調査〕

1. 第37条及び第45条にかかわらず、不服申立委員会の委員長は、申立人又は第一審機関若しくはそ

- の両方に対して、追加の資料を請求することができる。
2. 前項に基づき適法に提出された資料等は、不服申立委員会における審査において考慮することができる。

#### 第47条 〔証拠の評価〕

不服申立委員会は、本節の規定に基づき適法に提出された全ての証拠を考慮し、懲罰を決定するものとする。

#### 第48条 〔議 決〕

1. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。
2. 不服申立委員会の委員長は、原懲罰が以下の各号に該当する場合は、単独で懲罰の決定を行うことができる。ただし、委員長が通常の委員会の開催を必要と判断した場合はこの限りではない。
  - (1) 3試合の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
  - (2) 2ヶ月の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
  - (3) 第3条第3項に基づきJリーグにより科された懲罰に関して不服申立がなされたもののうちで、戒告、譴責又はそれらと同等の懲罰
3. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
4. 前項の場合で、副委員長に事故があるときは、委員のうちで互選された者が、委員長の職務を代行する。

### 第7節 附則

#### 第49条 〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

#### 第50条 〔施 行〕

本規程は、2014年4月1日から施行する。

#### 〔改正〕

2014年 9月11日  
2014年12月18日 (2015年 1月 1日施行)  
2015年 3月12日 (2015年 4月 1日施行)  
2016年 3月10日 (2016年 4月 1日施行)  
2017年 4月13日  
2018年 9月13日  
2018年12月13日  
2019年 1月16日  
2019年 5月16日  
2019年 7月11日  
2020年 1月16日 (2020年 1月30日施行)

## 〔別紙1〕 競技及び競技会における懲罰基準

### 1. 警 告

競技規則に基づき主審が警告を命じた場合で、以下の1-1又は1-2に該当する場合、規律委員会は各項①号以下の定めにより懲罰を科す。

#### 1-1. 異なる試合において繰り返し警告を受けた場合

- ① 当該競技会において繰り返し警告を命じられた場合：〔別紙2〕第2条第1項に従い、当該競技会において最低1試合の出場停止。
- ② 当該競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合：当該競技会において最低2試合の出場停止。

#### 1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合

- ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止及び罰金。

### 2. 退 場

競技規則に基づき主審が退場を命じた場合、規律委員会は、以下の2-1(1)から(10)又は2-2から2-7の①号以下の定めにより懲罰を科す。

#### 2-1. 以下のいずれかに該当する場合

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 乱暴な行為
- (4) 審判員の判定に対する執拗な抗議
- (5) 他の選手、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 戦略的な行為を繰り返す
- (9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為
- (10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為

- ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止
- ② 繰り返した場合（内容は同一でなくてもよい）：最低2試合の出場停止及び罰金

#### 2-2. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為

- ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金

#### 2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為

- ① 1回目の場合：最低6試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金

#### 2-4. 審判員に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為

- ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金

#### 2-5. 審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為

- ① 1回目の場合：最低4試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低8試合の出場停止及び罰金

#### 2-6. 審判員に対する暴行・脅迫

- ① 1回目の場合：最低6ヶ月の出場停止及び罰金。
- ② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金

## 2-7. 審判員に対してつばを吐きかける行為

- ① 1回目の場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金。
- ② 繰り返した場合：無期限の出場停止

## 3. その他の違反行為

### 3-1-1. 試合放棄

- ① チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して、当該試合の没収処分及び2試合以上の出場停止処분을科す。ただし、Jリーグについては、Jリーグの規約による。
- ② 当該違反行為が重大な場合は、前項に加え、3-6に従い追加的な懲罰を科すものとする。

### 3-1-2. 選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による器物破損行為

- ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止及び罰金

### 3-1-3. 乱闘、喧嘩

乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。

- ① 1回目の場合：最低6試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止

### 3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合

罰 則：最低12ヶ月のサッカー関連活動の停止

### 3-2-2. 選手証等の偽造・変造

選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造又は変造した場合

罰 則：処分決定日から1ヶ月の出場停止

### 3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場（未遂を含む）

出場させた者：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

出場した選手（本協会の登録選手の場合のみ）：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

チーム：得点を3対0として負け試合扱いとする（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）。なお、得点又は勝ち点の減点又は無効処分については、年度当初の競技会規程で別途定めることができる。

### 3-4. チームによる違反行為

- ① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。
- ② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返した行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。
- ③ 前2項についての罰金は以下の通りとする。
  - (1) J1の場合：金50万円
  - (2) J2及び3の場合：金25万円

### 3-5. 差別

人種、肌の色、性別、言語、宗教、又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為により、個人あるいは団体の尊厳を害した場合、以下のとおり懲罰を科すものとする。但し、軽度の違反の場合は、譴責若しくは戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。

- (1) 違反者が選手等（アマチュア選手を含む）の場合は、違反当事者に対して、原則として最低5試合

の出場停止処分及び10万円以上の罰金を科す。

- (2) 同一のチームに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該チームに勝点の減点処分（初回の違反は3点、二度目の違反は6点）を科す。さらなる違反の場合は、下位ディビジョンへの降格処分を科す。なお、勝点が伴わない競技会の場合は当該チームの競技会への参加資格を剥奪するものとする。
- (3) 違反者がサポーターの場合は、その有責性にかかわらず、当該チームに対して40万円以上の罰金を科す。重大な違反には、観客のいない試合の開催、試合の没収、勝点の減点、又は競技会の資格剥奪などの追加的な懲罰を科す。
- (4) 違反者が観客（サポーターを含む）の場合は、最低2年間、スタジアムへの入場を禁止される。

### 3-6. 八百長

- (1) 作為若しくは不作為により、直接若しくは間接に、試合の経過、結果若しくはその他の側面に不当に影響を与え若しくは操作する行為、又は、何らかの手段によりそれらを共謀し若しくは企てる行為（以下、総称して「八百長行為」という。）をした者には、最低5年間のサッカー関連活動の禁止処分及び最低1000万円の罰金を科す。重大な違反の場合には、永久的サッカー関連活動の禁止処分を含むさらなる厳しい懲罰が科されるものとする。
- (2) 違反者が所属するチームには、当該試合の没収、競技会への参加資格の剥奪及びその他の追加的懲罰が科される。
- (3) 八百長行為に直接又は間接に関わる活動又は情報に関連して何らかの接触を受けた者は、直ちにかつ自発的に本協会又は関連の加盟団体にこれを通報する義務を負う。当該通報義務を怠った者には、最低2年間のサッカー関連活動の停止処分及び最低150万円の罰金を科す。

### 3-7. チーム又は選手等によるその他の違反行為

本規程に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が本協会の各種規程・規則の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規程第4条に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。ただし、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関が本規定を適用して懲罰を適用する場合、事前に本協会規律委員会の委員長の承認を得なければならないものとする。

## 4. 罰金

### 4-1. 選手等に対する罰金

選手等には、本規程に従い罰金が科されるものとする。ただし、本規程に金額に関する特段の定めがない場合の選手等に対する罰金の金額は以下のとおりとする。

- (1) J1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円（アマチュア選手を含む）
- (2) J2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（アマチュア選手を含む）
- (3) J3及びJFLの場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）
- (4) 地域リーグその他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）

### 4-2. 加盟チームに対する罰金

加盟チームには、本規程に従い、罰金が科されるものとする。

## 〔別紙2〕 競技及び競技会における懲罰基準の運用に関する細則

### 第1条 〔6ヶ月以上等の懲罰を科す場合の運用について〕

1. 都道府県協会等の司法機関は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。
2. 前項の定めにかかわらず、6ヶ月以上等の重罰の場合は、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関には決定権はないものとし、懲罰案を本協会規律委員会又は裁定委員会に連絡した上で、本協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。
3. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が6ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

### 第2条 〔警告の累積による出場停止試合数〕

1. 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。
  - (1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：  
警告の累積が2回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
  - (2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：  
警告の累積が3回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
  - (3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：  
警告の累積が4回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
2. 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。
3. 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、当該警告処分を受けた競技会（大会規程等により当該競技会と一体を成すとみなされるものを含む。以下同じ）の試合のみに適用されるものとし、他大会に影響しない。

【例】(1)の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、6回目で2試合の出場資格停止となる。

### 第3条 〔出場停止処分の適用範囲〕

1. 選手等が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域（A Dカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入り制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。
2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができる。

### 第4条 〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕

退場による公式試合の出場停止処分（同一の試合中に二度警告を受けたことにより退場を命ぜられた場合も含む。以下同じ）は、当該出場停止処分を受けた競技会における直近の試合に適用されるものとする。処分が複数試合の場合は、順次、当該競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。

### 第5条 〔警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分の関係について〕

警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分は併科する。この場合、退場による公式試合の出場停止処分を先に消化するものとする。

### 第6条 〔当該競技会にて消化しきれなかった出場停止処分の持ち越し〕

1. 第4条による出場停止処分が、当該出場停止処分を受けた競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。
2. 前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての異なる競技会間の伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等及びその所属するチームが連帯して責任を負うものとする。
3. 第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等及びその所属チームに対し本規程に従い懲罰を科すものとする。

### 第7条 〔選手の移籍に伴う出場停止の消化〕

1. 出場停止処分が未消化の状態での他のチームへ移籍（学校のチームに所属する選手が、卒業によって新たなチームに所属変更する場合を含む）した選手については、移籍先のチームにて未消化の出場停止処分を消化するものとする。
2. 前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等、その移籍元チーム及び移籍先チームが連帯して責任を負うものとする。

3. 第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等に加え、その移籍元チーム若しくは移籍先チーム、又はその双方に対し本規程に従い懲罰を科すものとする。

第8条 〔出場停止処分の消化に関する特別規定〕

第4条の規定にかかわらず、出場停止処分の消化に関するJリーグにおける取扱いについては、別途Jリーグが定めるところによる。

第9条 〔複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化〕

選手等が、複数のチーム（選抜チームや年齢制限付チーム等）にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は当該競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。

第10条 〔試合が中止等となった場合の懲罰の消化〕

1. 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能又は中止となった場合には、当該試合中に出された警告・退場の処分は効力を失わないものとする。
2. 試合が一方又は両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試合又は没収試合となった場合には、当該試合中に出された警告・退場の処分の効力については次のとおりとする。
  - (1) 再試合を実施する場合には、退場の処分は有効とし、警告の処分は効力を失うものとする。
  - (2) 再試合を実施しない場合及び没収試合の場合には、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合には両チームの受けた処分を有効とする。
3. 出場停止処分が試合数をもって科されている場合には、開催不能、中止、無効試合又は没収試合となった試合については、出場停止試合に算入する。但し、試合が開催不能、中止、無効試合又は没収試合となったことにつき責に帰すべきチーム及び選手等に対しては、出場停止試合に算入しないものとする。

第11条 〔競技規則と懲罰基準の関係〕

退場に関する懲罰基準は、下表に従い、読み替えて運用する。



表1. 選手の場合

	競技規則	懲罰基準		懲罰
1	著しく不正なプレーを犯す	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
2	乱暴な行為を犯す	2-1(3)	乱暴な行為	最低1試合
		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合及び罰金
		2-5	審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低4試合及び罰金
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低6ヶ月及び罰金
3	人をかむ、または人につばを吐く	2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合及び罰金
		2-3	選手等に対してつばを吐きかける行為	最低6試合及び罰金
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低6ヶ月及び罰金
		2-7	審判員に対してつばを吐きかける行為	最低12ヶ月及び罰金
4	意図的にボールを手または腕で扱い、相手チームの得点または決定的な得点の機会を阻止する（自分たち	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合

	のペナルティーエリア内にあるゴールキーパーを除く)			
5	競技者がフリーキックで罰せられる反則を犯し、全体的にその反則を犯した競技者のゴールに向かって動いている相手競技者の得点、または、決定的な得点の機会を阻止する（「得点、または、決定的な得点の機会の阻止」に規定される警告の場合を除く）	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
6	攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする。	2-1(5)	他の選手、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低1試合
		2-4	審判員に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為	最低2試合
7	ビデオオペレーションルーム (VOR) に入る	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合

## 2. チーム役員の場合

	競技規則	懲罰基準		懲罰
1	ボールを放さない、ボールを遠くへける、競技者の動きをさえぎるなどで、相手チームのプレーの再開を遅らせる	2-1(7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
2	意図的にテクニカルエリアを出て、次のことを行う： ・審判員に対して異議を示す、または抗議する。 ・挑発したり、相手の	2-1(4)	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低1試合
		2-1(5)	他の選手、その他の競技に立	最低1試合

	感情を刺激するような態度をとる		ち会っている人々に対する侮辱	
		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合及び罰金
3	攻撃的または対立的な態度で相手チームのテクニカルエリアに入る	2-1 (7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
4	競技のフィールドに物を意図的に投げ入れる、またはけり込む	2-1 (7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
5	競技のフィールドに入り、次のことを行う： ・審判員と対立する（ハーフタイムと試合終了後を含む） ・プレー、相手競技者、または審判員を妨害する	2-1 (4)	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低1試合
		2-1 (7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合
6	ビデオオペレーションルーム (VOR) に入る	2-1 (1)	著しい反則行為	最低1試合
7	相手競技者、交代要員、チーム役員、審判員、観客、またはその他の人（ボールパーソン、警備員、競技会役員など）に対する身体的または攻撃的な行動をとる（つばを吐く、かみつくなど）	2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合及び罰金
		2-3	選手等に対してつばを吐きかける行為	最低6試合及び罰金
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低6ヶ月及び罰金
		2-7	審判員に対してつばを吐きかける行為	最低12ヶ月及び罰金

			為	
8	攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする	2-1(5)	他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低 1 試合
		2-4	審判員に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為	最低 2 試合
9	認められていない電子機器や通信機器を使用したり、電子機器や通信機器を使用して不適切な行動をとる	2-1(1)	著しい反則行為	最低 1 試合
10	乱暴な行為を犯す	2-1(3)	乱暴な行為	最低 1 試合
		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低 2 試合及び罰金
		2-5	審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低 4 試合及び罰金
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低 6 ヶ月及び罰金

(参考資料1) 事情聴取での必要な情報

1. 大会名等
  - ・ X県選手権P地区予選トーナメント第3回戦(出場16チーム)、a対f
2. 日時、場所、ピッチコンディション等の条件
  - ・ 1999年M月D日 13:35キックオフ 前半25分頃
  - ・ X県総合競技場、芝生(一部はげ)、前日の雨により滑りやすかった
3. 案件に関わった人の名前、所属等
  - ・ 主審; R(チームr、3級)、副審; S(チームr、4級)、T(チームr、3級)
  - ・ A選手(チームa)、F選手(チームf)
  - ・ 会場責任者(等の客観的第三者); M(X県P地区社会人連盟事務局)
4. 審判報告書、審判報告書(重要事項)
  - ・ 主審が記入し、署名のあるもの(退場があった場合、審判は審判報告書(重要事項)に詳細に記入して報告しなければならない)
5. 案件の客観的事実とそれを確認した人
  - ・ 詳細かつ客観的な事実(選手役員のとった行動、発言した内容等を、それぞれ具体的に記載し、個別に誰が確認したかも明記する)
  - ・ 案件の背景(事実上の決勝戦、前回の対戦でも小競り合いがあった)
  - ・ 確認した人は客観的に事実を見ることの出来た第三者であることがのぞましい
6. 事情聴取を実施した日付等
  - ・ 事情聴取担当者; N(X県規律委員長)、O(同委員)、P(同委員、P地区規律委員長)
7. 事情聴取の結果
  - ・ 客観的な事実でない場合(主審Rはそう聞いた、副審Tにはそう見えた)や、それぞれで意見が分かれる場合(副審Sは「タックルされた」が選手Fは「近づきすぎて接触した」)はその発言者名を明記し、個別に記載する
  - ・ 「覚えていない」というような場合では、その旨を明記する
  - ・ 報告書が出来た段階で、意見が記載の通りで間違いが無いかを当事者に直接確認する
8. 処分案
  - ・ 6ヶ月以上の処分を課す方針となった場合には、本協会に速やかに報告し、本協会の規律委員会又は裁定委員会が最終決定を行う
  - ・ その際、被処分者には確認がなされるまで暫定的な処分であることを通知する
9. その他の特記事項
  - ・ 情状酌量に値する事項等については、客観的事実を具体的に記載する

(参考資料2) 不服申立手続きに関する書類の送付先

<本規程第37条 関連>

【不服申立を行う場合の不服申立書及び理由書の送付先】

〒113-8311

東京都文京区本郷サッカー通り(3-10-15) JFAハウス

公益財団法人日本サッカー協会 不服申立委員会事務局

FAX: 03-3830-2005

※郵送(必着)又はFAXにて送付のこと

〔別紙3〕指導に関連した懲罰基準

表1. 指導中（練習・試合含む）における選手等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）	
違反行為の程度・結果	懲罰
被害者が傷害を負わなかった	6ヶ月間のサッカー関連活動停止
被害者が全治1か月未満の傷害を負った	1年間のサッカー関連活動停止
被害者が全治1か月を超える傷害を負った	無期限又は永久的なサッカー関連活動停止・禁止、除名
表2. 指導中（練習・試合含む）における選手等に対する人格を否定するような発言・侮辱等、又は指導者が特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為（以下「暴言等」という。）により、心身に有害な影響を及ぼす言動	
違反行為の程度・結果	懲罰
偶発的な暴言等で、被害者のみが強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動環境を悪化させるまでに至らなかった	譴責
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者のみが強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動環境を悪化させるまでに至らなかった	6ヶ月間のサッカー関連活動停止
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動に支障が生じた（暴言等を受けた被害者が当該所属チームでの活動を一時中断せざるを得なくなった、指導者におびえ萎縮して当該所属チームでの活動が阻害された等）	1年間のサッカー関連活動停止
暴言等を繰り返し、被害者の心身に重大な障害を与えた、又は被害者が退団する等、当該所属チームでの活動を中止に至らせた	無期限又は永久的なサッカー関連活動停止・禁止、除名
表3. 選手等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動	
違反行為の程度・結果	懲罰
被害者のみが強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動環境を悪化させるまでに至らなかった	1年間のサッカー関連活動停止
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動に支障が生じた（被害者が当該所属チームでの活動を一時中断せざるを得なくなった、指導者におびえ萎縮して当該所属チームでの活動が阻害された、又は被害者が退団する等、当該所属チームでの活動を中止に至らせた等）	無期限又は永久的なサッカー関連活動停止・禁止、除名
表4. 選手等の意に反して行った、わいせつな言辭、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という。）	
違反行為の程度・結果	懲罰
被害者のみが強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動環境を悪化させるまでに至らなかった	1年間のサッカー関連活動停止

性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動に支障が生じたが、被害者が当該所属チームでの活動を中断したり、指導者に対し萎縮するまでには至らなかった	2年間のサッカー関連活動停止
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退団など当該所属チームでの活動の中止に至らせた	無期限又は永久的なサッカー関連活動停止・禁止、除名
表5. 指導中（練習・試合含む）において、選手等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導やサッカー関連活動（以下「不適切な指導や活動」という。）	
違反行為の程度・結果	懲罰
偶発的に行われた不適切な指導や活動であったが、被害者の当該所属チームでの活動に支障が生じるまでに至らなかった	譴責
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導や活動であったが、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動に支障が生じるまでに至らなかった	6ヶ月間のサッカー関連活動停止
不適切な指導や活動を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動に支障が生じた（不適切な指導や活動を受けた被害者が当該所属チームでの活動を一時中断せざるを得なくなった、指導者におびえ萎縮して当該所属チームでの活動が阻害された等）	1年間のサッカー関連活動停止
不適切な指導や活動を繰り返し、被害者の心身に傷害を負わせた、又は退団など当該所属チームでの活動を中止に至らせた	無期限又は永久的なサッカー関連活動停止・禁止、除名
<p>&lt;考慮すべき要素&gt;</p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか、傷害や死亡に至ったか（表1）、外傷・スポーツ傷害発生の有無・程度（表5））</p> <p>⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</p> <p>⑦被害者の年齢・人数、被害者の所属チーム活動への影響の程度（所属チーム活動の休止・停止の状況や所属チームからの退団の有無等を含む）</p> <p>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p>⑪刑事処分を受けた場合、その刑期</p> <p>&lt;加重・軽減要素の例&gt;</p> <p>○加重要素（処分内容を重くする）</p> <p>加害者あるいは被害者が複数の場合、被害者の年齢が低い・未成年の場合、複数回又は継続的に行われていた場合、行為・言動を行った期間が長い場合（概ね1ヶ月以上）、暴力・暴言・わいせつ行為など他の違反行為も併せて行った場合、所属チームでの活動の継続が困難になった場合、傷害・暴力・暴言内容の程度が重度な場合、退団・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、不適切な指導や活動であることを知っていながら不適切な指導や活動を行った場合（表5）等</p> <p>○軽減要素（処分内容を軽減する）</p> <p>真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容によりチームに所属する選手の活動が著しく制限される場合等</p>	

※処分の決定に係る基本的な考え方

1. 本基準に該当する暴力行為に対する懲罰は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定するものとする。
2. 本基準に定める暴力行為に関する懲罰の決定に当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、加害者・被害者の年齢、被害者の心理的負荷・競技活動への影響、日頃の活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮するものとする。

※その他留意事項

1. 上表において、「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合」とは、暴言等を受けた被害者のみが苦痛を感じた場合を想定している。
2. 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合」とは、暴言等を受けた被害者のみならず、周囲の競技者も苦痛を感じるなどして当該指導者から指導を受けることに嫌悪感を覚えるなど競技活動の環境が悪化した場合を想定しているが、被害者が競技活動を中断したり、指導者に対し萎縮するまでには至っていない場合を想定している。
3. 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合」とは、暴言等を受けた被害者が競技活動を一時中断せざるを得なくなった場合や、指導者におびえ萎縮して競技活動が阻害されたような場合を想定している。
4. ここでいう「刑事処分」は、他の項目との均衡から、軽微な刑事処分（事案が軽微で悪質性が低いなど）は該当しない。



## プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則

本規則は、定款第50条に基づき、プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関して定める。本協会に加盟又は登録するすべてのクラブ又はチーム及び選手は、本規則を遵守しなければならない。

### 1. プロ契約制度

#### 1-1 対象

本協会に登録するすべての選手を対象とする。

#### 1-2 プロ選手

- ① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。
- ② プロ選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること
  - (2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下総称して「加盟リーグ等」という）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること
  - (3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得ること
  - (4) 競技会の会場においては、本協会又は「加盟リーグ等」の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと
- ③ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。
- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。
- ⑤ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。
- ⑥ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- ⑦ いかなるクラブも、その契約の相手方のクラブ又はあらゆる第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。
- ⑧ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部を直接または間接に受け取る権利を第三者（ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本⑧において同じ。）に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。
- ⑨ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

#### 1-3 プロA契約・プロB契約（[別紙]表-1 参照）

##### ① 契約締結条件

次のいずれかを満たすことをプロA契約及びプロB契約の締結条件とする。

##### (1) 試合出場

- ◆ J1 : 450分
- ◆ J2 : 900分
- ◆ J3・JFL : 1,350分

この場合において、試合出場時間は公式記録によるものとする。ただし、出場時間が1分未満の場合は、1分としてカウントする。（[別紙]表-2参照）

##### (2) プロC契約3年経過

##### ② 対象となる試合

##### (1) リーグ別対象試合

- ◆ J1 : リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯
- ◆ J2 : リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯
- ◆ J3・JFL : リーグ戦、スーパーカップ、天皇杯

※1 天皇杯の出場実績は、J1、J2又はJ3・JFLに所属するクラブの第1種チームのメンバーとして出場した場合に限り、カウントする。

※2 JFLに加盟している大学チームに所属する選手の出場実績は、上記いずれの大会においてもカウントしない。

※3 特別指定選手が上記のリーグ別対象試合にJクラブの選手として出場した場合、プロA契約及びプロB契約締結条件の出場実績としてカウントする。

- (2) J1の対象試合と同様にカウントする試合及び大会
  - ◆ 日本代表Aマッチ（FIFAが認定する代表チーム同士の試合）
  - ◆ オリンピックサッカー競技及びオリンピックサッカー競技アジア地区2次予選、最終予選
  - ◆ アジア競技大会
  - ◆ FIFA U-20ワールドカップ本大会
  - ◆ AFCチャンピオンズリーグ
  - ◆ 上記以外にFIFA又はAFCが主催するチャンピオンクラブを出場対象とした大会
- (3) その他本協会が認めた試合
- (4) 海外のプロリーグ
 

海外のプロリーグにおける実績評価については、別途定めるものとする。

③ 試合出場時間換算方法

移籍及びクラブの昇降格により選手の所属するリーグが変更となる場合、既に出場している時間は、次のように換算する。

- (1) J1 から J2 へ変更の場合 : J1 での出場時間を 2.0 倍 に換算
- (2) J1 から J3・JFL へ変更の場合 : J1 での出場時間を 3.0 倍 に換算
- (3) J2 から J3・JFL へ変更の場合 : J2 での出場時間を 1.5 倍 に換算
- (4) J2 から J1 へ変更の場合 : J2 での出場時間を 1/2 に換算
- (5) J3・JFLから J1 へ変更の場合 : JFL での出場時間を 1/3 に換算
- (6) J3・JFLから J2 へ変更の場合 : JFL での出場時間を 2/3 に換算

④ プロA契約の報酬

- (1) プロA契約の基本報酬は年額460万円以上とする。原則としてその他の制限はないが、初めてプロA契約を締結する場合に限り、その基本報酬は年額670万円を超えてはならず、変動報酬は本制度の主旨を逸脱しない範囲で設定しなければならない。年度（2-1⑤に定めるもの。以下「年度」という）途中でプロA契約に変更した場合には、当該年度の残存期間における契約が年額670万円の制限対象となる。なお、以下本規則における金額の表示については、別段の定めがない限り、全て消費税を除くものとする。
- (2) プロC契約締結時にプロA契約2年目以降の報酬について約束してはならない。

⑤ プロB契約の報酬

- (1) プロB契約の基本報酬は年額460万円を超えてはならない。
- (2) プロB契約においては変動報酬は自由に設定できる。ただし、出場プレミアムを設定する場合は1試合あたり47,620円以下とする。

1-4 プロC契約（〔別紙〕表-1及び図-1参照）

① プロC契約の締結

1-3①の試合出場時間を満たしていないアマチュア選手又は社員選手がプロ契約を締結する場合、必ずプロC契約を締結しなければならない。

② 契約可能期間

- (1) プロC契約を締結できる期間は、アマチュア選手又は社員選手が初めてプロC契約を締結してから3年間とする。3年を経過した後に引き続きプロ契約を締結する場合は、プロA契約又はプロB契約を締結しなければならない。
- (2) プロC選手が契約3年未満で他のクラブへ移籍する場合、それまでのプロC契約経過年月日は移籍後も引き継がれるものとする。

③ プロC契約の報酬

- (1) プロC契約の基本報酬は年額460万円を超えてはならない。
- (2) プロC契約においては変動報酬は出場プレミアム及び勝利プレミアムに限り設定することができる。ただし、出場プレミアムは1試合あたり47,620円以下とし、勝利プレミアムはクラブにおけるプロA契約の勝利プレミアムの最低金額を上回ってはならず、本制度の主旨を逸脱するものであってはならない。
- (3) クラブは、プロC選手に対して1-2⑧に定める権利を与える契約を締結してはならない。

1-5 外国籍選手

① 登録数

外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。

- (1) Jリーグに所属するクラブ（以下、「Jクラブ」という。）の第1種チーム以外のチーム
 

外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。

  - イ. アマチュア選手

- ロ、プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手  
(2) Jクラブの第1種チーム

外国籍選手の登録可能人数に制限を設けないものとする。

② 登録数の例外措置

- (1) アマチュア又はプロC契約の外国籍選手が年度途中でプロC契約以外の契約に移行する場合、外国籍選手の登録人数の関係においては、当該選手は、その年度に限り、引き続きアマチュア又はプロC契約の外国籍選手とみなすことができるものとする。ただし、その場合、事前に所属するリーグに承認を得るものとする（「外国籍選手枠対象外認定申請書」（書式F）により申請）。
- (2) ケガ、疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手については、事前に所属するリーグの承認を得た場合（「外国籍選手登録抹消申請書（契約を保持したままの抹消の場合）」（書式J）により申請）、その年度に限り、プロ契約を保持したまま登録を抹消することができる。ただし、当該選手はその年度内において再び登録することはできない。

③ 契約書式

クラブは、外国籍選手とプロ契約を締結する場合、統一契約書式又はそれに準じる契約書式により契約を締結しなければならない。

④ 外国籍選手とプロC契約を締結する際の注意事項

本条①及び②に規定されるプロC選手の登録に関する優遇措置は、実績のない若年層選手と契約することを容易にするために例外的取扱いとして認められたものである。よって、その契約のために契約金・移籍補償金・その他多額の経費を要するものであってはならない。

1-6 選手の登録数（[別紙]表-1参照）

① プロA選手の登録数

- (1) 選手登録できるプロA選手は、第2種（ユース）登録選手も含め、クラブ全体で25名以内（以下「25名枠」という）とする。
- (2) 外国籍選手は「25名枠」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手及びプロC選手は除く。
- (3) AFCチャンピオンズリーグに出場するクラブは、当該年度に限り、プロA契約選手の「25名枠」を「27名枠」とする。

② プロA選手以外の登録数

プロB選手、プロC選手、社員選手及びアマチュア選手の登録数には制限がないものとする。

③ 「25名枠」の例外

（「プロA契約25名枠 対象外認定申請書」（書式G）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。）

(1) 年度途中のプロA契約への変更

アマチュア又はプロC選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、その年度に限り「25名枠」の対象外とする（外国籍選手も同様）。プロB選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、「25名枠」の対象とする。

(2) 自クラブの育成組織出身及び在籍選手

自クラブの第3種又は第2種の育成組織のチームに3年以上在籍した選手は、同クラブのチームに在籍する場合、「25名枠」の対象外とする。ただし、外国籍選手はこれに含まない。在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。

(3) ケガ・疾病等

ケガ・疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手は、その年度は「25名枠」の対象外とする（ただし、医師の診断書を必要とする）。

(4) 期限付移籍の選手

期限付移籍の選手は、移籍先クラブでは「25名枠」の対象とし、移籍元クラブでは対象外とする。

(5) 「25名枠」の対象外となっているプロA選手が他のクラブへ移籍する場合、移籍先クラブにおいては「25名枠」の対象となるものとする。

(6) その他

上記のいずれにも該当しない場合は、Jリーグ理事会でその措置を決定する（JFLにも関係する場合は、本協会理事会で決定する）。

1-6-2 ホームグロウン制度

① ホームグロウン選手の定義

12歳の誕生日を迎える年度から21歳の誕生日を迎える年度までの期間において、特定のJクラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チームに登録された期間（以下、本条において「育成期間」という。）

の合計日数が990日（Jリーグの3シーズンに相当する期間）以上である選手を、本条において当該Jクラブのホームグロウン選手という。

② ホームグロウン選手の登録義務

Jクラブの第1種チームは、当該シーズンの初回の登録ウインドーの終了日（以下、「カウント基準日」という。）において、次に定める人数以上のホームグロウン選手を登録していなければならない。

2019年シーズン J1：2名 J2/J3：0名

2020年シーズン J1：2名 J2/J3：0名

2021年シーズン J1：3名 J2/J3：0名

2022年シーズン J1：4名 J2/J3：1名

2023年シーズン以降：別途定める

③ ホームグロウン制度の不遵守

Jクラブの第1種チームが、カウント基準日において前項に定める人数のホームグロウン選手を登録しなかった場合、翌シーズンにおいて当該チームが登録できるプロA選手の数（本規則1-6①に定める）は、前項に定める人数に満たない人数分減じられるものとする。

④ ホームグロウン制度に関する特記事項

(1) 選手が期限付移籍する場合、当該期限付移籍された期間については、期限付移籍元のJクラブの育成期間に算入されるものとし、期限付移籍先のJクラブの育成期間には算入されない。

(2) 特別指定選手制度により、他のチームに登録しながらJクラブの第1種チームの試合に出場することが認められる場合、これらの期間は当該Jクラブの育成期間には算入されない。

(3) カウント基準日において期限付移籍中の選手は、本条②に定める登録義務との関係では、期限付移籍先のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされるものとし、期限付移籍元のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされない。

⑤ その他

ホームグロウン制度に関する疑義が生じた場合又はホームグロウン制度の内容に変更がある場合は、Jリーグ理事会においてその措置又は内容を決定する。

1-7 他のクラブの育成組織の選手への接触

① 育成組織の選手の育成及びプロ契約締結に関する妨害の禁止

クラブによる当該クラブの育成組織の選手の育成及びプロ契約締結については、他のクラブはそれを妨げてはならない。

② クラブの承諾

クラブが他のクラブの育成組織の選手へのスカウト活動を行う場合は、活動を始める前に必ず当該選手が所属するクラブの承諾を得なければならない。

1-8 契約更新（[別紙]図-2及び図-3参照）

① 他のクラブとの契約

他のクラブに在籍するプロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとする意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない（「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」（書式I）により通知。写しを所属リーグに提出）。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約期間が満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブ又は選手に対しては、以下の懲罰が科されることがある。

(1) 違反当事者がクラブの場合：最大2つの登録ウインドー期間について、新たな選手の追加登録の禁止

(2) 違反当事者が選手の場合：最大6ヶ月の出場停止処分

② クラブから選手への契約更新通知

クラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思及びその契約条件を「契約更新に関する通知書」（書式A）により、遅くとも以下の期日までに通知しなければならない。

(1) 1月1日から1月31日の間に契約期間が満了する契約を締結している場合：リーグ戦が終了した日の翌日から5日後まで

(2) (1) 以外の日を期間満了日とする契約を締結している場合：契約期間満了の2週間前まで

③ クラブと選手の契約交渉

クラブは、上記②の通知後すみやかに選手との交渉の場を設定し、以下の期日までに新たな契約の条件についての交渉を終えなければならない。当該期日までに更新通知に対する選手からの回答がなかった場合、選手は、契約更新を承諾したものとみなされる。

(1) 1月1日から1月31日の間に契約期間が満了する契約を締結している場合：12月31日まで

(2) (1) 以外の日を契約期間満了日とする契約を締結している場合：契約期間満了日まで

④ 選手契約の締結

クラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を締結し、クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

⑤ 最終提示額証明書の発行

クラブと選手との交渉が決裂し、契約を更新しないことが確定した場合、クラブは、当該選手に対し、交渉の場において最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」（書式C）をただちに発行し、同書類を所属リーグに提出しなければならない。

⑥ 移籍リストへの登録

(1) 上記③にて定められた期日までにクラブと選手との交渉が決裂して契約更新しないことが確定した場合、クラブは、ただちに当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

(2) 上記③にて定められた期日までに契約更新の最終合意に至らなかった場合であって、選手に契約更新の意思があるときは、選手とクラブの合意があれば、移籍リストへの登録を延期することができる。

(3) 移籍リストへの登録申請は「移籍リスト登録申請書」（書式第14号）により行う。

(4) 移籍リストに登録された選手は、上記①号に定める通知を行うことなしに、自由に他クラブと契約することができる。

(5) 移籍リストに登録された選手に関して、当該選手がいずれかのクラブと契約を締結した場合もしくは引退を表明した場合、又は当該選手が移籍リストからの抹消を希望した場合、クラブは当該選手を移籍リストから抹消するための申請を「移籍リスト登録申請書」（書式第14号）により行うものとする。

(6) (5)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8か月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。

⑦ プロA契約を更新又は締結する場合の特記事項

クラブとの交渉が決裂し移籍リストに登録されたプロA選手は、当該クラブから申し入れがあった場合に限り、当該クラブと再度交渉することができる。その場合、クラブは、当初提示した報酬額（最終提示額）よりも減額した額を提示することができる。

⑧ プロB契約を更新する場合の特記事項

プロB契約の更新の場合、クラブは、選手と契約条件の交渉中であっても、当該選手が希望すれば、ただちに移籍リストに登録しなければならない。その場合、クラブの当該選手に対する契約締結義務は消滅する。また、当該選手は、移籍リストに登録後もクラブと交渉を続けることができる。その場合、クラブは、当初提示した報酬額よりも減額した額を提示することができる。

⑨ プロC契約を更新する場合の特記事項

(1) クラブがプロC契約を締結している選手に対し前年を下回る契約条件の更新通知をした場合、更新手続きは、プロB契約を更新する場合（上記①から⑥まで及び⑧）と同様とする。

(2) プロC契約3年が経過し、同時に契約期間も満了する場合の手続きは、次の通りとする。

イ. プロA契約に更新する場合の手続きは、プロA契約を更新する場合（上記①から⑦まで）と同様とする。

ロ. プロB契約に更新する場合の手続きは、プロB契約を更新する場合（上記①から⑥まで及び⑧）と同様とする。

1-9 契約更新しない場合の手続き（〔別紙〕図-2及び図-3 参照）

① クラブから選手への通知

クラブは、契約を更新しない場合は、選手に対し、1-8②に定める期日までにその旨を「契約更新に関する通知書」（書式A）により通知しなければならない。

② 移籍リストへの登録

クラブは選手への通知後、ただちに、当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

1-10 プロC選手の契約変更

プロC選手が契約期間満了前にプロA契約締結条件を満たした場合の手続きは、次のとおりとする。また、プロB契約からプロA契約への変更は、クラブと選手の合意があれば随時行うことができる。ただし、1-6③にいう「25名枠」の例外に当てはまらない場合、当該選手は「25名枠」の対象とする。

① クラブから選手への契約変更通知

(1) プロC選手が契約期間満了前にプロA契約締結条件を満たした場合、クラブは、選手に対し、条件を満たした試合日の翌日から3日以内に、プロA契約又はプロB契約への変更及びその契約条件を「契約変更に関する通知書」（書式E）により通知しなければならない。

(2) (1)にいう契約の条件は、プロC契約時の契約条件を下回ってはならない。

② クラブと選手の契約交渉

- (1) プロC選手が上記①にいう変更通知を受け取った日の翌日から起算して原則として7日間をクラブと当該選手との交渉期間とする。
- (2) プロC選手及びクラブは、契約形態をプロC契約からプロA契約又はプロB契約に切り替えるものとする。

③ 契約日

クラブとプロC選手が新たな契約に合意した場合、その契約の効力発生日は、当該選手がプロA契約締結条件を満たした試合日の翌日であるものとする。

1-1 1 契約変更月の報酬の計算方法〔別紙〕図-4 参照)

① 契約変更月の基本報酬の考え方(図-4)

契約変更月の基本報酬は、契約日を起点に新・旧の報酬をそれぞれ日割り計算する(当月暦日数による)。

② 新・旧報酬の差額の支払い

契約の合意が、当月の報酬の支払いに間に合わなかった場合は、翌月にその差額を支払う。

1-1 2 プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続き

プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続きは、プロA契約を更新する場合(1-8①から⑦まで)と同様とする。

1-1 3 プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続き

プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続きは、プロB契約を更新する場合(1-8①から⑥まで及び⑧)と同様とする。

2. 登録

2-1 本協会への登録

① 登録

クラブは、本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が主催する試合並びにJリーグを含む本協会の下に置かれる各種連盟が主催する試合に参加するために、チーム及びその所属選手を本協会へ登録しなければならない。

② 加盟チームの種別

本協会に加盟登録するチームは、以下のとおり種別される。

- (1) 第1種 : 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- (2) 第2種 : 18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (3) 第3種 : 15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (4) 第4種 : 12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (5) 女子 : 女子の選手により構成されるチーム。ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録するものとする
- (6) シニア : 40歳以上の選手により構成されるチーム

上記に定める年齢は、当該年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日(3月31日)現在の年齢とする。

③ 選手の登録区分

- (1) 本協会に登録する選手は、アマチュアとプロに区分される。
- (2) 年度の初めにプロの選手として登録する場合、次の書類を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。
  - イ。「選手登録区分申請書」(書式第1号)
  - ロ。選手契約書の写し(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグからこれを受け取り、保管する。)
- (3) 年度の途中にアマチュアからプロに変更する場合、次の書類を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。
  - イ。「選手登録区分申請書」(書式第1号)
  - ロ。選手契約書の写し(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグからこれを受け取り、保管する。)
- (4) プロからアマチュアに変更する場合、「選手登録区分申請書」(書式第1号)を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。

④ 選手登録区分申請料

選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。

- (1) プロ選手：各年度あたり10,000円
- (2) アマチュア選手からプロ選手への区分変更：1回あたり10,000円
- (3) プロ選手からアマチュア選手への区分変更：1回あたり5,000円
- ⑤ 登録年度（登録有効期間）
  - (1) Jリーグ又はJFLの第1種チーム及び所属選手：2月1日から翌年1月31日までの1年間
  - (2) 上記(1)以外のチーム及び所属選手：4月1日から翌年3月31日までの1年間
- ⑥ Jリーグ及びJFLの第1種チーム及び選手の登録手続き
  - (1) クラブは、本協会が指定した申請期日までに、チームの「継続登録申請」及び「追加登録申請」を行う。
  - (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料（分担金）を同協会に支払う。
  - (3) 都道府県サッカー協会は、上記申請に不備がないことを確認し、承認する。
  - (4) プロ選手を登録する場合は、2-1③(2)に定めるところによる。
- ⑦ その他のチーム及び選手の登録手続き
  - (1) クラブは、毎年所属都道府県サッカー協会の指定する期日までに、保有するチームの「継続登録申請」を行う。
  - (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料（分担金）を同協会に支払う。
  - (3) 都道府県サッカー協会は、上記申請に不備がないことを確認し、承認する。
  - (4) プロ選手を登録する場合は、2-1③(2)に定めるところによる。
  - (5) 本協会主催の競技会に参加するためには、上記(1)から(3)までにかかわらず、その競技会が定める期日までに登録手続きを完了し、本協会の承認を得なければならない。
- ⑧ 外国籍選手の登録
  - (1) 外国のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、5-1②に基づき手続きを行う。
  - (2) 外国のサッカー協会に登録していない外国籍選手を日本で初めて登録する場合、クラブは次の書類を本協会に提出しなければならない。
    - イ。「外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）」（書式第7号）
    - ロ。在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写し
- ⑨ 加盟チーム規則第10条に該当する選手の登録
  - (1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る。
    - イ。学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者
    - ロ。学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者
  - (2) 外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、次の書類を本協会に提出し、承認を得なければならない。
    - イ。「外国籍選手登録申請書（外国籍扱いしない選手）」（書式第8号）
    - ロ。在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写し
- ⑩ シーズン
  - (1) シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から最終の公式試合の日までの期間とする。
  - (2) Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、1つのシーズンにおいて最大3つのチームに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
  - (3) 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）あるいはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。
- ⑪ 登録ウインドー
  - (1) Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）においてのみ登録されることができる。
  - (2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。
    - イ。初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。
    - ロ。2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない。
  - (3) 上記(1)に関して、選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り、登録されることができる。
  - (4) 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録

録されるべき期間が設定されるものとする。

## ⑫ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑩にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑩にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。）。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。
- (3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍（「育成型期限付移籍」）については、⑩にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-3）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする）。
  - イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること（選手の年齢は、当該シーズンの2月1日の前日における満年齢とする）
  - ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意していること
  - ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること
- (4) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（Jリーグ又はJFLの第1種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑩の適用対象とはならない。

## 2-2 リーグへの届出

チームが所属するリーグへの選手、スタッフ等の届出は、それぞれのリーグが定める手続きに従って行う。

## 3. 国内移籍

### 3-1 移籍の種類

#### ① アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合

アマチュア選手がアマチュア選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかに問わず、当該移籍に関し対価を請求することはできない。

#### ② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、いかなる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本規則に従い「トレーニング費用」又は「トレーニングコンペンセーション」を支払うものとする。

#### ③ アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合

アマチュア選手がプロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。ただし、移籍元クラブは、本規則に定められた「トレーニング費用」を請求することができる。

#### ④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合

- (1) プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない（「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」（書式I）により通知。写しを所属リーグに提出）。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブ又は選手に対しては、1-8①に従い懲罰が科される。ただし、7（「トレーニングコンペンセーション」）の定めに従い、移籍元クラブは、移籍先クラブに対して、「トレーニングコンペンセーション」を請求することができる。
- (2) 契約期間が満了した選手及び移籍リストに登録された選手の移籍に関しては、選手とクラブは、前項に定める通知を行うことなしに自由に交渉し、新たな契約を締結することができる。
- (3) プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先クラブと移籍元クラブとが移籍にともなう補償



(移籍補償金)につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

### 3-2 移籍補償金

- ① プロ選手がプロ選手として契約の期間満了前に移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに移籍補償金を請求することができる。
- ② 移籍補償金の金額は、移籍元クラブと移籍先クラブの合意によって決定する。
- ③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通り懲罰が科されることがある。
  - (1) 違反当事者がクラブの場合：最大2つの登録ウインドー期間について、新たな選手の追加登録の禁止。
  - (2) 違反当事者が選手の場合：最大6か月の出場停止処分
- ④ 上記②の合意がなく当該移籍が行われた場合、違反当事者は賠償金を支払わなければならない。当該賠償金の金額は本協会が指定するしかるべき紛争処理機関によって決定されるものとする。
- ⑤ 別段の定めがない限り、移籍補償金又は賠償金の金額には一切の税金が含まれる。
- ⑥ 契約が満了した後の移籍については、移籍補償金は発生しない。
- ⑦ 上記④の定めにかかわらず、賠償金の金額は、選手と移籍元クラブの間の契約において予め規定することができる。

### 3-3 国内移籍の手続き

- ① 登録抹消申請
  - (1) 移籍元クラブは「登録抹消申請」を行う。
  - (2) 都道府県サッカー協会は、毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった登録抹消に対して、不備がないことを確認し、承認する。
  - (3) 本協会が最終確認の上、承認する。
- ② 移籍の申請・承認
  - (1) 移籍先クラブは、「追加登録申請」を行う。
  - (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
  - (3) 年度の初めにプロ選手が移籍する場合は、2-1③(2)の定めるところによる。
  - (4) 年度途中でプロ選手が移籍する場合、移籍先クラブは、選手契約書の写しを本協会に提出する(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグよりこれを受け取り、保管する)。
  - (5) プロ選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブは、次の書類を本協会に提出する。
    - ・「移籍補償金通知書」(書式第13-1号) ※当該移籍が原契約の期間満了前か満了後かにかかわらず必ず提出
    - ・移籍に関する合意書の写し(移籍補償金の金額が明示されたもの) ※当該移籍が原契約の満了前の場合に提出
  - (6) プロ選手がアマチュア選手として移籍する場合、移籍先クラブ及び移籍元クラブは、次の書類を本協会に提出する。
    - イ. 移籍先クラブ
      - ・「選手登録区分申請書」(書式第1号)(2-1④の申請料を支払う)
    - ロ. 移籍元クラブ
      - ・原契約の中途解除に関する合意書等の写し ※当該移籍が原契約の満了前の場合は提出
  - (7) 都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった移籍及び追加登録に対して、不備がないことを確認し、承認する。本協会は、同週の金曜日に登録を承認し、移籍先クラブ及び所属リーグへ通知する。

## 4. 国内の期限付移籍

### 4-1 期限付移籍の手続き

- ① 期限付移籍契約書の締結  
期限付移籍を行う場合、移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者は、本協会所定の「期限付移籍契約書」によって契約を締結する。
- ② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結
  - (1) 移籍先クラブと選手は、移籍元クラブと選手が締結している選手契約(以下「原契約」という)の期間内で、新たな選手契約(以下「移籍先クラブ選手契約」という)を締結する。
  - (2) 移籍先クラブ選手契約の種類は、原契約と同じ種類とする。
  - (3) 移籍先クラブ選手契約の基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。
  - (4) 期限付移籍の最短期間は、本協会が定める2つの登録ウインドー間の期間とする。
- ③ 移籍手続き

移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3と同様とするが、移籍先クラブが「移籍先クラブ選手契約」の写しを本協会に提出する際に、「期限付移籍契約書」の写しを添付しなければならない。

#### ④ 移籍元クラブへの再移籍

- (1) 年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は自動的に移籍元クラブへ再移籍される。
- (2) 年度途中で期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先クラブは登録抹消手続きを行い、移籍元クラブは追加登録の手続きを行わなければならない。
- (3) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会へその旨を通知する。
- (4) 海外の期限付移籍については、上記(1)から(3)までに定める限りではない。

#### ⑤ 出場制限に関する取り決めの公表義務

期限付移籍の契約において、移籍元クラブとの試合における選手の出場について何らかの制約条件を設ける場合、移籍先クラブはその条件を公表する義務を負う。

### 4-2 期限付移籍に関する補償金（期限付移籍補償金）

#### ① 期限付移籍補償金

選手の期限付移籍に関しては、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し補償金（以下「期限付移籍補償金」という）を請求することができる。期限付移籍補償金の金額は、移籍先クラブと移籍元クラブの合意によって決定される。移籍先クラブは「期限付移籍補償金通知書」（書式第13-3号）を本協会に提出するものとする。

#### ② 期限付移籍の期間満了後における移籍先クラブへの完全移籍の場合

期限付移籍期間満了後において選手が移籍先クラブに完全に移籍する場合、当該移籍が移籍元クラブと選手との間の契約期間満了前であれば、3-2の定めに従い移籍補償金が発生する。移籍元クラブと選手との契約期間が満了している場合には、移籍補償金は発生しない。

### 4-3 原契約の更新手続き

移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な更新手続きを行う。ただし、4-2②にいう完全移籍が既に合意されている場合は、移籍先クラブが行う。

### 4-4 期限付移籍中の契約変更手続き

- (1) 移籍期間中にプロC選手がプロA契約締結条件を満たした場合、1-10に基づき、移籍元クラブがその手続きを行う。
- (2) 上記(1)により、原契約が変更された場合、移籍先クラブにおいても、移籍先クラブ選手契約を同様に変更する。

## 5. 国際移籍

### 5-1 海外からの国際移籍の手続き

#### ① 国際移籍証明書の発行

- (1) 移籍先クラブ（国内）は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるために、本協会に次の書類を提出し、申請料（10,000円＋消費税）を支払う。
  - イ. 「国際移籍証明書発行申請書」（書式第9号）
  - ロ. 選手の経歴書
  - ハ. 選手契約書の写し
- (2) 本協会は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」発行依頼を打電する。
- (3) 当該国のサッカー協会は、当該移籍について移籍元クラブ（海外）へ確認後「国際移籍証明書」を発行し本協会へ送付する。

#### ② 移籍の申請・承認

- (1) 移籍先クラブは、「継続登録申請」又は「追加登録申請」を行い、次の書類を本協会に提出する。
  - イ. 「国際移籍選手登録申請書」（書式第6号）
  - ロ. 「国際移籍証明書」の写し
  - ハ. パスポートの写し
  - ニ. 在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写し
  - ホ. 在留資格が識別できる査証の写し（日本国籍を有する選手を除く）
- (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料（分担金）を同協会に支払う。
- (3) 都道府県サッカー協会は、上記(1)の書類を受け付け、申請を本協会に送付する。
- (4) 当該選手の登録については、2-1③による。
- (5) 本協会は、当該国のサッカー協会が発行した「国際移籍証明書」及びクラブからの書類が全て届いた後、承認を行う。本協会の承認手続きについては、3-3②(7)による。

### 5-2 海外への国際移籍の手続き

国際移籍証明書の発行

- (1) 移籍元クラブ（国内クラブ）は、国際移籍証明書発行のために、「国際移籍証明書発行申請書」（書式第9号）を本協会に提出する。
- (2) 本協会は、当該国のサッカー協会からの要請に基づいて、「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。

6. トレーニング費用

6-1 適用

- (1) アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブは、当該選手が過去に登録したチームに対して、以下に定めるトレーニング費用を支払わなければならない。
- (2) 前項の規定は、アマチュアの選手を当該チームに登録したままプロ選手に区分変更する場合にも同様に適用される。
- (3) トレーニング費用の支払い義務は、当該移籍（又はプロ選手への区分変更）が、選手の25歳の年度の終了日までに行われる場合に生じる。

6-2 トレーニング費用の金額

- (1) トレーニング費用は、選手が同人の12歳の年度から22歳の年度にアマチュアとして登録された各登録チーム（以下、単に「登録チーム」という。）に支払われるものとし、その金額は登録期間1年につき、次に定める金額とする。

イ. 大卒型選手の場合（移籍元チーム（直前のチーム）が第1種のチームの場合）：

登録チーム	移籍先クラブ		
	J1	J2	J3/JFL その他
12歳（小学6年） の登録チーム	10万円	5万円	—
13、14、15歳（中学年代） の登録チーム	10万円	5万円	—
16、17、18歳（高校年代） の登録チーム	15万円	10万円	5万円
19、20、21、22歳（大学年代）の登録チーム	30万円	20万円	5万円

ロ. 高卒型選手の場合（移籍元チーム（直前のチーム）が第2種のチームの場合）：

登録チーム	移籍先クラブ		
	J1	J2	J3/JFL その他
12歳（小学6年） の登録チーム	10万円	5万円	—
13、14、15歳（中学年代）の登録チーム	10万円	5万円	—
16、17、18歳（高校年代） の登録チーム	30万円	20万円	5万円

- (2) 本条において、選手が当該年齢となる誕生日を含む年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）を当該選手の当該年齢における年度と定めるものとする。
- (3) 4月1日生まれの選手はトレーニング費用の関係においては、便宜的にその前日（3月31日）生まれとみなすものとする。
- (4) 本条に定める金額はいずれも消費税を含むものとする。

### 6-3 トレーニング費用に関する特記事項

- (1) トレーニング費用の請求権を持つチームは、当該プロ選手としての移籍（又はプロ選手への区分変更）の時点において、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）により運営されるチームに限るものとする。
- (2) トレーニング費用の金額は、前条に定める金額（年額）に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、当該期間が8ヶ月以上の場合には1年として、4ヶ月以上8ヶ月未満の場合は半年として、4ヶ月未満の場合は該当期間無しとして計算する。
- (3) プロ契約締結前の在籍団体は、上記金額の請求権を有するが、プロ契約締結の拒否権を有するものではない。
- (4) 移籍先クラブのトレーニング費用に関する支払い義務は、選手が当該移籍先クラブにプロとして登録された時点（又はプロ選手へ区分変更した時点）で確定する。
- (5) 移籍先クラブは登録チームにトレーニング費用の支払いの免除や減額を要求してはならない。
- (6) 登録チームがトレーニング費用の全部又は一部の支払いを受けることを拒絶した場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。
- (7) 登録チームを運営する主体が本条第1項に定める団体に該当しないためトレーニング費用の請求権を持たない場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。ただし、登録チームが希望した場合、本協会は当該トレーニング費用金額相当の物品を当該登録チームに提供することができる。

### 6-4 トレーニング費用の請求及び支払い手続き

トレーニング費用の請求及び支払い等に関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニング費用に関する運用細則」によるものとする。

### 6-5 育成関連費用ルールの悪用の禁止

クラブは、トレーニング費用及びトレーニングコンペンセーション並びにFIFAが定めるトレーニング補償金等の支払いに関して、これらを回避し又は減額することを意図した不当な登録や契約をしてはならない。これには、カテゴリーの低いクラブのステータスを悪用しこれをバイパスとするような移籍を含むがこれに限らない。本項に違反したクラブには、一定期間の新たな選手の登録禁止処分が科される。

## 7. トレーニングコンペンセーション

### 7-1 適用

選手がプロ選手として所属したクラブにおいて施されたトレーニングに対して支払われるべき補償金（本規則において「トレーニングコンペンセーション」という）は、以下の通りとする。

### 7-2 トレーニング期間

当該選手の初めてのプロ契約の有効期間開始日から当該選手の21歳の年度の終了日までの期間をトレーニングコンペンセーションが発生する期間（以下、「トレーニング期間」という。）とする。なお、本条において、年度とは当該年の2月1日から翌年の1月31日までの1年間の期間とし、選手が当該年齢になる日を含む年度をもって選手の当該年齢における年度と定めるものとする。

### 7-3 トレーニングコンペンセーションの請求権

当該選手の23歳の年度における所属リーグの最終の公式試合の日までに移籍が行われる場合に限り、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し、トレーニングコンペンセーションを請求することができる。

### 7-4 トレーニングコンペンセーションに関する特記事項

- (1) 本条に定めるトレーニングコンペンセーションは、プロ選手がプロ選手として移籍した場合に直前のクラブに対してのみ支払われるものとする。
- (2) プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニングコンペンセーションは発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30ヶ月以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニングコンペンセーションを請求することができる。
- (3) 移籍元クラブの第3種チーム、第2種チーム及び第1種チームに（その他のチームに移籍することなしに）連続して登録された選手に関しては、当該第3種チーム及び第2種チームにアマチュアとして登録された期間をトレーニング期間に加えてトレーニングコンペンセーションを算出し、移籍先クラブに対して請求することができる。
- (4) 特段の合意がない限り、移籍補償金にはトレーニングコンペンセーションは含まれないものとする。
- (5) トレーニングコンペンセーションの金額は、7-7に定める金額（年額）に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、原則として、日割り計算によるものとする。

- (6) 算出されたトレーニングコンペンセーションの金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。
- (7) トレーニングコンペンセーションの金額には一切の税金が含まれる。
- (8) トレーニングコンペンセーションの請求及び支払いに関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニングコンペンセーションに関する運用基準」によるものとする。

7-5 期限付移籍した選手に関するトレーニングコンペンセーション

- (1) 選手が期限付移籍される場合、当該期限付移籍に際しては、トレーニングコンペンセーションは発生しないものとする。
- (2) 選手が期限付移籍した期間は、期限付移籍元クラブのトレーニング期間に算入されるものとし、期限付移籍の終了後に選手が期限付移籍元クラブから他のクラブ（期限付移籍先クラブを含む）へ移籍する際、期限付移籍元クラブは、期限付移籍した期間を含めたトレーニング期間に応じた額のトレーニングコンペンセーションを当該他のクラブに対して請求することができる。ただし、期限付移籍元クラブと期限付移籍先クラブとの間に別段の合意がある場合には、期限付移籍先クラブは、期限付移籍した期間に応じた額のトレーニングコンペンセーションの全部又は一部を期限付移籍元クラブより受け取ることができる。

7-6 トレーニングコンペンセーションの金額（[別紙]表-1 参照）

移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができるトレーニングコンペンセーションの金額は、移籍元クラブにおける契約の種類、及び、移籍元クラブが契約更新時に当該選手に提示した金額等により、以下に従うものとする。

① プロA選手/プロB選手

- (1) 契約期間満了前の移籍の場合： トレーニングコンペンセーション算出基準（下記7-7に定めるもの）による
- (2) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合： トレーニングコンペンセーション算出基準による。ただし、提示した次期基本報酬が現基本報酬の50%未満の額である場合は、30万円×在籍年数とする。
- (3) 契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合： 30万円×在籍年数
- (4) 契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合： なし

② プロC選手

- (1) 契約期間満了前の移籍の場合： トレーニングコンペンセーション算出基準による
- (2) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回らない条件のC契約を提示した場合： トレーニングコンペンセーション算出基準による
- (3) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回る条件のC契約を提示した場合： 30万円×在籍年数
- (4) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合： トレーニングコンペンセーション算出基準による
- (5) 契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合： 30万円×在籍年数
- (6) 契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合： なし

③ 社員選手（社員選手（プロ区分）として本協会に登録している選手をいう）  
30万円×在籍年数

7-7 トレーニングコンペンセーション算出基準

- (1) トレーニングコンペンセーションの金額は、原則として以下の表に示された金額（単年）に当該クラブにおける選手の所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

移籍先クラブ 移籍元クラブ	J1	J2	J3・JFL
Jリーグ・JFL	800万円	400万円	100万円

- (2) 第3種チームに関するトレーニングコンペンセーション（満12歳3月31日翌日の4月1日から満15歳3月31日までの期間に関するトレーニングコンペンセーション）は、以下の金額に当該チームにおける所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

移籍先クラブ	J1	J2	J3・JFL

移籍元クラブ			
Jリーグ・JFL	100万円		

## 8. 支度金

### 8-1 支度金

クラブは、新規採用した選手又は移籍した選手に対し、次に定める「支度金支給基準規程」の金額を上限として、支度金を支払うことができる。

### 8-2 支度金支給基準規程

(単位：万円)

費目\支払対象		独身者	妻帯者(配偶者のみ)	妻帯者(同居扶養家族有)
住居費		80(1DK)	100(2DK)	150(3LDK)
子供用品等		0	0	50
家具等	電化製品	100		
	その他の家具等	100		
自動車		100		
合計		380	400	500

#### ① 支給時期

- (1) 初めてプロ契約選手として、統一契約を締結するとき。
- (2) プロ契約選手として移籍するとき。ただし、支度金に該当する費用が伴う場合のみ。

#### ② 支払対象区分

- (1) 独身者
- (2) 妻帯者(配偶者のみ)
- (3) 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合

#### ③ 支度金該当費目

- (1) 住居費
- (2) 家具等
- (3) 子供用品等
- (4) 自動車

#### ④ その他

クラブは、選手に対し、引越し費用及び引越しに関わる交通費、宿泊費の実費を支給することができる。

## 9. 適用除外

本規則のうち、統一契約制度(プロA契約、プロB契約、プロC契約に基づく制度)、トレーニング費用(第6条)、トレーニングコンペンセーション(第7条)及び支度金(第8条)に関する規定は、女子のリーグについては適用しない。

## 10. 改正

本規則の改正は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

## 11. 施行

本規則は、2014年 2月1日より施行する。

## 12. 改正

- 2012年11月22日  
2012年12月20日  
2013年12月19日(2014年2月1日施行)

2014年12月18日  
2015年 3月12日  
2015年12月17日 (2016年2月1日施行)  
2016年12月 8日 (2017年2月1日施行)  
2017年 4月13日  
2018年12月13日  
2019年11月14日  
2020年 1月16日

表-1 <契約の種類の違いについて> (本規則 1-3、1-4、1-6及び7-6 関連)

登録区分	選手種類		人数制限	契約締結条件	報酬	トレーニングコンペンセーション
プロ	統一契約選手	プロA選手	25名以内	規定試合出場またはプロC契約を3年経過	基本報酬 460万円/年以上 ただし、A契約初締結時は670万円/年以下とする 変動報酬 制限なし。	プロA契約提示時: 算出基準による  プロB契約、または、現報酬の50%未満のA契約提示時: 30万円×在籍年数
		プロB選手	制限なし	同上	基本報酬 460万円/年以下 変動報酬 制限なし。ただし、出場プレミアムを設定する場合は47,620円/試合以下とする	クラブに契約更新する意思がない場合: 無し
		プロC選手	制限なし	なし	基本報酬 460万円/年以下 変動報酬 出場プレミアム(47,620円/試合以下)・勝利プレミアムのみ可	現基本報酬を下回らないC契約、またはA契約提示時: 算出基準による  現基本報酬を下回るC契約、またはB契約提示時: 30万円×在籍年数  クラブに契約更新する意思がなかった場合: 無し
	その他	統一契約以外の契約を締結した外国籍選手	プロA選手として扱う	なし	—	—
		法人と雇用契約のみを締結した選手(社員選手)	制限なし	—	—	30万円×在籍年数
アマチュア	アマチュア選手	報酬または利益を目的とすることなくプレーする選手	制限なし	—	—	※「トレーニング費用」

※報酬には、消費税を除く、所得税、住民税その他の税金を含むものとする。



表-2 <試合出場時間のカウントについて> (本規則1-3 関連)

表-2 <試合出場時間のカウントについて> (本規則1-3 関連)

試合状況	出場時間(経過時間)	○式記録の時間表記	OUT選手の出場時間	IN選手の出場時間 (90分試合)	IN選手の出場時間 (120分試合)	
前半	0分(1分未満)	00:01 ~ 00:59	1	1	119	
	1分~44分	1:00	1	1	119	
		01:01 ~ 01:59	2	2	118	
		2:00	2	2	119	
		02:01 ~ 02:59	3	3	117	
		...	...	...	...	
	44:00	44	44	78		
44分01秒以降	44:01 ~ 44:59	45	44	78		
PK(179分)	-	45:00	45	45	75	
		45:01 ~ 45:59	45-1	45	75	
		46:00	46	46	74	
		46:01 ~ 46:59	46-1	46	74	
		47:00	47	47	73	
後半	48分01秒以降	48:01 ~ 48:59	48	48	74	
	...	...	...	...	...	
	86:00	86	86	1	31	
	86分01秒以降	86:01 ~ 86:59	87	86	1	31
	PK(179分)	-	87:00	87	87	30
			87:01 ~ 87:59	87-1	87	30
			88:00	88	88	29
		88:01 ~ 88:59	88-1	88	29	
		89:00	89	89	28	
延長前半	0分(1分未満)	00:01 ~ 00:59	90	90	18	
	01分~104分	01:01 ~ 01:59	91	91	17	
		...	...	...	...	...
		103:42	104	104	16	
		...	...	...	...	...
		104:00	104	104	16	
	104分01秒以降	104:01 ~ 104:59	105	104	16	
PK(179分)	-	105:00	105	105	15	
		105:01 ~ 105:59	105-1	105	15	
		106:00	106	106	14	
		106:01 ~ 106:59	106-1	106	14	
		107:00	107	107	13	
延長後半	108分01秒以降	108:01 ~ 108:59	107	107	13	
	...	...	...	...	...	
	114:18	115	115	12		
	...	...	...	...	...	
	119:00	119	119	11		
	119分01秒以降	119:01 ~ 119:59	120	119	11	
	PK(179分)	-	120:00	120	120	10
		120:01 ~ 120:59	120-1	120	10	
		121:00	121	121	9	
		121:01 ~ 121:59	121-1	121	9	
		122:00	122	122	8	
延長後半終了後		...	...	...	...	

※PKは出場選手の出場時間 90分(延長の場合は120分)

図-1 <アマチュアから初めてプロ契約を締結する時の流れ> (本規則 1-4 関連)

図-1 <アマチュアから初めてプロ契約を締結する時の流れ> (本規則 1-4 関連)

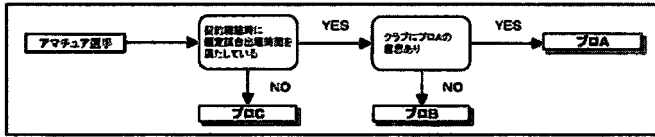


図-2 <契約更新に関する更新通知期限と交渉期間> (本規則 1-8 及び 1-9 関連)

図-2 <契約更新に関する更新通知期限と交渉期間> (本規則 1-8 及び 1-9 関連)

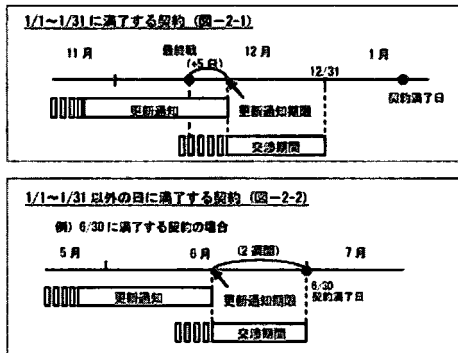
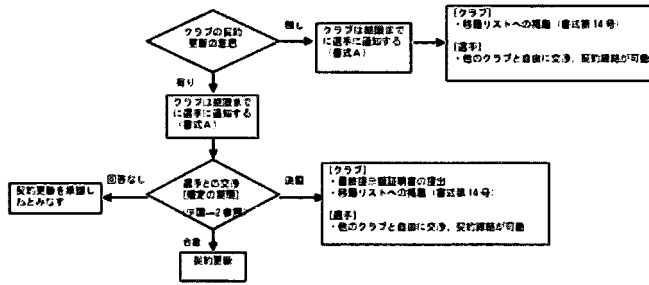


図-3 <契約更新の流れ> (本規則 1-8 及び 1-9 関連)

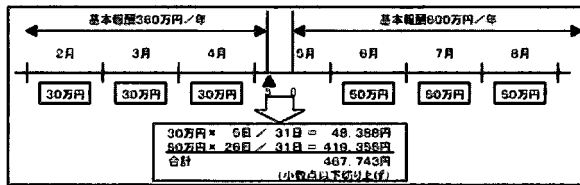
図-3 <契約更新の流れ> (本規則 1-8 及び 1-9 関連)



※上記にかかわらず、契約満了 9 か月前以降において、クラブへの通知があれば、他クラブは選手と交渉・新たな契約の締結が可能。  
 ※日契約の更新又は前年を下回る条件でのC契約更新時は、交渉中であっても選手の希望により移籍リストへ掲載。

図-4 <契約変更月の基本報酬計算方法(試合日が5月5日の場合)> (本規則 1-11 関連)

図-4 <契約変更月の基本報酬計算方法(試合日が5月5日の場合)> (本規則 1-11 関連)



以上

## 仲介人に関する規則

### 仲介人の定義

有償又は無償の如何にかかわらず、クラブとの選手契約の締結を目的として選手若しくはクラブのために交渉する、又は、移籍合意を目的としてクラブのために交渉する自然人であり、第3条に基づき本協会に仲介人として登録された者をいう。なお、仲介人は本人のための法律行為を代理する権限を有するものではなく、仲介人の法律行為は、本人に帰属しないものとする。

### (適用範囲)

第1条 本規則は、定款第50条に基づき、仲介人に関して定めるものであり、以下のいずれかの行為（以下、「取引」という。）を目的として選手又は本協会に加盟するクラブから依頼を受けて行う仲介人による契約締結のための交渉及びその他の行為に関し、適用される。なお、選手又は本協会に加盟するクラブが仲介人に依頼するために締結する契約の種類又は契約書の名目にかかわらず、本規定は適用されるものとする。

- (1) 選手と本協会に加盟するクラブ間の選手契約の締結
  - (2) 二つのクラブ間の移籍合意
- 2 本規則は、仲介人との協働に関するFIFA規則（FIFA Regulations on Working with Intermediaries、以下「FIFA規則」という）に基づき定められるものである。
- 3 本規則は、選手契約および移籍合意の有効性には影響を与えないものとする。

### (基本原則)

第2条 選手及びクラブは、取引をする際、仲介人を利用することができる。

- 2 選手及びクラブは、仲介人の選任及び利用にあたり、相当な注意を払わなければならない。これには、仲介人に本規則を遵守させることを含む。
- 3 仲介人となるようとする者は、第3条に従って仲介人として登録されなければならない。また、仲介人が取引に関与する場合には、第3条に従って登録されなければならない。
- 4 仲介人の行為は、取引に関する通常の契約交渉に限定される。但し、契約交渉が事件性を有する場合又は事件性を有することが予見される場合は、弁護士以外の仲介人は関与してはならず、弁護士以外の仲介人は直ちに行為を中止しなければならない。

### (仲介人登録)

第3条 仲介人となるようとする者は、本協会が定める仲介人宣誓書及び登録申請書に記入及び署名し、本協会に提出し、仲介人として登録されなければならない（以下、「仲介人登録」という）。

- 2 仲介人になろうとする者が法人（その他団体を含む）の業務として仲介人の活動を行う場合（雇用契約、委託契約等を問わない）、同人の登録と同時に、当該法人（以下、「所属する法人」という。）は本協会に登録しなければならない。当該法人は同人の仲介人活動を管理監督する義務を負う。
- 3 仲介人は、原則として、選手又はクラブとの仲介人契約の締結に先立ち、仲介人登録されなければならない。
- 4 仲介人登録の有効期間は、登録日より当該年度の末日（3月31日）までとする。有効期間満了後は、仲介人登録を再度申請し、登録されなければならない。
- 5 仲介人登録のための手数料は、以下のとおりとする。  
初回の登録： 一年度あたり10万円（税別）  
次年度以降の登録： 一年度あたり3万円（税別）
- 6 以下の各号に該当する者は、仲介人登録をすることができない。
  - (1) FIFA、大陸連盟、本協会、Jリーグ、クラブ、各国協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会又は各種の連盟（外国における同様の組織を含む）の役員、職員、各種委員会の委員、審判、監督、コーチ、チームスタッフ又はその他これに類する職務若しくは地位にある者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
  - (3) 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
  - (4) 刑罰法規に抵触する行為（過失犯及び交通法令違反を除く）を行なった者
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (6) 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (7) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者

る者及びこれらの者と取引のある者

(8) 米国財務省外国資産管理局 (OFAC) SDNリスト、国連統合リスト及びその他政府機関等の制裁リストに掲載がある者

(9) 前各号のほか、選手又はクラブのために交渉する者として相応しくないと本協会が認めた者

- 7 仲介人が、仲介人登録後に前項各号に該当した場合、本協会は、何らの催告を要せずに、同人の登録を抹消するものとする。
- 8 本協会は、本条に定める仲介人登録の申請をした者に対して、登録の完了又は拒絶を通知するものとする。ただし、本協会が登録を拒絶した場合であっても、本協会はその理由を通知しないものとし、また、仲介人は何らの異議も申し立てることはできない

#### (個別登録)

第4条 選手及びクラブは、仲介人が個別の取引に関与する毎に、次項以下に従い、本協会に登録しなければならない(以下、「個別登録」という。)

- 2 個別登録は、仲介人登録が完了している場合のみなされるものとする。
- 3 本規則第1条1項1号に該当する取引に仲介人を利用する選手又はクラブは、当該取引(選手契約)の締結後速やかに、本協会に対し、仲介人宣誓書、当該仲介人との間で締結した仲介人契約書、締結された選手契約書及びその他本協会が指定する文書を提出しなければならない。現在所属するクラブとの選手契約の再交渉に仲介人を利用する選手又はクラブも、同様にこれらの提出義務を負う。
- 4 本規則第1条1項2号に該当する取引に仲介人を利用するクラブは、当該取引(移籍合意)の締結後速やかに、本協会に対し、仲介人宣誓書、当該仲介人との間で締結した仲介人契約書、締結された移籍合意書及びその他本協会が指定する文書を提出しなければならない。
- 5 本条に定める選手及びクラブによる個別登録は、取引が生じる毎に行われなければならない。
- 6 仲介人は、当該選手又はクラブに代わり本条に定める個別登録に関する手続きを行うことができる。
- 7 本条に定める個別登録に関する手続きは、本協会が別途定める「仲介人の登録に関する運用基準」に従うものとする。

#### (個別登録の必要条件)

第5条 本協会は、選手及びクラブから第3条に基づく関連書類の提出を受けた場合において、当該仲介人が第3条4項各号に該当しないことを確認できた場合のみ個別登録を認めるものとする。

- 2 前項の目的のため、選手及びクラブは、仲介人が第3条4項各号のいずれにも該当しないことを本協会に対して証明する義務を負う。
- 3 選手及びクラブは、当該仲介人をして本協会が定める仲介人宣誓書に署名させ、これを本協会に提出しなければならない。仲介人宣誓書の内容に虚偽があった場合、選手及びクラブは、当該仲介人と連帯して責任を負うものとし、第13条に従う懲罰の対象となる。
- 4 選手及びクラブは、仲介人と締結した仲介人契約書を、個別登録をする際に本協会に預託しなければならない。

#### (特記事項)

第6条 仲介人は、選手及びクラブのために相手方の選手又はクラブと契約交渉するに先立ち、当該相手方の選手又はクラブに対して、自らが本人のためにする権限を有することを証明し、かつ、本人のためにすることを明示する義務を負う。

- 2 選手及びクラブは、仲介人が本人のために相手方の選手又はクラブと契約交渉するのに先立ち、相手方の選手又はクラブに対して、当該仲介人が本人のために交渉する者であることを明示する義務を負う。
- 3 選手契約書又は移籍合意書に仲介人の氏名及びその署名が記載されていない場合、当該取引に当該仲介人は関与しなかったものとみなされる。
- 4 仲介人は、自己の過失に起因して依頼人(選手又はクラブ)又は取引の相手方に与えた損害を補填するための適切な保険に加入することが推奨される。

#### (仲介人契約)

第7条 選手及びクラブと仲介人の法律関係は、仲介人がその行為を開始する前に、仲介人契約(契約の種類又は契約書の名目を問わず、選手又はクラブが仲介人に対して取引のための交渉を依頼することを内容とする一切の契約を意味する。以下、同様。)において明示されていなければならない。仲介人契約書には、最低限の事項として、契約当事者の氏名又は名称、役務の範囲、契約期間、仲介人に支払われる報酬(名目を問わず、仲介人に支払われる一切の金銭を意味する。以下、同様。)、支払条件、契約締結日及び契約の解除に関する条項並びに両当事者の署名が含まなければならない。選手が未成年の場合には、当

該選手の法定代理人が仲介人契約書に署名しなければならない。

- 2 仲介人契約の契約期間は、最長で2年間とする。なお、仲介人契約において、契約期間が自動的に更新又は延長される条項を定めることはできない。
- 3 選手及びクラブは、仲介人と仲介人契約を締結した場合であっても、当該仲介人の援助なしに自ら選手契約又は移籍に関する契約交渉をクラブ又は選手との間で行い、選手契約を締結し又は移籍合意することができるものとする。仲介人は、選手及びクラブのかかる権利を制限するような仲介人契約を選手及びクラブとの間で締結してはならない。
- 4 選手、クラブ及び仲介人は、仲介人契約を契約期間の終了前に解除した場合、速やかに本協会に報告しなければならない。
- 5 選手、クラブ及び仲介人は、仲介人契約を締結する場合、原則として、本協会が定める標準仲介人契約書を用いなければならない。なお、追加的な合意書によって標準仲介人契約書を補完することができるものとするが、当該合意書は本協会の諸規則および日本の法令を遵守したものでなければならない。

#### (開示と公表)

- 第8条 選手及びクラブは、本協会に対し、仲介人に支払った又は支払う予定の、すべての合意済みの報酬について、その性質を問わず詳細を開示しなければならない。加えて、選手及びクラブは、本協会、Jリーグ、各国協会、大陸連盟及びFIFAによる調査のために、本規則により開示を義務付けられる仲介人契約以外に、仲介人又は同人が所属する法人との間で締結した契約書、合意書、その他関連文書、記録及び情報を、本協会からの要請に応じて開示しなければならない。選手、クラブ、仲介人及び同人が所属する法人は、これらの文書及び情報を開示するよう合意しなければならない。
- 2 仲介人及び同人が所属する法人は、前項に定める開示義務を、選手又はクラブと連帯して負うものとする。
  - 3 選手及びクラブは、選手の登録のために、前項に定めるすべての関連書類を選手契約書又は移籍合意書に添付するものとする。選手及びクラブは、取引において仲介人を利用した場合、締結された選手契約書又は移籍合意書に当該仲介人の氏名及び署名を記載するものとする。
  - 4 本協会は、毎年5月末に、個別登録された仲介人の氏名、各仲介人が関与した個々の取引、選手及びクラブが仲介人に実際に支払ったすべての報酬の合計金額を、本協会の公式ウェブサイトで公表するものとする。なお、公表すべき報酬の合計金額は、本協会に登録されたすべての選手が仲介人に支払った報酬の総額と各クラブが仲介人に支払った報酬のクラブごとの総額とする。
  - 5 本協会は、本規則に違反する取引に関する一切の情報を公開することができる。

#### (仲介人に対する支払い)

- 第9条 仲介人に支払われるべき報酬は、金銭による支払いのみとする。
- 2 仲介人を利用する選手は、当該仲介人が締結に関与した選手契約の基本報酬額に基づいて計算した報酬を支払うものとする。
  - 3 仲介人を利用するクラブは、当該取引の成立に先立って仲介人と合意した報酬を一括払いの方法により支払うものとする。なお、別段の合意がある場合には、分割払いの方法も許されるものとする。
  - 4 本協会は、仲介人に支払うべき報酬に関する推奨事項として以下を定める。
    - (1) 選手が、当該選手のためにクラブとの選手契約の交渉をした仲介人へ支払うべき報酬の総額は、取引(選手契約の締結)1件あたりについて、当該選手契約の契約期間における基本報酬総額の3%を超えてはならない。
    - (2) クラブが、当該クラブのために選手との選手契約の交渉をした仲介人に支払うべき報酬の総額は、取引(選手契約の締結)1件あたりについて、当該選手契約の契約期間における基本報酬総額の3%を超えてはならない。
    - (3) クラブが、当該クラブのために移籍合意の交渉をした仲介人に支払うべき報酬額の総額は、取引(移籍合意)1件あたりについて、当該移籍に関して支払われた移籍補償金の3%を超えてはならない。
  - 5 クラブは、移籍補償金、トレーニング費用、トレーニングコンペンセーション及びFIFAの規則に定めるトレーニング補償金(Training Compensation)並びに連帯貢献金(Solidarity Contribution)等の選手の移籍に伴い生じる各種補償金について、仲介人に対して支払ってはならず、また、これらの支払いを仲介人に行わせてはならない。さらに、クラブは、移籍補償金又は選手の将来の移籍価値に関する何らかの権利又は権益を仲介人に保有させてはならず、かつ、仲介人に対して、あらゆる債権の譲渡をしてはならない。
  - 6 仲介人に対する報酬の支払いは、当該仲介人の依頼人(クラブ又は選手)から当該仲介人に対して行われるものとし、依頼人以外の者による仲介人への報酬の支払は、いかなる場合であっても禁止されるものとする。
  - 7 FIFA、大陸連盟、本協会、Jリーグ、クラブ、各国協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協

会又は各種の連盟の役員、職員、各種委員会の委員、審判、監督、コーチ、チームスタッフ又はその他これに類する職務若しくは地位にある者は、取引に関して選手又はクラブから仲介人に支払われた報酬の一部又は全部を仲介人から受領してはならない。これに違反した個人には懲罰が科される。

8 選手又はクラブは、取引に際して仲介人を利用した選手が18歳未満である場合、仲介人に対して報酬を支払ってはならない。

#### (利益相反)

第10条 選手及びクラブは、仲介人の利用に先立ち、選手、クラブ及び仲介人のいずれについても利益相反の関係が存在しないことを確認するよう合理的に努力しなければならない。

2 仲介人は、選手又はクラブの事前の承諾がある場合であっても、同一の取引について、取引の相手方の仲介人となることはできない。

3 仲介人は、選手又はクラブの事前の承諾がある場合であっても、仲介人と同一の法人に属する他の者が仲介人として関わる取引について、取引の相手方の仲介人となることはできない。

4 仲介人及び同人が所属する法人は、クラブ、Jリーグ、本協会、各国協会、大陸連盟又はFIFAとの間に、直接間接を問わず、利益相反につながるおそれのある契約を締結してはならない。仲介人及び同人が所属する法人は、その活動において、選手及びクラブに対し、Jリーグ、本協会、各国協会、大陸連盟又はFIFAとの間に何らかの契約関係が存在することを直接又は間接を問わず示唆してはならない。

5 仲介人及び同人が所属する法人は、直接間接を問わず、クラブの権益(株主権を含むがこれに限られない。以下同様。)の全部又は一部を保有してはならない。

6 選手、クラブ、クラブ役職員及び監督は、直接間接を問わず、仲介人が所属する法人の権益の全部又は一部を保有してはならない。

7 仲介人及び同人が所属する法人は、直接間接を問わず、取引(選手契約又は移籍合意)に関して、依頼人以外の選手若しくはクラブ、クラブ役職員又は監督に対して、何らかの権益、経済的利益、サービス又は優遇の取扱い(以下、「利益」と総称する。)を与えてはならず、かつ、そのような申し出を行なってはならない。依頼人以外の選手若しくはクラブ、クラブ役職員又は監督は、これらの申し出を受諾してはならず、かつ、これらの利益を享受してはならない。

8 仲介人及び同人が所属する法人は、直接間接を問わず、選手の登録又は移籍に関する権利及び選手の経済的権利(選手の将来の移籍によって発生する移籍補償金に関する権利及び選手の肖像の利用に関する権利を含むがこれに限られない。)を保有してはならない。

9 前4項における「間接」とは、禁止対象とされている者による直接の行為ではなく、同人の配偶者、子、親、兄弟姉妹又は同人若しくは同人が所属する法人が権益の一部若しくは全部を有する他の法人が、禁止対象の行為をすることを意味する。

#### (禁止事項)

第11条 仲介人は、誠実に契約交渉するものとし、契約交渉において、虚偽又は誤解若しくは誤導させる事実を告げてはならない。

2 選手、クラブ及び仲介人は、選手が特定の仲介人と仲介人契約することを選手契約の締結又は移籍合意の条件としてはならない。

3 仲介人は、選手契約を期間満了前に解除させる又は選手契約に規定された義務に違反させる目的をもって、選手に接触してはならない。選手による正当事由のない義務違反に関与した仲介人は、当該義務違反を惹起させたものと推定されるものとする。

4 仲介人は、仲介人契約が期間満了前に解除された場合であっても、依頼人(選手又はクラブ)に対して、不合理な損害賠償金を請求してはならない。

5 仲介人は、16歳未満の選手と仲介人契約を締結してはならない。将来において契約を締結する意図を持って当該選手と接触することも禁じられる。

6 仲介人は、自ら又は第三者を利用して以下の行為を行ってはならない。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

#### (監督等との代理契約等に関する特別規定)

第12条 クラブ(日本又は外国の全てのカテゴリーの代表チームを含む。)の監督、コーチ又は役職員(以

下、「監督等」という。)が仲介人又は同人が所属する法人と代理契約、マネージメント契約又はその他の契約を締結し、又は既に締結している場合、当該監督等及び仲介人は、本協会に対し、速やかに当該契約関係を報告しなければならない。

- 2 仲介人、同人と同一の法人に属する他の仲介人又は同人が所属する法人が、クラブの監督等と何らかの契約を締結している場合、当該仲介人は、選手のためにする同クラブとの契約交渉において、当該契約の存在を理由に、不当な影響力を行使してはならず、又は、選手に対し、当該契約の存在を理由に同人との仲介人契約の締結を誘引してはならない。

#### (懲罰)

第13条 本協会規律委員会は、仲介人に関するあらゆる事項に関し、本規則、本協会の諸規則、その他本協会の指示・命令等に違反し又はこれらを遵守しなかった選手、クラブ、仲介人及び監督等に対して、司法機関組織運営規則、懲罰規程及び本規則に従い、懲罰を科すことができる。

- 2 前項に関し、仲介人がその所属する法人の業務に関して違反行為を行った場合には、同人に対して懲罰を科するほか、同人が所属する法人に対しても懲罰を科すことができる。ただし、その法人に過失がなかったときは、この限りではない。
- 3 本協会は、仲介人に懲罰を科した場合、これを公表するものとする。また、当該懲罰の効力を全世界に拡張するため、本協会はFIFAにこれを通知するものとする。
- 4 仲介人及び同人が所属する法人は、本規則に定める仲介人登録により、本協会の管轄に服するものとする。
- 5 本協会事務局は、本協会の規律委員会に対して、いつでも、仲介人の懲罰に関する調査及び審議を依頼することができるものとする。
- 6 規律委員会は、前項に定める本協会事務局による依頼を受けるか、又は、その職権により、仲介人の懲罰に関する調査及び審議を開始するものとする。
- 7 本協会事務局は、本条第1項に該当する、又は、該当することが疑われる選手、クラブ、仲介人、同人が所属する法人及び監督等に対し、警告を発する等して是正を求めることができる。本協会事務局は、仲介人による違反行為又は不遵守が明白かつ重大な場合は、規律委員会の決定までの期間について、同仲介人に対して暫定的な活動停止を命じることができる。

#### (改正)

第14条 本規則の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

#### (施行)

第15条 本規則は2015年4月1日から施行する。

- 2 本規則の施行に伴い、本協会の選手エージェント規則(2012年4月1日施行)は廃止され、発行済の本協会の認定選手エージェントのライセンスは直ちに効力を失う。

#### [改正]

2015年 4月 9日  
2017年 4月13日  
2019年 1月16日  
2019年 2月 7日





# 日本サッカー協会選手契約書

## 〔プロA契約書〕

(以下「クラブ」という)と \_\_\_\_\_ (以下「選手」という)とは、選手が

クラブのためにプロ選手としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条 【誠実義務】

- ① 選手は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)およびクラブが加盟するリーグ、連盟等(以下「リーグ等」という)の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

### 第2条 【履行義務】

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

### 第3条 【禁止事項】

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) 協会のドーピング防止規程に抵触する行為
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

### 第4条 【報酬】

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

- (1) 基本報酬  
・総額 金 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ ヶ月分)  
(月額 金 \_\_\_\_\_ 円 ただし、 \_\_\_\_\_ 月は \_\_\_\_\_ 円)
- (2) 変動報酬、その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。

### 第5条 【費用の負担】

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

### 第6条 【休暇】

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

### 第7条 【疾病および傷害】

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

### 第8条 【選手の肖像等の使用】

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング(商品化)を自ら行う権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
  - (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
  - (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾(インターネットを含む)
  - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
  - (4) 第三者の広告宣伝等への関与
- ⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

**第9条 【クラブによる契約解除】**

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 本契約の定めに違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
  - (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
  - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
  - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
  - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

**第10条 【選手による契約解除】**

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
  - (2) リーグ等が出場を義務づける試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
  - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

**第11条 【制裁】**

- 選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。
- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
  - (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
  - (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
  - (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

**第12条 【有効期間および更新手続き】**

- ① 本契約の有効期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までとする。
- ② クラブは、協会の規則に定められた期限までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行わなければならない。
- ③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。

**第13条 【修正】**

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもちないものとする。

**第14条 【準拠法】**

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

**第15条 【紛争の解決】**

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、リーグ等または協会の規程の定めにより、リーグ等または協会に紛争解決を求めることができる。

**第16条 【保管】**

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブの代表者および選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管する。

契約締結日：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

<p><b>クラブ</b></p> <p>(住所)</p> <p>(クラブ名)</p> <p>(代表者名)</p> <p>仲介人(クラブ側) ※関与した場合</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名)</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>印</p> <p></p> <p></p> <p>印</p>	<p><b>選手</b></p> <p>(住所)</p> <p>(氏名)</p> <p>選手の法定代理人(親権者または後見人) ※未成年の場合</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名)</p> <p>仲介人(選手側) ※関与した場合</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名)</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>印</p> <p></p> <p></p> <p>印</p>
--	---	--	---



# 日本サッカー協会選手契約書

## 〔プロB契約書〕

(以下「クラブ」という)と \_\_\_\_\_ (以下「選手」という)とは、選手が

クラブのためにプロ選手としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条 【誠実義務】

- ① 選手は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)およびクラブが加盟するリーグ、連盟等(以下「リーグ等」という)の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

### 第2条 【履行義務】

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

### 第3条 【禁止事項】

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) 協会のドーピング防止規程に抵触する行為
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

### 第4条 【報酬】

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

- (1) 基本報酬  
・総額 金 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ ヶ月分)  
(月額 金 \_\_\_\_\_ 円 ただし、 \_\_\_\_\_ 月は \_\_\_\_\_ 円)
- (2) 変動報酬、その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。

### 第5条 【費用の負担】

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

### 第6条 【休暇】

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

### 第7条 【疾病および傷害】

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

### 第8条 【選手の肖像等の使用】

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング(商品化)を自ら行う権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
  - (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
  - (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾(インターネットを含む)
  - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
  - (4) 第三者の広告宣伝等への関与
- ⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

**第9条 【クラブによる契約解除】**

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 本契約の定め違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
  - (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
  - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
  - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
  - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

**第10条 【選手による契約解除】**

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
  - (2) リーグ等が出場を義務づける試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
  - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

**第11条 【制裁】**

- 選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。
  - (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
  - (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
  - (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
  - (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

**第12条 【有効期間および更新手続き】**

- ① 本契約の有効期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までとする。
- ② クラブは、協会の規則に定められた期限までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行わなければならない。
- ③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。

**第13条 【修正】**

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

**第14条 【準拠法】**

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

**第15条 【紛争の解決】**

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、リーグ等または協会の規程の定めにより、リーグ等または協会に紛争解決を求めることができる。

**第16条 【保管】**

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブの代表者および選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管する。

契約締結日：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

<b>クラブ</b>	<b>選手</b>
(住所)	(住所)
(クラブ名)	(氏名) <span style="float: right;">印</span>
(代表者名) <span style="float: right;">印</span>	<u>選手の法定代理人 (親権者または後見人)</u> ※未成年の場合 (住所)
<u>仲介人 (クラブ側)</u> ※関与した場合 (住所)	(氏名) <span style="float: right;">印</span>
(氏名) <span style="float: right;">印</span>	<u>仲介人 (選手側)</u> ※関与した場合 (住所)
	(氏名) <span style="float: right;">印</span>



# 日本サッカー協会選手契約書

## 〔プロC契約書〕

\_\_\_\_\_ (以下「クラブ」という)と \_\_\_\_\_ (以下「選手」という)とは、選手が

クラブのためにプロ選手としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条 【誠実義務】

- ① 選手は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)およびクラブが加盟するリーグ、連盟等(以下「リーグ等」という)の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

### 第2条 【履行義務】

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

### 第3条 【禁止事項】

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) 協会のドーピング防止規程に抵触する行為
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

### 第4条 【報酬】

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

- (1) 基本報酬  
・総額 金 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ ヶ月分)  
 (月額 金 \_\_\_\_\_ 円 ただし、 \_\_\_\_\_ 月は \_\_\_\_\_ 円)
- (2) 変動報酬、その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。

### 第5条 【費用の負担】

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

### 第6条 【休暇】

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

### 第7条 【疾病および傷害】

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

### 第8条 【選手の肖像等の使用】

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング(商品化)を自ら行う権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
  - (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
  - (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾(インターネットを含む)
  - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
  - (4) 第三者の広告宣伝等への関与
- ⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

**第9条 【クラブによる契約解除】**

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 本契約の定め違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
  - (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
  - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
  - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
  - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

**第10条 【選手による契約解除】**

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
  - (2) リーグ等が出場を義務づける試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
  - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

**第11条 【制裁】**

- 選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。
- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
  - (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
  - (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
  - (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

**第12条 【有効期間および更新手続き】**

- ① 本契約の有効期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までとする。
- ② クラブは、協会の規則に定められた期限までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行わなければならない。
- ③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。
- ④ プロC契約の締結期間は3年(他クラブとのプロC契約実績がある場合はそれを合算する)を条件とし、当該期間を超えてプロ選手として契約をする場合、プロA契約またはプロB契約を締結するものとする。
- ⑤ 選手がプロA契約締結条件を満たした場合、選手とクラブは本契約(プロC契約)を破棄し、新たにプロA契約またはプロB契約を締結するものとする。

**第13条 【修正】**

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

**第14条 【準拠法】**

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

**第15条 【紛争の解決】**

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、リーグ等または協会の規程の定めにより、リーグ等または協会に紛争解決を求めることができる。

**第16条 【保管】**

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブの代表者および選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管する。

契約締結日：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

<b>クラブ</b>		<b>選手</b>
(住所)		(住所)
(クラブ名)		(氏名) <span style="float: right;">印</span>
(代表者名)	印	<u>選手の法定代理人(親権者または後見人)</u> ※未成年の場合 (住所)
<u>仲介人(クラブ側)</u> ※関与した場合		(氏名) <span style="float: right;">印</span>
(住所)		
(氏名)	印	<u>仲介人(選手側)</u> ※関与した場合 (住所)
		(氏名) <span style="float: right;">印</span>



# 期限付移籍契約書

〔日本サッカー協会指定書式〕

\_\_\_\_\_ (以下「移籍元クラブ」という)、\_\_\_\_\_ (以下「選手」という)と\_\_\_\_\_ (以下「移籍先クラブ」という)とは、選手の期限付移籍に関し、次のとおり契約を締結する。

## 第1条【移籍】

移籍元クラブと移籍先クラブとは、選手の同意に基づき、\_\_\_\_\_年 月 日から\_\_\_\_\_年 月 日までの期間、選手を移籍先クラブに期限付移籍させる。

## 第2条【移籍先クラブ選手契約の優先】

選手が移籍先クラブに移籍している期間（以下「移籍期間」という）については、移籍先クラブと選手の間締結される契約（以下「移籍先クラブ選手契約」という）が、移籍元クラブと選手の間締結される契約（以下「原契約」という）に優先し、移籍先クラブ選手契約のみが適用されるものとする。なお、原契約の有効期間はこれによって影響を受けないものとする。

## 第3条【移籍期間中の報酬等】

- ① 移籍期間中の報酬等について移籍先クラブと選手とは、移籍先クラブ選手契約を締結する。
- ② 移籍先クラブ選手契約に定める基本報酬額は、原則として原契約と同条件とする。
- ③ 選手は、交通費、宿泊費および引越し費用の実費を、移籍するときは移籍先クラブに、再移籍するときは移籍元クラブにそれぞれ請求することができる。

## 第4条【移籍補償金】

移籍期間満了後、選手が移籍先クラブに完全に移籍する場合、移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができる移籍補償金は、次の各号のとおりとする。

- (1) 原契約の期間満了前に完全移籍する場合 : 移籍元クラブと移籍先クラブとが合意した額
- (2) 原契約の期間満了後に完全移籍する場合 : 移籍補償金は発生しない

## 第5条【原契約の更新手続き】

移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な諸手続きを行う。ただし、移籍元クラブ、移籍先クラブおよび選手の三者において完全なる移籍に関する合意が既に為されている場合は、移籍先クラブが行うものとする。

## 第6条【移籍期間中の契約変更】

移籍期間中にプロA契約締結条件を満たしていない選手が、当該締結条件を満たした場合、以下の内容の契約に変更する。尚、変動報酬は移籍元クラブおよび移籍先クラブと選手との間において別途定めるものとする。

- (1) 契約書式 : \_\_\_\_\_ 契約書
- (2) 基本報酬(年額) : \_\_\_\_\_ 円

ただし、上記報酬には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

## 第7条【メディカルチェック】

- ① 移籍先クラブは、選手を移籍期間開始前に移籍元クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができ、選手が移籍先クラブ選手契約の義務を十分に果たせないと判断した場合は、本契約を即刻解約することができる。
- ② 移籍元クラブは、移籍期間満了前に移籍先クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができる。

## 第8条【選手の傷害・疾病等】

移籍期間中における選手の健康管理、傷害・疾病予防および治療については、移籍先クラブがその責任を負う。

## 第9条【再移籍】

- ① 移籍期間中選手が移籍先クラブにおいてサッカー選手としての運動能力を著しく喪失したことが第7条第2項のメディカルチェックにより判明した場合、移籍元クラブの選択により選手を再移籍させる

いことができる。

- ② 移籍元クラブが前項の選択を行った場合、原契約残存期間の移籍元クラブの基本報酬支払い義務は、移籍先クラブが移籍元クラブに代わって履行する。ただし、移籍元クラブが支払うべき成果プレミアム等の報酬については、この限りではない。

#### 第10条【選手肖像の使用】

移籍期間中においても移籍元クラブは選手の肖像を使用することができる。ただし、移籍元クラブのユニフォームを着用しているもの、または移籍前に撮影した映像、スチル写真等に限る。

#### 第11条【トレーニングコンペンセーション】

- ① 第1条に定める移籍期間が、公益財団法人日本サッカー協会 プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則7-2に定める「トレーニング期間」に該当する場合、同規則7-5(2)に基づき、原則として移籍元クラブが当該トレーニング期間に関するトレーニングコンペンセーションの全部を受け取る権利を有するが、移籍元クラブと移籍先クラブとの間に別段の合意がある場合は、移籍先クラブは当該移籍期間に応じた額のトレーニングコンペンセーションの全部又は一部を移籍元クラブより受け取ることができる。
- ② 前項に関して、移籍元クラブと移籍先クラブは以下の通り合意する。なお、本条に関する事項については、移籍元クラブと移籍先クラブの二者間の合意事項となり、選手は何ら権限を有さない。また、本条は移籍元クラブと移籍先クラブの合意により変更できる。

<トレーニングコンペンセーションに関する扱いに関する合意>

第1項に定める本移籍の移籍期間に関するトレーニングコンペンセーションに関しては

- 移籍元クラブがその全部の権利を有する。  
 移籍先クラブがその全部の権利を有する。  
 移籍先クラブが一部の権利を持つものとし、これを別に定める。

※いずれか該当するものに☑マークを付ける。

以上、本契約締結の証として本書3通を作成し、各当事者が記名捺印のうえ各1通ずつを保有する。

年 月 日

移籍元クラブ

(住所)

(クラブ名)

(代表者名)

仲介人 (当移籍に関与した場合)

(住所)

(氏名)

移籍先クラブ

(住所)

(クラブ名)

(代表者名)

仲介人 (当移籍に関与した場合)

(住所)

(氏名)

印

印

印

印

選手

(住所)

(氏名)

印

選手の法定代理人 (親権者または後見人) の署名

※未成年の場合

(住所)

(氏名)

印





## 選手登録区分申請書（各登録ウインドー用）

チーム名： \_\_\_\_\_

種別： \_\_\_\_\_

チーム登録番号： 

--	--	--	--	--	--	--	--

代表者名： \_\_\_\_\_

印

住所： 〒 \_\_\_\_\_

JFAの定める諸規則に基づき、別紙選手一覧\*の選手登録区分を以下のとおり申請します。

内訳		申請料	添付書類
1	プロ選手 統一契約 A × 名	* 年度あたり 10,000円/選手 (不課税)	契約書の写しは リーグへ提出
2	プロ選手 統一契約 B × 名	* 年度あたり 10,000円/選手 (不課税)	契約書の写しは リーグへ提出
3	プロ選手 統一契約 C × 名	* 年度あたり 10,000円/選手 (不課税)	契約書の写しは リーグへ提出
4	プロ選手 非統一契約 × 名	* 年度あたり 10,000円/選手 (不課税)	契約書の写しは リーグへ提出
5	プロ選手 ⇒ アマチュア選手 への変更 × 名	* 1回あたり 5,000円/選手 (不課税)	-

\*「別紙選手一覧」は、JFAが請求書と共にお送りするものを添付してください。

※期限付移籍の場合は、「期限付移籍契約書」も併せて提出します。

※必ず振込明細書を添付してください。

提出日：西暦 年 月 日

【日本サッカー協会記入欄】

処理日：西暦 年 月 日 担当者： \_\_\_\_\_

提出先) 日本サッカー協会  
写し) 都道府県サッカー協会

# 選手登録区分申請料振込明細書（各登録ウインドー用）

チーム名 フリガナ \_\_\_\_\_  
 漢字： \_\_\_\_\_  
 種別： \_\_\_\_\_ チーム登録番号： 

--	--	--	--	--	--

  
 代表者名： \_\_\_\_\_ 印

選手名	他合計 _____ 名 <small>(※選手一覧は別紙のとおり)</small>
生年月日	年 月 日 [ ]才
申請内容	選手登録区分

上記の申請につき、下記のとおり入金いたしましたので、お知らせいたします。

— 記 —

1. 入金額 金 \_\_\_\_\_ 円
2. 振込人名義 \_\_\_\_\_
3. 入金日 20 年 月 日
4. 着金日 20 年 月 日
5. 入金先口座 三菱UFJ銀行 渋谷支店  
普通 1448195 公益財団法人 日本サッカー協会
6. 振込明細書(写し)

(糊付)  
**※本紙に糊付できない場合は、別紙にて添付すること。**

以上



# 選手登録区分申請料振込明細書

チーム名 フリガナ \_\_\_\_\_  
 漢字: \_\_\_\_\_  
 種別: \_\_\_\_\_ チーム登録番号: 

--	--	--	--	--	--	--	--

  
 代表者名: \_\_\_\_\_ 印

選手名	他、_____名 <small>(※選手一覧は別紙)</small>
生年月日	年 月 日 [ ]才
申請内容	選手登録区分申請 ( プロ選手 / プロ選手→アマチュア選手 )

上記の申請につき、下記のとおり入金いたしましたので、お知らせいたします。

- 記 -

1. 入金額 金 \_\_\_\_\_ 円
2. 振込人名義 \_\_\_\_\_
3. 入金日 20 年 月 日
4. 着金日 20 年 月 日
5. 入金先口座 三菱UFJ銀行 渋谷支店  
普通 1448195 公益財団法人 日本サッカー協会
6. 振込明細書(写し)

(糊付)  
 ※本紙に糊付できない場合は、別紙にて添付すること。

以上



## 国際移籍証明書発行申請料振込明細書（各登録ウインドー用）

チーム名 フリガナ \_\_\_\_\_  
漢字： \_\_\_\_\_  
種別： \_\_\_\_\_ チーム登録番号： 

--	--	--	--	--	--	--	--

  
代表者名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

選手名	他合計 _____ 名 (※選手一覧は別紙)
生年月日	年 月 日 [ ]才
申請内容	国際移籍証明書発行(海外→日本)

上記の申請につき、下記のとおり入金いたしましたので、お知らせいたします。

- 記 -

1. 入金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
※申請料:10,000円 + 消費税 /選手
2. 振込人名義 \_\_\_\_\_
3. 入金日 20 年 月 日
4. 着金日 20 年 月 日
5. 入金先口座  三菱UFJ銀行 渋谷支店  
普通 1448195 公益財団法人 日本サッカー協会  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )
6. 振込明細書(写し)

(糊付)  
**※本紙に糊付できない場合は、別紙にて添付すること。**

以上



# 国際移籍証明書発行申請料振込明細書

チーム名 フリガナ \_\_\_\_\_  
漢字： \_\_\_\_\_  
種別： \_\_\_\_\_ チーム登録番号： 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

  
代表者名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

選手名	
生年月日	年 月 日 [ ]才
申請内容	国際移籍証明書発行(海外→日本)

上記の申請につき、下記のとおり入金いたしましたので、お知らせいたします。

- 記 -

1. 入金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
※申請料:10,000円 + 消費税 /選手
2. 振込人名義 \_\_\_\_\_
3. 入金日 20 年 月 日
4. 着金日 20 年 月 日
5. 入金先口座  三菱UFJ銀行 渋谷支店  
普通 1448195 公益財団法人 日本サッカー協会  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )
6. 振込明細書(写し)

(糊付)  
**※本紙に糊付できない場合は、別紙にて添付すること。**

以上

(選手名) \_\_\_\_\_ 殿

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

## 契約更新に関する通知書

貴殿と当クラブとの \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降の契約条件について、下記のとおりご通知申し上げます。  
つきましては、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までにご返答願います。

記

### 1. 契約の種類(下記(1)から(4)のいずれかを○で囲む。)

- (1) 下記の条件をもって貴殿と『プロA契約』を締結いたしたい。  
(2) 下記の条件をもって貴殿と『プロB契約』を締結いたしたい。  
(3) 下記の条件をもって貴殿と『プロC契約』を締結いたしたい。  
(4) 以降、貴殿と契約を締結する意思はありません。

### 2. 契約条件

	現在の契約の内容	新規の契約の内容
(1)契約期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
(2)基本報酬	(年額) 金 _____ 円	(年額) 金 _____ 円
	※「(1)契約期間」が1年未満の場合は、契約期間に応じた金額も記入する	
	金 _____ 円	金 _____ 円

※上記金額には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

以上

(選手名) \_\_\_\_\_ 殿

住 所:

クラブ名:

代表者名: \_\_\_\_\_ (印)

## 最終提示額証明書

当クラブは、貴殿との次期( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降)契約に関する交渉について、下記の報酬を最終的に提示したことを証明いたします。

記

### 1. 現在の契約:

契約の種類	プロA・プロB・プロC
契約の終了時期	_____ 年 _____ 月 _____ 日
基本報酬(年額)	金 _____ 円

### 2. 最終提示:

契約の種類	プロA・プロB・プロC
契約の終了時期	_____ 年 _____ 月 _____ 日
基本報酬(年額)	金 _____ 円

※上記金額には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

[注]:契約種類はいずれかを○で囲む。

以上

[正本⇒選手 写し⇒クラブ、リーグ]



(選手名) \_\_\_\_\_ 殿

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

## 契約変更に関する通知書

貴殿は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に行われた \_\_\_\_\_ の試合において、プロA契約の締結条件を満たされました。つきましては、貴殿と当クラブとの間に \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日締結した契約を、  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より下記のとおり変更いたしたく、ご通知申し上げます。

記

### 1. 変更する契約の種類(下記(1)、(2)のいずれかを○で囲む。)

(1) 下記の条件をもって貴殿と『プロA契約』を締結いたしたい。

つきましては、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までにご返答願います。

(2) 下記の条件をもって貴殿と『プロB契約』を締結いたしたい。

つきましては、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までにご返答願います。

### 2. 契約条件

	現在の契約の内容	新規の契約の内容
契約期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
基本報酬	(年額) 金 _____ 円	(年額) 金 _____ 円
	※契約期間が1年未満の場合は、契約期間に応じた金額も記入する	
	金 _____ 円	金 _____ 円

※上記金額には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

以上

(所属リーグ)

御中

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

## プロA契約25名枠 対象外認定申請書

下記の選手を、プロA契約25名枠の対象外として認定願いたく、申請いたします。

選手氏名	(本名)	(通称)
生年月日	年 月 日 ( 歳)	日本サッカー協会 選手登録番号

1. 申請理由(下記(1)から(5)のいずれかを○で囲む。)

(1) アマチュアまたはプロC契約の選手で、年度途中でプロA契約に移行する。

※出場実績報告書を添付すること。

(2) 自クラブの第3種または第2種の育成組織のチームに3年以上在籍した選手が、同クラブのチームに在籍する場合

(外国籍選手を除く。在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、1年と見なして計算する。)

ク ラ ブ 履 歴 内	チーム名	所属開始日	所属終了日
			年 月 日
		年 月 日	年 月 日

(3) ケガ、疾病等により、今年度は試合出場できないため、本申請が承認された場合、速やかにJFA登録を抹消し、

また、この選手は年度内において再びJFA登録をすることはできない。

※ 医師の診断書を添付すること。選手に対する説明を行い、選手の署名を記入すること。

※ 外国籍選手の場合は、書式Jにて申請すること。

選手署名:

(4) その他

--

2. 対象外とする期間 年 月 日から 年 月 日まで

以上

[注]

- ▶ 本申請書は、『正本』および『写し』を各1通ずつ作成し、双方とも所属リーグ事務局に提出する。
- ▶ 『正本』は所属リーグ事務局において保管し、『写し』は所属リーグの承認印を押捺後、申請元クラブに返還する。
- ▶ 本申請書が承認された場合、所属リーグは速やかにJFAに報告する。

所属リーグ  
承認欄

公益財団法人日本サッカー協会 御中

住 所:

クラブ名:

代表者名: (印)

## 登録ウインドーの適用例外に関する申請書 (契約が終了したプロ選手)

下記の選手は、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手であるため、登録ウインドーの例外を適用いたしたく、申請いたします。

## 記

選手氏名	(本名)	(通称)
生年月日	年 月 日 ( 歳)	日本サッカー協会 選手登録番号
前契約終了日	年 月 日	

※ 契約が終了していることを証明する書面を添付すること。

※ 選手に対する説明を行い、選手の署名を記入すること。

選手署名: \_\_\_\_\_

以上

[正本⇒JFA 写し⇒クラブ、リーグ]

(所属リーグ)

御中

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

## 登録ウインドーの適用例外に関する申請書 (ゴールキーパー選手の例外)

当クラブ所属のゴールキーパーの選手が、ケガ・疾病等により、試合に出場することができない特別な事情があるため、  
下記ゴールキーパーの選手を登録ウインドーの例外として認定願いたく、申請いたします。

なお、本申請が承認された場合、試合に出場できないゴールキーパー選手は契約の継続・非継続に関わらず、  
速やかに日本サッカー協会および所属リーグの登録を抹消いたします。

## 記

## 1. 登録ウインドーの例外を適用する選手

所属クラブ			
選手氏名	(本名)	(通称)	
生年月日	年 月 日 ( 歳)	日本サッカー協会 選手登録番号	

## 2. 特別な事情により、試合に出場することができない選手

選手氏名	(本名)	(通称)	
生年月日	年 月 日 ( 歳)	日本サッカー協会 選手登録番号	
理由			

※ 怪我・疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。提出する診断書が外国語で記載されている場合には、  
日本語の訳文を添付すること。

※ 選手に対する説明を行い、選手の署名を記入すること。

選手署名: \_\_\_\_\_

以上

## [注]

- 本申請書は、『正本』および『写し』を各1通ずつ作成し、双方とも所属リーグ事務局に提出する。
- 『正本』は所属リーグ事務局において保管し、『写し』は所属リーグの承認印を押捺後、申請元クラブに返還する。
- 本申請書が承認された場合、所属リーグは速やかにJFAに報告する。

所属リーグ  
承認欄

(所属リーグ)

御中

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

## 登録ウインドーの適用例外に関する申請書 (育成型期限付移籍)

下記の選手について、「育成型期限付移籍」を適用し、登録ウインドーの例外として認定願いたく、申請いたします。

## 記

## 1. 登録ウインドーの例外を適用する選手

現所属クラブ			
選手氏名	(本名)	(通称)	
生年月日	年 月 日 ( 歳)	日本サッカー協会 選手登録番号	

## 2. 申請理由(下記(1)、(2)のいずれかを○で囲む。)

- (1) 原契約を有する移籍元クラブから移籍先クラブへ期限付移籍する。
- (2) 期限付移籍契約を解除し、原契約を有する移籍元クラブに再登録する。

※ 本移籍が「育成型期限付移籍制度」による期限付移籍であることについて、移籍元クラブ、移籍先クラブおよび選手の三者が合意をしたことを証明する書面を添付すること。

以上

## [注]

- ▶ 本申請書は、『正本』および『写し』を各1通ずつ作成し、双方とも所属リーグ事務局に提出する。
- ▶ 『正本』は所属リーグ事務局において保管し、『写し』は所属リーグの承認印を押捺後、申請元クラブに返還する。
- ▶ 本申請書が承認された場合、所属リーグは速やかにJFAに報告する。

所属リーグ 承認欄
--------------

(クラブ名)

---

(代表者名)

---

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

## 他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知書

貴クラブ所属の (選手名) \_\_\_\_\_ 殿 との契約交渉を、

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で開始いたしますので、ご通知申し上げます。

以上

---

[正本⇒宛先クラブ 写し⇒リーグ]

© 2020 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-10-15 JFA ハウス 9 階

発行者／村井 満

印刷／アサヒビジネス株式会社

公益社団法人日本プロサッカーリーグ